

議員は「別に定める使途基準に従い、使用しなければならず（第7条）、「毎年度、当該年度の終了日の翌日から起算して30日以内に必要な事項を記載した報告書を議長に提出」することが義務付けられ（第8条）、議員にはそれら支出について、「会計帳簿を調整し、その内訳を明らかにするとともに」、収支報告書等を5年間保存することが義務付けられている（第9条）。また、議長は収支報告書が提出されたときに、必要に応じ調査を行うものとされ（第10条）、知事に対し、「議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において行った政務調査費による支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずる」ことを義務付けている（第11条）。

なお、青森県政務調査費の交付に関する規程第2条による条例第7条の使用基準は下表のとおりである。

| 項目 | 項目の内容 | 経費の種類 |
|-------|-------------------------------------|------------------|
| 調査研究費 | 議員が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 | 旅費、委託料等 |
| 研修費 | 団体等が開催する研修会、講演会等への議員及びその職員の参加に要する経費 | 旅費、会費等 |
| 会議費 | 議員が行う各種会議の開催に要する経費 | 旅費、印刷製本費、賃借料等 |
| 資料作成費 | 議員が行う議会審議のために必要な資料の作成に要する経費 | 印刷製本費、原稿料等 |
| 資料購入費 | 議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入及び購読に要する経費 | 購入費、購読料等 |
| 広報費 | 議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 | 旅費、印刷製本費、通信費等 |
| 事務所費 | 議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 | 賃借料、光熱水費等 |
| 事務費 | 議員が行う調査研究に係る事務の遂行に要する経費 | 事務用品費、通信費、備品購入費等 |
| 人件費 | 議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費 | 給料、手当、社会保険料、賞金等 |

(2) 判例

仙台高等裁判所 平成19年（行コ）第15号 政務調査費返還代位請求控訴事件判決

掲記判決は以下のとおり判示した。

政務調査費が議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するものであることからすると、これをどのように活用するかは本来議員の自立的判断にゆだねられるべきものであるが、半面、政務調査費は、その使途が限定され、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることが禁止されており、交付を受けた議員に会計帳簿の調整や領収書等の整理保管が義務付けられていることなどからすると、政務調査費が地方自治法や本件条例、本件規則の趣旨に従って適正に使用されなければならないことは明らかである。

そして、議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念、市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出とすべきである。また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がない場合には、基本的にこれを正当な政務調査費の支出とはできないし、当該支出に係る領収書等が提出されたとしても、その領収書の作成者の住所を欠いていて第三者による事後的検証が困難な場合や領収書の記載からは政務調査との関連が明らかでないにもかかわらず、それを補足する説明がされていないような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないといふべきである。

仙台高等裁判所 平成22年（行コ）第8号 政務調査費返還代位請求控訴事件判決

掲記判決は以下のとおり判示した。

一般に、不当利得返還請求訴訟においては、返還を請求する者において、当該利得につき、「法律上の原因を欠くこと」を主張立証すべきであると解されるが、その場合には、当該事案において通常考えられる程度に利得の保持を正当化する原因が存在しないことを主張立証することにより法律上の原因の不存在が推認され、相手方においてこれに反証する必要があるといふべきである。

これを政務調査費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求

訴訟の場合についてみると、使途基準に合致する政務調査費の支出がなされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実（以下単に「外形的事実」ということもある。）の存在が主張立証された場合において、これに対する適切な反証が行われないときは、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると推認されるというべきである。元より調査活動費交付の趣旨等に照らして、調査活動の対象、目的については各議員の自主的、自立的判断が尊重されるべきではあるが、その裁量には自ずから一定の限界があり、外形的事実から調査研究の実質やその必要性、合理性に疑問が窺われる場合には、これらについて具体的な反証がない限り使途基準に合致した支出と言えないというべきである。

掲記判決に係る原審（青森地方裁判所平成20年（行ウ）第4号 政務調査費返還代位請求事件）判決では当該政務調査費の交付の前年度に発生した債務に対する事務所費（電気料）支出につき、以下のとおり判示した。

平成18年4月分については、同年3月22日から同月31日までの使用分は平成18年度の経費に該当するとはいえないから日割り計算をし、平成18年4月分として3503円の支出があったと認める。

（当監査委員が確認したところでは、仙台高等裁判所平成22年（行コ）第8号政務調査費返還代位請求事件の原審は青森地方裁判所平成19年（行ウ）第5号であり、青森地方裁判所平成20年（行ウ）第4号政務調査費返還代位請求事件は、仙台高等裁判所平成24年（行コ）第8号政務調査費返還代位請求控訴事件の原審である。）

仙台高等裁判所 平成18年（行コ）第20号 政務調査費返還履行請求控訴事件（最高裁で確定）

掲記判決は以下のとおり判示した。

ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合にどのように対処すべきかについては、控訴人が主張するとおり、本件条例や本件規則には何らの規定も設けられていない。しかしながら、その全額を政務調査費とするのは相当ではないことは明らかであるから、条理上、按分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合を持つて政務調査費を確定すべきである。

青森地方裁判所平成17年（行ウ）第4号 政務調査費返還履行請求事件判決

掲記判決は、前記仙台高等裁判所 平成18年（行コ）第20号政務調査費返還履行請求控訴事件（最高裁で確定）の原審判決であるが、議員の名刺代に政務調査費を充当することについて以下のとおり判じた。

証拠（甲27の1、乙5の1）によれば「名刺代」として支出した雑費8400円については、名刺代が議員として通常の活動を超えた調査研究活動のために必要な経費であるとは考え難いことから、その全額を本件使途基準に合致しない支出であると認める。

和歌山地方裁判所平成19年（行ウ）第7号 政務調査費違法支出金返還請求事件判決

掲記判決は、和歌山県民手帳・和歌山県職員録の複数冊購入について以下のとおり判じ、大阪高等裁判所平成25年（行コ）第40号政務調査費違法支出金返還請求控訴事件判決において確定した。

また、平成16年5月17日の和歌山県の職員録2冊の代金…（中略）…同じものを2冊も購入することが、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要するとは認められないから、そのうち、それぞれ1冊分700円に政務調査費を支出した部分は違法である。

(3) 議員らによる個別支出の検討
各議員等による個別支出のうち、本件使途基準に合致しないと疑われる支出について検討し別表1～5にまとめた。

これら別表にまとめた事実は、平成24年度分の政務調査費が、使途基準に反して支出されていたこと、またはその恐れを示すものである。

よって、監査委員におかれては厳正な監査を行い、本件使途基準を逸脱した政務調査費相当額について、青森県知事に対して前記各議員から青森県に返還を求めると請求の趣旨記載の必要な措置をとるよう勧告することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項に基づき請求する。

第4 監査委員の除斥

本件請求は県議会議員に交付された政務調査費に関するものであるため、県議会議員である山谷清文監査委員及び小増山吉紀監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条の2の規定に基づき除斥した。

第5 請求の受理

本件請求については、違法理由、違法金額が記載されていないものがあるなど、内容に不備があったことから、平成26年7月7日に補正を求める通知を发出したところ、同月16日に請求人から補正が行われた書類が提出されたため、同日付けで受理した。

第6 請求人の証拠の提出及び陳述

1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成26年8月4日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設け、また、同条第7項の規定により、議会議務局の職員との立会いを認めた。

2 陳述の概要（請求人の陳述のうち措置請求書記載事項に関する部分で、措置請求書に記載のない事項について抜粋した。）

(1) 地方自治法第100条の趣旨に基づけば、青森県政務調査費は議員の調査研究に資することは当然のこととして、その調査研究の対象となるものは県政とのかかわりがあるものに限定されなければならないものと解されます。したがって、調査研究を行ったとしてもその対象や目的が青森県政とのかかわりがないもの、あるいは、かかわりがあったとしても極めて関連性が希薄であったり、あるいは関連性が疑われるという場合には、その調査研究活動への政務調査費の支出は、地方自治法と県条例の趣旨に反するものといわねばなりません。

(2) 政務調査費の交付対象についてですが、県条例の2条1項では政務調査費は各月の初日に議員である者に対して交付すると、同条第2項では、前項の規定にかかわらず月の初日に任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した議員には、政務調査費を交付しないこととされています。

また、第4条1項においては、政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度、当該年度の開始の日から5日以内に知事に通知することを議長に義務付けている。で、第5条においては、前条の規定による通知があったときは、速やかに、当該通知に係る議員について政務調査費の交付の決定を行い、当該議員に通知すること、第6条においては、毎月10日までに当該月分の政務調査費を交付することを知事に義務付けています。

加えて、第11条においては、知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度に行なった政務調査費による

支出の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるものとしております。

また、地方自治法2条第14項においては地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定められておりますし、同法208条1項では普通地方公共団体の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする、第2項では各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされています。以上によれば前年度に行った政務調査活動に係る債務に係る支出について当年度の政務調査費を充当することや、次年度分の政務調査活動に係る債務に係る支出に当年度の政務調査費を充当することはやはり法と条例の趣旨に合致しないというべきです。

(3) 今回の政務調査費支出に係る青森県政務調査費の交付に関する条例8条並びに青森県政務調査費の交付に関する規程第3条に定められた収支報告書の写しをみますと、収支報告書への添付書類について各議員の対応がばらばらで統一性がなく、研修会や講演会に行ったという議員についても、その開催内容さえも添付されおらず、真実さういふ催しが行われたのかどうかについて客観的に検証できないというもの、あるいは、旅行などに行った際の報告書が添付されているもの、されていないもの、あるいは添付されていたとしても、極めて概括的で、パンフレットやインターネットで資料を閲覧しただけでも、あるいはそこに行ったことがある経験者に聞けば書けるような内容の程度で、その記載されている内容からは本当に青森県政にかかわっての政務調査活動が行われたのかどうかという疑義、疑念を持たざるを得ないものが多数ありました。また、訪問先の地名のみが記載されていて、具体的にどこで、誰と会ったという調査をしたのかについては全くつかない知ることさえできないというものも数多くありました。

(4) 事務所賃借料や人件費支出を計上している議員の方々が多数おられます。しかし、それら支出に係る契約書を添付していた方はごくまれでした。事務所にしてみますと、自宅に設置しているであろう場合については、そこで発生したとして政務調査費を充当している電話、ファックス、水道、電気、灯油代、その他事務消耗品費や新聞購読料について、どのような基準で計上しているのか不明な方が多くみられました。

同様に事務所賃借料は計上していないものの議員ご本人が代表者であったり、

親族家族が経営している事業所の電話番号が議員の連絡先事務所の電話番号と同じもの、あるいは連番になっているという例もみられました。また、賃借している事務所について議員の公式ホームページやブログなどによれば、事務所費支出の対象となっている事務所が後援会の事務所として表記されている例、あるいは、政治資金の収支報告書からは政党事務所も兼ねていることが疑われるという例、あるいは、議員が、事務所が設置されている建物を所有している法人、同族会社と思われる法人の役員をしているという例もみられます。このうち、議員が役員を務めている会社の建物に事務所を設置している場合は、きちんと作成されているであろう賃貸借契約書であるとかその使用実態を示すに足る客観的な証拠を示すということもないという場合があります。また、その事務所に勤務したという人に対して政務調査活動専用として雇用契約書や勤務実態も不明なままに、人件費に政務調査費を充当している例が多数見られました。こういう場合は事務所賃借料の支出については、そういった賃借料に名を借りての資金提供ではないかと、あるいは人件費支出については債権者名や住所もスキャンされていることから誰に支出された人件費であるか客観的に検証できない。このため、家族への生活費の提供やあるいは会社従業員や、後援会や政党職員の人件費の一部に充てられているのではないかとという疑問も生じます。議員活動は極めて広範に行われます。一つの活動においても、政務調査活動あるいは後援会活動、その他一般的な議員活動と、さらに場合によっては政党活動と評価されるべき部分もあるわけで、それらが複合的に行われる場合が多いわけですが、事務所はまさにそうした渾然一体となった活動が行われる場でもあります。会派控室の場合にはまさにその典型的な場合だといえることかといえると思います。本来であれば、それらの事務所費やそこで発生した様々な支出については、それぞれの活動の実態に合わせて、実費計上するべきところではあります。このような事情を斟酌していただいて、社会通念上按分して計上すべきであって、その使用実態に応じて、3分の1ないしは4分の1を超える支出については、使途基準に適合しないといえるべきであります。

(5) このような状態ですので、地方自治法改正時の要件とされた使途の透明性の確保については大変まいまいにされているというのが実態ではないかというふうに考えます。

(6) 先日の兵庫県議会議員の政務活動費に係る使途や支出の問題がスゴミでも大きく取り上げられており、政務活動費のみならず、政務調査費についても再

び社会問題化してきておりますが、この根本にあるのはやはり使途の透明性の確保について事後に住民目線で検証できるようにきちんと制度化されてこなかったことではないかというふうに考えております。法改正の当時の自治省行政課においては政務調査費について当初補助金として位置付けすることを想定しておりました。県議会において政務調査費や政務活動費の予算上の節区分についてどのように位置付けられているのかという観点からも厳正な監査や判断をお願いいたします。

第7 監査の実施

1 監査対象事項

平成24年度に青森県議会の議員に交付された政務調査費のうち、請求人が措置請求書において摘示した支出及びそれに関連する事項を監査の対象とした。

2 監査対象機関等

政務調査費の交付に関する事務を担当している青森県議会事務局を監査対象機関とした。

また、法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示された支出に係る議員及び会派について関係人として調査を実施し、青森県議会議長に対し「政務調査費事務マニュアル」の考え方について照会した。

第8 監査の結果

1 関係法令（平成24年度当時のもの）

(1) 法律

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第15項において、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

(2) 条例等

本県では、法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、青森県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月青森県条例第45号。以下「条例」とい

う。)を制定している。

条例の主な内容は、以下のとおりである。

ア この条例は、(中略)、青森県議会の議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。(第1条)

イ 政務調査費は、各月の初日に議員である者に対して交付する。(第2条第1項)

ウ 政務調査費は、月額31万円とする。(第3条)

エ 青森県議会の議長(以下「議長」という。)は政務調査費の交付を受け、議員については、毎年度、当該年度の開始の日から5日以内に知事に通知しなければならない。(第4条第1項)

オ 知事は、前条の規定による通知があつたときは、速やかに、当該通知に係る議員について、政務調査費の交付の決定を行い、当該議員に通知するものとする。(第5条)

カ 知事は、毎月10日までに、当該月分の政務調査費を交付するものとする。(第6条)

キ 議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い、使用しなければならない。(第7条)

ク 議員は、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内(年度中途に議員でなくなった場合にあつては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内)に、次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を議長に提出しなければならない。

- 1) 議員の氏名
 - 2) 政務調査費に係る収入額
 - 3) 政務調査費に係る支出額及びその主な内容
 - 4) 政務調査費に係る収入額と支出額との差引額
 - 5) その他必要な事項
- (第8条第1項)

ク 前項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書の写し等(領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。)を添えなければならない。(第8条第2項)

コ 議員は、政務調査費による支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を収支報告書及び領収書の写し等(以下「収支報告書等」という。)を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(第9条)

カ 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、第8条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。(第10条)

シ 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において行った政務調査費による支出(第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずるものとする。(第11条)

ス 議長は、収支報告書等に記録されている情報のうち青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号)第7条に規定する不開示情報に該当する部分を除いたものを閲覧に供するものとする。(第12条第3項)

セ この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付等に関し必要な事項は、議長が定める。(第13条)

条例の規定に基づき、青森県政務調査費の交付に関する規程(平成13年3月青森県議会告示第1号。以下「規程」という。)が定められており、規程の主な内容は、以下のとおりである。

ア 条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする。(第2条)

イ 条例第8条第2項の議長が定める証拠書類は、領収書の写しその他の支出を証すべき書面であつて当該支出の相手方から徴したものの写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いとき及び議長が定めるときは、支出証明書(第2号様式)又は金融機関が作成した当該政務調査費による支出に係る振込みの明細書の写し)とする。(第3条第2項)

ウ 議長は、条例第8条の規定により提出された収支報告書及び領収書の写し等(以下「収支報告書等」という。)の写しを知事に送付するものとする。(第3条第6項)

エ 別表(第2条、第3条関係)
(請求人が措置請求書で引用した表と同一であるため省略)

2 政務調査費事務マニュアル（平成24年度当時のもの）

(1) 制定手続

平成19年5月に自由民主党会派及び公明党議員団から議長に対し、政務調査費の透明性の確保に向けた対策を求める要望がなされたこと等により、議会の主体的な取組として、全会派で構成する「政務調査費等議会改革検討委員会」を設置し、政務調査費の透明性の確保等に関する事項について検討することとされた。

平成19年12月13日に同委員会から議長に対し検討結果の答申があり、

ア 政務調査費の透明性の確保について、すべての支出に領収書等の証拠書類を添付する。

イ 使途基準の明確化について、調査研究活動の意義と使途の明確化を図るため、平成13年10月16日付けで全国都道府県議会議長会が示した「政務調査費の使途の基本的な考え方について」を基礎として、先行して作成している他都道府県の使途基準マニュアル、最近の判例における考え方等について検討を加え、これに本県の状況等を勘案して整理された内容を具体的な使途基準の詳細とする。

ウ これらの政務調査費制度の改革に伴い、証拠書類等の整理と適正支出の確認に資するため、政務調査費制度の基本的考え方、イの使途基準の詳細、交付手続き、会計処理及び証拠書類の整理保管、報告書の作成及び提出の手続き等を取りまとめた「事務マニュアル」を作成する。

とされた。
この答申結果を踏まえ、平成20年2月に議長から同委員会に対し、「青森県政務調査費の交付に関する条例」の改正案、「政務調査費事務マニュアル」の作成等について改めて依頼があり、同委員会が原案を作成のうえ、同年3月6日に開催された各会派代表者会議において了承された。

これらの内容に沿って、平成20年3月、県議会第253回定例会において「青森県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、併せて、「政務調査費事務マニュアル」（以下「マニュアル」という。）について同年4月1日に施行された。

その後、議員からの照会に対しマニュアルでは判断が困難なものとマニュアルの説明が不十分なものがあつたことから、同委員会においてマニュアルの見直しの検討を行い、各会派代表者会議での了承を経て平成20年12月に一

部改訂が行われた。

マニュアルは条例及び規程に定める使途基準に基づき、各議員が政務調査費を支出するに当たって、議員自身が判断するための具体的な運用を取りまとめた統一的な指針と位置付けられている。

(2) 内容（措置請求書に関連のある部分のみを抜粋している。）

政務調査費制度に対する基本的な考え方（マニュアル2頁）
次の考え方を基本として適用していくものとしている。

- ・調査研究の必要性及び妥当性があること
- ・調査研究方法の合理性及び効率性があること
- ・原則として充当する額は実費弁償であること
- ・社会通念上許容されるものであること
- ・証拠書類等が整備されていること
- ・透明性が確保されていること

使途の基準（マニュアル3頁～5頁）
項目別に具体的な考え方や想定される例として取扱いを定めている。なお、活動の例は参考として掲げたものであり、これらに類するものは当然に含まれるとしている。

ア 調査研究費

| 項目の内容 | 考え方及び活動事例 |
|--|--|
| 議員が行う県の事務及び地方財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費（旅費、委託料等） | <p>県政の政策課題に関するものほか、調査研究の基本となる関係者や住民からの情報収集や先進事例の調査及び専門的知見の活用等に係る経費に充てる。なお、調査研究の方法等は議員により異なる。広範にわたることから、他の項目に属さない調査研究は、この項目に計上する。</p> <p>(例) 県政に関する執行部からの情報収集・意見交換 会派が行う議員総会・政調会・勉強会・打合せ等への出席 国・市町村・関係団体・住民等からの情報収集・意見交換 県内各地域の状況把握のための現地調査（施設運営状況・農林水産物の状況・道路状況・災害状況他） 県内外及び海外における先進事例等の現地調査 政策提言等を目的とした議員連盟活動・政策研究会活動</p> |

| | |
|--|---|
| | 県が主催する大会・式典等への出席 県政等に関するアンケート調査 専門機関等への調査研究委託 |
|--|---|

イ 研修費

| | |
|--|--|
| 項目の内容 | 考え方及び活動事例 |
| 団体等が開催する研修会、講演会等への参加及びその職員に要する経費(旅費、会費等) | 県政の政策課題に関するものほか、調査研究の基礎となる政治経済や社会情勢等への議員やその職員の参加に係る経費に充当する。 (例) 国・県・民間団体等が主催する研修会・講演会・シンポジウム・フォーラム・セミナー・研究会等への出席 ・ 懇談会等への出席 ・ 会派が主催する研修会等への出席 |

ウ 会議費

| | |
|-----------------------------------|---|
| 項目の内容 | 考え方及び活動事例 |
| 議員が行う各種会議の開催に要する経費(旅費、印刷製本費、賃借料等) | 住民の要望、意見を吸収することは、議員の調査研究活動の基本となるものであり、県政の政策課題に関するものは、広く行うための経費の開催に係る経費に充当する。 (例) 県政報告会の開催 町内会等との意見交換会 |

エ 資料購入費

| | |
|--|--|
| 項目の内容 | 考え方及び活動事例 |
| 議員が行う調査研究のために必要な図書資料等の購入及び購読に要する経費(購入費、購読料等) | 県政の政策課題に関するものほか、調査研究の基礎となる政治経済や社会情勢一般及び時事に係る経費に充当する。なお、高いと判断されるもの等には充当しない。 (例) 専門図書の購入 新聞(一般紙等)の購読 政治経済等に關する雑誌の購読 |

オ 広報費

| | |
|-------|-----------|
| 項目の内容 | 考え方及び活動事例 |
| | |

| | |
|--|--|
| 議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費(旅費、印刷製本費、通信費等) | 住民の意見を議会活動に反映させるため、議員の議会における活動状況、県の政策の情報、議員の政策提言等について広く住民等に周知する経費に充当する。 (例) 広報誌及び報告書の作成・発行 インターネットホームページの作成・更新 |
|--|--|

カ 事務所費

| | |
|---|--|
| 項目の内容 | 考え方及び活動事例 |
| 議員が行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費(賃借料、光熱水費等) | 調査研究活動の事務を行うための拠点となる事務所を設置する場合の借上げや事務所を有効に活用していくための管理運営に係る経費に充当する。 (例) 事務所の賃借 電気・ガス・水道・冷暖房の使用 共益費 |

キ 事務費

| | |
|--|---|
| 項目の内容 | 考え方及び活動事例 |
| 議員が行う調査研究に要する事務の遂行に要する経費(事務用品費、通信費、備品購入費等) | 議員が行う調査研究活動の事務の遂行に当たって、必要となる物品や機器等の購入及び使用に係る経費に充当する。 (例) 文房具等の事務用品の購入 パソコン・コピー機等の事務用機器の購入 及び 電話・FAX等の通信機器の購入・回線使用 |

ク 人件費

| | |
|-------------------------|--|
| 項目の内容 | 考え方及び活動事例 |
| 議員が行う調査研究に要する経費(給料、賃金等) | 議員が行う調査研究活動について、調査関係者との連絡調整及び調査研究資料の収集・整理・保管等の補助を行う職員に係る給料・手当・社会保障料等に充当する。 (例) 調査研究の補助のための専属職員の常時又は臨時の雇用 は調査研究の補助業務を兼務する職員の常時又は臨時の雇用 |

| 第三者からの借上げ | 調査研究活動のみ | 全 額 | 全 額 | 全 額 | 全 額 (専任) |
|-----------|-----------------------------|-------|-------|------------------|-------------|
| | 調査研究活動 + 後援会活動 | 1 / 2 | 1 / 2 | 1 / 2 | 1 / 2 |
| | 調査研究活動 + 後援会活動 + 政党活動 | 1 / 3 | 1 / 3 | 1 / 3 | 1 / 3 |
| 自宅等に設置 | 調査研究活動のみ | 不可 | 1 / 2 | 全 額 (1 / 2) | 全 額 (専任) |
| | 調査研究活動 + 後援会活動 | 不可 | 1 / 4 | 1 / 2 (1 / 4) | 1 / 2 |
| | 調査研究活動 + 後援会活動 + 政党活動 | 不可 | 1 / 6 | 1 / 3 (1 / 6) | 1 / 3 |

(表の考え方)

活動内容 (人件費は業務内容) ごとに均等に按分することを基本とする。なお、表中の活動内容の組合せは例示である。

事務所の賃借料は、自宅や生計を同一にする親族の所有する家屋の場合は充当できない。

事務所の光熱水費等で自宅等の経費と分離できない場合は、私的部分を 1 / 2、議員全体の活動を 1 / 2 とし、さらに議員活動の内容ごとに均等に按分する。

事務費のうち電話料等で自宅等の経費と分離できない場合は、光熱水費等と同様に按分 (表中の括弧書きを適用) する。

電話料等以外の事務費及び人件費は、事務所の設置形態に関わらず同じ割合となる。

具体例による政務調査費の充当の可否 (マニュアル12頁～19頁)

一問一答形式で政務調査費の充当の可否の考え方を掲載している。
(共通事項)

例 2 料金後納郵便、電気料、水道代など、翌月にならないと請求されないものがあるが、3月分を4月に請求され支出した場合、その支出はどちらの年度になるのか。

請求がなければ、支払は発生しないので、支出した月の属する年度で整

理します。

ただし、議員の都合により支出が遅れて、次年度の支出となったものは除外します。

また、請求内容が議員の身分を有する以前のものについては、当然、政務調査費の対象になりませんし、議員でなくなった場合は、原則として、その日までに支出したものを期日までに収支報告することになります。それから、冊子等を年間購読 (前払い) する場合は、次年度にわたらないようにしてください。

(研修費関係)

例 1 新聞社等が主催する懇談会 (セミナー) の年会費に充当できるか。

年会費については、その団体の活動内容や実態が調査研究に適うものであるかを基準として判断することになるので、懇談会 (セミナー) の内容によるものと考えられます。

(資料購入費関係)

例 3 自宅の新聞代について按分は必要なのか。

新聞は、情報収集等の目的で購読するものであり、議員としての調査研究活動に資するためと認められ、按分は必要ありません。

(なお、スポーツ新聞は、一般に娯楽性が高いものとされ、政務調査費の充当は認められていません。)

例 4 事務所の新聞代について按分は必要なのか。

事務所の新聞代については、事務所費や事務費と同様、事務所の形態により、按分の必要性が生じます。また、自宅と議員の事務所双方で同じ新聞の購読料を支出することは好ましくないと考えます。

(事務所費関係)

例 1 議員や親族が代表を務める会社の一室を事務所として借り上げる場合に充当できるか。

議員や親族個人の所有ではないことから充当は可能と考えられますが、県民の誤解を招かないよう、賃借料が市価と比較して相応であること、賃

| | | | |
|-----------|------------|----------|------------|
| ㊸ 中村寿文議員 | 3,637,926円 | ㊹ 北紀一議員 | 3,720,000円 |
| ㊺ 田名部定男議員 | 3,639,082円 | ㊻ 松尾和彦議員 | 3,720,000円 |
| ㊼ 山田知議員 | 3,612,423円 | ㊽ 高樋憲議員 | 2,921,410円 |
| ㊾ 寺田達也議員 | 2,518,643円 | ㊿ 阿部広悦議員 | 3,481,554円 |
| ㊽ 工藤兼光議員 | 3,720,000円 | ㊿ 岡元行人議員 | 3,720,000円 |
| ㊽ 西谷別議員 | 1,635,045円 | ㊿ 花田栄介議員 | 3,720,000円 |
| ㊽ 長尾忠行議員 | 3,173,333円 | ㊿ 神山久志議員 | 2,596,548円 |

なお、各議員の政務調査費の支出額のうち、所属党派への調査研究の委託費等として支出され、党派がそれぞれ支出したもので、党派から提出された収支報告書の金額は次のとおりである。

| | |
|---------|-------------|
| 日本共産党党派 | 4,780,000円 |
| 民主党党派 | 2,300,043円 |
| 自由民主党党派 | 11,340,180円 |

3 監査委員の判断

(1) 住民監査請求の要件

請求人が措置請求書で引用している仙台高等裁判所平成22年（行コ）第8号政務調査費返還代位請求控訴事件判決では、「政務調査費の支出の用途基準に適合する理由とする不当利得返還請求訴訟の場合についてみると、用途基準に適合する政務調査費の支出がなされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実の存在が主張、立証された場合において、これに対する適切な反証が行われないときは、当該政務調査費の支出は用途基準に合致しない違法な支出であると推認されるというべきである。」としている。

また、名古屋市の政務調査費に係る名古屋高等裁判所平成23年（行コ）第35号住民訴訟控訴事件判決では、次のとおり判示している。「本来の趣旨・目的に反する用途に充てられた政務調査費の返還を求める請求権は、不当利得返還請求権の性質を有すると考えられるから、返還を求める側が、当該支出が法律上の原因を欠くこと、すなわち「市政に関する調査研究に資するために必要な経費」の支出に当たらないこと的主張立証責任を負うべきである。ただ、その判断に必要な資料のほとんどが当該党派側に存在していることに照らすと、返還を求める側が当該党派の支出が本来の用途及び目的に反する用途に充てられたことを推認させる外形的事実を主張立証した場合は、当該党派が、その推認

を覆すべく、返還請求の対象となった政務調査費の支出が「市政に関する調査研究に資するために必要な経費」に当たることを主張立証すべきである。」

これらの判決は、政務調査費の支出の用途基準に適合する側に、当該支出が用途基準に合致しないことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を立証する責任があるとしたものであるが、この論旨は、住民訴訟に前置されている住民監査請求においても同様である。

したがって、請求人は、政務調査費の支出が用途基準に合致しないことを推認させる一般的、外形的な事実の存在について、措置請求書、事実証明書、陳述及び陳述において提出する新たな証拠によって、監査委員に対し主張立証する必要があり、それがなされない場合は、単に請求人の意見や、推論を述べたにすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があることを示したものとはいえないことから、当該監査請求は不適法なものであると判断する。

(2) 総論

請求人は措置請求書別表1～5において違法理由を主張している。違法理由は各議員の支出1件ごとに記載され、措置請求書においても系統立った主張はなされていない。このため、監査委員において請求人の違法理由を便宜的に分類し、総論として判断する。

調査研究費、広報費、事務所費、事務費及び人件費における支出年度の区分について

請求人は、青森地方裁判所平成20年（行ウ）第4号政務調査費返還代位請求事件の判決から「平成18年4月分については、同年3月22日から同月31日までの使用分は平成18年度の経費に該当するとはいえないから日割り計算をし、平成18年4月分として3503円の支出があったと認める。」と引用し、陳述において、法第208条に定める会計年度及びその独立の原則を理由に「前年度に行った政務調査活動に係る債務に係る支出について当年度の政務調査費を充当することや、次年度分の政務調査活動に係る債務に係る支出に当年度の政務調査費を充当することは法と条例の趣旨に合致しない。」と主張している。

支出年度について、条例第11条では、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員がその年度において行った政務調査費による支出（第7条に規定する用途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の

政務調査費の返還を命ずるものとする。」と規定しており、支出年度区分については政務調査費による支出が行われた年度により整理することとしたものと解され、一方、「政務調査費による支出」の原因が当該年度において発生したものでなければならぬとする規定はない。また、東京高等裁判所平成18年（行コ）第211号損害賠償（住民訴訟）請求控訴事件で判示されているように、会計年度及びその独立の原則は普通地方公共団体に關するものであり、政務調査費の交付先である議員個人に対し適用されるべき規定ではないことは明らかであるため、支出年度の区分に係る請求人の主張についてはすべて違法又は不当とする理由がないものと判断する。

なお、請求人が引用している判決は弘前市の政務調査費に係るものであり、弘前市議会政務調査費の交付に關する条例（平成19年度から廃止）では、「当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において市政に關する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残金を返還しなければならない」と規定しており、本県の条例第11条とは規定が異なることから、当該判決を直ちに根拠とする理由はない。

調査研究費及び研修費における調査等について
各議員の調査研究費及び研修費における支出について、請求人は「県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか不明である」などとして、違法又は不当な支出であると主張している。このため、各議員から提出された収支報告書の内容から、いつ、どこで、誰に対し、どのような調査研究活動が行われたのかを確認し、収支報告書の内容で不明な点については、各議員に対し関係人調査を実施し確認することとした。

会議費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費における政務調査費の按分充當について
請求人は、政務調査費を按分充當する場合、社会通念上、政務調査活動、後援会活動、政党活動及びその他一般的議員活動の4種類の活動により按分すべきと主張している。

このことについて、議会事務局長からは、「マニュアルでは「事務所の賃借料及び光熱水費等については、使用の実態に合わせ、調査研究活動が全体の活動（調査研究活動のほか、後援会活動・政党活動等）に占める割合により按分する。」とされ、また、「使用実態に合わせた按分を行うこと

とが著しく困難な場合には、事務所の利用の形態により、活動の目的ごとに均等に按分することができるとする。」とされている。事務費、人件費についても同様である。この場合の按分の方法は、マニュアルに記載の「按分方法（事務所費・事務費・人件費）」によることとされている。政務調査費充當の割合として、事務所の賃借料を例にとれば、事務所の設置形態が第三者からの借上げによるものであり、当該事務所において調査研究活動のみを実施するのであれば事務所の賃借料の全額を充當し、調査研究活動及び後援会活動を実施するのであれば2分の1を充當し、調査研究活動、後援会活動及び政党活動を実施するのであれば、3分の1を充當することとなるものである。請求人の主張する「その他一般的議員活動」の意味は必ずしも明らかでない。確かに、議員の事務所における調査研究活動、後援会活動及び政党活動以外の活動が皆無とはいえないとしても、調査研究活動、後援会活動及び政党活動と比較すれば、僅かなものであつて、事務所に係る経費等に政務調査費を充當するに当たり、調査研究活動、後援会活動及び政党活動に加えたかたちで按分する必要があるとまでは認められない。以上を踏まえれば、事務所に係る経費等への政務調査費の充當に当たつては、マニュアルに基づき3種類の活動を勘案して按分すれば足りるものである。」との回答があつた。

また、マニュアルはその他の項目について、後援会活動等の調査研究活動以外のものが含まれる場合には事務所費、事務費及び人件費の例により合理的方法により按分を行うことと規定している。

これらのことから検討すると、請求人の主張を言い換えると、マニュアルにより定めている政務調査費の按分充當の方法が誤りであるとするものであるが、マニュアルで定められた按分方法が誤りであるとする根拠や、請求人が按分の要素であると主張するその他一般的議員活動とは議員の活動において具体的にどのような活動であるかについて、措置請求書や陳述においても何ら示しておらず、監査委員としては、マニュアルが誤りであると判断する理由がない。

次に、事務費のうち携帯電話の按分について、請求人は主に「携帯電話の使用についてはその使用実態に合わせて計上すべきところ、社会通念上、個人的使用分を2分の1として、残りを政務調査活動、後援会活動、その他一般的な議員活動とに按分し、全体の6分の1を超える支出は本件使用

基準に適合しない支出といふべきである。」と主張しているが、「携帯電話は政務調査活動の他、後援会活動や一般的な議員活動、私的使用が混然としている。少なくとも4分の1に按分して計上すべきである。」としているもの、「携帯電話使用料は使用実態に応じて按分して計上すべきであるところ、社会通念上、個人使用分を2分の1、残りを政務調査活動、後援会活動、政党活動、その他一般的な活動に按分し、全体の8分の1を超える支出は本件使用基準に合致しない支出といふべきである。」とするものもあり、それらの違いについても不明であることから、監査委員としては、請求人の主張が理由があると判断することはできない。

ウ 以上のことから、政務調査費の按分充分に係る請求人の主張については、すべて違法又は不当とする理由がないものと判断する。しかしながら、各議員から提出されている収支報告書を確認したところ、政務調査費の按分充分の根拠が示されていないものもあり、各議員がマニュアルに従って按分充分を行っているか確認できないものもあつたことから、各議員に対し、按分充分の根拠について関係人調査を行うこととした。

資料購入費における青森県職員録の複数購入について
請求人は、措置請求書において和歌山地方裁判所平成19年（行ウ）第7号政務調査費違法支出金返還請求事件判決を引用し、1冊を超える青森県職員録の購入について違法又は不当であると主張しているが、各議員の収支報告書において複数購入の理由が記載されており、単に同じものを複数購入したものでないことが明らかである。職員録の使用形態を考慮すると、使用箇所ごとに購入することが合理性を欠いた違法又は不当な支出であるとはいえないことから、青森県職員録の複数購入に係る請求人の主張には、すべて違法又は不当とする理由がないものと判断する。

事務費における名刺代について
請求人は、青森地方裁判所平成17年（行ウ）第4号政務調査費返還履行請求事件判決を引用し、名刺代について政務調査費を充当することは違法又は不当であると主張している。

このことについて、議会事務局長からは「マニュアルでは、名刺代への政務調査費の充分に關し、「名刺は、調査研究に關して使用するほか、後援会活動、政党活動等にも使用される場合もあることから、特に区分して使用する場合以外は、相当分を按分することが適当であると考えられます。」とさ

れている。調査研究活動において、調査先の対応者と名刺交換を行うことは、後日、関連する資料の送付を受ける場合等議員の調査研究に資するため必要なものと認められる。またマニュアルでは、支出内容を補完する証拠書類として、「名刺や収集した資料、調査内容を記載した活動記録メモ等を整理保管しておく必要があります。」とされている。以上を踏まえれば、議員の名刺代に政務調査費を充当することは、使用基準に合致するものである。」との回答があつた。

また、請求人が引用した和歌山地方裁判所平成19年（行ウ）第7号政務調査費違法支出金返還請求事件においても「名刺代は、議員が行う調査研究にかかる事務遂行に要する経費として社会通念上相当である」と判示している。これらのことから検討すると、名刺代が違法又は不当な支出であるとはいえないことから、名刺代に係る請求人の主張には、すべて違法又は不当とする理由がないものと判断する。

広報費及び人件費における賃金等について
請求人は、「債権者名が不明であり、家族への支出とも疑われる。また、雇用契約や勤務実態も不明である。」などとして人件費について政務調査費を充当することは違法又は不当であると主張しているが、条例第12条第3項では、「議長は、収支報告書等に記録されている情報のうち青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）第7条に規定する不開示情報に該当する部分を除いたものを閲覧に供するものとする。」と規定しており、当該債権者名は不開示情報としてマスキングされているものである。

監査委員としては、各議員が提出している収支報告書から債権者名を確認し、債権者がマニュアルで禁止されている生計を同一にする親族であるかを確認することとした。

党派等における支出の按分充分について
請求人は、党派控室における経費への政務調査費の充分について、後援会活動、政党活動及びその他一般的議員活動との按分が必要としている。

このことについて、議会事務局長からは「日本共産党派、自由民主党党派、民主党派及び公明・健政会党派の党派控室において、後援会活動や政党活動等、調査研究活動以外の活動が行われているとしても、調査研究に資する経費とそれ以外の経費とを明確に区分し、全ての党派において、調査研究に資する経費にのみ政務調査費が充たされているものと認識している。」

との回答があった。

監査委員としては、各会派控室における活動内容及び按分の理由について各会派に対し関係人調査を行うこととした。

- (3) 各議員、各会派ごとの個別事項に係る判断
【 】内の数字は、別表において各議員・会派別に内容ごとに並べ替えた後に付した番号（ ）を記載している。）

齋藤爾議員

ア 事務所費【1～13】

1) 水道料金（4月分）【1】については、総論 及び総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電気料、水道料金 5月以降分、事務所賃借料、ガソリン代及び灯油代【2～13】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

イ 事務所費【14～23】

電話代、電話代（フレッツス）、パソコン代、事務用品代/コピー機トナー、事務用品代/ルーター購入代・プロバイダー代及びその他事務所費【14～23】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 人件費【24～28】

臨時運転手運転手当、事務職員給与及び臨時事務職員給与【24～28】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、齋藤議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

高橋修一議員

ア 調査研究費【1～17】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、高橋議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年5月26日から28日の高等教育に関する意見聴取（東京都）【1～4】については、新宿ライムで青森戸山高等学校東京同窓会長及

び東京同窓会員から高等教育に関する意見聴取を行ったものであること
なお、請求人は新青森駅西口駐車場の駐車料金【4】について、「領収証額は1800円であるが、何故か1000円だけ計上している。1800円には個人的支出が含まれていることを示している」と主張しているが、収支報告書の行程表では27日に政務調査以外の用務を行っている旨記載があり、2泊の駐車料金のうち1泊分1,000円のみ政務調査費を充当しているということが明らかである。

2) 平成24年11月13日～14日の原子力防災対策に関する国会議員との意見交換（東京都）【5、7～9】については、山崎参議院議員と原子力防災対策に係る意見交換を行ったものであること

なお、JR切符代【6】については、平成26年8月21日に高橋議員から収支報告書の訂正届が提出され、当該額について支出額から削除されていることから、政務調査費の返還を求める請求には理由がないものと判断した。

3) 平成25年2月6日から8日の観光物産に関する調査、T P Pに関する国会議員との意見交換（東京都）【10～17】については、津島代議士とT P Pに係る意見交換を行い、青森県特産品センター及び東京交通会館で観光案内及び販売員から観光案内所やアンテナショップの状況について聞き取り調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 研修費【18～38】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、高橋議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成25年2月25日から27日の内外ニューズ懇談会、T P Pに関する国会議員との意見交換（東京都）【18～25】については、26日に内外ニューズの主催する内外ニューズ懇談会に参加し、27日に津島代議士とT P Pに係る意見交換を行ったものであること

2) 平成25年3月13日から14日の内外情勢調査会（東京都）【26～32】については、13日に内外情勢調査会の主催する全国懇談会に参加したものであること

3) 平成25年3月23日から24日の外国語教育に関する調査(東京都)【33～38】については、ベルリッツ品川ランダーゼンセンター、トフルゼミナール及びアゴスジャバインドでカウンセラーから、大学入試TOEFL義務化の動きに併せTOEFLの概要について聞き取りを行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 事務所費【39～44】

1) 水道料金【40、42】については、平成26年8月21日に高橋議員から収支報告書の訂正届が提出され、当該額について支出額から削除されていることから、政務調査費の返還を求める請求には理由がないものと判断した。

2) ガス代(3月分)【39】については、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) ガス代4～2月分及び電気代【41、43、44】については、高橋議員は私用分を2分の1で按分しており、請求人の大半が私用分であり違法又は不当な支出であるとする主張には理由がないと判断した。

エ 事務費【45～48】

インターネットプロバイダ料、事務用品代及びその他事務用品代【45～48】については、アで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

以上のことから、高橋議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

田中順造議員

ア 調査研究費【1～19】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、田中議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月11日の東京都/竹島問題の早期解決に関する意見交換外

【1～4】については、憲政記念館で竹島問題の早期解決を求める東京集会に参加し、意見交換を行ったものであること

2) 平成24年4月19日の東京都/県選出国会議員との県政課題について情

報交換【5～7】については、衆議院議員会館で江渡代議士及び木村代議士と東日本大震災の動向と本県への支援、本県の農政全般について意見交換を行ったものであること

3) 平成24年9月6日から9日のニューオーランド(オーランド)における景観保全状況に関する調査【8～10】については、6日にメルボルンからオーランドに移動、7日にオーランドの歴史的建造物の景観保全状況を調査、8日にコイトモ自然景観保全状況を調査、9日にオーランド市内を視察調査後、メルボルンに移動したものであること

4) 平成25年1月17日の東京/本県の農産物と観光振興等について調査【11～13】については、衆議院議員会館で木村代議士に会い、本県の農産物と観光振興についての調査及び台湾との交流拡大に向けての調査を行ったものであること

なお、請求人は衆議院議員会館受付票に記載された要件は単に「挨拶」であるとしているが、当該受付票を確認したところ、要件は「陳情、挨拶、連絡、公用、社用、私用」のいずれかを で囲む様式となっており、「挨拶」を で囲んだものであった。

5) 平成25年3月28日から31日の東京・徳島/TPP交渉の現状調査・徳島市の調査【14～19】については、28日に衆議院議員会館で木村代議士及び江渡代議士からTPPに関する情報収集、29日から30日に徳島県庁でとくしま集落再生プロジェクトの取組の調査及び徳島ワルシェ(市場)の調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【20】

請求人が摘示した平成25年3月29日の「今と未来がまるごとわかる日本地図」の購入【20】については、収支報告書を確認したところ、購入した書籍が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍ではないことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 事務費【21】

パソコンとプリンター購入費【21】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 人件費【22～26】

事務所職員給与【22～26】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。以上のことから、田中議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

成田一憲議員

ア 調査研究費【1～60】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、成田議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年4月11日から12日の福島県農産物の市場調査(福島)【1】については、新白河付近の市場で県産ナガイモ、ゴボウ及びニンニク等の流通販路拡大について調査を行ったものであること
- 2) 平成24年5月3日の道路関係についての調査(東京)【2、3】については、東京都新宿区で㈱弘基社長に対し公共事業に使用するコンクリート製品を県内工場で製造できるかについて調査を行ったものであること
- 3) 平成24年5月16日から17日の道路関係に関する調査(東京)【4、5】については、東京都新宿区で㈱弘基社長と弘前市の三上砕石社長外コンクリート業者の打合せに同行し、調査を行ったものであること
なお、請求人は利用明細書には3人分との記載があり、家族旅行とも疑われると主張しているが、収支報告書には宿泊代1人分との記載があり、1人分の宿泊費のみ政務調査費を充当している。
- 4) 平成24年5月22日の鉄道整備促進調査(東京)【6～10】については、東京都内で㈱積和不動産の部長から老健施設の内装材としてのヒバ材の利用について県産材需要拡大調査を行ったものであること
なお、成田議員から、調査名について記載誤りであるとの回答があった。
- 5) 平成24年6月2日の林業振興調査(東京)【11、12】については、東京都内で㈱積和不動産の部長に対し、青森ヒバ材のカタログ紹介等により林業振興について調査を行ったものであること
- 6) 平成24年7月10日の県産材流通調査(東京)【13】については、東京都内で㈱白磁社に対し木質バイオマスでの合成油製造について調査を行っ

たものであること

- 7) 平成24年7月31日の林業振興調査(東京)【14～17】については、東京都内で松戸市田中商店店主に対し、木質バイオマス発電について調査を行ったものであること
- 8) 平成24年9月11日の青森・秋田/林業振興調査【18～20】については、秋田市で東北森林管理局局長と東北地域林業界について意見交換を行ったものであること
- 9) 平成24年9月20日から21日の東京/林業振興調査【21～24】については、横浜市及び東京事務所で㈱白磁社社長に対し、木質バイオマス合成油工場の誘致可能性について調査を行ったものであること
- 10) 平成24年9月28日から30日のスボーツ振興調査(岐阜)【25】については、第67回国民体育大会において、開催県である岐阜県大会関係者ほかに対し、スボーツ振興について調査を行ったものであること
- 11) 平成24年10月11日の林業振興調査(東京)【26～29】については、都内で全国林業団体関係の意見交換会に参加し、林野庁担当者に対し林業振興調査を行ったものであること
- 12) 平成24年11月19日から20日のエネルギー振興調査(大阪・青森・弘前)【30～36】については、大阪市中央区でアースグルーヴ㈱社長に対し、太陽光発電関連施設の県内津軽地域への誘致可能性について調査、青森市及び弘前市で建設業等企業に対し、太陽光発電関連事業への参加可能性について調査を行ったものであること
- 13) 平成24年12月19日の林業振興調査(東京)【37～41】については、都内飯田橋ホテルメトロポリタンで行われた全国林業団体意見交換において、林活議連として全国森林整備協会長外に対し林業振興について調査を行ったものであること
- 14) 平成25年1月10日から11日のバイオエネルギー調査(東京)【42～45】については、都内八重洲サポーターセンターで松戸市田中商店ほかに対し、津軽半島地域における風力発電について調査を行ったものであること
- 15) 平成25年1月14日から15日の林業振興調査(福島)【46、47】については、いわき市において大島代議士外に対し、県産材利用促進及びヒバ材内装材の老健施設内装利用に係る国の支援制度について調査を行ったものであること

16) 平成25年2月8日の林業振興調査（東京）【48～51】については、東京事務所においてアースグループ㈱社長に対し、県産材又ギ、ヒバの内装材利用促進について林業振興調査を行ったものであること

17) 平成25年2月15日の林業振興調査（東京）【52～55】については、東京都で大島代議士及び津島代議士に対し、低資材のバイオ利用についてなど林業振興について陳情し、林業振興調査を行ったものであること

18) 平成25年2月28日の東京／林業振興調査【56、57】については、東京都飯田橋のホルメトロポリタンで全国林業業界団体意見交換に参加し林野庁幹部職員等に対し林業振興調査を行ったものであること

19) 平成25年3月8日の秋田／林業振興調査【58】については、秋田市で林業団体陳情に同行し、東北森林管理局長外に対し、林業振興について調査を行ったものであること

20) 平成24年5月23日から26日の台湾／商工業振興調査【59】については、24日に航空会社及び旅行代理店で調査、25日に台北市及び花蓮市において商工会関係者に対し商店街の活性化調査を行ったものであること

21) 平成24年4月30日に支払っている政務調査に関する資料の収集の業務委託【60】については、関西方面の農林水産業、例えば県産材の利用促進、木質バイオマスなどの資料の収集を依頼したものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 事務所費【61、62】

請求人が「債権者はかつて議員自身が代表、取締役会長を歴任していた同族会社であり自身の会社への資金提供とも疑われる」として違法又は不当な支出であると主張している、事務所賃借料【61、62】については、成田議員に係る人調査を行い賃貸借契約書を確認したが、資金提供であるとは判断できるような事実がないため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 人件費【63～65】

事務補助員賃金及び運転アルバイト【63～65】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえない

と判断した。

以上のことから、成田議員について請求人が提示した事項については請求の理由がないものと判断した。

森内之保留議員

ア 調査研究費【1～158】

請求人が提示した事案について、収支報告書を確認し、森内議員に個人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月11日から14日の宮古・仙台・水戸・宇都宮／復興・振興対策調査、文化施設運営調査【1～13】については、宮古市の被災場所で復興・振興状況について調査、仙台市東照宮で施設の運営状況について調査、水戸芸術館及び護国神社・玉龍泉で歴史的施設における活用状況及び桜を活用した観光の青森との違いについて調査、宇都宮駅周辺で餃子消費量日本一の街おこし状況調査を行ったものであること

2) 平成24年5月22日から23日の仙台市／復興・振興調査、観光資源活用調査【14～23】については、仙台文学館で青森にない文学館としての施設状況及び観光にどのようにつなげているのかを調査、多賀城地区から仙台市への道路において、津波到達点における復興の状況の調査を行ったものであること

3) 平成24年6月15日から17日の気仙沼・仙台市／復興・振興調査【24～36】については、被災現場及び気仙沼復興商店街で商店街の人々に対し、復興・振興状況について調査、仙台空港で運営復興状況について調査、仙台港で仙台港周辺土地状況調査を行ったものであること

4) 平成24年7月18日から19日の函館市／観光資源活用調査、道路計画調査【37～50】については、(仮)新函館駅予定地、七重浜の開発地及び大沼公園で、新幹線効果をどのようにつなげるか、つなげていくのかについて調査を行ったものであること

5) 平成24年8月31日から9月2日の函館・札幌／駅前・空港及び文化施設利用調査【51～66】については、函館ハリストス教会、高田屋嘉兵衛資料館及び北海道坂本龍馬記念館で、観光地函館として青森にないものの設備状況を調査、新千歳空港、北海道開拓村並びに札幌駅及び駅周辺で観光資源状況、観光アクセス状況及び札幌駅開発と新青森駅の違いや設備状況について調査を行ったものであること

6) 平成24年9月14日から15日の仙台市・盛岡市 / 駅前利用及び文化施設運営調査【67～78】については、仙台市において、秋保工芸の里及び仙台市天文台で施設、運営状況について調査、仙台駅前で駅ビル、アケセエ環境について調査、盛岡市において手作り村で施設、運営状況について調査、岩手山麓エリアにおいて土地改良区の調査を行ったものであること

7) 平成24年9月29日から30日の秋田市 / 文化施設運営及びエネルギー対策調査【79～85】については、にぎわい交流館A.Uにて施設運営状況を調査、能代火力発電所のPR館エナジウムパーク内の能代ねふなかし館で伝統行事及び館の運営について調査、サザンドームのしるで発電所の利活用についてのPR活動の調査を行ったものであること

8) 平成24年10月12日から14日の札幌・小樽・函館 / 駅・空港運営及び観光資源活用調査【86～102】については、千歳空港、札幌ドーム及びもいわ山で、それぞれ施設、観光資源の利活用状況を調査、旧高橋倉庫、旧荒田商会、小樽運河及び旧木村倉庫で施設、旧建造物活用調査及び都市景観利活用調査、函館駅で函館駅と(仮)新函館駅、青森駅と新青森駅の中心部へのアクセスと比較調査を行ったものであること

9) 平成24年11月14日から16日の仙台・福島 / 復興・振興対策及び文化施設運営調査【103～113】については、仙台市博物館で施設、運営状況及び期間限定展示室の魅力・集客方法の調査、子どもの夢を育む施設及び福島県庁で施設、運営状況について調査、福島駅周辺で復興・振興状況について調査を行ったものであること

10) 平成24年12月14日から15日の山形・宮城 / 伝統文化施設運営調査【114～122】については、山形まなび館で施設、運営状況について調査、仙台市定禅寺通り光のページェント集客状況・効果について調査を行ったものであること

11) 平成24年12月21日から22日の盛岡・仙台・松島 / 復興・振興対策及び駅前活用調査【123～130】については、仙台駅、再開発地区で再開発地区状況調査、松島博物館、観光協会及びみちのく伊達正宗歴史館で施設、運営調査、松島港地区で復興・振興状況について調査を行ったものであること

12) 平成25年2月25日から27日の仙台・松島・山形 / 復興・振興対策及び

伝統文化施設運営調査【131～147】については、松島港区、さかな市場及び遊覧船乗り場で、遊覧船を利用した観光状況調査及び市場活性化状況について調査、天童市将棋資料館、天童駅周辺及び天童ターミナルビルPALTEで、施設、運営調査を行ったものであること

13) 平成25年3月25日から27日の仙台・松島 / 復興・振興対策及び文化施設運営調査【148～158】については、三居沢電気百年館で電気エネルギー施設調査、湯の駅Lasantataで湯の駅について施設調査、五天堂及び瑞巖寺で国宝改修状況及び歴史的施設における観光利用状況について調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 会議費【159～162】

1) 請求人が「切手販売店で1円単位の郵便代を扱うのは不自然である。目的外支出が疑われる」と主張している、県政報告会はがき郵送代【159】については、収支報告書を確認したところ「後援会とは按分済みの金額になります。」との記載があり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が「後援会活動が主な目的と思料される。少なくとも2分の1は本件使途基準に合致しない支出である。」と主張している、会場代、県政報告会はがき作成及び県政報告会ハガキ宛名印刷【160～162】については、収支報告書を確認したところ、会場代は「県政報告会のみ使用した会場であり、会場代を計上しています。」との記載があり、県政報告会はがき作成及び県政報告会ハガキ宛名印刷は「後援会とは按分済みの金額になります。」との記載があり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 事務所費【163、164】

請求人が「債権者は議員自身が専務取締役を務める同族会社であり、同族会社への資金提供とも疑われ、全額が本件使途基準に適合しないといふべきである」と主張している、事務所賃借料【163、164】については、森内議員に係る人調査を行い賃借借契約書を確認したが、資金提供であるとまで判断できるような事実がないため、請求人の違法又は不当とする主張

には理由がないと判断した。

工 事務費【165～169】

1) 携帯電話料3月分及び電話代3月分【165、166】については、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電話代4～2月分及び事務用品代【167、168】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 携帯電話料4～1月分【169】については、総論のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 人件費【170、171】

政務調査補助人件費【170、171】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、森内議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

菊池憲太郎議員

ア 調査研究費【1、2】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、菊池議員に個人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年7月26日から27日の国と風間浦防災避難道路の整備・緊急事態応急対策拠点の設置に関して意見交換(東京)【11】については、大島代議士、木村代議士、江渡代議士、田名部代議士、山崎参議院議員、赤石参議院議員、国土交通省職員、風間浦村村長及び風間浦村議会議員と風間浦防災避難道路の整備・緊急事態応急対策拠点の設置に関して意見交換を行ったものであること

2) 平成24年10月28日から29日の東北観光政策シンポジウムに参加(会津若松)【2】については、28日に基調講演とパネルディスカッション、29日に観光地を視察する日程で行われた観光政策シンポジウムに参加したものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかわりもあり、

使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 会議費【3～7】

請求人が、債権者が議員の父親が経営する同族会社であり、同族会社への資金提供とも疑われると主張した会場借上料【3～7】については、収支報告書に添付されている領収書の写しに疑問な点はなく、出席者数も記載されており、同族会社への資金提供を推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 広報費【8～12】

請求人が、「活動報告書には大きく「菊池けんたろう後援会事務所」と記載され、後援会ニュースの体をなしている。少なくとも2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しないというべきである。」と主張している、ゆうメール、印刷製本費及び事務用消耗品【8～12】については、菊池議員に關係人調査を行ったところ、ゆうメール、印刷製本費及び事務用消耗品【8～10】については活動報告書v01.2(平成24年12月)に係る経費であり、印刷製本費及び事務用消耗品【11、12】については活動報告書v01.3(平成25年1月)に係る経費であった。菊池議員のホームページに公開されている活動報告書を確認したところ、当該活動報告書には後援会に係る記載がなく、また、請求人が証拠として提出した活動報告書の写しはv01.1(平成24年1月)のものであることから、請求人の主張は事実誤認であり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。

エ 事務費【13～20】

事務費のうち電話代及びファックス回線使用料【13～16】については、平成26年8月20日に菊池議員から収支報告書の訂正届が提出され、当該額について支出額が訂正されていることから、訂正後の内容で検討する。

電話代、ファックス回線使用料及び事務用消耗品【13～20】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 人件費【21～23】

事務職員給与及び運転手給与【21～23】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、菊池議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

工藤義春議員

ア 調査研究費【1～7】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、工藤義春議員に関係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年7月14日から15日の東京／アンテナシヨツアおもり北彩館東京店調査【1】については、東京都にある本県のアンテナシヨツアおもり北彩館を調査したものであること

2) 平成25年1月30日から2月1日の韓国／韓国における航空・観光需要調査【2～4】については、31日に北東北三県・北海道ソウル事務所、大韓航空ソウル支店、北村、南大門市場及び明洞において航空・観光需要調査を行ったものであること

3) 平成25年2月14日から15日の東京／自民党本部にてH24年度補正予算及びH25年度予算に関する勉強会【5～7】については、自民党本部において、木村代議士とともに総務省、国土交通省及び農林水産省の担当者から平成24年度補正予算及び平成25年度予算に関する重要箇所の説明を受け、質疑応答も行われたものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 事務所費【8～15】

1) 水道代（4月分）【8】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 水道代5～10、12～3月分、電気代、灯油代及び事務所賃借料【9～15】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 事務所費【16～18】

1) 電話代（3月分）及び携帯電話料金（3月分）【16、17】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電話代4～2月分【18】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 人件費【19～22】

事務職員賃金及び事務職員給与【19～22】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、工藤義春議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

越前陽悦議員

ア 調査研究費【1、2】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、越前議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年11月13日及び14日の県二区・三区選出代議士と勉強会【1】については、東京都の赤坂游玄亭で、大島代議士、江渡代議士及び滝沢議員と国の予算編成への取組について勉強会を行ったものであること

2) 平成24年11月13日の下北半島縦貫道路有戸北バイパス～三沢調査【2】については、野辺地町向田の有戸北バイパス開通式会場において、県土整備部長及び道路課長から下北半島縦貫道路の今後の整備見通しについて聞き取りし、三沢空港において三沢空港担当課長から三沢空港の利用状況について聞き取り調査を行ったものであること

3) 平成24年11月14日の「下北半島縦貫道路、国道279号、338号の避難道路の取組について情報収集」については、東通村老部の国道338号白糠バイパスにおいて、国道338号白糠バイパス開通区間を走行し、老部部落の坂本会長から国道338号 期工区の用地買収状況を聞き取り調査したものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、日程等の整合性もあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断し

た。

イ 事務所費【3、4】

- 1) 電気代（3月分）【3】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
- 2) 電気代4～2月分【4】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 事務費【5～10】

- 1) 電話代（3月分）及び携帯電話料金（3月分）【5、6】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
- 2) 電話代4～2月分【7】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
- 3) 携帯電話料金4～2月分【8】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
- 4) 名刺代【9、10】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 人件費【11～17】

政務調査補助代及び臨時職員賃金【11～17】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、越前議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないと判断した。

小増山吉紀議員

ア 調査研究費【1～13】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、小増山議員に係る人調査を行った結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年6月4日から5日の秋田県大潟村／大規模農業の調査【1、2】については、秋田県大潟村において大規模農業の調査を行ったものであること
- 2) 平成24年5月23日から26日の台湾／台湾からのチャーター便誘致に関する調査【3】については、24日に航空会社及び旅行代理店を調査、ア

ミ族文化村を視察し、25日に花蓮市内及び九分を視察し、チャーター便誘致に関する調査を行ったものであること

- 3) 平成24年9月6日から8日のニューランド／ニューランド農産物市場調査【4】については、6日にメルボルン市内農産物市場調査、7日オークランド近郊農業調査、オークランド市内農産物市場調査、8日ワイトモ地区につながるステートロード、カフアアロード、ケーブライトモロード沿線に広がる自然放牧場を調査したものであること

4) 平成24年10月19日から21日の大分県、福岡県／街おこし事業の調査【5～9】については、19日に伊万里ふるさと村を調査し、20日に湯布院温泉を調査し、21日に北九州市小倉でB級グルメについて調査し、それぞれについて街おこし事業の調査を行ったものであること

5) 平成24年10月29日の青森市（県立美術館）／奈良美智に関する調査【10、11】については、県立美術館の企画展において本県出身の美術家である奈良美智氏の調査を行ったものであること

6) 平成24年11月17日の青森市（県立郷土館）／郡場寛に関する調査【12、13】については、県立郷土館の企画展において本県出身の科学者である郡場寛氏の調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 事務費【14、15】

1) 携帯電話料金（4月分）【14】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 携帯電話料金5～2月分【15】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 人件費【16～19】

事務職員に係る人件費【16～19】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、小増山議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないと判断した。

工藤慎康議員

ア 会議費【1～3】

請求人が「他の支出から、報告会が行われたということが推認できない。個人的な支出が疑われる」と主張した茶葉代【1～3】については、工藤慎康議員に関係人調査を行ったところ、平成24年11月17日の七戸町／報告会【1】は、七戸町の工藤のりやす事務所で開催し32名が参加、平成24年12月7日の横浜町／県政報告会【2】は、横浜町の個人宅で開催し30名が参加、平成25年3月19日の六戸町／県政報告会【3】は、六戸町の個人宅で開催し32名が参加したものであるとの回答があったことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

イ 広報費【4、5】

1) ホームページ作成料3月分【4】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
2) ホームページ作成料4～1月分【5】について、請求人は「議会などでの活動報告のほか、自身が所属する自由民主党や同僚議員のホームページへのリンク付けがされている。政務調査活動と政治活動との按分計上が必要であるところ、2分の1を超える支出は目的外支出である」と主張している。一方、議会事務局長からは、「所属する政党の活動内容が具体的に記載されていないこと、政党へのリンクは張られているものの政党のシンボルマーク等がバナーとしてトップページの視認しやすしい位置に掲載され、これをクリックすることにより政党のホームページにつながる等、ホームページ閲覧者をして、ことさら政党のホームページを閲覧するよう誘導する形態とはなっていないこと、政党へのリンクの表示のホームページ全体に占める割合が僅かであること が認められ、これらに照らせばホームページの主たる目的や内容が政党活動であるとまではいえない。したがって、按分する必要があるとはいえない。」との回答があった。

このことについて検討すると、現在の工藤慎康議員のホームページを確認したところ、トップページ、プロフィール、地域への想い、議会活動、活動報告、ご意見フォーム及びリンクで構成されている。しかし、議会事務局長の回答のとおりトップページにおいてリンクは他のメニューに比べ目立たないように配置されており、また、県や県議会のホームページへのリンクも張られており、政党や同僚議員等へのリンクが工藤慎康

議員のホームページ全体に占める割合は僅かである。

したがって、当該リンクの存在によって政務調査費を按分して充当する必要があるとまではいえず、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 事務費【6～11】

1) beatサービス使用料3月分及び電話代4月分【6、10】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
2) beatサービス使用料2月分及びbeatサービス使用料12月分、維持管理サービス年額及びbeatサービス使用料4～8月分、10～11月分、1～2月分【7～9】については、広報費の2) で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
3) 請求人が、どこに設置された電話の料金であるのか不明で個人的な電話とも疑われると主張した電話代5～3月分【11】については、収支報告書には「政務調査専用事務所用」と記載があり、請求人の主張を推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠において当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

エ 人件費【12～18】

1) 補助職員人件費3月分【12～14】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
2) 補助職員人件費【15～18】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。
以上のことから、工藤慎康議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

相川正光議員

ア 調査研究費【1～5】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認した結果、次のとおりであった。

1) 平成24年8月31日から9月1日の横浜市／新聞博物館にて他県の農政

に関する情報収集【1～4】については、新聞博物館で他県の農政に関する調査を行ったものであること

2) 平成25年3月28日から31日の東京都・徳島県マリンエ開催状況に関する調査等【5】については、28日に衆議院第2議員会館809号室でTPPに関する情報収集、29日に徳島県庁でとくしま集落再生プロジェクトの取組について調査、30日に徳島経済研究所でとくしまマリンエについて開催状況に関しての情報収集、31日にとくしまマリンエの現地調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【6】

あおもり農業誌代金(23年度分)【6】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 広報費【7～10】

請求人が、後援会活動も含まれている可能性がありとして少なくとも2分の1に按分して計上すべきとして摘示した議会報告・広報誌印刷代及び切手代【7～10】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

エ 事務所費【11～19】

1) 電気料(3月分)及びガス代(3月分)【11、12】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電気料(4月分)【13】については、総論 及び総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 電気料5月～2月分、ガス代4～2月分、灯油代及び水道料金【14～19】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務費【20～31】

1) インターネット回線使用料(3月分)、電話代(3月分)及び携帯電話使用料【20～22】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) インターネット回線使用料4～2月分、電話代4～2月分、コピー機・PCリース代及びコピー使用料【23～28】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 携帯電話使用料4～2月分【29】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

4) 名刺印刷【30、31】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

カ 人件費【32～38】

臨時雇用職員賃金及び議会報告・広報誌配布臨時職員賃金【32～38】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、相川議員について請求人が摘示した事項については請求人の理由がないものと判断した。

山谷清文議員

ア 会議費【1、2】

1) 請求人が、当日は参加費3,000円を徴収して「県政報告会&ピーパーテイ」を開催しており、県政報告とピーパーテイ開催費用については参加費との関係が当然のごとく考慮されなければならないが、そういう事情も窺えないため全額が目的外支出というべきであると主張した県政報告会会場使用料【1】については、収支報告書を確認したところ、「県政報告会終了後、後援会開催事業の為按分計上」と記載され、会場使用に係る料金表が添付されたうえで会場使用料のみを2分の1按分で計上している。また、請求人が追加の証拠として提出した山谷清文後援会の収支報告書を確認したところ、政務調査費充当と同額の会場使用料も計上されており、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が、どのような会合が開催されたのか検証できないと主張した

県政報告会会場使用料【2】については、収支報告書を確認しても当該支出が用途基準に合致しない支出であると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠において当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる意見にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

イ 資料購入費【3】

県職員録（2冊）【3】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 広報費【4～11】

広報費のうち議会報告送付料、議会報告印刷代、封筒印刷代及び切手代【4～10】については、平成26年8月19日に山谷議員から収支報告書の訂正届が提出され、当該額について支出額が訂正されていることから、訂正後の内容で検討する。

1) 請求人が政党活動及び後援会の取組についても掲載があり3分の1を超える経費は目的外支出であると議会報告送付料、議会報告印刷代、封筒印刷代及び切手代【4～10】については、活動報告の内容に合わせ、政務調査費を2分の1に按分して充当しているため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が活動報告をホームページに掲載した経費であるため、活動報告と同様に3分の1を超える支出が目的外支出であると主張したホームページ活動報告情報更新料【11】については、山谷議員に係る人調査を行ったところ、当該更新料はホームページの「トップページ」、「フロアメール」及び「事務所案内」の各ページの政治活動に関する情報データの加工、変更に係る更新料であるとの回答があり、請求人の主張している活動報告を掲載した費用ではなく、ホームページの維持管理料でもないため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務所費【12～14】

1) ガス代及び駐車料金【12、13】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電気代4月分【14】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務費【15～22】

1) 電話代、フック代及びインターネット代【15～20】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 携帯電話料金【21、22】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

カ 人件費【23～28】

人件費のうち議会報告送付作業代【25～28】については、平成26年8月19日に山谷議員から収支報告書の訂正届が提出され、当該額について支出額が訂正されていることから、訂正後の内容で検討する。

1) 事務職員給与【23、24】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、用途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

2) 議会報告送付作業代【25～28】については、活動報告の内容に合わせ、政務調査費を2分の1に按分して充当しているため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、請求人は、「領収証但し書きには「議会報告作業代として」と記載されている。この記載からは議会報告の送付作業であるということとは推認できない。」と主張しているが、それは単なる意見にすぎず、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

以上のことから、山谷議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

三橋一三議員

ア 調査研究費【1～10】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、三橋議員に係る人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年5月23日から26日の台湾／台湾との国際交流ミツシヨン及び観光振興に関する調査【1】については、24日に航空会社及び旅行代理店を調査、アミ族文化村を視察し、25日に花蓮市内及び九分を視察し、国際交流ミツシヨン及び観光振興の調査を行ったものであること

2) 平成24年7月15日の県立郷土館企画展に関する調査【2】については、県立郷土館で行われた企画展「京都・清水三年坂美術館展」に関する調

査を行ったものであること

3) 平成24年7月16日の弘前市立博物館企画展に関する調査【3】については、弘前市立博物館で行われた企画展「珠玉の美～近代日本絵画名展」に関する調査を行ったものであること

4) 平成24年8月31日から9月1日の東京/原莞の再稼働に対する意識に関する調査【4】については、国会議事堂周辺で、反対活動参加者複数名、警備関係者及び監視者複数名に対し、原莞再稼働、再処理、最終処分等に対する意識調査を行ったものであること

5) 平成24年9月16日から17日の愛知県、岐阜県/中部圏との観光振興に関する調査【5】については、名古屋空港、エアポートパーク名古屋、名古屋及び岐阜市で、FDA運行関係者、名古屋在住青森県出身者、岐阜県の企業経営者とFDA就航による青森県と中部地域の観光振興の広がりや名古屋、岐阜等のりんご流通にとどまらない観光振興について意見交換を行ったものであること

6) 平成24年9月29日から30日の東京/雇用環境の整備に関する調査【6】については、東京都麹町のグリーンパレス会議室で、県出身都内在住者とUIターン等の受け入れに伴う雇用環境整備の方向性について、必要な制度等の拡充についての意見交換を行ったものであること

7) 平成24年12月20日から21日の岩手県一関市/リニアコライダ誘致に関する調査【7、8】については、一関市のリニアコライダ誘致場所で、一関市長ほか関係職員と国際的プロジェクト誘致による六ヶ所ITERサイト等との連携による研究拠点づくりに関する意見交換を行ったものであること

8) 平成25年1月30日から2月1日の韓国/韓国における航空・観光需要調査【9】については、31日に北東北三県・北海道ソウル事務所、大韓航空ソウル支店、北村、南大門市場及び明洞において韓国における航空・観光需要調査を行ったものであること

9) 平成25年2月14日から15日の東京/国の補正予算編成内容に関する調査【10】については、首相官邸及び衆議院第二議員会館において、木村代議士及び木村事務所秘書から、国の補正予算編成における地方活性化策の具体的内容について聞き取り調査を行ったものであること
以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではない

とまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 広報費【11～14】

1) ホームページ管理料及び賃金【11、12、14】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

2) 請求人が、後援会活動も含まれている蓋然性が高いとして2分の1に按分して計上すべきとして摘示した印刷製本費【13】については、収支報告書を確認しても個人的支出や後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 事務所費【15～17】

1) 電気代4月分【15】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 事務所賃借料及び電気代5～12月分【16、17】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務費【18】

名刺代【18】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 人件費【19～21】

賃金【19～21】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、三橋議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

蛭沢正勝議員

ア 調査研究費【1～42】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、蛭沢議員に関係

人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月26日の東京都/県選出国会議員等と土地改良事業に関する情報交換【1～3】については、東京において山崎参議院議員と土地改良事業に関する情報交換を行ったものであること

2) 平成24年5月9日から10日の東京都/県選出国会議員と青森県の現状について情報交換【4、5】については、東京において、江渡代議士及び山崎参議院議員と青森県の現状について情報交換を行ったものであること

3) 平成24年5月23日から26日の台湾/台湾チャーター便誘致、県産品輸出促進等要望【6、7】については、24日に航空会社及び旅行代理店を調査、アミ族文化村を視察し、25日に花蓮市内及び九分を視察したものであること

4) 平成24年7月24日の八幡平市安代地区/八幡平市の6次産業化の状況調査【8～11】については、八幡平市のふうせつ花店主及び榊中川原商店で農産物(大豆)の加工・販売の状況、林産木の加工品について調査を行ったものであること

なお、ガソリン代【12】については、ガソリン代【10】と同一のものを二重に提示したものであるため、請求人の請求事案から除外した。

5) 請求人が、昼食時間を利用しなければならなかったという必然性がうかがえず、個人的支出であると主張する平成24年9月17日の日本原燃㈱の幹部職員5名からエネルギー政策について情報収集を行った際の相手方食事代【13】については、相手方に日程を打診したが調整がつかず、最終的に17日の午前11時30分から午後1時30分頃の時間帯で実施となったものであり、午後も引き続き実施することとなったため、昼食を提供したものであること

6) 平成24年8月29日から30日の仙台市/東北防衛局と農業施設について情報交換【14～16】については、仙台市の東北防衛局で農業施設について情報交換を行ったものであること

7) 請求人が、旅行目的との関係で、赤坂に赴く必然性が疑われると主張した、平成24年10月13日から14日の東京都中野区/青森人の祭典 東北復興大物産展調査【17～19】については、収支報告書に「浜松町～赤坂(ホテル)」との記載があること

8) 平成24年11月13日から14日の東京都/県選出国会議員と青森県の現状について情報交換、JR東日本元部長と青い森鉄道について意見交換【20～25】については、東京で江渡代議士と青森県の現状について意見交換し、JR東日本元部長と青い森鉄道について意見交換を行ったものであること

9) 平成24年11月23日の東京隅田川のシラオカが壊れる清流再生事業調査【26～28】については、東京都墨田区の駒形橋付近で隅田川市民交流実行委員会理事長から実行委員会を中心にした隅田川の水質改善に向けた取組状況について調査を行ったものであること

10) 平成24年12月19日から20日の仙台市/女川原発津幡所長と情報交換【29、30】については、仙台市において女川原発所長と情報交換を行ったものであること

11) 平成25年1月24日から26日の東京都、静岡県静岡市/エコノード関連施設調査、日本飼料工業会等と配合飼料需給について情報交換【31～38】については、25日に静岡の静岡油化工業㈱において、業務概要及びプラント施設の調査、その後東京で日本飼料工業会及び全農あおもりと配合飼料需給について情報交換を行ったものであること

なお、請求人が赤坂に赴く必然性が疑われ、個人的支出であると主張したタクシー代【35、36】については、日本飼料工業会専務理事から食肉処理施設について情報、意見を得るため、同理事が滞在していた赤坂のホテルに移動したものである。

12) 平成25年3月28日から29日の東京都/県選出国会議員、関係省庁での関連事業情報収集【39～42】については、江渡代議士、木村代議士及び農林水産省から青森県が抱えるエネルギー問題及び農業振興問題について情報収集を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 会議費【43】

請求人が、「実施日は12月29日である。参加者の都合という説明に疑義がある。」と主張した青年農業者と今後の経営について意見交換【43】については、収支報告書を確認しても疑義があると推認できる外形的事実は

なく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 広報費【44、45】

請求人が、「領収証のあて先は後援会である。封筒にも後援会の印刷があるとすれば目的外支出といふべきである。」と主張した封筒印刷代【44、45】については、収支報告書に後援会事務所と共同で購入と記載があり、2分の1に按分して政務調査費を充当したものであり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務所費【46、47】

簡易ハウス賃借料【46、47】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務費【48～61】

1) 電話代（4月分）及びインターネット利用料（4月分）【48、49】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電話代5～3月分、インターネット利用料5～3月分、来客用茶菓代、事務機器借上料（年間）、事務用品費（年間）、コピー機用トナー、印刷機用トナー、ドラムカートリッジ代及びインクジェットプリンター代【50～60】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 名刺印刷代【61】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

カ 人件費【62～65】

事務職員給与及び事務職員運転用務謝礼【62～65】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

なお、請求人は【64、65】については、「運転手を依頼しなければならぬ特別な事情があったことについては説明されない。」と主張しているが、特別な事情がない限り運転手への依頼が認められないとする規定もな

いことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。以上のことから、蛭沢議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

古村一雄議員

ア 研修費【1】

請求人が摘示した、平成24年5月19日の福島市/東北地区九条の会プロック交流会【1】については、収支報告書を確認した結果、福島市で開催された東北地区九条の会プロック交流会に参加したものであることが確認でき、県政とのかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 事務所費【2～8】

家賃、電気料、水道料及び灯油代金【2～8】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 事務費【9～22】

1) 携帯料金3月分、ネット接続料4月分、電話料3月分及びコピーカウソナー料4月分【9～12】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) ネット接続料5～3月分、コピー機リース料、電話料4～2月分、NHK受信料、コピーカウソナー料5～3月分、事務用品、文具代、CD R、リングフライインク及びお茶、コーヒー他【13～21】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 携帯電話料4～1月分【22】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 人件費【23、24】

事務職員給与【23、24】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、古村議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

相馬鎧一議員

ア 調査研究費【1～144】

1) タクシー代【1、3～10】については総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、タクシー代【2】については、収支報告書を確認したところ政務調査費が充当されていないことが明らかであるため、請求人が提示した事案から除外した。

2) 請求人が提示した事案について、収支報告書を確認し、相馬議員に係る調査を行った結果、次のとおりであった。

㊦ 平成24年5月3日から5日の世界遺産指定と観光調査/姫路市他【11～22】については、3日に赤穂で年末忠臣蔵の放映と観光客の動向調査、4日に国宝、世界遺産姫路城(改修中)の調査を行ったものであること

㊧ 平成24年4月26日の小岩井農場手作り村、盛岡石割桜の観光客の状況調査【23～27】については、岩手県の小岩井農場(一本桜、まきば園)及び盛岡市の石割桜で観光客の状況調査したものであること

㊨ 平成24年5月12日の生涯スポーツの実態調査/果スポレク連盟台に参加【28】については、青森市のアラウカ会館で、スポレク連盟の会合出席者全員を対象に、各種目別の大会の参加状況、参加者数などの聞き取り調査を行ったものであること

㊩ 平成24年6月9日の大沼公園と観光の動向調査【29】については、北海道の大沼公園で観光の動向について調査を行ったものであること

㊪ 平成24年7月7日から8日の世界遺産石見銀山等の島根県の観光の調査/地元産ブドウとワイン製造の調査【30～44】については、7日に島根県イナリーで地元産ブドウとワイン製造の調査、8日に石見銀山公園から仙ノ山eピークルツアーを利用して世界遺産石見銀山を調査したものであること

㊫ 平成24年6月10日の日光東照宮の世界遺産指定の影響調査【45～50】については、日光東照宮の観光の状況調査を行ったものであること

㊬ 平成24年5月12日の西地区体協総会出席/地域におけるスポーツ活動調査【51、52】については、弘前市の西交流センターで西地区体育協会会長ほか総会出席者から、同協会における活動状況について聞き取り調査を行ったものであること

㊭ 平成24年6月9日から10日の函館新幹線の進捗状況、経済調査【53～56】については、木古内駅で工事の進捗状況を視察、函館駅及び周辺商店街で店主及び店員から、聞き取り調査を行ったものであること

㊮ 平成24年6月24日の津軽地区グラウンドゴルフ大会/津軽地域の高齢者のスポーツ活動状況調査【57】については、弘前市総合運動公園で津軽地区グラウンドゴルフ大会参加者のうち地域代表20名及び大会参加者20名に、津軽地域の高齢者の年齢別参加状況について聞き取り調査を行ったものであること

㊯ 平成24年8月1日から3日の高等学校定時制通信制教育の調査【58～68】については、高知市での全国高等学校定時制通信制教育振興大会に出席し、高知県高校定通振興会長ほか関係者から定通教育について各県の発表及び研究協議による各県の状況報告や質疑を聞き、また、個別に聞き取り調査を行ったものであること

㊰ 平成24年7月1日の田んぼアート、こみせ通り、尾上の観光調査【69】については、田舎館役場前で整理券を渡している係員から田んぼアートを見に来る観光客の状況について聞き取り調査、こみせ通りで商店経営者から観光客の状況について聞き取り調査、尾上もてなし館で店員及び出展者から観光客の状況について聞き取り調査を行ったものであること

㊱ 平成24年9月15日から17日の原爆チーム及び厳島神社の大河ドラマ放映による観光動向調査【70～83】については、16日に広島市から厳島神社で大河ドラマが観光に及ぼす影響について聞き取り調査、17日に広島の世界遺産原爆チームで観光状況調査を行ったものであること

㊲ 平成24年8月10日のりんごの講演会、りんご生産に係る調査【84、85】については、一野渡集会所で斉藤昌美頭取会の参集者であるりんご生産者から、平成24年産りんごの生産状況を聞き取り調査したものであること

㊳ 平成24年9月30日の青森/シニアフェスティバルスポーツイベントにて高齢者の参加状況及び大会運営のあり方の調査【86～88】については、青森市スポーツ会館でターゲット・パードゴルフ参加者や運営者である高齢者から聞き取り調査を行ったものであること

㊴ 平成24年9月2日の弘前/城西団地の運動会に対する地域住民の参

加状況調査【89、90】については、城西団地運動会で地域住民の参加状況を調査したものであること

(ウ) 平成24年9月22日の弘前／高杉、藤代地区のりんご生産状況調査【91】については、高杉地区住吉及び藤代地区の個人から24年産りんごの生産状況を聞き取り調査したものであること

(エ) 平成24年9月1日の弘前／りんご園調査及びそれに基づく報告による24年産りんごの生産状況調査【92、93】については、大沢地区のりんご園3か所で行った園調査を行い、大沢地区のりんご作業所で行った生産者多数に調査に基づく生産状況の報告による24年産りんごの生産状況について聞き取り調査を行ったものであること

(オ) 平成24年9月9日の黒石、尾上／黒石こみせまつりと田んぼアート、尾上の人出の状況及び商売の状況調査【94】については、黒石こみせまつり、田んぼアート及び尾上における人出の状況と商売の状況について調査を行ったものであること

(カ) 平成24年10月31日から11月2日の愛媛県松山市・高知県仁淀川町へ経済状況、観光の調査【95～107】については、1日に中村愛媛県知事に会い、愛媛県の経済、財政状況について聞き取り調査、2日に仁淀川町役場で資料入手し、安居渓谷で日本一の清流（仁淀ブルー）を調査したものであること

(キ) 平成24年10月21日の藤崎、田舎館／りんご園の調査【108】については、藤崎町の国道沿いのりんご園及び川部地区の道路に隣接したりんご園で農作業を行っている者から、24年産りんごの生育状況について聞き取り調査を行ったものであること

(ク) 平成24年9月23日の黒石／黒石伝承館、こけし館での観光客、物産販売の実態調査【109】については、黒石市の津軽伝承工芸館及び津軽こけし館で観光客及び物産販売の状況について調査したものであること

(コ) 平成24年10月8日の弘前／スポーツ施設の利用状況調査、水田耕作に障害となる街路樹、りんご園の状況及び緑温泉の人出の状況調査【110】については、弘前総合運動公園で施設調査及び利用者に対する対応状況の聞き取り調査、東目屋吉地区の県道で現場を調査し、関係者に聞き取り調査、緑温泉街で、人出の状況について視察及び商

店員に聞き取り調査を行ったものであること

(ケ) 平成24年12月22日から24日の佐賀、日田へ経済状況、地場産業の状況調査【111～122】については、23日に佐賀市の景気動向調査、日田市内の景気動向調査、皿山の地場産業である小鹿田焼を調査、水害の復旧状況を調査したものであること

(コ) 平成25年1月20日の仙台市／3、11後の経済状況調査【123～129】については、仙台駅、商店街でタクシー運転手や店員に対し経済状況調査を行ったものであること

(カ) 平成25年1月14日の弘前市／地域消防団（8分団）の実態調査【130】については、各消防団の所属する町会の公民館及び集会所で各消防団分団長及び消防団員に活動状況について聞き取り調査を行ったものであること

(キ) 平成24年12月27日の弘前市／大雪によるりんご樹上の積雪及び被害の状況調査（原ヶ平、清水森、大沢、石川、乳井、薬師堂他）【131】については、各地区のりんご園で行ったりんご生産者から、大雪によるりんご樹の樹上被害及び大雪による積雪の被害状況について聞き取り調査を行ったものであること

(ク) 平成25年1月13日の弘前市／24年産りんごの販売状況及び25年産花芽の状況調査【132、133】については、一野渡集会所で斉藤昌美顕彰会の参集者であるりんご生産者から、24年産りんごの販売状況及び25年産花芽のつき具合の状況について聞き取り調査を行ったものであること

(ケ) 平成25年1月27日の弘前／公民館で幼児と高齢者（特にひとり暮らし）に対する地域の取り組みの実態調査【134】については、千年公民館で千年地区社会福祉協議会長から、高齢者の孤立化を防止するための地域の取組について実態を聞き取り調査したものであること

(コ) 平成25年1月26日の弘前／高齢者スポーツの参加状況調査【135、136】については、弘前克雪ホールディングセンターで弘前市社会福祉協議会長から、スポーツ大会への高齢者参加状況を聞き取り調査したものであること

(カ) 平成25年1月26日の弘前／郷土芸能への取り組みと活動状況調査【137】については、松森会館で松森津軽獅子舞保存会長から、津軽

獅子舞の活動状況を聞き取り調査したものであること

㊦ 平成25年3月24日の秋田／観光客の動向、秋田新幹線の状況調査【138】については、秋田新幹線及び秋田県の観光客の動向について調査したものであること

㊧ 平成25年3月31日の福島／会津若松の大河ドラマ放映による観光動向調査【139～144】については、会津若松市で鶴ヶ城の観光客の動向について調査したものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【145～174】

資料購入費のうち陸奥新報年間購読料及び朝日新聞、日本経済新聞年間購読料【172、173】については、平成26年8月21日に相馬議員から収支報告書の訂正届が提出され、当該額について支出額が訂正されていることから、訂正後の内容で検討する。

1) 図書購入費【145～155】については、収支報告書を確認したところ、購入した書籍が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍ではないことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

2) 図書購入に係るタクシー代【156～171】については、収支報告書を確認したところ、すべて、政務調査費に計上されている図書の購入又は注文の実態があることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

3) 陸奥新報年間購読料、朝日新聞、日本経済新聞年間購読料及び東奥日報年間購読料【172～174】については、請求人は相馬議員の調査研究に係る事務所が相馬鎧一税理士事務所と同一であると主張しているが、収支報告書を確認したところ、相馬議員の調査研究に係る事務所の所在地と税理士事務所の所在地は異なっており、請求人の事実誤認であり、また、朝日新聞及び東奥日報については、関係人調査によって相馬議員に確認したところ自宅での購読であるとの回答があったことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 事務所費【175、176】

1) 水道料金（3月分）【175】については、総論 で検討したとおり、

請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 水道料金4～2月分【176】については、請求人は相馬議員の調査研究に係る事務所が相馬鎧一税理士事務所と同一であると主張しているが、収支報告書を確認したところ、相馬議員の調査研究に係る事務所の所在地と税理士事務所の所在地は異なっており、請求人の事実誤認であるため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務所費【177～179】

J R切符代、コピー代及びタクシー代【177～179】については、請求人は政務調査費収支報告書の作成及び提出に係る費用は一般的な議員活動であり全額が使途基準に合致しない支出であると主張している。

一方、議会事務局長からはマニュアルでは「事務所費」は、「議員が行う調査研究活動の事務の遂行に当たって必要となる物品や機器等の購入及び使用等に係る経費」とされているが、政務調査費に係る収支報告書は、条例第8条の規定により、同条に定める期間内に議長に提出しなければならないこととされ、政務調査費の交付を受け、調査研究に資する経費に政務調査費を充当した議員は、必ずこれを作成し、提出しなければならないものであるため、政務調査費に係る収支報告書の作成及び提出は、議員の調査研究の実施に伴う必要不可欠な事務であるから、これらの事務に係る経費への政務調査費の充当が使途基準に合致しないとはいえないとの回答があった。

このことについて検討すると、政務調査費収支報告書の作成等の事務は調査研究に政務調査費を充当することによって初めて発生するものであり、また、当該事務は条例により義務付けられている事務であることを考えると、当該事務が一般的な議員活動であるとする請求人の主張には理由がなく、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

なお、請求人が「自身が役員を務める法人への支出である。」とも主張しているコピー代【178】については、収支報告書を確認しても金額等に疑わしい点がないことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 人件費【180～182】

事務所職員給与及び賞与【180～182】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確

認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。
 なお、請求人が主張する自身が役員を務める会社従業員への利益還元については、単なる請求人の推論にすぎず、違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
 以上のことから、相馬議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

奈良岡史議員

ア 調査研究費【1～16】

1) 請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、奈良岡議員に関係人調査を行った結果、次のとおりであった。

㊦ 平成24年4月24日の仙台市／公民連携事業調査【1】については、仙台市でどうぼくPPP・PFI協会の専務理事に対し、同協会のNPO法人としての組織概要、同協会の事業及び活動の概要、PPP事業の実例及び東北PPP推進連絡協議会の組織及び活動について調査を行ったものであること

㊧ 平成24年6月15日の仙台市／広告付きバス停留所上屋整備事業の実態調査【2】については、設置された広告付きバス停の数か所を現地調査し、仙台市交通局自動車部輸送課に対し同事業の概要、同事業がPPP手法により実施されたメリットとデメリット、同事業による市民意識、現地の広告バス停の機能とまち並景観の調和について調査を行ったものであること

㊨ 平成24年7月8日から10日の東京都／議員のための政策塾並びに自治体における弁護士との雇用状況等についての意見交換【3】については、9日にJTR日本税制改革協議会を訪問し10月開催予定の自治体財政・地域再生講師と打合せし、「議員のための政策塾」に参加し、10日弁護士を訪問し自治体における弁護士の雇用並びに弁護士業界の現状についての意見交換を行ったものであること

㊩ 平成25年1月23日から25日の香川県・愛媛県／議会改革の取組並びに農林水産物食育推進事業等に関する調査【4～14】については、23日に香川県庁で香川県議会・議会改革の取組、「うどん県それだけじゃない」プロジェクト及び「かがわ農林水産物食育推進事業」について調査し、24日に坂の上の雲ミュージウムを調査し、愛媛県庁で愛媛県

議会基本条例、「えひめ夢提案制度」及び「E列車・バスで行こう」プロジェクトについて調査し、25日に松山城（重要文化財）を調査したものであること

㊦ 平成25年1月25日の青森市／芸術活動に関する意見交換会【15】については、NPO法人JapanAomori Artの開催する意見交換会で芸術活動に関する意見交換を行ったものであること
 以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

2) 請求人が会費は会の活動全般を物質的に支える保障となるものであるとして、2分の1は本件使途基準に適合しないと主張している日本税制改革協議会の会費【16】については、収支報告書には、同会の活動内容及び奈良岡議員の参加理由が記載されており、調査研究活動に関連しない団体への会費であるとはいえないことから使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。なお、請求人の主張は、会費の一般的性質を述べたものであり、違法又は不当とする理由にはならない。

イ 研修費【17、18】

請求人が摘示した平成24年4月21日から22日の長岡市／中心市街地活性化勉強会【17、18】については、収支報告書を確認したところ、勉強会と意見交換、施設見学、柿落しセミナー及び試合観戦による中心市街地活性化勉強会に参加したものであり、調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 会議費【19】

請求人が、後援会活動も含まれていると推量され、2分の1は使途基準に合致しないとして摘示した県政報告会に係る会場借上料【19】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

エ 資料購入費【20、21】

と判断した。

2) 時事行政情報受信 (I J A M P) 【15】については、一般の報道を上回る速報性を有するインターネット行政情報サービスであり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 広報費【16】

請求人が、後援会活動も含まれている蓋然性が高く、2分の1は使途基準に合致しないとして摘示した奥政広報誌印刷代【16】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

エ 事務所費【17～22】

1) 灯油代、ガス代、水道料金、下水道料金及び電気代【17～21】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が目的外支出であると摘示した保守契約料【22】については、マニュアルでは、事務所費は調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費に対して政務調査費の充当を認めていることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

オ 事務費【23～26】

1) 電話代【23～25】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) ウィルスバスター【26】については、パソコンに必要なソフトであることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

カ 人件費【27、28】

事務職員給与【27、28】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、熊谷議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

丸井裕議員

ア 調査研究費【1～9】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、丸井議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月24日から27日の広島市/広島治験ネットについての調査【1】については、25日にひろしま治験ネットについて調査、26日に原爆ドーム、平和記念公園・平和記念資料館で調査を行い、核兵器の惨禍を実感し、平和への大切さ及び放射線による健康問題について調査を行ったものであること

2) 平成24年10月19日から21日の福岡・熊本・大分/観光振興の宣伝効果について調査【2】については、19日に伊万里ふるさと村、20日に湯布院温泉、21日に北九州市小倉でB級グルメを調査し、観光振興の宣伝効果について調査を行ったものであること

3) 平成24年11月13日から14日の東京/次年度国の予算編成について調査【3～5】については、衆議院第二議員会館で江渡代議士ほかから県土地改良関係の予算編成状況の聞き取り調査を行ったものであること

なお、請求人が「前記JR切符代【4】については、復路切符を紛失したため、再度購入したものである。

4) 平成25年1月10日の七戸・東京/東北地方震災の復興事業について調査【6】については、衆議院第二議員会館で江渡代議士ほかから東北地方の震災の復興事業について聞き取り調査を行ったものであること

5) 平成25年1月23日から25日の東京/国の予算編成について調査【7】については、衆議院第二議員会館で江渡代議士ほかから本県に関わる県士整備・農林関係の新年度予算について聞き取り調査を行ったものであること

6) 平成25年1月30日から2月1日の韓国/本県との航空便復活後の状況・物流について調査【8】については、31日に北東北三県・北海道ソウル事務所及び大韓航空ソウル支店を訪問し、本県との航空便復活後の状況・物流について調査を行ったものであること

7) 平成25年3月28日から31日の徳島(徳島、三好)/ソルジェの取り組み及び成功事例についての調査【9】については、28日に衆議院第二議員会館でTPPに関する情報収集、29日に徳島県庁でとくしま集落再生

プロジェクトの取組について調査、30日に三好市祖谷で落合集落の古民家再生事業の現状調査、31日に徳島アルシエの取組と現状について調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 研修費【10、11】

請求人が摘示した平成24年5月8日から10日の東京ノ再生可能エネルギーフォーラム・国会議員との勉強会に参加【10、11】については、収支報告書を確認し、丸井議員に係る人調査を行った結果、9日にスペイン大使館が主催した「スペインエネルギー再生可能フォーラム」に参加し、その後江渡代議士外と原子力政策及び地方再生のための勉強会に参加したものであり、調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 会議費【12～14】

1) 請求人が「会場は十和田市宮相操場である。県政報告会が行われたという事実は推認しがたい。」と主張している会場借上げ料及び音響代【12、13】については、音響システムの借上料金も計上しており、屋外で行われたものと考えられ、請求人の主張は単なる意見にすぎず、違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が、後援会のイベント案内とも思料されるとして摘示した県政報告会開催案内送料【14】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

エ 広報費【15～19】

1) 請求人が「後援会活動との按分が必要。2分の1は目的外支出である。」と主張するホームページレンタルサーバー料及びホームページ保守料【15～18】については、丸井議員のホームページを確認しても後援会活動に係る内容は掲載されていないため、請求人の違法又は不当とす

る主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が「領収書但し書きには単に「印刷物品代として」とだけ記載されている。県政報告誌にかかる支出であるか検証できない。」と主張する県政報告誌作成料【19】については、領収書但し書きは「印刷物品代」とのみ記載されているが、支払先、金額等について疑わしい点はなく、収支報告書の備考欄には単価及び数量の補足説明があることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務所費【20～23】

事務所賃借料及び灯油代【20～23】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

カ 事務費【24】

事務費【24】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

キ 人件費【25～28】

補助職員人件費【25～28】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

以上のことから、丸井議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

② 滝沢求議員

ア 調査研究費【1～18】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、滝沢氏に係る人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月23日の東京都ノ復興ビジョン推進費に関する調査【1】については、復興庁で担当参事官に対し復興に向けた国の取組状況に係るヒアリング調査を行ったものであること

2) 平成24年6月4日から5日の東京都ノエネルギーリスキ緊急対策・省エネ設備等導入促進事業に関する調査【2、3】については、(財)省エネルギーセンターで産業省エネ推進・技術本部の産業・技術総括部にに対し省エネ診断の取組状況に係るヒアリング調査を行ったものであること

3) 平成24年7月12日から14日の東京都ノ県立屋内スケート場早期建設についての情報収集【4】については、衆議院第二議員会館で県選出国会

議員、県議会議員ほかとともに、国土交通省都市局及び文部科学省スポーツ・青少年局の担当者から県立屋内スケート場早期建設に向けた取組状況及び支援制度についての勉強会に参加したものであること

4) 平成24年7月27日から28日の東京都/低炭素型ものづくり産業振興事業に関する調査【5】については、八重洲の青森県ビジネスサポートセンターで、県産業立地アドバイザーに対し、首都圏企業とのビジネスマッチングに係るヒアリング調査を行ったものであること

5) 平成24年8月7日の東京都/観光コンテナツアー推進事業に関する調査【6】については、観光庁の観光地域振興課で観光振興策に係るヒアリング調査を行ったものであること

6) 平成24年8月15日の東京都/「夢のカタチ」形成事業にかかると調査【7】については、宇宙航空研究開発機構の川口淳一郎教授に対し、同教授のこれまでと今後の取組状況に係るヒアリング調査を行ったものであること

7) 平成24年8月30日から31日の東京都/国内航空路線維持拡大特別対策事業に関する調査【8】については、国土交通省航空局航空ネットワーク企画課で国内航空発着枠拡大方針に係るヒアリング調査を行ったものであること

8) 平成24年10月18日の山形市/産業廃棄物広域移動影響調査事業に関する調査【9】については、社団法人山形県産業廃棄物協会事務局長に対し産廃の適正処理に係る活動状況のヒアリング調査を行ったものであること

9) 平成24年10月25日の東京都/観光客誘致総合推進事業に関する調査【10】については、社団法人日本観光振興協会の事業推進本部常務理事から誘客促進の取組方針に係るヒアリング調査を行ったものであること
10) 平成24年11月5日から6日の東京都/コンベンション誘致促進事業に関する調査【11】については、社団法人日本旅行業協会の国内訪日旅行推進部でコンベンション誘致効果のヒアリング調査を行ったものであること

11) 平成24年11月9日から10日の仙台市/被災者交流総合支援事業に関する調査【12】については、仙台市復興事業局で県外避難者交流事業に係るヒアリング調査を行ったものであること

12) 平成24年11月26日から27日の東京都/誘致企業雇用促進事業に関する調査【13】については、日本立地センター常務理事に対し企業誘致を取り巻く状況に関するヒアリング調査を行ったものであること

13) 平成24年12月19日から20日の東京都/産学官連携による食品加工技術高度化支援事業に関する調査【14】については、農林水産省食料産業局産業連携課で産学官連携による食品加工支援策に係るヒアリング調査を行ったものであること

14) 平成25年1月28日から29日の東京都/総合医育成支援事業に関する調査【15】については、厚生労働省医政局医事課指導官に対し総合医導入に係るヒアリング調査を行ったものであること

15) 平成25年1月31日から2月1日の東京都/被災者住宅再建支援事業費補助に関する調査【16】については、国土交通省住宅局で被災者住宅再建支援策に係るヒアリング調査を行ったものであること

16) 平成25年3月8日の東京都/国際交流員招致事業に関する調査【17】については、財団法人自治体国際化協会業務部調整課でJETプログラムの取組状況に係るヒアリング調査を行ったものであること

17) 中心市街地調査資料フレイミング代【18】については、八戸中心市街地の地域社会街づくりを通して、地域とのつながりを持ち、地域資源を発掘・開発・活用し、結び・譲り合いの精神で自らの「強み」を生かしながら、地域産業との連携をはかり、経済的社会的に確かで信頼できる社会づくりをするための協議をし、今後の社会づくりに役立たせるための資料づくり、フレイミングを委託したものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 事務所費【19】

請求人が、「何台分の駐車場代が不明」と主張する来客用駐車場使用料【19】については、請求人の主張は単なる意見にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 事務費【20～22】

請求人が、「政務調査活動との関連が具体的に検証できない支出であ

る。」と主張するフアイル代金【20～22】については、請求人の主張は単なる意見にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

エ 人件費【23～28】

補助職員人件費【23～28】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、マニュアルで制限している生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、滝沢議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

② 夏堀浩一議員

ア 調査研究費【1～11】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、夏堀議員に個人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月28日の東京/「国民大集会」にて拉致と外交対策に係る調査【1】については、日比谷公会堂で開催された「国民大集会」に参加し、拉致被害者家族会に対し、被害者救出に係る訴えの聞き取り調査を行ったものであること

2) 平成24年5月23日から26日の台湾/台湾からのチャーター便誘致に係る調査【2】については、24日にミッシェン団と同行し航空会社・旅行代理店を訪問、アミ族文化村視察、25日に花蓮市内及び九分を視察し調査を行ったものであること

3) 平成24年5月19日から20日の東京/プロスポーツ(BJリーグ)青森誘致のための調査【3】については、有明コロシアムでBJリーグ代表取締役及び取締役に対し、BJリーグ誘致による地域振興と経済効果並びに雇用促進について聞き取り調査を行ったものであること

4) 平成24年6月4日から5日の秋田/大潟村農村事業、角館観光事業調査【4】については、大潟村同友会と米作に係る意見交換、角館まちづくり研究所代表に対し、仙北市角館伝統的建造物群保存に係る聞き取り調査を行ったものであること

5) 平成24年7月30日から8月3日の北海道/エネルギー緊急安全、総合対策に係る調査等【5、6】については、泊野電所及び原子力P R館で

緊急安全対策について聞き取り、襟裳岬風の館で自然環境保護、景観保存及び観光事業等について聞き取り調査を行ったものであること

6) 平成24年10月19日から21日の福岡、佐賀/観光事業調査【7】については、19日に伊万里ふるさと村、20日に湯布院温泉、21日に北九州市小倉でB級グルメを調査し、観光事業について調査を行ったものであること

7) 平成24年11月9日の盛岡市/八戸港貿易支援と地域活性化に係る調査【8】については、ホテル東日本盛岡で行われた八戸港貿易促進セミナーに参加し、八戸市長及びジャパン・バップ・ライオンズ機の部長に対し八戸港コンテナ、定期航路及び貿易支援事業等について聞き取り調査を行ったものであること

8) 平成25年1月30日から2月1日のソウル/青森・ソウル線維持に係る調査【9】については、北東北三県・北海道ソウル事務所、大韓航空ソウル支店、北村、南大門市場及び明洞において調査を行ったものであること

9) 平成25年3月28日から29日の東京/商業振興対策に係る調査【10、11】については、議員会館で山崎参議院議員及び大島代議士秘書と地域振興対策及び階上漁港被災復興支援対策について意見交換を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 研修費【12～23】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、夏堀議員に個人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月17日から18日の東京/内外情勢調査会「北韓核問題と北東アジアの秩序」【12、13】については、内外情勢調査会が開催した駐日韓国特命全権大使による講演会に参加したものであること

2) 平成24年5月10日から11日の東京/内外情勢調査会「日本経済、終焉から再生へ」【14、15】については、内外情勢調査会が開催した経営共創基盤代表取締役CEOによる講演会に参加したものであること

3) 平成24年7月16日から17日の東京/内外情勢調査会「山中伸弥氏「i

「P S細胞研究の進展」【16】については、内外情勢調査会が開催した山中伸弥氏による講演会に参加したものであること

4) 平成24年11月16日から17日の東京 / 自治体が挑む低炭素型まちづくり【17～19】については、「i J A M P自治体実務セミナー」に参加したものであること

5) 平成25年2月13日から14日の東京 / 内外情勢調査会「アクトナールの経営改革」【20～22】については、内外情勢調査会が開催した日本アクトナールホールディングスCEOによる講演会に参加したものであること

6) 平成25年3月31日から4月1日の東京 / 道州制推進フォーラム【23】については、道州制推進知事・指定都市市長連合が開催した道州制推進フォーラムに参加したものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 資料購入費【24】

時事行財政情報モニタ (i J A M P) 【24】について、夏堀議員は「県議会控室、政務調査用事務所の2か所で使用」として2つのライセンスを契約しているが、請求人は「一部については容認できたとしてもそれを超える購入分は目的外支出である」と主張している。一方、議会事務局長からは、「i J A M Pの情報にアクセスするためには、使用する端末ごとの契約が必要であるところ、夏堀浩一議員にあつては、県議会控室と政務調査用事務所の2か所にi J A M Pの情報にアクセスできるよう2つのライセンスに加入する契約を締結したものと考えられる。i J A M Pの特長の一つは、一般の報道を上回る速報性にあると考えられるところ、県議会控室と政務調査用事務所それぞれに設置されている端末から随時アクセスできるようにすることによって、その特長を十分に生かすことができるものである。したがって、2つのライセンスに加入する契約を締結することは、調査研究の目的達成のために合理的かつ効率的であり、かつ、社会通念上も許容される範囲内にあるものと考えられ、これに必要なとなる経費に政務調査費を充当することは使途基準に合致するものである。」との回答があつた。

このことについて検討すると、i J A M Pは一般の報道を上回る速報性を有するインターネット行財政情報サービスであり、調査研究活動の使途基準に合致すると考えられるところ、当該速報性を最大限に生かすために議員控室及び政務調査事務所の両方でアクセスできるように2つのライセンスに加入することが、使途基準に合致しない支出であるとはいえないことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務所費【25～30】

請求人が「議員事務所についてインターネット上に公開されているのは後援会事務所、その住所、電話番号は議会に届けられているものと同じである。事務所は政務調査活動の他後援会活動にも使用されていることは明らかであり、更にその他一般的な議員活動にも使用されていたことは容易に推認される。3分の1を超える支出は本件使途基準に合致しない。」と主張している上下水道料金及び事務所賃借料【25～30】については、夏堀議員に係る人調査を行ったところ後援会については政務調査事務所と別室であるとの回答があつたことから、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、請求人は水道料金及び下水道料金【25、26】については、4月以前の分は使途基準に適合しないとも主張しているが、これについては総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務費【31～33】

事務費のうち電話代【31、32】については、平成26年8月18日に夏堀議員から収支報告書の訂正届が提出され、当該額について支出額が訂正されていることから、訂正後の内容で検討する。

1) 電話代3月分【31】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電話代4～2月分【32】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) ウイルスバスター契約更新(1年間)【33】については、パソコンに必要なソフトであることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

カ 人件費【34～37】

事務所職員賃金及び臨時職員賃金【34～37】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、夏畑議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

㉘ 清水悦郎議員

ア 調査研究費【1】

請求人が摘示した平成24年7月13日から14日の東京都、神奈川県/屋内スケート場早期建設促進調査【1】については、収支報告書を確認したところ、県立屋内スケート場早期建設に向けた取組状況の調査を行ったものであることが確認でき、調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 事務所費【2～7】

1) 電気料金3月分【2】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電気料4～2月分、事務所賃借料及び駐車場使用料【3～7】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、請求人は、事務所所在地が、政党活動を行う事務所所在地及び後援会活動を行う事務所所在地と同一であるとした証拠を提出しているが、収支報告書を確認すると、当該建物は集合住宅の構造で後援会活動を行う事務所及び政党活動を行う事務所が別室であると記載されている。

また、請求人が真正の債権者ではないと主張している電気代【3】については、収支報告書を確認したところ、「集合住宅の構造であり、各部屋に電気計量器が備わっており、そのメーターの計測により使用分の電気料金が発生する。電気事業者へ直接支払いは不可」と記載されている。

ウ 事務費【8～16】

1) 携帯電話料金3月分【8】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) パソコンリナーズ料、コピー複合機リナーズ料、電話代及びインターネット回線使用料【9～13】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 携帯電話料金4～2月分【14】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

4) 名刺印刷代【15】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

5) 請求人が「領収書但し書きには「品代として」とだけ記載され、領収書等の貼付用紙では「政務調査費資料作成用」とだけ説明しているが、その実質が検証できない。」と主張する写真印刷代【16】については、支払先、金額等について疑わしい点はないことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 人件費【17～20】

事務所職員給与【17～20】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、清水議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

㉙ 横浜力議員

ア 調査研究費【1～16】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、横浜議員に個人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年5月9日から10日の東京都/地元選出国會議員とエネルギー政策に関する意見交換【1、2】については、衆議院第二議員会館で江渡代議士とエネルギー政策に関する意見交換を行ったものであること

2) 平成24年5月23日から26日の台湾/台湾県産品輸出促進調査【3】については、エバー航空で営業部欧澳東北亜課課長ほかに対し、中華航空で台北分公司客運営業部経理ほかに対し及び復興航空で營運處業務経理ほかに対しりんご・ホタテ等県産品の台湾におけるPRと評価の聞き取り調査を行ったものであること

3) 平成24年6月3日から4日の弘前市/スポーツ振興調査(陸羯南記念野球大会)【4、5】については、弘前市営球場で東奥義塾高校野球部

元監督から、高校教育におけるスपोर्ट部活動の意義について聞き取り調査を行ったものであること

4) 平成24年6月4日から5日の秋田県大潟村 / 大潟村同友会と米作に関わる意見交換【6、7】については、秋田県男鹿市で、大潟村同友会と意見交換を行ったものであること

5) 平成24年7月26日から27日の東京都 / 大間原子力工事再開について電源発本社調査【8～10】については、電源発本社で大間原子力発電所の工事再開について調査を行ったものであること

6) 平成24年9月6日から9日のニュージランド / ニュージランドにおける景観保全状況に関する調査【11】については、7日にオークランドの歴史的建造物及び景観の保全状況を調査、8日にワイトモ自然景観保全状況を調査、9日にオークランド市内を調査したものであること

7) 平成24年10月2日の東京都 / 大間原子力工事再開について電源発本社調査【12】については、電源発本社で大間原子力発電所の工事再開について調査を行ったものであること

8) 平成25年2月26日から27日の東京都 / 地元国会議員とTPPに関しての意見交換【13】については、衆議院第二議員会館で江渡代議士とTPPに関する意見交換を行ったものであること

9) 平成25年3月26日から28日の静岡県、神奈川県 / 浜岡原発、東京電力横浜火力発電所安全対策調査【14～16】については、浜岡原子力発電所及び横浜火力発電所で発電所の安全対策について調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 広報費【17～19】

請求人が、「後援会活動と評価されるべき内容があることも推量される。2分の1に按分して計上すべきである」として摘示した県政報告誌印刷製本代及び配布費金【17、18】並びに「真実使用目的が限定されるという客観的な保証があるとはいえない。後援会活動に使用されることも想定されること、按分して計上すべきであり、2分の1を超える支出は使途基準に合致しない支出といふべきである」として摘示した拡声器セット代【19】

については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推定できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる意見にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 事務所費【20、21】

請求人が「議員の親族が経営されているホテルとも思料され、ホテル経営への財政的援助とも疑われる」と主張している、事務所賃借料【20、21】については、横浜議員に關係人調査を行い賃貸借契約書を確認したが、財政的援助であるとして判断できるような事実がないため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務費【22、23】

携帯電話料金【22、23】については、総論のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 人件費【24～27】

臨時職員賃金及び事務職員給与【24～27】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、横浜議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

㉔ 沼尾啓一議員

ア 調査研究費【1～5】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、沼尾議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年11月13日から14日の東京都 / 国政に係る代議士との勉強会【1、2】については、赤坂游玄亭で大島代議士、木村代議士、江渡代議士及び山崎参議院議員と次年度国の予算編成に係る意見交換を行ったものであること

2) 平成25年2月1日の盛岡市 / たばこ買取りに関する調査【3～5】については、日本たばこ産業㈱東北リーフセンターで同社契約部長及び購買部長並びに東北町ほかの耕作者に対し、葉たばこの立ち枯れ病の収穫

数量及び買入価格への影響並びに廃作希望等の調査、買付状況の調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 会議費【6、7】

請求人が、後援会活動もあったものと思料され、2分の1を超える支出は目的外支出であるとして摘示した青空県政報告会音響シンタル及び沼尾啓一県議会活動報告第1号印刷製本費【6、7】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 資料購入費【8、9】

住宅地図購入費【8、9】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務所費【10、11】

暖房費（9、10、11月分）及び電気料金5～3月分【10、11】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務費【12～29】

1) 電話料金（3月分）及び携帯電話料金（3月分）【12、13】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電話料金4～2月分及び事務用品【14～24】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 携帯電話料金4～2月分【25】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

4) 請求人が、どのようなゴミ印なのかは不明で、違法又は不当な支出であると主張しているゴミ印及びスタンプ台【26、27】については、収支報

告書を確認するとゴミ印の内容が記載されていることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

5) 名刺代【28】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

6) 切手代【29】については、請求人は「80円切手25枚購入に係る支出の2分の1を計上したというものである。25枚の切手代を2分の1で按分するという考え方は如何にも整合性に欠ける。個人的支出というほかなしい。」と主張している。一方、議会事務局長からは、「マニュアルでは、切手が調査研究活動以外にも使用された場合は、実態に合わせて、調査研究活動が全体の活動に占める割合により按分することとし、これによる按分が著しく困難な場合は、活動目的ごとに均等に按分することができ、その方法は、マニュアルに記載の「按分方法（事務所費・事務費・人件費）」によるものとされているものである。沼尾啓一議員の切手購入経費について請求人は「25枚の切手代を2分の1で按分することは如何にも整合性に欠ける」と主張しているが、実態に合わせて按分することが著しく困難であるとして前記「按分方法（事務所費・事務費・人件費）」に基づき切手の購入に要した「経費」の2分の1を調査研究に要するものとして按分充当したものと解されるのであって、購入した切手の「枚数」を基として按分充当したものでないのだから、整合性に欠けることははない。なお、切手を購入する場合、その使途が具体的に特定されないとしても、あらかじめ調査研究活動に使用することが見込まれる相当程度の枚数を購入する限り、その経費に政務調査費を充当することは認められる。」との回答があった。また、沼尾議員に関係人調査を行ったところ、県議会活動報告（第1号）を町内外の希望者に送付する目的で購入し、使用実績は25枚であるとの回答があった。

このことについて検討すると、「経費」を按分することが直ちに整合性を欠く方法であるとはいえず、そのような按分を行ったことを理由として個人的支出であるとする、請求人の主張には理由がないものと判断した。

カ 人件費【30～33】

事務職員給与【30～33】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかつ

ため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、沼尾議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

②⑥ 藤川友信議員

ア 調査研究費【1】

請求人が摘示した平成24年5月23日から26日の台湾／台湾との国際交流のミッション及び観光振興調査【1】については、収支報告書を確認したところ、航空会社・旅行会社訪問、アミ族文化村調査、花蓮市内調査、現地観光施設オーナーと九分の開発・保存等について意見交換を行ったものであり、調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 事務費【2、3】

事務機器リース料【2、3】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 人件費【4、5】

事務職員給与【4、5】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、藤川議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

②⑦ 川村悟議員

ア 調査研究費【1～15】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、川村議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年12月8日から9日の青森市／全国繊維化学食品流通サービス同盟との意見交換【1、2】については、青森県労働福祉会館で全国繊維化学食品流通サービス同盟の青森県支部長と県政報告及び県内食品流通サービス部門の労働条件について聞き取りを行い意見交換を行ったものであること

2) 平成25年1月23日から25日の香川県・愛媛県／党派県外調査【3～13】については、23日に香川県庁で香川県議会・議会改革の取組、「うどん県それだけじゃない」プロジェクト及び「かがわ農林水産物食育推進事

業」について調査し、24日に坂の上の雲ミュージアムを調査し、愛媛県庁で愛媛県議会基本条例、「えひめ夢提案制度」及び「E列車・バスで行こう」プロジェクトについて調査し、25日に松山城（重要文化財）を調査したものであること

3) 平成25年2月23日から24日の青森市／青森友愛連絡会との県政意見交換【14、15】については、U i センセン同盟青森県本部会議室で青森県友愛連絡会会長と県内雇用対策について意見交換を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 研修費【16～18】

請求人が摘示した平成24年5月8日から9日の東京都／スペイン再生可能エネルギーフォーラム【16～18】については、収支報告書から、9日にスペイン大使館経済商務部主催で行われた「スペイン：再生可能エネルギーフォーラム」に参加したものであることが確認でき、県政とのかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 会議費【19～32】

請求人が、後援会活動も含まれている蓋然性が高く、2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しないとして摘示した県政報告会及び県政意見交換会に係る郵便料金、はがき・切手購入費、会場使用料、案内印刷料及び用紙代【19～32】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

エ 資料購入費【33～38】

1) 新聞購読料【33～36】については、関係人調査によって川村議員に確認したところ、自宅での購読であるとの回答があり、マニュアルによれば自宅での購読は按分を要さず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 青森県職員録【37】については、収支報告書に「自宅用1部及び会派

控室用1部」と記載があり、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 請求人が摘示した平成25年2月1日の「高知カクログギフト結」の購入【38】については、収支報告書を確認したところ、購入した書籍が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍ではないことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

オ 広報費【39～45】

請求人が、個人的な支出が大半を占めている蓋然性が高いとして摘示したHP作成、写真撮影、データCD代金【39】及び請求人が後援会活動も含まれている蓋然性が高いとして2分の1は本件使途基準に合致しないとして摘示したコピー用紙代、宛名ラベル代、県政日より印刷料、県政日より封筒印刷代、県政日より配布料及び県政日より郵送料【40～45】については、収支報告書を確認しても個人的支出や後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

カ 事務所費【46～54】

1) ガス代(3月分)、電気代(3月分)、事務所賃借料(4月分)及び上下水道料金(3月分)【46～49】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
2) ガス代4～2月分、電気代4～2月分、事務所賃借料(5月分)、事務所賃借料6～3月分及び上下水道料金4～2月分【50～54】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

キ 事務費【55～58】

1) 電話代(3月分)【55】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
2) 電話代4～2月分、デジタルカメラ購入費及びその他事務費【56～58】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ク 人件費【59、60】

事務職員給与【59、60】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、川村議員について請求人が摘示した事項については請求人の理由がないものと判断した。

⑳ 柳引ユキ子議員

ア 調査研究費【1～28】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、柳引議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年5月19日の観光資源調査/七戸町【1】については、七戸まちなかアートフェスタで、七戸郵便局職員から、当該イベントについて聞き取り調査を行ったものであること

2) 平成24年5月20日の胆沢ダム建設状況調査/岩手県奥州市【2、3】については、胆沢ダム及び胆沢ダム学習館で、胆沢ダム学習館担当者から、胆沢ダムの活用及び水源地域の活性化について聞き取り調査を行ったものであること

3) 平成24年6月15日の被災地復旧状況調査/宮城県気仙沼市【4、5】については、復興屋台村気仙沼横町で屋台村店主から復興屋台村について聞き取り調査を行ったものであること

4) 平成24年7月5日の地域医療対策調査/岩手県花巻市【6、7】については、総合花巻病院及び花巻温泉病院の利用者から地域医療及び温泉活用状況について聞き取り調査を行ったものであること

5) 平成24年9月17日の被災地復旧状況調査/岩手県宮古市【8、9】については、田老地区及び山田町住民からボランティア活動で以前行った山田町の復興状況について聞き取り調査を行ったものであること

6) 平成24年10月11日の震災復興・復旧調査/岩手県久慈市【10、11】については、三陸鉄道北リアス線で利用者から復旧状況について聞き取り調査を行ったものであること

7) 平成24年10月20日の自然観光事業調査/秋田県湯沢市【12～14】については、旅のサロン・市民プラザで館内スタッフから自然を利用した観光資源について聞き取り調査を行ったものであること

8) 平成24年10月23日の地産地消取り組み調査/岩手県雫石町【15、16】

については、雫石まちおこしセンターしずく館で商店街の人々やしずく館利用客から、軽トラ市の発祥の地であることから開催状況について聞き取り調査を行ったものであること

9) 平成25年1月23日から25日の香川県・愛媛県/両県議会の取組状況及び商工農林水産等に関する調査【17～25】については、23日に香川県庁で香川県議会・議会改革の取組、「うどん県それだけじゃない」プロジェクト及び「かがわ農林水産物食育推進事業」について調査し、24日に坂の上の雲ミュージアムを調査し、愛媛県庁で愛媛県議会基本条例、「えひめ夢提案制度」及び「E列車・バスで行こう」プロジェクトについて調査し、25日に松山城（重要文化財）を調査したものであること

10) 平成25年2月17日の伝統行事伝承活動に関する調査/花巻市・盛岡市【26～28】については、花巻市の八日市いきいき交流館で行われているしずく館内スタッフから、長年開催されている女性グループによる伝統行事であるつるしずく館内スタッフから、盛岡市の盛岡市先人記念館で館内スタッフから、ひな人形展示について聞き取り調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【29～34】

1) 青森県職員録【29】については、収支報告書に「自家用1部、会派控室用1部」と記載があり、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が、「自宅購読に係る代金と史料される。それまで自宅ないしは会社で購読していた新聞について、6月から政務調査費を充当したものと推量される。そうであれば個人的支出というほかない。」と主張している東奥日報及び日本経済新聞の新聞購読料【30～33】については、政務調査費の充当はその支出が使途基準に合致する限りにおいて、議員の裁量に任ざれていることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 読売新聞購読料【34】については、マニュアルによれば自宅での購読は按分を要さず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法

又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 事務費【35～46】

インクカートリッジ代、事務用品代、計算機代、デジタルカメラ及びフラッシュメモリポンド代【35～46】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 人件費【47、48】

政務調査補助職員賃金【47、48】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。以上のことから、権引議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

㊸ 閑良議員

ア 調査研究費【1～94】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、閑議員に係る人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月22日の原子力に対する意識調査【1】については、東陽小学校周辺で地域住民など数名に対し、原子力の必要性について聞き取り調査を行ったものであること

2) 平成24年5月7日の原子力に対する意識調査【2】については、戸山団地周辺で地域住民など数名に対し、原子力の必要性について聞き取り調査を行ったものであること

3) 平成24年3月26日から28日の仙台市の都市づくりに関する調査【3】については、26日に仙台駅前周辺（アーケード内、青葉通り、広瀬通り等）街造りの調査、27日に北目町通り、五橋等付近の街造りの調査、長町モールとその周辺の集客・商店街の調査、三井住友アウトレット（仙台港店）集客の調査、仙台駅内部の利用者数調査、28日に仙台城址（文化財としての保存状況、歴史の調査）、東照宮（文化財としての保存状況、歴史の調査）を調査したものであること

4) 平成24年5月16日から17日の介護保険に関する意識調査【4】については、若生小学校周辺で地域住民などに対し、現状の介護保険制度の満足度について聞き取り調査を行ったものであること

5) 平成24年5月24日のTPP問題に対する意識調査【5】については、

- 東陽小学校周辺で地域住民などに対し、ＴＰＰ問題について聞き取り調査を行ったものであること
- 6) 平成24年5月28日の電力に対する意識調査【6】については、平和公園周辺で地域住民などに対し、エネルギーの安全性について聞き取り調査を行ったものであること
- 7) 平成24年6月6日の電力に対する意識調査【7】については、東青森駅周辺で地域住民などに対し、エネルギーの安全性について聞き取り調査を行ったものであること
- 8) 平成24年6月13日の新エネルギーに関する調査【8～10】については、奥立中央病院周辺で地域住民などに対し、期待する新エネルギーについて聞き取り調査を行ったものであること
- 9) 平成24年6月20日の新青森駅周辺課題現場視察【11】については、新青森駅周辺で地域住民などに対し、新青森駅周辺の利用者数について調査を行ったものであること
- 10) 平成24年7月3日の原子力に対する意識調査【12】については、小柳団地周辺で地域住民など数名に対し、原子力の必要性について聞き取り調査を行ったものであること
- 11) 平成24年7月4日の平和公園の建設物現状及び利用状況の調査【13】については、平和公園で、建築物現状及び利用状況について現場調査を行ったものであること
- 12) 平成24年7月13日の原子力に対する意識調査【14、15】については、浜田小学校周辺で地域住民など数名に対し、原子力の必要性について聞き取り調査を行ったものであること
- 13) 平成24年8月1日のＴＰＰ問題に対する意識調査【16】については、浪岡高校周辺で地域住民などに対し、ＴＰＰ問題について聞き取り調査を行ったものであること
- 14) 平成24年8月2日のＴＰＰ問題に対する意識調査【17】については、浪岡高校周辺で地域住民などに対し、ＴＰＰ問題について聞き取り調査を行ったものであること
- 15) 平成24年8月4日のＴＰＰ問題に対する意識調査【18、19】については、鶴ヶ坂川合道路沿いで地域住民などに対し、ＴＰＰ問題について聞き取り調査を行ったものであること

- 16) 平成24年8月12日の三沢商店街等現状視察【20】については、三沢市街地で利用状況について現場調査を行ったものであること
- 17) 平成24年8月13日の消費税増税に対する意識調査【21】については、青森大学周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること
- 18) 平成24年8月15日の消費税増税に対する意識調査【22】については、高田教育福祉センター周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること
- 19) 平成24年8月16日の消費税増税に対する意識調査【23】については、古川小学校周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること
- 20) 平成24年8月17日の消費税増税に対する意識調査【24】については、またち内科クリニック周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること
- 21) 平成24年8月20日の消費税増税に対する意識調査【25】については、沖館稲荷神社周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること
- 22) 平成24年8月22日の消費税増税に対する意識調査【26】については、新青森駅周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること
- 23) 平成24年8月23日の消費税増税に対する意識調査【27】については、浜町通り周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること
- 24) 平成24年8月24日の消費税増税に対する意識調査【28】については、新青森駅周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること
- 25) 平成24年8月27日の消費税増税に対する意識調査【29】については、あすなる学園周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること
- 26) 平成24年8月29日の消費税増税に対する意識調査【30】については、油川市民センター周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること

27) 平成24年8月30日から31日の仙台市の都市づくりに関する調査【31～38】については、仙台駅周辺で利用状況等の現場調査を行ったものであること

28) 平成24年9月3日の消費税増税に対する意識調査【39、40】については、東青森駅及び新青森駅周辺で地域住民などに対し、増税への意見の聞き取り調査を行ったものであること

29) 平成24年9月10日の若年層の政治に対する意識調査【41】については、青森駅周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について聞き取り調査を行ったものであること

30) 平成24年9月11日の若年層の政治に対する意識調査【42、43】については、新青森駅周辺及び浜町通り周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について聞き取り調査を行ったものであること

31) 平成24年9月19日の若年層の政治に対する意識調査【44】については、エルム周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について聞き取り調査を行ったものであること

32) 平成24年9月24日の若年層の政治に対する意識調査【45】については、新青森駅周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について聞き取り調査を行ったものであること

33) 平成24年10月2日の若年層の政治に対する意識調査【46】については、奥民福祉プラザ周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について聞き取り調査を行ったものであること

34) 平成24年10月17日の若年層の政治に対する意識調査【47】については、浜田小学校周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について聞き取り調査を行ったものであること

35) 平成24年10月23日のＴＰＰ問題に対する意識調査【48】については、県道247号沿いで地域住民などに対し、ＴＰＰ問題について聞き取り調査を行ったものであること

36) 平成24年10月26日のＴＰＰ問題に対する意識調査【49】については、県道247号沿いで地域住民などに対し、ＴＰＰ問題について聞き取り調査を行ったものであること

37) 平成24年11月7日の若年層の政治に対する意識調査【50】については、青森県営球場周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について

聞き取り調査を行ったものであること

38) 平成24年11月8日の若年層の政治に対する意識調査【51】については、台浦公園周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について聞き取り調査を行ったものであること

39) 平成24年11月9日の若年層の政治に対する意識調査【52～54】については、青森中央高校周辺及び青森中央学院大学周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について聞き取り調査を行ったものであること

40) 平成24年11月16日の若年層の政治に対する意識調査【55】については、東部市民センター周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について聞き取り調査を行ったものであること

41) 平成24年11月17日の若年層の政治に対する意識調査【56】については、戸山団地周辺で地域住民などに対し、青森県に求める制度について聞き取り調査を行ったものであること

42) 平成24年12月17日のＴＰＰ問題に対する意識調査【57、58】については、国道101号大間越街道周辺で地域住民などに対し、ＴＰＰ問題について聞き取り調査を行ったものであること

43) 平成24年12月19日のＴＰＰ問題に対する意識調査【59】については、野木和団地周辺で地域住民などに対し、ＴＰＰ問題について聞き取り調査を行ったものであること

44) 平成25年1月23日から25日の香川県・愛媛県／条例・推進事業実態調査【60～68】については、23日に香川県庁で香川県議会・議会改革の取組、「うどん県それだけじゃない」プロジェクト及び「かがわ農林水産物食育推進事業」について調査し、24日に坂の上の雲ミュージアムを調査し、愛媛県庁で愛媛県議会基本条例、「えひめ夢提案制度」及び「E列車・バスで行こう」プロジェクトについて調査し、25日に松山城（重要文化財）を調査したものであること

45) 平成25年1月8日の岡町地域道路調査【69】については、県道234号沿いで、冬の道路状況について現場調査を行ったものであること

46) 平成25年1月10日の冬期交通の現状調査【70】については、県道247号沿いで、冬の道路状況について現場調査を行ったものであること

47) 平成25年1月15日の原子力に対する意識調査【71】については、仙寿・鶴亀温泉周辺で地域住民など数名に対し、原子力の必要性について聞き

取り調査を行ったものであること

48) 平成25年1月16日の原子力に対する意識調査【72】については、旭町通り周辺で、地域住民など数名に対し、原子力の必要性について聞き取り調査を行ったものであること

49) 平成25年1月19日の原子力に対する意識調査【73】については、新青森駅周辺で地域住民など数名に対し、原子力の必要性について聞き取り調査を行ったものであること

50) 平成25年1月28日の介護保険に関する意識調査【74】については、さとう商店周辺で地域住民などに対し、現行の介護保険制度の満足度について聞き取り調査を行ったものであること

51) 平成25年1月29日の防災に対する意識調査【75】については、新青森駅周辺で地域住民などに対し、防災品の設置、貯蓄について聞き取り調査を行ったものであること

52) 平成25年1月30日の防災に対する意識調査【76】については、沖館中学校周辺で地域住民などに対し、防災品の設置、貯蓄について聞き取り調査を行ったものであること

53) 平成25年2月1日の防災に対する意識調査【77、78】については、三内市営住宅周辺で地域住民などに対し、防災品の設置、貯蓄について聞き取り調査を行ったものであること

54) 平成25年2月7日の防災に対する意識調査【79】については、県道234号線沿いで地域住民などに対し、防災品の設置、貯蓄について聞き取り調査を行ったものであること

55) 平成25年2月15日の防災に対する意識調査【80】については、安田保育園周辺で地域住民などに対し、防災品の設置、貯蓄について聞き取り調査を行ったものであること

56) 平成25年2月18日の防災に対する意識調査【81】については、旭町通り周辺で地域住民などに対し、防災品の設置、貯蓄について聞き取り調査を行ったものであること

57) 平成25年2月19日の防災に対する意識調査【82】については、沖館稲荷神社周辺で地域住民などに対し、防災品の設置、貯蓄について聞き取り調査を行ったものであること

58) 平成25年3月2日の防災に対する意識調査【83】については、東部市

民センター周辺で地域住民などに対し、防災品の設置、貯蓄について聞き取り調査を行ったものであること

59) 平成25年3月3日の防災に対する意識調査【84】については、中央市民センター安田分館周辺で地域住民などに対し、防災品の設置、貯蓄について聞き取り調査を行ったものであること

60) 平成25年3月9日の高齢者介護に対する意識調査【85、86】については、県道234号線沿いで地域住民などに対し、高齢者介護について聞き取り調査を行ったものであること

61) 平成25年3月14日の高齢者介護に対する意識調査【87】については、白取医院周辺で地域住民などに対し、高齢者介護について聞き取り調査を行ったものであること

62) 平成25年3月15日の高齢者介護に対する意識調査【88、89】については、三内中学校周辺で地域住民などに対し、高齢者介護について聞き取り調査を行ったものであること

63) 平成25年3月18日の高齢者介護に対する意識調査【90】については、戸山西公園周辺で地域住民などに対し、高齢者介護について聞き取り調査を行ったものであること

64) 平成25年3月24日の高齢者介護に対する意識調査【91、92】については、古川小学校周辺で地域住民などに対し、高齢者介護について聞き取り調査を行ったものであること

65) 平成25年3月25日の高齢者介護に対する意識調査【93、94】については、青森県消防学校周辺で地域住民などに対し、高齢者介護について聞き取り調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【95～113】

1) 請求人が宗教活動に係る支出であったとした図書購入費【95～105】については、書籍の購入で、マニュアルで制限している宗教活動の経費に該当しないものであり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

なお、請求人は「300円を控除して計上したから」といって同じ本を2

冊購入することを正当化できるものではない。」と主張しているが、政務調査費の充当は1冊分であり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が摘示した図書購入費及び新聞代【106～108】については、収支報告書を確認したところ、購入した書籍及び新聞が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍等ではないことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

3) 東奥日報購読料(3月分)【109】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

4) 朝日新聞購読料(3月分)及び東奥日報購読料4～2月分【110、111】については、関係人調査によって関係議員に確認したところ、自宅での購読であるとの回答があり、マニュアルによれば自宅での購読は按分を要せず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

5) 朝日新聞購読料4～2月分【112】については、当該年度内の購読であることから、請求人の事実誤認であり請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

6) 青森県職員録【113】については、収支報告書に「議員控室1冊、事務所用1冊」と記載があり、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 広報費【114～122】

1) ホームページ追加制作料及び初期費用・オリジナルメニュー代【114、115】については、請求人は「議員活動、政務調査活動の2按分で、半額違法」と主張しているが、議員活動の意味は明らかではないが、ホームページを確認しても、政党活動及び後援会活動に係る内容は掲載されていないことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) オリジナルメニュー代、議会だより制作料、印刷製本費及び配布料【116～122】については、請求人は「後援会活動分も含まれている蓋然性が高い。2分の1は本件使途基準に合致しないというべきである」と主張しているが、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証

拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

エ 事務所費【123～131】

1) 水道料金(3月分)【123】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 水道料金4～2月分、ガス・灯油代、電気代及び警備料【124～128、130、131】については、請求人は自宅使用分への支出と史料されるため個人的支出であると主張しているが、関係議員に関係人調査を行ったところ、自宅に調査研究活動を行う事務所を設置しているとの回答があり、マニュアルに従い2分の1に按分して政務調査費を充当していることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なおガス・灯油代【129】については、請求人が二重に摘示したものであるため、請求人の摘示した事実から除外した。

オ 事務費【132～141】

1) インターネット代及び携帯電話料金3月分【132、133】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電話代【134、135】については、請求人は自宅使用分とも史料されるため個人的支出であると主張しているが、関係議員に関係人調査を行ったところ、自宅に調査研究活動を行う事務所を設置しているとの回答があり、マニュアルに従い2分の1に按分して政務調査費を充当していることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) インターネット代【136】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

4) 携帯電話代(4月分)、携帯電話代6～3月分及び携帯電話代(5月分)【137～139】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

5) デジカメアダプター代【140】について、請求人は「議員自身が紛失したことにより発生した支出であるから議員の個人的な支出というべきである」と主張している。一方、議会事務局長は「請求人の指摘する関係議員のデジカメアダプターは、平成23年度に同議員に交付された政務

調査費をその購入経費に充当したデジタルカメラに使用するためのものであり、当該デジタルカメラの付属品と同一規格の製品と考えられる。当該デジタルカメラを調査研究活動のために十分活用するためにはアダプターが必要不可欠であり、アダプターを紛失した場合、新たにデジタルカメラを購入するよりもアダプターを再購入することが経費的にも合理的かつ効率的であることはいうまでもない。また、アダプターを購入しないのであれば、政務調査費を充当して購入した当該デジタルカメラの使用が継続できなくなり、結果的に無駄な経費に政務調査費を充当したということにもなりかねない。以上を踏まえれば、紛失したことをもって使途基準に合致しない支出であるとまではいえない。」と回答している。

このことについて検討すると、確かに、当該アダプターは、議員の紛失により購入する必要が生じたものではあるが、デジタルカメラは調査研究活動のために使用しているもので、当該アダプターがなければデジタルカメラが使用できなくなることを考えると、紛失という原因のみをもって使途基準に合致しない支出であるとはいえず、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。

6) 請求人が「どのような契約に基づいての支出であるか推認できず、真正の債権者に対する支出かどうか疑われる」と主張する印刷料【141】については、関係員に関係人調査を行ったところ、政務調査費報告書作成及び情報収集の資料のコピーである旨の回答があり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

カ 人件費【142】
臨時雇用職員日当・賃金【142】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、関係員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

③⑩ 吉田絹恵議員

ア 調査研究費【1～18】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認した結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月21日から23日の新潟県・大阪府/中心市街地活性化及び介護予防の先進事例調査【1～6】については、21日に長岡市・中心市街地活性化勉強会(アオーレ長岡)に参加、22日に豊岡市ウエルストーク豊岡で、豊岡市における健康街づくりの取組(介護予防等)について調査を行ったものであること

2) 平成24年9月3日の患者・家族向け宿泊施設「ファミリーハウスあおもり」調査【7～9】については、青森県庁で患者・家族向け宿泊施設について調査を行ったものであること

3) 平成24年9月21日から22日の平成24年度東京都医師会がん検診講習会「胃がん検診をめぐる最近の動向」聞き取り調査【10～12】については、東京都医師会講堂で胃がん検診の最近の動向について聞き取り調査を行ったものであること

4) 平成24年10月13日の「2012東北復興祭大祭典なかの」復興活動の取組調査【13、14】については、東京都中野サンプラザ広場で行われた2012東北復興大祭典なかの、復興活動の取組状況について調査を行ったものであること

5) 平成25年1月27日から30日の介護予防先進地調査、高山観光振興調査、地域防災計画研修会【15、16】については、27日に富山市角川介護予防センターで介護予防先進地の調査、28日に高山朝市、二木酒屋、飛騨民族村及び白川郷で高山観光振興の調査、29日に名古屋市で「地域防災計画の基本と見直しの要点」研修会に参加し調査を行ったものであること

6) 平成25年2月12日の内閣府・子ども若者支援対策聞き取り調査【17、18】については、内閣府で子ども若者支援対策について聞き取り調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【19～24】

1) 新聞購読料(4～3月分)、デリーー東北(4～3月分)、農業新聞(4～3月分)及び読売新聞(4～3月分)【19～22】については、公明・健政会会派に関係人調査を行い活動内容を確認したところ、調査研究活動のみを実施しているとの回答があったことから、総論 のアで検

討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 公明新聞、聖教新聞購読料【23、24】については、請求人は「自身が所属する政党などの機関誌購読は個人的支出というべきである」と主張しているが、吉田議員は公明党所属ではなく、請求人の事実誤認であり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 広報費【25～35】

1) 県政報告封筒印刷代、県政報告郵送料及び県政報告通信文書配布委託費【25～30】については、請求人は「後援会活動分も含まれている蓋然性が高い。2分の1は本件用途基準に合致しないというべきである」と主張しているが、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

2) 県政報告通信文書配布日当【31～35】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、用途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

エ 事務費【36～113】

1) コピー機レンタルカウンター料（3月分）【36】については、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) コピー機レンタルカウンター料4～2月分、茶菓、茶菓代、コピーメーカー、事務用品費、お茶代、DVD代、アイスコーヒー代、コピー用紙代及びブルーレイディスクレコーダー代【37、48～77】については、公明・健政会会派に係る人調査を行い活動内容を確認したところ、調査研究活動のみを実施しているとの回答があったことから、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、コピー機レンタルカウンター料及びコピーカウンター代【38～47】については、請求人が二重に摘示したものであるため、請求人の摘

示した事案から除外した。

3) プリンターケーブル、事務用品費、プリンターインク、USBメモリー及び茶菓代【78～110】については、請求人は吉田議員の調査研究を行う事務所が、吉田議員が園長を務める保育園に設置されているとして、当該支出が保育園で使用されているものと推量されることから用途基準に合致しない支出である旨主張しているが、収支報告書を確認しても保育園で使用されていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

4) 事務用品費【111】については、請求人は「個人、後援会活動、政務調査活動の3按分で3分の2が違法」と主張しているが、収支報告書には「政務調査専用で購入」との記載があることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

5) 事務用品費【112】については、請求人は「単に「別紙」というだけのゴム印であれば汎用性が高い。個人的支出というべきである。」と主張しているが、収支報告書を確認したところ、「政務調査費収支報告書等作成に使用する「別紙」のゴム印購入」との記載があり、収支報告書に使用されていることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

6) 名刺印刷代金【113】については、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 人件費【114～116】

事務職員給与【114～116】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、用途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、吉田議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

③ 畠山敬一議員

ア 調査研究費【1～43】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、畠山議員に係る

人調査を行った結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年4月21日から24日の新潟県、兵庫県、東京都／中心市街地活性化・介護予防の先進事例調査及び災害復興の研修【1～6】については、21日に長岡市で中心市街地活性化勉強会に参加、22日に豊岡市のウェルヌトーク豊岡で健康ポイント制度を調査、23日及び24日に千代田区で建設政策研究所の地方議会議員研修会に参加したものであること
- 2) 平成24年4月19日の青森市／新認定NPO法人制度の仕組みについて意見交換【7、8】については、あおもりNPOサポートセンター事務所であもりNPOサポートセンター事務局長と意見交換を行ったものであること
- 3) 平成24年6月8日の仙台／原発再稼働問題と核燃料サイクル政策についての意見交換【9】については、仙台市内個人宅で宮城県民である50代男性会社員と意見交換を行ったものであること
- 4) 平成24年7月13日から14日の東京都／県立屋内スケート場早期建設に向けた関係省庁との意見交換【10、11】については、衆議院第二議員会館で県選出国會議員、県議會議員ほかとともに、国土交通省都市局及び文部科学省スポーツ・青少年局の担当者から県立屋内スケート場早期建設に向けた取組状況及び支援制度についての勉強会に参加したものであること
- 5) 平成24年7月17日から18日のむつ市／エネルギー・環境会議が示す原発依存度とサイクル政策についての意見交換【12～14】については、むつクラントホテルで青森県民である60代男性と意見交換を行ったものであること
- 6) 平成24年7月30日から31日の東京都・埼玉県／スポーツコミッションの情報収集、竜巻被害対策の意見交換【15、16】については、埼玉県において社団法人さいたま観光国際協会でスポーツコミッション事業担当副参与に対しスポーツ振興とまちづくりの先進事例として調査、参議院議員会館で渡辺孝男参議院議員と竜巻被害対策について意見交換を行ったものであること
- 7) 平成24年8月19日の青森市／原発再稼働問題と核燃料サイクル政策について意見交換【17】については、青森市内個人宅で青森県民である50代男性会社員と意見交換を行ったものであること

8) 平成24年8月25日の青森市／東日本大震災による被災地のガレキ広域処理について意見交換【18】については、青森市内個人宅で青森県民である40代男性会社員と意見交換を行ったものであること

9) 平成24年9月3日の青森市／患者・家族向け宿泊施設「ファミリーハウスあもり」を調査【19】については、青森県庁で患者・家族向け宿泊施設について調査を行ったものであること

10) 平成24年9月16日の青森市／青森駅前再開発とコンパクトシティについて意見交換【20、21】については、青森駅前再開発ビル棟で同社社長と意見交換を行ったものであること

11) 平成24年9月21日から22日の東京都／「東北復興大祭典なかの」の概要と準備状況等を調査【22～24】については、NPO胃がん予知診断研究機構で胃がん検診の調査、青森県東京事務所及び中野区で「東北復興大祭典なかの」の概要と準備状況を調査したものであること

12) 平成24年11月17日の青森市／原発再稼働問題と活断層調査について意見交換【25】については、青森市内個人宅で青森県民である50代男性会社員と意見交換を行ったものであること

13) 平成24年11月23日の弘前市／原発再稼働問題と活断層調査について意見交換【26】については、弘前市内個人宅で青森県民である40代男性会社員と意見交換を行ったものであること

14) 平成25年1月10日の東京都／除排雪関連経費の弘前市等への支援について国交省にて意見交換【27】については、国土交通省で除雪費関連経費の弘前市等への支援について意見交換を行ったものであること

15) 平成25年1月11日の八戸市／B級グルメによる地域振興について意見交換【28】については、八戸せんべい汁の祭典に参加し、B級グルメによる地域振興について意見交換を行ったものであること

16) 平成25年1月13日の青森市／青森市内の除排雪の状況と課題について意見交換【29】については、青森市内個人宅で青森県民である60代男性と意見交換を行ったものであること

17) 平成25年1月27日から30日の富山県・岐阜県・愛知県／介護予防先進地調査、高山観光振興調査、地域防災計画研修会【30～35】については、27日に富山市角川介護予防センターで調査、28日に高山朝市、二本酒屋、飛騨民族村及び白川郷で高山観光振興の調査、29日に名古屋市で「地域

防災計画の基本と見直しの要点」研修会に参加したものであること

18) 平成25年2月11日の青森市／青森市における豪雪による農作物の被害状況について情報収集【36】については、青森市内個人宅で60代男性農業者に対し豪雪による農作物の被害状況及び要望について調査を行ったものであること

19) 平成25年2月12日の東京都／子ども・若者育成支援について内閣府にて情報収集【37】については、内閣府で子ども若者支援対策について情報収集を行ったものであること

20) 平成25年3月3日の青森市／青森市内の除排雪の状況と課題について意見交換【38】については、青森市内個人宅で青森県民である40代男性会社員と意見交換を行ったものであること

21) 平成25年3月9日の青森市／県営住宅内での高齢者等の住み替えの制度について意見交換【39】については、青森市内個人宅で青森県民である50代男性会社員と意見交換を行ったものであること

22) 平成25年3月14日の青森市／東日本大震災対策特別委員会の質疑内容についての情報収集【40】については、青森県庁で津波防災対策、防災公共及び防災教育などについて調査を行ったものであること

23) 平成25年3月16日の弘前市／弘前市におけるりんご園地の雪害状況について調査【41】については、弘前市内のりんご園地で60代男性りんご生産者に対し、大雪による枝折れ、幹割れなどの実態の調査を行ったものであること

24) 平成25年3月23日の仙台市／福島第一原発事故による避難者と生活上の課題について意見交換【42】については、仙台市内個人宅で福島県民である60代男性避難者と意見交換を行ったものであること

25) 平成25年3月26日の青森市／東日本大震災対策特別委員会の質疑結果について資料整理【43】については、青森県議会会派控室で、同特別委員会の資料を整理したものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 会議費【44、45】

請求人が、後援会活動が含まれている蓋然性が高く、2分の1を超える

支出は本件使途基準に合致しないと摘示した県政報告会会場借上料【44、45】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 資料購入費【46～57】

1) 読売新聞、デーリー東北及び東奥日報の新聞購読料【46～48】については、公明・健政会会派に関係人調査を行い活動内容を確認したところ、調査研究活動のみを実施しているとの回答があったことから、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 読売新聞、東奥日報及びデーリー東北の新聞購読料【49～54】については、請求人は「会派控室においても購読している新聞についての自宅における購読料である。家族的に購読しているものと推量され、全額が個人的支出というべきである。」と主張している。一方、議会事務局長からは「会派控室に新聞を備え置く趣旨は、当該会派所属議員間の情報交換、意見交換を通じ、当該会派の調査研究活動の充実、ひいては、当該会派の県政に関する課題に係る政策提言等に資することであり、議員が、議員個人としての調査研究に資するために自宅や事務所で新聞を購読することとは、その趣旨が異なるものである。したがって、会派控室で購読されている新聞と同一の新聞を議員個人が購読するための経費への政務調査費の充当が使途基準に合致しないとまではいえない」との回答があった。

このことについて検討すると、会派の新聞購読の趣旨が、当該会派に所属している議員個人の新聞購読の趣旨と異なるものであるとする議会事務局長の回答には正当性があり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。

3) 青森県職員録【55】については、収支報告書に「自宅、事務所、控室」と記載があり、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

4) 図書購入費【56】については、購入した書籍が確認でき、一般的に娯

なく、社会一般に許容される範囲内にあると認められるため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。

- 2) 平成24年4月24日の中心市街地活性化住民懇談会【13、14】については、アツルパルス青森で現青森アーツクリエイション株式会社社長ほかと、中心市街地活性化について意見交換を行ったものであること
 - 3) 平成24年5月2日の消費税増税に関する意見聴取会【15、16】については、八戸市下長7丁目住民から意見を聴取したものであること
 - 4) 平成24年5月8日から9日の市町村の健康寿命延伸対策聞き取り/黒石市・藤崎町・西目屋村・鶴田町・中泊町【17】については、黒石市役所で副市長ほか、藤崎町役場で総務課長ほか、西目屋村役場で村長ほか、鶴田町役場で副町長ほか及び中泊町役場で町民課長ほかに対し、それぞれ聞き取り調査を行ったものであること
 - 5) 平成24年5月13日の消費税問題に関する意見聴取会【18～20】については、弘前市東目屋吉川で住民に対し、りんご枝折れ被害調査、大鰐町で大鰐町長に対し、大鰐町豪雨被害改修事業調査を行ったものであること
- なお、伊吹議員から、調査名について記載誤りであるとの回答があった。
- 6) 平成24年5月15日の副知事聞き取り【21】については、青森県庁で副知事と、県行政の諸課題について意見交換を行ったものであること
 - 7) 平成24年5月19日から20日のヌートハウス先進技術調査/東京国際展示場【22～26】については、東京国際展示場で行われたヌートハウスEXPOで先進技術について調査を行ったものであること
- なお、調査先手土産茶菓代【26】については、上記1)で検討したとおり、不当に高額なものはなく、社会一般に許容される範囲内にあると認められるため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。
- 8) 平成24年5月29日から30日の原子力中間貯蔵施設調査【27】については、むつ市のリサイクル燃料備蓄センターについて調査を行ったものであること
 - 9) 平成24年6月4日の中小企業経営者意見交換会【28】については、アツルパルス青森で懶青森リーヌ代表ほかから、中小企業の経営状況につ

いて意見交換を行ったものであること

- 10) 平成24年6月9日から10日の年金制度についての意見聴取会【29～31】については、弘前市総合学習センターで、小田桐弘前市議会議員が呼びかけた弘前市民から、年金制度について意見を聞き取りしたものであること
 - 11) 平成24年6月12日から13日の青森県人会活動状況調査【32～34】については、東京都千代田区市ヶ谷の中央ビルコン働で、東京青森県人会青藤会長から、東北復興大祭典ほか活動状況について聞き取り調査を行ったものであること
 - 12) 平成24年6月13日のアセットマネジメント意見聴取会【35】については、アツルパルス青森で鹿島建設青森営業所副所長ほかから、アセットマネジメント（長寿命化対策）技術について聞き取りしたものであること
 - 13) 平成24年6月18日の東北復興祭計画状況調査【36～38】については、東京都中野区役所で東北復興祭計画状況の調査を行ったものであること
- なお、調査先手土産茶菓代【37】については、上記1)で検討したとおり、不当に高額なものはなく、社会一般に許容される範囲内にあると認められるため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。
- 14) 平成24年6月30日のIT産業海外貿易市場調査【39、40】については、ホテル青森で百楽真有限公司総経理ほかに対し、東アジア貿易の課題について聞き取り調査を行ったものであること
 - 15) 平成24年7月7日の地域見守りネットワーク構築意見聴取会【41】については、アウガで健康保養ネットワークあおもり理事ほかから、地域見守りネットワークについて意見聴取したものであること
 - 16) 平成24年7月10日から11日のワクチン公費助成拡充ほか調査【42～46】については、衆議院議員会館で井上代議士及び厚生労働省で小宮山大臣から、ワクチン公費助成拡充ほかについて聞き取り調査を行ったものであること
 - 17) 平成24年7月24日から25日の青函トンネル貨物共用走行課題改善調査【47～49】については、東京都港区の山田屋でJR貨物社外取締役から、青函トンネル貨物共用走行課題について聞き取り調査を行ったものであ

- 33) 平成24年10月12日から13日の首都圏での総合販売戦略調査【94～98】については、「東北復興大祭典なかの」開催による販路開拓と青森県への観光客誘客など、事業実施による効果と来年度以降の事業開催についての調査・検証を行ったものであること
- 34) 平成24年10月16日のワ・ラッセ/健康寿命対策に関する意見交換【99、100】については、ワ・ラッセで健康保養ネットワーク青森の理事と、健康寿命対策に関する意見交換を行ったものであること
- 35) 平成24年10月25日のりんご園地調査及び住民懇談会【101】については、弘前市東目屋吉川でりんご生産者から、りんご生産状況について聞き取り、弘前市総合学習センターで外崎弘前市議会議員が呼びかけた弘前市民と、県行政について意見交換を行ったものであること
- 36) 平成24年10月26日の産業廃棄物処理施設調査【102】については、青森市浪岡不燃物埋立処分場で不燃物埋立の不適正処分について調査を行ったものであること
- 37) 平成24年10月26日の建設業経営者意見交換【103、104】については、ホテル青森で建設業経営者と、経営状況課題について意見交換を行ったものであること
- 38) 平成24年11月3日の県原子力防災訓練視察/青森県庁、東陽小学校【105】については、県が行った原子力防災訓練を視察したものであること
- 39) 平成24年11月23日の弘前市/除排雪体制に関する情報収集【106～108】及び八戸市/除排雪体制に関する情報収集【109、110】については、弘前市城東北四丁目で弘南建設㈱に対し、除排雪体制課題について聞き取りし、八戸市河原木字小田上で㈱東栄相談役ほかから、除排雪体制課題について聞き取りしたものであること
- なお、請求人は「同日中に青森～弘前～八戸～青森という移動も自然」と主張しているが、青森、八戸間の新幹線による移動時間を考えると日程に矛盾が生じるものではない。
- 40) 平成24年12月1日の除排雪体制に関する情報収集【111】については、アツルパレス又青森で㈱大坂組代表ほかから、除排雪体制課題について聞き取りしたものであること
- 41) 平成24年12月8日の除排雪体制に関する情報収集【112】については、アツルパレス又青森で㈱興陽電設常務ほかから、除排雪体制課題について聞き取りしたものであること
- 42) 平成24年12月12日の会派打合せ【113、114】については、八戸市で会派打合せを行ったものであること
- 43) 平成24年12月17日のクロスタワー・ア・ベイ/県民が期待する新年度県事業に関する情報収集【115】については、クロスタワー・ア・ベイで㈱リンクスナー・ジョン代表ほかから、求められる新年度県事業について聞き取りしたものであること
- 44) 平成24年12月19日の県民が期待する新年度事業に関する情報収集【116】については、㈱建通新聞社で同社代表から、求められる新年度県事業について聞き取りしたものであること
- なお、伊吹議員から、調査場所及び乗車区間について記載誤りである旨の回答があった。
- 45) 平成24年12月20日の県民が期待する新年度事業に関する情報収集【117】については、ホテル青森でイズジン㈱会長ほかから、求められる新年度県事業について聞き取りしたものであること
- 46) 平成24年12月25日の県民が期待する新年度事業に関する情報収集【118～121】については、弘前パークホテル及び弘前市役所で社会福祉法人弘前豊徳会理事長ほかから、求められる新年度県事業について聞き取りしたものであること
- 47) 平成24年12月29日の県民が期待する新年度事業に関する情報収集【122】については、ホテル青森で青森スノーパークリエイション㈱ほかから、求められる新年度県事業について聞き取りしたものであること
- 48) 平成25年1月8日の秘書課聞き取り【123】については、青森県庁で豪雪対策追加支援見直し等について聞き取りしたものであること
- 49) 平成25年1月10日の霞が関・永田町/豪雪対策概要調査【124～129】については、国土交通省で国土交通副大臣に対し、衆議院議員会館で井上代議士に対し、それぞれ豪雪対策概要について聞き取り調査を行ったものであること
- 50) 平成25年1月16日の県民が期待する新年度県事業に関する情報収集【130】については、アツルパレスで青森市民から、求められる新年度県事業について聞き取りしたものであること

51) 平成25年1月24日の24年度補正予算案概要調査【131～134】については、衆議院議員会館で井上代議士から、平成24年度補正予算案概要について聞き取り調査を行ったものであること

52) 平成25年1月23日の青森市平新田ノ6次産業化先進事例調査【135、136】については、㈱大坂組で同社代表ほかから、6次産業化先進事例(カシスリキユーール製品化)について聞き取り調査を行ったものであること

53) 平成25年1月25日から26日の盛岡市ノ日本経済再生に向けた緊急経済対策概要調査【137～141】については、盛岡市みたけ2丁目井上代議士から、日本経済再生に向けた緊急経済対策概要について聞き取り調査を行ったものであること

54) 平成25年1月27日から30日の富山市介護予防センターほか調査【142～145、147～149】については、27日に富山市角川介護予防センター視察、28日に高山市内、朝市、二木酒造㈱、飛騨民族村及び世界遺産白川郷視察、29日に名古屋市のNHK名古屋放送センタービルで開催された研修会「地域防災計画の基本と見直しの要点」に参加したものであること

なお、請求人は「観光旅行分と史料される私的支出も含まれている。2分の1は本件使途基準に合致しない支出である。」と主張しているが、収支報告書を確認しても、観光旅行分と史料される私的支出は確認できず、請求人の主張には理由がないものと判断した。

また、ハラヘコムDVD代金【146】については、請求人の提示した支出額が収支報告書と全く異なるため、請求人の提示した事案から除外した。

55) 平成25年1月31日の青山副知事聞き取り【150】については、青森県庁で、県広報広聴の課題について聞き取りしたものであること

56) 平成25年1月31日の24年度補正予算に関する中小企業経営者との意見交換【151】については、ホテル青森で㈱東日オフセット代表ほかから、平成24年度補正予算に関して意見交換を行ったものであること

57) 平成25年2月2日から3日の横浜メディアピアビジネスセンターノ小学校での大豆100粒運動を通じた食育活動調査【152～155】については、横浜メディアピアビジネスセンターで大豆100粒運動を支える会会長ほかから、

食育実践先進事例について聞き取り調査を行ったものであること

なお、調査先土産茶葉代【153】については、上記1)で検討したとおり、不当に高額なものではなく、社会一般に許容される範囲内にあると認められるため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。

58) 平成25年2月12日の内閣府子ども・若者支援施策調査【156～159】については、内閣府で子ども若者支援施策について調査を行ったものであること

59) 平成25年2月18日から19日の就労支援事業ほか調査【160～162】については、八戸市のアールキヤスト㈱で同社代表に対し、就労支援事業等について調査を行ったものであること

60) 平成25年3月2日の新年度県予算に関する意見交換【163】については、ホテル青森で青森市民と、県の新年度予算について意見交換を行ったものであること

61) 平成25年3月9日の新年度県予算に関する意見交換【164～166】については、弘前キヤッスルホテルで㈱南建設専務取締役と、県の新年度予算について意見交換を行ったものであること

62) 平成25年3月16日のりんご枝折れ被害現地調査【167、168】については、弘前市弥生地区りんご園で弘前市副市長ほかから、豪雪によるりんご枝折れ被害について聞き取り調査を行ったものであること

63) 平成25年3月18日の会派うちあわせ【169】については、県議会議員控室で、会派打合せを行ったものであること

64) 平成25年3月18日のラ・フランス青い森ノ新年度県予算に関する意見交換【170、171】については、ラ・フランス青い森で健康保養ネットワーク青森理事と、県の新年度予算について意見交換を行ったものであること

65) 平成25年3月23日の新年度県予算に関する意見交換【172～174】については、わいん倶楽部で青森ITSTクラブ常務理事ほかと、ラ・フランス青い森で青森市民と、県の新年度予算について意見交換を行ったものであること

66) 平成25年3月30日の新年度県予算に関する意見交換【175、176】については、ホテル青森で㈱大坂組代表ほかと、アツパルパルス青森で旬シビルコンサルタント代表と、県の新年度予算について意見交換を行った

ものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 研修費【177～203】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、伊吹議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年4月7日のねぶたの家フ・ラッセ/生活習慣病予防対策セミナー【177、178】については、ねぶたの家フ・ラッセで、NPO法人健康保養ネットワークが主催した、生活習慣病予防対策セミナーに参加したものであること
- 2) 平成24年4月19日の改正NPO法人法研修会参加【179】については、ラ・フランス青い森で、あおもりNPOサポートセンターが主催した、改正NPO法人法研修会に参加したものであること
- 3) 平成24年4月28日のアラスカ会館/東日本大震災復旧における米軍支援についての研修会【180】については、アラスカ会館で、青森県防炎士会が主催した、東日本大震災復旧における米軍支援についての研修会に参加したものであること
- 4) 平成24年5月14日の青森港振興協会事業計画研修【181】については、ホテル青森で、青森港振興協会が主催した、青森港振興協会事業計画研修に参加したものであること
- 5) 平成24年5月24日から25日の日本医学会総会学術講演会/かごしま県民交流センター【182～187】について、請求人は「日本医学会総会学術講演会はこの日程で鹿児島県で行われておらず虚偽記載」と主張している。伊吹議員に關係人調査を行ったところ、研修名について記載誤りがあり、正しくは、かごしま県民交流センターで行われた、第53回日本新医学会総会並びに学術講演会に参加したものであるとの回答があった。
- 6) 平成24年6月2日の東京都文京区/中小企業支援制度研修会【188～190】については、東京都白王ビルで日本経営士協会が開催した、中小企業支援制度研修会に参加したものであるが、請求人は「日本医学会総会学術講演会はこの日程で鹿児島県で行われておらず虚偽記載」と主張し

ているため、請求人の摘示した事案から除外した。

- 7) 平成24年6月7日から8日の温泉資源利活用講習会【191～197】については、福島県いわき市ホテルハロワアアンズラピータで、日本温泉保養士協会が主催した、温泉資源利活用講習会に参加したものであること
- 8) 平成24年6月15日から16日の八戸ポータルミュージアムはっち/地域活性化セミナー【198～200】については、八戸ポータルミュージアムはっちで、八戸大学・八戸短期大学総合研究所が主催した、地域活性化セミナーに参加したものであること

- 9) 平成24年10月20日の弘前市駅前二丁目/森田実講演会【201、202】については、弘前市で行われた、森田実講演会に参加したものであること
 - 10) 平成25年1月15日のプロバスケットボールにおける地域振興について講演会【203】については、アツアルビス青森で日本プロバスケットボールリーグ代表取締役社長の特別講演会に参加したものであること
- 以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 資料購入費【204～210】

- 1) 東奥日報（4～3月分）、デーリー東北（4～3月分）、陸奥新報（4～3月分）、農業新聞（4～3月分）及び読売新聞（4～3月分）【204～208】については、公明・健政会会派に關係人調査を行い活動内容を確認したところ、調査研究活動のみを実施しているとの回答があったことから、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

- 2) 東奥日報（4～3月分）【209】について、請求人は「会派控室で購読している、新聞を自宅でも購読している。自宅では家族的に購読しているものと思料される。全額が個人的支出というべきである。」と主張している。一方、議会事務局長からは「会派控室に新聞を備え置く趣旨は、当該会派所属議員間の情報交換、意見交換を通じ、当該会派の調査研究活動の充実、ひいては、当該会派の県政に関する課題に係る政策提言等に資することにあり、議員が、議員個人としての調査研究に資するために自宅や事務所で新聞を購読することとは、その趣旨が異なるものである。したがって、会派控室で購読されている新聞と同一の新聞を購

われない場合は、その活動について按分する必要はないと考える。」との回答があったことから、当該按分について違法又は不当とまではいえないと判断し、請求人の主張には理由がないものと判断した。

2) 電気使用料 1月分及び電気使用料10か月分【219、220】については、総論 のアで判断したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。

カ 事務費【221～238】

1) 電話料金及びコピー機レンタル料 (3月分)【221、222】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。

2) コピー機リース・カウンタ料、茶菓代、コピーメーカー代、DVDリース代及びブルーレイディスクレコーダー【223～229】については、公明・健政会会派に係る人調査を行い活動内容を確認したところ、調査研究活動のみを実施しているとの回答があったことから、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) コピー機リース料及びブルーバック代【230～233】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

4) 携帯電話料金及び携帯電話、携帯端末利用料【234、235】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。

5) USBメモリー【236】については、請求人は「個人、後援会活動、政務調査活動の3按分で3分の2が違法」と主張しているが、収支報告書を確認したところ「政務調査資料整理保存用」と記載してあることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。

6) 名刺作成代【237、238】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

以上のことから、伊吹議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

㉘ 渋谷哲一議員

ア 調査研究費【1～7】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、渋谷議員に係る人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年9月6日から7日の東京都／東北地方の復旧・復興に係る調査【1】については、衆議院会館で田名部代議士から、震災後の東北地方の現状と課題について聞き取り調査を行ったものであること

2) 平成24年10月19日から20日のルクセンブルク、ブリュッセル／原子力発電所に係る調査【2、3】については、ジェットロ・ブリュッセル事務所で所長から福島での原子力発電所事故後、日本からの農林水産物品に対するベルギーとルクセンブルクの風評被害と市場経済の現状、今後の青森県からの農産物の加工品輸出の可能性に関する聞き取りを行い、日本食材を扱うスーパー田川の市場調査、地元市場の市場動向の調査を行ったものであること

3) 平成24年9月12日から13日の東京都／核燃サイケルに係る調査【4、5】については、国会及び首相官邸で樽床代議士及び藤村官房長官から、日本のエネルギー政策、核燃サイケルの方向性と青森県の今後の対応に關して聞き取り調査を行ったものであること

4) 平成24年11月6日の国土交通省／下北縦貫道路に係る調査【6、7】については、国土交通省で、下北縦貫道路について調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 会議費【8～16】

請求人が、後援会活動も含まれている蓋然性が高く、2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しないとして摘示した県政報告会に係る封筒印刷費、はがき・案内文印刷費、郵便料金及び会場借り上げ料【8～16】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 資料購入費【17】

新聞購読料【17】については、関係人調査によって渋谷議員に確認したところ自宅での購読であるとの回答があり、マニュアルによれば自宅での購読は按分を要さず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 広報費【18～20】

請求人が、政党へのリンク付けがされているため、少なくとも2分の1は目的外支出であると主張したホームページ補修・更新及びホームページ再作成【18～20】については、現在の渋谷議員のホームページを確認すると、リンクは存在せず、請求人が提出したホームページのトップページを印刷した証拠でもリンクの存在が確認できないことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務所費【21～24】

1) 事務所賃借料(4月分)【21】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
2) 事務所賃借料5月分家賃、事務所賃借料10か月分家賃及び灯油代【22～24】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

カ 事務費【25～29】

インクカートリッジ、A3カラープリンタ及びドラムユニット【25～29】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

キ 人件費【30～34】

事務職員給与【30～34】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、渋谷議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

③④ 中村寿文議員

ア 調査研究費【1】

請求人が摘示した平成24年7月18日から19日の岩手県復興実施計画の取組に関する現地調査【1】については、収支報告書を確認し、中村議員に関係人調査を行ったところ、宮古市の宮古地域振興センターで、岩手県沿

岸広域振興局経営企画部復興推進課長から、岩手県復興実施計画における主な取組の進捗状況について、聞き取り調査を行ったものであることが確認でき、調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかわりもあり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【2～5】

1) デーリー東北購読料【2】については、請求人は「領収証宛名は個人名で、販売店は八戸市内」と主張しているが、事実を述べているのみで、違法又は不当とする理由を主張していないため、請求人の摘示した事案から除外した。

2) 東奥日報・朝日新聞購読料【3】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 図書購入費【4、5】については、収支報告書を確認したところ、購入した書籍が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍ではないことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 事務所費【6～49】

1) 電気代4月分【6】については、総論 及び総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 灯油代3月分、水道料金3・4月分及び下水道料金3・4月分【7～9】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 電気代5～3月分、灯油代4～2月分、水道料金5～2月分、下水道料金5～2月分及びガス代【10～38、40～49】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、ガス代5月分【39】については、請求人は違法理由を示していないため、請求人の摘示した事案から除外した。

エ 事務費【50～84】

1) コピー機使用料3月分【50】については、総論 及び総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) フレッシュ光使用料4月分及び電話代3月分【51、52】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がな

いと判断した。

- 3) コピー機使用料4～2月分、フレッツ光使用料5～3月分及び電話代
4～1月分【53～84】については、総論のアで検討したとおり、請求
人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
オ 人件費【85～90】

事務職員給与【85～90】については、債権者名及び債権者住所を確認し
たところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかつ
たため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、中村議員について請求人が摘示した事項については請求
の理由がないものと判断した。

㊥ 北紀一議員

ア 調査研究費【1～20】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、北議員に関係人
調査を行った結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年4月7日の東京/風力発電事業に関する日本風力開発㈱との
意見交換【1】については、東京都港区の日本風力発電㈱で、風力発電
事業について意見交換を行ったものであること

なお、請求人は「同社の東北支社は六ヶ所村にあり、具体的に何処を
訪問したのか不明」と主張しているが、収支報告書を確認しても、東京
本社ではなく東北支社に行ったと推認できる記載はない。

- 2) 平成24年4月27日から28日の東京(風力発電環境調査)【2】につい
ては、東京で日本環境㈱に対し、風力発電環境について調査を行ったも
のであること

なお、請求人は「付随するタクシー代支出についてはその移動先が不
明で個人的な支出が疑われる。」と主張しているが、タクシー代支出は
本件調査とは異なる調査における支出である。

- 3) 平成24年5月8日から9日の太陽光発電及び風力発電環境について情
報収集【3～8】については、8日にジャパン・リニューアブル・エナ
ジー㈱で同社社長に対し、五戸町への太陽光発電施設建設の件について調
査、9日に東横イン鷺谷で日本環境保全㈱代表取締役と、太陽光発電に
ついて意見交換、㈱ルーテルデザインズで、同社代表取締役と、太陽光発
電及び県産農産物の販売のコンサルタントについて意見交換を行った

ものであること

なお、請求人は「タクシー代支出についてはその移動先が不明で個人
的な支出が疑われる。」と主張しているが、北議員に関係人調査を行っ
たところ、会社社長に面談するための仲介者と待ち合わせのための移動
が含まれており、行程に矛盾する点はない。

- 4) 平成24年5月13日から14日の東京(風力発電建設誘致について情報収
集)【9、10】については、日本環境コンサルタント㈱で同社社長及び
執行役員に対し、新郷村に建設予定の風力発電施設について、経過や見
通しを聞き取りしたものであること

- 5) 平成24年5月22日の鯉ヶ沢町・深浦町/風力発電事業調査視察【11】
については、局所風況マツバに基づいて、五所川原から深浦、岩崎まで
の国道101号線沿いの風力発電建設可能な土地について、現地調査を行っ
たものであること

- 6) 平成24年8月13日の薬草栽培室内農業技術・販路研究に関する情報収
集【12】については、東京農業大学で鈴木教授から、室内農業のノウハ
ウと販路確保について情報収集、㈱ルーテルデザインズで同社取締役から、
薬草栽培に係る薬品会社、生産者及び輸入等について情報収集したもの
であること

- 7) 平成24年9月4日のみやぎ生協事業等に関する調査【13】については、
㈱田名部組仙台支店で、みやぎ生協が建設し㈱田名部組仙台支店が運営
している住宅型有料老人ホームピュアライフ京原について調査を行った
ものであること

- 8) 平成24年10月18日の三陸の復旧状況に関する情報収集【14】について
は、東京の民主党本部で、同党が調査した三陸復興状況について調査結
果や経過、見通しについて調査を行ったものであること

- 9) 平成24年10月11日の三陸復旧・復興状況調査【15】については、㈱田
名部組仙台支店社員を訪問し、岩手・宮城両県及び各地方自治体の復興
への取組状況について調査を行ったものであること

- 10) 平成24年11月8日の三陸復興に関する資材調達及びコンサルタント発
注業務調査【16】については、北東資源開発㈱代表取締役及び㈱ルサ
ント代表取締役に対し、復興に使用するための資材について調査、日本
環境コンサルタント社長及び北日本環境開発取締役に対し、住宅地移転

の場合の山林、農地等の開発に係るコンサルタント業務について調査を行ったものであること

11) 平成24年12月1日の下北地区の土砂産出現地調査及び資源調査【17】については、日永建設社長と面会し、横浜町漁港の砂の浚せつ及び資源化について意見交換を行い、現場調査を行ったものであること

12) 平成25年2月3日の東京/榊瑞峰と県産ミネラルウォーター販売についての意見交換【18】については、榊瑞峰で県産ミネラルウォーター販売について、意見交換を行ったものであること

13) 平成25年3月26日の東京/企業誘致について情報収集【19】については、新橋で榊瑞峰執行役員と面会し、五戸町にある八戸圏域水道企業団所有の井戸の買収及び飲料水販売のための工場建設について情報収集したものであること

14) 平成23年度政務調査費収支報告書等作成業務委託【20】については、県に提出する政務調査費収支報告書の作成の委託であること

なお、請求人は、「事務職員の雇用もありながら、収支報告書作成について外部委託しているのは二重の支出が疑われる」と主張しているが、事務の効率性などから、職員がいたとしても、一部事務について外部委託することは十分考えられることである

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 会議費【21、22】

請求人が、「後援会活動分の含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しない支出というべきである」として摘示した切手代【21、22】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形の事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形の事実を立証していないため、請求人の主張は単なる意見にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 資料購入費【23】

新聞購読料【23】については、関係人調査によって北議員に確認したところ事務所での購読であるとの回答があったことから、請求人の違法又は

不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 広報費【24～28】

請求人が、「後援会活動分の含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しない支出というべきである」として摘示した会報（四季報）の編集・印刷・発行代及び切手代【24～28】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形の事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形の事実を立証していないため、請求人の主張は単なる意見にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

オ 事務所費【29～33】

1) 電気代（3月分）【29】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 灯油代【30～33】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、請求人は、事務所所在地が、後援会活動を行う事務所所在地と同一であるとした証拠を提出しているが、北議員に関係人調査を行ったところ、調査研究活動を行う事務所と、後援会活動を行う事務所はそれぞれ別の建物であり、電気のマーター及び灯油タンクはそれぞれの建物ごとに設置されているとの回答があった。

カ 事務費【34、35】

1) 携帯電話料金（3月分）【34】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電話代（4月分）【35】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

キ 人件費【36、37】

事務職員賃金【36、37】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、北議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

③⑥ 田名部定男議員

ア 調査研究費【1～29】

請求人が提示した事案について、収支報告書を確認し、田名部議員に係人調査を行った結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年4月13日の青森市（県庁）／屋内スケーター場建設構想の調査【1】については、県庁で、屋内スケーター場建設構想の調査を行ったものであること
- 2) 平成24年4月14日の青森市（県庁）／天間林道路予算配分概要の調査【2】については、県庁で、天間林道路予算配分概要の調査を行ったものであること
- 3) 平成24年5月11日から12日の連合青森と正規、非正規労働者状況について意見交換宿泊代【3】については、連合青森と正規、非正規労働者状況について意見交換を行ったものであること
- 4) 平成24年5月16日の青森市／自然エネルギー発電設計計画の調査【4】については、東北電力㈱青森支店で、同支店の部長から県内での太陽光、風力発電の建設計画や規模等について聞き取り調査を行ったものであること
- 5) 平成24年5月28日の青森市（県庁）／県土地開発公社累積債務の調査【5】については、県庁で、県土地開発公社累積債務の調査を行ったものであること
- 6) 平成24年6月24日の青森市／県産肉牛損害賠償請求内容の調査【6】については、東北電力㈱青森支店で、同支店の部長に対し、東京電力への損害賠償請求内容の書類を基に調査を行ったものであること
- 7) 平成24年7月3日の青森市（県庁）／貸工場アノヴァへの補助金調査【7】については、県庁で、貸工場アノヴァへの補助金調査を行ったものであること
- 8) 平成24年7月4日の東京都／関係省庁と下北8市町村の開発・整備について意見交換【8】については、国土交通省で、政務官と下北8市町村の開発・整備について意見交換を行ったものであること
- 9) 平成24年7月14日の青森市／県内求人倍率と離職状況の調査【9】については、連合青森で、連合青森副事務局長から離職者の実態と求人状況について聞き取り調査を行ったものであること
- 10) 平成24年7月30日の青森市／青い森鉄道中期経営計画の調査【10】に

ついては、県庁で、中期経営計画の内容について聞き取り調査を行ったものであること

- 11) 平成24年8月1日の県庁／県立高校改革後期計画案の調査【11】については、県庁で、県立高校改革後期計画案の調査を行ったものであること
- 12) 平成24年8月9日の県庁／青い森農林振興公社の債務状況調査【12】については、県庁で、青い森農林振興公社の債務状況調査を行ったものであること
- 13) 平成24年8月19日の青森市／県内の雇用拡大・促進方策の調査【13】については、連合青森で、連合青森会長から雇用拡大や離職者対策等について聞き取り調査を行ったものであること
- 14) 平成24年8月26日の青森市／大卒・高卒者の求人状況調査【14】については、連合青森で、連合青森副事務局長から求人票の提出状況や職種等について聞き取り調査を行ったものであること
- 15) 平成24年8月27日の青森市（県庁）／県内の水稻出穂率等の調査【15】については、県庁で、県内の水稻出穂率等の調査を行ったものであること
- 16) 平成24年9月18日の青森市（県庁）／議員総会（予算説明）【16】については、県庁で、議員総会（予算説明）を行ったものであること
- 17) 平成24年10月5日の青森市／原子力・エネルギー問題等の調査【17】については、東北電力㈱青森支店で、同支店の副支店長から原子力規制法や太陽光発電の買取り価格等について聞き取り調査を行ったものであること
- 18) 平成24年10月18日の青森市（県庁）／県肉用牛開発公社の債務状況調査【18】については、県庁で、県肉用牛開発公社の債務状況調査を行ったものであること
- 19) 平成24年11月1日の仙台市／東通原発電再開発への課題調査【19】については、東北電力㈱本店で、火力・原子力部副部長から再稼働への課題等について聞き取り調査を行ったものであること
- 20) 平成24年12月8日の青森市／非正規労働者の就労状況調査【20】については、連合青森で、連合青森副事務局長から派遣及びパート労働者の就労実態について聞き取り調査を行ったものであること

21) 平成24年12月19日の青森市 / 雇用創出企業立地補助事業の調査【21】
については、県庁で、企業立地補助事業の実情について聞き取り調査を行なったものであること

22) 平成24年12月28日の青森市 / 東通原発の活断層断定内容の調査【22】
については、東北電力青森支店で、同支店の部長から断層問題で電力側の判断との相違点等について聞き取り調査を行ったものであること

23) 平成25年1月8日の青森市 / 県内ガソリン給油所の稼働状態調査【23】
については、カメイ(株)青森支店西バイパスSSで、同店長から県内のガソリンスタンドの経営状況について聞き取り調査を行ったものであること

24) 平成25年1月19日の青森市 / 新卒者の就職内定状況の調査【24】
については、連合青森で、連合青森会長から県内のガソリンスタンドの経営状況について聞き取り調査を行ったものであること

25) 平成25年1月24日の青森市 (県庁) / 県と屋内スケート場の設備について意見交換【25】
については、県庁で、県と屋内スケート場の設備について意見交換を行ったものであること

26) 平成25年2月13日の青森市 (県庁) / 県内における再生可能エネルギー起業状況の調査【26】
については、県庁で、県内における再生可能エネルギー起業状況の調査を行ったものであること

27) 平成25年2月23日の青森市 (県庁) / 下北地区の原子力防災計画について情報収集【27】
については、県庁で、下北地区の原子力防災計画について情報収集を行ったものであること

28) 平成25年3月3日の青森市 / 障害者雇用状況の調査【28】
については、青森市障害者就労支援連絡会で、同会会長から障害者の雇用政策を検討するために雇用状況の実情について聞き取り調査を行ったものであること

29) 平成25年3月18日の青森市 (県庁) / 県原子力防災計画の修正内容の調査【29】
については、県庁で、県原子力防災計画の修正内容の調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 会議費【30～32】

請求人が、後援会活動分も含まれている蓋然性が高く、2分の1は目的外支出であるとして摘示した県政報告会開催案内葉書印刷代、会場使用料及び県政報告資料印刷代【30～32】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ロ 資料購入費【33～37】

新聞購読料【33～37】については、関係人調査によって田名部議員に確認したところ自宅での購読であるとの回答があり、リニューアルによれば自宅での購読は按分を要さず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務所費【38～42】

電気代及び灯油代【38～42】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務費【43】

事務費【43】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

カ 人件費【44～49】

事務職員給与【44～49】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断し、また、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

以上のことから、田名部議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

⑧ 松尾和彦議員

ア 調査研究費【1～29】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、松尾議員に人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年5月15日の東京都／農林水産部から部青年就農給付金について情報収集【1】については、青森県庁で、国の青年就農給付金の動向について聞き取りを行ったものであること

なお、請求人は「計上されている他の支出から、同日に東京に出張したということが窺えない。個人的な目的外支出である。」と主張しているが、松尾議員から、調査地及び調査名について記載誤りであるとの回答があった。

2) 平成24年6月4日の仙台市／鉱山資源についての調査【2、3】については、仙台市の東北経済産業局資源エネルギー環境部資源燃料課担当職員から、鉱山資源の利活用について国の状況を聞き取り調査したものであること

3) 平成24年7月2日から3日の東京都／青年就農給付金と凍上災について情報収集【4、5】については、衆議院第一議員会館内田名部事務所、青年就農給付金の予算配分の現状と見通し及び凍上災予算について聞き取りしたものであること

4) 平成24年8月31日の東京都／エネルギーに関する実態調査【6～8】については、衆議院第一議員会館会議室内閣府原子力規制組織改革準備室職員及び原子力保安員企画調整課職員と、自然エネルギー及び原子力の状況と今後の取組に対する国の考え方などについて意見交換したものであること

なお、請求人は【7、8】について、「宿泊先も不明である」とも主張しているが、収支報告書を確認したところ、日帰りしていることが明らかである。

5) 平成24年9月12日から13日の東京都／経済産業省にてエネルギー環境政策についての意見交換【9～13】については、経済産業省で、エネルギー環境政策について意見交換を行ったものであること

6) 平成24年11月16日から17日の長崎県、熊本県、鹿児島県／重要伝統的建造物群調査【14～20】については、16日に長崎県庁の文化観光物産局世界遺産登録推進室で、長崎の教会群とキリスト教関連遺産の世界遺産登録に係る活動について聞き取り、17日に鹿児島県の知覧武家屋敷群で重要伝統的建造物群保存地区の状況について視察、知覧特攻平和会館で会館整備の状況等について視察調査を行ったものであること

7) 平成24年5月16日から19日の下北半島防災避難道路について国土交通省から情報収集【21、22】については、東京で行われた地方自治経営学会研究大会に参加し、国土交通省で下北半島防災避難道路について情報収集したものであること

8) 平成25年1月9日から10日の青森市／補正予算及びリファーム事業についての情報収集【23】については、青森県庁で、補正予算の状況及びリファーム補助金の状況について聞き取りしたものであること

9) 平成25年1月11日の青森市／産業・雇用問題について調査【24】については、青森県労働福祉会館で労働福祉協議会会長ほかと、雇用・労働環境の状況等について聞き取り調査を行ったものであること

10) 平成25年1月15日から16日の青森市／県内課題について県議及び市町村議員と意見交換【25～27】については、青森グラントホテルで県内地方自治体議員と、復興状況と今後の課題等について意見交換したものであること

11) 平成25年1月19日の青森市／県政課題について国会議員と意見交換【28】については、青森グラントホテルで国会議員及び県内地方自治体議員と、復興状況と今後の課題等について意見交換したものであること

12) 平成25年3月18日から19日の青森市／高齢者運転免許制度について調査【29】については、青森県庁で県警本部職員から、高齢者運転免許制度の移行状況と対応方について聞き取り調査を行ったものであること

なお、請求人は「宿泊の必要性の存在が検証できない。個人的支出といふべきである」と主張しているが、松尾議員に関係人調査を行ったところ、18日の16時から17時に聞き取りを行ったとの回答があった。

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【30～32】

請求人が、「領収証のあて先が個人名である。親族会社での購読料に政務調査費を充当していることが疑われる。」として摘示した新聞購読料【30～32】については、収支報告書を確認しても親族会社の購読料であると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単

る推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 事務所費【33～43】

1) 請求人が、「事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者を務めていた親族会社である。会社社屋の一部を議員事務所に充てていたといふことであるか。事務所としての実態が不明であるばかりか事務所賃貸料支出先が議員本人との利益相反関係にあり、目的外支出というべきである。」などと主張している、電気代、事務所賃借料、ガス代、水道料金及び下水道料金【33～41】については、松尾議員に係る人調査を行い事務所に係る賃貸借契約書を確認したが、資金提供であるとまで判断できるような事実がないため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

また、電気代（3月分）及びガス代（3月分）【33、37】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が「事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者を務めていた親族会社である。会社社屋の一部を議員事務所に充てていたことであるか。会社の灯油代の一部に政務調査費を充当していたことが疑われる。」と主張している、灯油代【42、43】については、松尾議員に係る人調査を行い事務所に係る賃貸借契約書を確認したが、資金提供であるとまで判断できるような事実がないため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、請求人は、灯油代【42】について、夏場の灯油代支出も意味不明であるとも主張しているが、松尾議員に係る人調査を行ったところ、給湯器がボイラーのための燃料代であるとの回答があった。

エ 事務費【44～49】

1) 携帯電話料3月分、フックス電話代3月分及び電話代3月分【44～46】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が、「事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者を務めていた親族会社である。会社社屋の一部を議員事務所に充てていたといふことであるか。事務所としての実態が不明であるばかりか事務所賃

貸料支出先が議員本人との利益相反関係にあり、目的外支出というべきである。」と主張している、コピー機リース料及びコピーメンテナンス料4月分【47～49】については、松尾議員に係る人調査を行い事務所に係る賃貸借契約書を確認したが、資金提供であるとまで判断できるような事実がないため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 人件費【50、51】

請求人が「勤務していたであろう事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者を務めていた親族会社である。単にその会社の従業員の給与を補完する形で支出したとも疑われる。」と主張している事務職員給与【50、51】については、収支報告書を確認しても親族会社従業員であると推定できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

㊸ 山田知議員

ア 調査研究費【1～96】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、山田議員に係る人調査を行った結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年4月5日の青森県庁／高校教育改革に係る調査【1～3】については、県庁で、高校教育改革に係る調査を行ったものであること
- 2) 平成24年4月14日の青森市／新幹線建設に係る調査【4～6】については、青森グランドホテルで、会派所属県議と北海道新幹線の共用走行問題について意見交換を行ったものであること
- 3) 平成24年4月22日から23日の東京都／地域主権に係る調査【7～11】については、衆議院第一議員会館内の田名部匡代事務所で、総務省から地域主権に係る説明を受けたものであること
- 4) 平成24年5月8日から9日のデフレ社会の経済、アンテナショップ運営、歴史認識に係る調査【12～19】については、ホテルニューオータニで、主としてデフレ社会経済に係る講師の講話を聞き、地域経済再生の理解を深めたもの等であること
- 5) 平成24年4月25日の青森県庁／高校教育改革に係る調査【20～23】に

- については、県庁で、高校教育改革に係る調査を行ったものであること
- 6) 平成24年5月28日の盛岡市/体験型観光施設に係る調査【24、25】については、盛岡市ふるさと村で、体験工房職員からふるさと村の状況について聞き取り調査を行ったものであること
- 7) 平成24年6月9日の青森市/原子力規制に係る調査【26、27】については、青森グランドホテルで、原子力規制と原発再稼働問題について意見交換を行ったものであること
- 8) 平成24年6月11日の青森県庁/震災復興に係る調査【28～30】については、県庁で、震災復興に係る調査を行ったものであること
- 9) 平成24年8月26日から27日の青森市/産業・生業づくりに係る調査【31～33】については、青森グランドホテルで、会派所属県議と県内の産業・経済振興について意見交換を行ったものであること
- 10) 平成24年6月24日の青森市/本県の情報発信に係る調査【34～36】については、青森グランドホテルで、会派所属県議と観光客誘客に向けた情報発信のあり方について意見交換を行ったものであること
- 11) 平成24年7月9日の東京都/復興支援に係る調査【37～39】については、衆議院第一議員会館内の田名部匡代事務所で、復興庁から震災復興の状況について聞き取り調査を行ったものであること
- 12) 平成24年7月12日から15日の横手市・東京都/文化財保存・屋内スケート場整備に係る調査【40～44】については、12日に横手市増田伝統的建築物群保存地区の増田地区商店街で伝統的な街並みを保存したまちづくりの状況について視察、13日に衆議院第一議員会館で屋内スケート場整備に係る調査、14日は日程なし、14日分の宿泊費は領収書に含まれない、15日に東京から八戸に移動を行ったものであること
- 13) 平成24年7月17日の青森県庁/生活就労支援に係る調査【45～47】については、県庁で、生活就労支援に係る調査を行ったものであること
- 14) 平成24年7月17日から18日の宮古市/三陸復興国立公園に係る調査【48】については、宮古市浄土ヶ浜で、浄土ヶ浜インフォメーションセンター職員からインフォメーションセンターの状況について聞き取り調査を行ったものであること
- 15) 平成24年7月20日から21日の東京都/原子力規制に係る調査【49、50】については、衆議院第一議員会館内の田名部匡代事務所で、原子力規制

- 庁から原子力規制状況について聞き取りを行ったものであること
- 16) 平成24年8月19日の青森市/原発・核燃サイクルに係る調査【51～53】については、青森グランドホテルで、会派所属県議と原発・核燃サイクル維持について意見交換を行ったものであること
- 17) 平成24年8月20日の青森県庁/原発・核燃サイクルに係る調査【54～57】については、県庁で、原発・核燃サイクルに係る調査を行ったものであること
- 18) 平成24年8月30日から9月1日の福島市・仙台市・東京都/大規模災害対策、原子力規制、震災時の広域連携に係る調査【58～62】については、30日に福島ビューホテルで開催された県議研修大会で震災対応についてパネルディスカッションを行い、宮城県庁で地域復興支援課職員から復興支援の状況について説明を受け、31日に衆議院第一議員会館で会派所属県議と原子力規制庁に係る国の動向について意見交換、1日に東京から八戸に移動を行ったものであること
- 19) 平成24年11月1日から2日の東京都/核燃料政策に係る調査【63～65】については、衆議院第一議員会館内の田名部匡代事務所で、経産省と核燃料政策への取組について意見交換を行ったものであること
- 20) 平成24年11月3日の青森県庁/戦略的企業誘致に係る調査【66～68】については、県庁で、戦略的企業誘致に係る調査を行ったものであること
- 21) 平成24年11月6日の青森県庁/雇用対策に係る調査【69～71】については、県庁で、雇用対策に係る調査を行ったものであること
- 22) 平成24年11月11日の福島県内/原発事故からの復興に係る調査【72、73】については、福島県飯舘村で、飯舘村役場職員から放射能除染と復興の状況について聞き取り調査を行ったものであること
- 23) 平成25年1月11日の八戸市/企業誘致に係る調査【74】については、八戸市庁で、産業政策課から企業誘致の状況について聞き取り調査を行ったものであること
- 24) 平成25年1月15日の青森県庁/自動車関連産業に係る調査【75、76】については、県庁で、自動車関連産業に係る調査を行ったものであること
- 25) 平成25年1月19日の青森市内/中小企業振興に係る調査【77】について

超える支出は本件使途基準に合致しないとして摘示した県政プレス番号制作及び配送料、郵送料、切手代、宛名ラベル用紙代並びにレンタルサーバ利用料金【117～124】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

カ 事務所費【125～133】

ガス代、灯油代、電気代及び水道料金【125～133】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

キ 事務費【134～148】

1) 電話代・インターネット利用料・電話機リース代（4月分、5月分）及び携帯電話料金（1月分、2月分）【134～137】については、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電話代・インターネット利用料・電話機リース代（4～5月分を除いた分）、コピー用紙代、事務用品、コピー機カウント料、茶菓代、インクジェットプリンタ代及び取付設定代【138～143】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 携帯電話料金【144、145】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

4) モバイル通信料【146、147】については、請求人は「イー・モバイルは携帯電話同様、全支出のうち、6分の1を超える支出は使途基準に合致しない支出というべき」と主張している。一方、山田議員に關係人調査を行い、按分の内訳を確認したところ、調査研究活動2分の1及び私用2分の1との回答であったことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

5) 携帯電話料金（10月分）【148】については、請求人は「『海外調査時に、県立高校再編及び県立高校入試制度改革、キャリア教育など政務調査に係る通信を行った』と説明しているが、海外旅行時にわざわざその

必要性があったのか極めて疑問である」と主張している。一方、山田議員に關係人調査を行い、通話先等を確認したところ、「平成24年10月12日～18日にフランス国内で「フランスの原子力エネルギー政策」及び「ITER計画での核融合炉開発」の調査を行っている中で、元教職員の方、教育庁学校教育課の方と通話したものの」との回答であったことから、必要性がないとまではいえず請求人の違法又は不当とする主張には理由がないものと判断した。

ク 人件費【149、150】

事務職員政務調査補助業務賃金【149、150】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、山田議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

㉞ 民主党会派

ア 事務費【1～7】

1) カラーコピー用紙3月使用枚数分【1】については、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) コピー機使用料、カウント代（コピー用紙使用枚数代）及び茶菓代・文具他計【2、3、5～7】については、民主党会派に關係人調査を行い活動内容を確認したところ、調査研究活動のみを実施しているとの回答があったことから、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、カラーコピー用紙4～3月使用分【4】については、違法金額が記載されていないため、請求人の摘示した事案から除外した。

イ 人件費【8、9】

事務職員【8、9】については、債権者名及び債権者住所を確認し、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、民主党会派について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

㉟ 高樋憲議員

ア 調査研究費【1～15】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、高樋氏に関係人調査を行った結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年4月9日から10日の東京都/国会における予算関係にかかると調査【1、2】については、衆議院第二議員会館で、木村代議士から新年度の予算内容について聞き取り調査を行ったものであること
- 2) 平成24年6月4日から5日の秋田県男鹿市/大型農業の現状に関する調査【3】については、秋田県男鹿市で大型農業の現状に関する調査を行ったものであること
- 3) 平成24年9月6日から8日のニュージランド/景観保全状況に関する調査【4】については、6日にメルボルンからオークランドに移動、7日にオークランドの歴史的建造物の景観保全状況を調査、8日にワイトモ自然景観保全状況を調査したものであること
- 4) 平成24年10月19日から21日の熊本・大分・福岡県/九州における観光資源による街興し活動とB級グルメ活動の現状に関する調査【5、6】については、19日に伊万里ふるさと村を中心に観光資源としての菊池温泉に関する調査、20日に観光資源としての湯布院温泉調査、21日にB級グルメによる街おこし祭典「B1グランプリ」に関する調査を行ったものであること
- 5) 平成25年1月16日から17日の東京/来年度予算に関する調査【7、8】については、衆議院第二議員会館で、木村代議士から来年度の予算内容について聞き取り調査を行ったものであること
- 6) 平成25年1月30日から2月1日の大韓民国/大韓民国における本県の観光需要また物産交流に関する調査【9、10】については、31日に北東北三県・北海道ソウル事務所で根田所長と意見交換を行い、大韓航空の夏ダイヤに関することなどについて情報収集し、大韓航空ソウル支店で意見交換を行い、大韓航空の夏ダイヤに関することなどについて情報収集したものであること
- 7) 平成25年2月14日から15日の東京都/来年度予算等に関する調査【11、12】については、衆議院第二議員会館で、木村代議士から来年度の予算内容について聞き取り調査を行ったものであること
- 8) 平成25年2月28日の宮城県仙台市/東日本大震災の復興状況に関する調査【13】については、東北建設協会の専務理事から、宮城県内の復興

状況について聞き取り調査を行ったものであること

- 9) 平成25年3月28日から31日の東京都・徳島県/T P Pに関する情報収集ならびに徳島県における街づくり活動に関する調査【14、15】については、28日に衆議院第二議員会館でT P Pに関する情報収集、29日に徳島県庁で「とくしま集落再生事業プロジェクト」の取組状況に関する調査、30日に徳島県三好市祖谷で落合集落と古民家再生事業の現状に関する調査、31日に徳島県徳島市東船場町で「とくしまプロジェクト」の取組と現状に関する調査を行ったものであること

なお、請求人は、「半分以上の時間にかかる日程が不明である。2分の1は個人的な支出といふべきである」と主張しているが、収支報告書に添付された調査概要及び行程表を確認したが、そのような事実は認められなかった。

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 研修費【16～19】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認した結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年5月24日から26日の東京都/第18回国際交流会議「アジアの未来」【16、17】については、日本経済新聞社及び日本経済研究センターが主催した同会議に参加したものであること
- 2) 平成24年10月29日から30日の東京都/世界経営者会議【18、19】については、日本経済新聞社ほか主催した同会議に参加したものであること

以上の内容からすると、それぞれの研修に参加したものであることが確認でき、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 資料購入費【20～36】

- 1) 新聞購読料【20～33】については、関係人調査によって高樋議員に確認したところ自宅での購読であるとの回答があり、マニュアルによれば自宅での購読は差分を要さず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 請求人が宗教活動に係る支出であるとした聖教新聞購読料【34、35】については、マニュアルで制限している宗教活動の経費に該当しないものであり、用途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

3) 青森県職員録【36】については、収支報告書に「議会内用、事務所用、自宅用計3冊」と記載があり、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務費【37～43】

1) コピー機リース料、プリンタインク料及び事務用品費【37～42】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) ウェルス対策ソフト【43】については、収支報告書に「政務調査活動専用のパソコンのウェルス対策ソフト」と記載があり、パソコンに必要なソフトであることから、用途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

オ 人件費【44、45】

政務調査補助職員給与【44、45】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、用途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、高樋議員について請求人が摘示した事項については請求人の理由がないものと判断した。

④ 寺田達也議員

ア 調査研究費【1、2】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、寺田議員に人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月23日から26日の北海道斜里町・紋別市・札幌市/水産物のブランド化と流通状況調査【1】については、23日に斜里町で水産加工工業野尻正武商店、24日に紋別市で紋別市水産加工業協同組合及び水産加工・卸販売木村商店、26日に札幌市で札幌市中央卸売市場を訪問し、水産物のブランド化と流通状況調査を行ったものであること

なお、請求人は、復路宿所（網走市内）から札幌市内までレンタカー移動となっているが、領収証には女満別空港から札幌まで飛行機での移動と思われる記載がされている。宿所も明確でない主張しているが、

24日から25日にかけての宿所は網走市内のホテルで、25日に同宿所から女満別空港までレンタカーで移動し、女満別空港から航空機で千歳空港へ移動。千歳空港からは、電車で移動し市内に入る。また、領収証但し書き記載の「4/25女満別札幌16,500」は上記の移動手段のうちの航空券代である。

2) 平成25年1月11日から12日の東京都/アンテナショップの現状と今後の課題・ふるさと祭り東京の首都圏でのPRについて調査【2】については、11日に北海道さんこうプラザ、コウノトリの恵み豊岡、秋田ふるさと館、銀座わしたショップを訪問し、アンテナショップの現状と今後の課題について調査、12日に東京チーム「ふるさと祭り東京」を訪問し、「ふるさと祭り東京」のまつり・食・特産品を相互に連携させた首都圏でのPRについて調査を行ったものであること

なお、請求人は、補助職員を同行しているが、その必要性が疑われると主張しているが、収支報告書に補助職員：訪問先への案内及び資料収集・写真撮影等の活動を補佐するとの記載がある。

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもことから、用途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【3～5】

1) 新聞購読料【3】については、マニュアルによれば自宅での購読は按分を要せず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 聖教新聞・公明新聞購読料【4】については、請求人は「聖教新聞は宗教団体が発行する新聞であるところ、本件用途基準に合致しないといふべきである。また、公明新聞については家族による購読料に政務調査費を充当するものとも疑われる。」と主張しているが、聖教新聞購読料については、マニュアルで制限している宗教活動の経費に該当しないものであり、また、公明新聞購読料については、請求人の単なる推測にすぎないことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 青森県職員録【5】については、収支報告書に「事務所用1冊、議員控室用1冊、携行用1冊」と記載があり、総論 で検討したとおり、請

求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 広報費【6～8】

1) ホームページ編集業務委託料 (H25. 4月分) 【6】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) ホームページ編集業務委託料 (H24. 4月分、H24. 5月分～H25. 3月分) 【7、8】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、請求人は、ホームページには議員の選挙関係の写真も掲載されているところ、全額を充当すべきでない。3分の1を超える支出は目的外であると主張しているが、寺田議員のホームページを確認したところ、写真は掲載されているものの、後援会活動や政党活動に係る直接的な記載が確認できず、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務所費【9～14】

1) 電気代 (3月分)、上下水道料金 (3月分) 及び事務所賃借料 (4月分) 【9～11】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 電気代 (4～2月分)、上下水道料金 (4～2月分) 及び事務所賃借料 (5～3月分) 【12～14】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務費【15～21】

1) 携帯電話料金 (3月分) 【15】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 携帯電話料金 (4～2月分) 【16】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 電話代 (4月分、5～3月分)、デジタルカメラ購入代及びその他事務用品 【17～20】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

4) 名刺印刷代 【21】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

カ 人件費【22～27】

事務職員に係る給与、賞与、社会保険料及び労働保険料【22～27】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、寺田議員について請求人が摘示した事項については請求人の理由がないものと判断した。

④② 阿部広悦議員

ア 調査研究費【1～26】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、阿部議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年5月31日から6月1日の神奈川/東京ガ又現地調査【1、2】については、東京ガ又俵根岸工場で、LNG関係施設先進地の視察・調査を行ったものであること

2) 平成24年7月18日のむつ市/核燃廃棄物中間貯蔵地調査【3】については、むつ市で核燃廃棄物中間貯蔵について現地調査を行ったものであること

3) 平成24年8月23日から25日の北海道/省エネルギー施設、北方四島に関する調査【4～9】については、24日に池田中学校で省エネルギーに関する調査(ヒートポンプ設備視察)及び池田町ブドウ・ブドウ酒研究所で観光需要に関する調査(施設の概要説明、視察)、26日に北方四島交流センターで北方四島に関する調査(資料館視察)を行ったものであること

4) 平成24年9月6日から9日のメルボルン、オークランド/農業、農産物市場、自然景観保存状況現地調査【10】については、6日にメルボルンからオークランドに移動、7日にオークランド近郊農業視察及びオークランド市内農産物市場視察、8日にライトモ終日視察・自然景観保存状況調査、9日にオークランド市内視察・スカウトイーズン、ハーバーブリッジ、パーネルブリッジ、ピクトリアマーケットなどの、都市づくりと自然景観の保存状況調査を行ったものであること

5) 平成24年10月6日から7日の東京都/農林水産省の農林担当グループとT P Pに関する意見交換【11】については、東京都で、農林水産省の農林担当グループとT P Pに関する意見交換を行ったものであること

- 6) 平成24年10月19日から21日の福岡県 / 観光需要等に関する調査【12～16】については、19日に福岡市・みちのく夢テラザで青森県の物産等に関する調査（アテナシヨツ視察）、20日に北九州市小倉で第7回B級ご当地グルメの祭典B 1グラウンプリィn北九州視察及び湯布院温泉で観光需要に関する調査（地域おこしに係る施設視察）、21日に別府温泉で観光需要に関する調査（地域おこしに係る施設視察）及び豊後高田昭和の町で観光需要に関する調査（地域おこしに係る施設視察）を行ったものであること
- 7) 平成25年1月30日から2月1日のソウル市 / 航空・観光需要に関する現地調査【17】については、31日に北東北三県・北海道ソウル事務所を訪問し、航空・観光需要・物産等について情報収集、意見交換及び大韓航空ソウル支店を訪問し、航空・観光需要等について情報収集、意見交換を行ったものであること
- 8) 平成25年2月14日の東京都 / 農林水産省、国土交通省25年予算調査【18】については、農林水産省、国土交通省で、25年度予算調査を行ったものであること
- 9) 平成25年3月28日から31日の東京都、徳島県、愛媛県 / 過疎化対策、原発等に関する調査【19～24】については、28日に国会・内閣府で首相補佐官と過疎特措法の延長とエネルギー政策の意見交換、29日に徳島県庁で過疎化対策調査（過疎化対策に関する意見交換）、30日に道後温泉で観光需要に関する調査（地域おこしに係る施設視察）及び伊方ピジターズハウスで原子力に関する調査（原子力発電所PR館視察）、31日に徳島マリンシェで農産業に関する調査（農業ビジネス活性化に係る産直市の視察）を行ったものであること
- 10) 事務委託料【25、26】については、政務にかかわる調査研究活動の一部を委託しているものであること
- なお、請求人が主張する自身が役員を務める会社への利益供与については単なる請求人の推論にすぎず、違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
- 以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 研修費【27～31】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認した結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月28日から29日の東京都 / 拉致国民大集会出席【27～29】については、日比谷公会堂で開催された「すべての拉致被害者を救出するぞ！国民大集会」に出席したものであること

2) 平成24年7月9日から10日の東京都 / 第12回日本をリードする議員のための政策塾【30、31】については、TKP東京駅八重洲カンファレンスセンターで公益財団法人日本生態系協会が開催した「第12回日本をリードする議員のための政策塾」に参加したものであること

なお、請求人は、「1泊旅行の旅費支出も高額である」とも主張しているが、他の議員の旅費額と比較しても不当に高額とはいえないことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

以上の内容からすると、それぞれの研修等に参加したものであることが確認でき、県政とのかかわりもことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 会議費【32～39】

請求人が、後援会活動分の含まれている蓋然性が高く、2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しないとして摘示した県政報告会案内状郵送代、入場整理券印刷代及び会場借り上げ料【32～39】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠において当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

エ 資料購入費【40～43】

1) 請求人が宗教団体の活動を支えるものでもあった聖教新聞購読料【40】については、マニュアルで制限している宗教活動の経費に該当しないものであり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

2) 新聞購読料【41、42】については、マニュアルによれば自宅での購読は按分を要さず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、請求人は、組織を支えるための寄付とも思料される及び二重の支出も疑われると主張しているが、収支報告書に添付された領収書を確認し、関係人調査を行った結果、そのような事実は認められなかった。以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 会議費【7～10】

請求人が、後援会活動分が含まれている蓋然性が高く、2分の1を超えらる支出は本件使途基準に合致しないとして摘示した議会報告会会場使用料及び議会報告会開催案内印刷代【7～10】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 資料購入費【11】

青森県職員録【11】については、収支報告書に「議会執務室用1冊自宅用1冊携帯用1冊」と記載があり、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 広報費【12、13】

請求人が、後援会活動も含まれている蓋然性が高いとして2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しないとして摘示した県政活動リポート印刷製本代【12、13】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

オ 人件費【14～22】

臨時職員給料【14～22】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

なお、請求人は【17～22】について「年度末に集中して人件費を支出し

ている」とも主張するが、県政活動リポートの作成時期から配布事務が年度末になったものであり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

以上のことから、工藤兼光議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

④ 岡元行人議員

ア 調査研究費【1、2】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、岡元議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月2日の東京都/教育行政に関する調査【1】については、明治大学で、同大学体育会の総監督と現在における教育とスポーツの状況について意見交換を行ったものであること

2) 平成25年2月11日の東京都/商工行政に関する調査【2】については、キリンビールマーケティングで、同社部長と県産品の販売促進に向けた情報収集及び意見交換を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【3～6】

資料購入費のうち新聞購読料【3、4】については、平成26年8月20日に岡元議員から収支報告書の訂正届が提出され、当該額について支出額が訂正されていることから、訂正後の内容で検討する。

1) 新聞購読料【3、4】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 書籍【5】については、収支報告書を確認したところ、購入した書籍が確認でき、一般的に娯楽性が高いと認められる書籍ではないことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

3) 青森県職員録【6】については、収支報告書に「会派控室用、事務所用」と記載があり、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 広報費【7～9】

請求人が、後援会活動も含まれている蓋然性が高いとして2分の1を超

える支出は本件使途基準に合致しないとして摘示した県政報告送付用封筒、送付料及び送付用切手代【7～9】については、収支報告書を確認しても後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

工 事務所費【10～15】

1) 電話代(3月)【10】については、総論で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 事務所賃借料、電気代及び電話代10か月分【11～15】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務費【16～19】

事務用品代、プリンタ代、ハードディスク、CD、R及びその他事務用品【16～19】については、総論のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

カ 人件費【20～25】

事務職員給与及び政務調査運転手人件費【20～25】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、岡元議員について請求人が摘示した事項については請求人の理由がないものと判断した。

④⑤ 西谷別議員

ア 調査研究費【1～7】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、西谷議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

- 1) 平成24年4月28日の東京/日比谷公会堂/拉致被害問題調査【1】については、日比谷公会堂で、拉致被害問題調査を行ったものであること
- 2) 平成24年5月23日から26日の台湾/台湾における青森プロモーション【2】については、24日にエバー航空及び中華航空で、日本地方空港へ

の定期便化の動きを聞き取り、改めて、秋・冬季の青森空港へのチャーター便の誘致を働きかけた。また、JAL・びゅうトラベルとの連携商品の販売促進を要請、花蓮阿美文化村で、台湾東部先住民阿美族の文化・生活風習等を聞き、資料館運営・民芸品保存方法等の聞き取り、25日に太魯閣国家公园太魯閣(タロコ)渓谷で、国家公园(日本では国立公園)の整備、運用状況の視察及び聞き取り、九分(台北近郊)基山街、暨崎路で、1890年のゴールドラッシュに沸いた面影を残す街並みの保存状況や現在の住民との生活共存等を視察し聞き取りを行ったものであること

3) 平成24年6月16日から17日の横浜中華街/中国及び台湾観光客への対応のための調査【3】については、横浜中華街発展会協同組合で、同組合の専務と中国及び台湾観光客への対応(日本人側から)についての聞き取り、また、日本人に対する中華圏の文化等を伝えるための意見交換を行ったものであること

4) 平成24年7月26日から27日の東京都墨田区/墨田区IT事業調査【4、

5】については、墨田区観光協会で、すみだIT視察ツアー担当者からタブレット、スマートフォンを利用した、観光ガイドのアプリケーション(まち歩き観光用アプリ「下町そら散歩」)の体験と開発費用及び時間等について聞き取り調査を行ったものであること

5) 平成24年11月10日の沖繩/観光地におけるアクセス(道路)並びに施設の調査【6、7】については、沖繩で、観光地におけるアクセス(道路)並びに施設の調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれ的事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 資料購入費【8～13】

1) 新聞購読料【8～11】については、マニュアルによれば自宅での購読は按分を要さず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

- 2) 請求人が宗教団体の活動を支えるものでもあった聖教新聞購読料【12】については、マニュアルで制限している宗教活動の経費に該当しないものであり、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。
- 3) 青森県職員録【13】については、収支報告書に「特運び用、卓上用」

と記載があり、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ウ 事務費【14～19】

1) システム手帳リーフ【14】については、西谷議員に係る人調査を行ったところ、調査研究活動及び私用・後援会活動で2分の1に按分して政務調査費を充当しているとの回答もあったことから、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 携帯電話料金【15、16】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 請求人が、他の支出から、プリンターを使用しているという実質が窺えない及び一度に40枚もの葉書を購入する必然性を説明するには理由に欠けるとし、個人的な支出というべきであるとして摘示したプリンターインク代【17】及びハイガキ代【18】については、収支報告書を確認しても個人的な支出であると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

4) 請求人が、FAX電話料に係る支出も計上されておらず、実質が疑われ、真正の債権者による領収証ではなく、宛先も個人名であり、利益供与に充当されたと思料されるとして摘示したFAXリボン代【19】については、西谷議員に係る人調査を実施したところ、S. K. K. 情報ビジネス専門学校が保有している在庫より10本譲り受けた(市販価格より安価なため)との回答があり、収支報告書を確認しても利益供与を推認できる外形的事実がないため、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 人件費【20、21】

事務職員賃金【20、21】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、西谷議員について請求人が摘示した事項については請求

の理由がないものと判断した。

④ 花田栄介議員

ア 調査研究費【1～8】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、花田議員に係る人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年4月2日から3日のむつ市/大間原子力発電所に係る調査【1】については、大間原子力発電所で、大間原発関係者から大間原子力発電所の状況について聞き取り調査を行ったものであること

2) 平成24年4月4日から5日の東京都/県産品販売促進に係る調査【2、3】については、あおもり北彩館東京店で、同店店长から県産品販売促進の状況について聞き取り調査を行ったものであること

3) 平成24年9月15日の横浜市/地方分権改革に係る調査【4】については、神奈川県庁で、神奈川県地方分権担当課職員から地方分権改革について聞き取り調査を行ったものであること

4) 平成24年10月13日から14日の東京都/青森県人会に係る調査【5、6】については、東京・中野サンプラザ青森県人の祭典で、東京青森県人会会長と県人会の方々から東京青森県人会の状況について聞き取り調査を行ったものであること

5) 平成25年1月22日から24日の広島県尾道市・福井県おおい町/津軽海峡フェリー-新造船大函丸及び原子力発電行政に係る調査【7、8】については、23日に内海造船(株)瀬戸田工場で津軽海峡フェリー-新造船大函丸に関する調査、24日におおい町役場で原子力発電行政に関する調査及び副町長との意見交換、関西電力(株)大飯発電所で大飯発電所に関する調査を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 会議費【9～13】

請求人が、後援会活動分が含まれている蓋然性が高く、2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しないとして摘示した県政報告会案内発送切手代、県政報告会討議資料印刷、県政報告会封筒印刷、県政報告会出欠がき印刷及び会場借上料【9～13】については、収支報告書を確認しても

後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

ウ 資料購入費【14～18】

1) 新聞購読料【14～17】については、関係人調査によって花田議員に確認したところ、自宅での購読であるとの回答があり、マニュアルによれば自宅での購読は按分を要さず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 青森県職員録【18】については、収支報告書に「議員控室と事務所用」と記載があり、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 事務所費【19】

水道料金 3月分【19】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 事務費【20～22】

1) 携帯電話料金 5月分、6月分及び11月分【20、21】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 名刺印刷代【22】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

カ 人件費【23～26】

事務職員給与【23～26】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、花田議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

④⑦ 長尾忠行議員

ア 調査研究費【1～7】

請求人が摘示した事案について、収支報告書を確認し、長尾議員に關係人調査を行った結果、次のとおりであった。

1) 平成24年5月23日から26日の台湾／台湾航空ミツション他調査【1】については、24日に航空会社・旅行代理店を訪問（ミツション団と同行）、アミ族文化村視察、25日に花蓮市内視察、九分視察（基山街・豊崎路）を行ったものであること

2) 平成24年8月6日から7日の東京都／スポーツ振興意見交換【2】については、県東京事務所、自由民主党本部及び国立競技場で、東京事務所長及び自由民主党政務調査担当秘書とスポーツ振興について意見交換を行ったものであること

3) 平成25年1月15日の青森市／ＢＪリーグ講演会会費【3】については、アツルパレス青森で、青森スポーツクリエーション㈱が主催するＢＪリーグの講演会に参加したものであること

4) 平成25年1月25日から26日の青森市／循環型社会形成意見交換【4】については、県解体工事業協会で、協会長ほかと循環型社会形成について意見交換を行ったものであること

5) 平成25年2月14日から15日の東京都／平成24年度補正予算及び平成25年度予算案について総務省、農水省、国交省と研修会及び意見交換【5～7】については、総務省、農水省及び国交省で、平成24年度補正予算及び平成25年度予算案について研修会及び意見交換を行ったものであること

以上の内容からすると、それぞれの事案について調査研究活動ではないとまで判断できるような事実はなく、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

イ 研修費【8～12】

請求人が摘示した平成24年5月8日から9日の東京都／スペイン再生可能エネルギーフォーラム【8～12】については、収支報告書から、5月9日にスペイン大使館経済商務部主催で行われた「スペイン：再生可能エネルギーフォーラム」に参加したものであることが確認でき、県政とのかかわりもあることから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

ウ 会議費【13～23】

請求人が、目的外の支出が疑われる及び個人的な支出が含まれているとして摘示した写真プリント【13、14】及び後援会活動が含まれている蓋然性が高いとして2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しないと

で摘示した県政報告会案内ハガキ、県政報告会案内、県政報告会案内ハガキ印刷、県政報告会ホスター印刷、県政報告会案内切手郵送料及び農協会館使用料【15～23】については、収支報告書を確認しても目的外の支出、個人的な支出及び後援会活動が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

エ 資料購入費【24～30】

1) 新聞購読料【24～29】については、マニュアルによれば自宅での購読は按分を要さず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、請求人が「領収書には扱ひ者印も無く、真正のものであるかどうか疑われる。」とも主張している【24】については、収支報告書を確認したところ、真正の請求書ではないと判断できるほどの事実は確認できないことから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 青森県職員録【30】については、収支報告書に「会派控室用1冊、自宅用1冊」と記載があり、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

オ 広報費【31、32】

請求人が、後援会活動分が含まれている蓋然性が高いとして2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しないとして摘示した県議会報告書印刷代【31】及び個人的支出というべきとして摘示した写真プリント【32】については、収支報告書を確認しても後援会活動や個人的支出が含まれていると推認できる外形的事実はなく、また、請求人は措置請求書、陳述及び証拠においても当該外形的事実を立証していないため、請求人の主張は単なる推論にすぎず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実を摘示したとはいえないと判断し、不適法な監査請求であると判断した。

カ 事務所費【33～36】

1) 上、下水道4月分及び電気料4月分【33、34】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判

断した。

2) 上、下水道5～3月分及び電気料5～3月分【35、36】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

キ 事務費【37～43】

1) 携帯電話料3月分及び電話代3月分【37、38】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

2) 携帯電話料5～3月分【39】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

3) 電話代5～3月分、パソコンプリンター及びコピー用紙代【40～42】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

4) 名刺代1箱【43】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

ク 人件費【44～47】

事務職員事務整理手当及び運転手調査運転手当【44～47】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

なお、請求人が主張する個人的な支出については、単なる請求人の推論にすぎず、違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

以上ことから、長尾議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

④⑧ 神山久志議員

ア 資料購入費【1、2】

新聞購読料【1、2】については、マニュアルによれば自宅での購読は按分を要さず、全額政務調査費を充当できることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

イ 事務所費【3～8】

事務所賃借料、ガス料及び電気料【3～8】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判

した。

ウ 事務費【9～12】

- 1) 携帯電話料3月分【9】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
- 2) 携帯電話料4～2月分【10】については、総論 のイで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
- 3) 電話料【11、12】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

エ 人件費【13～18】

- 1) 青森事務所職員賃金【13、14】については、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
 - 2) 政務調査補助職員賃金【15～18】については、債権者名及び債権者住所を確認したところ、生計を同一にする親族であると疑うに足る事実が確認できなかったため、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。
- 以上のことから、神山議員について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

⑨ 自由民主党会派

ア 資料購入費【1】

請求人が各議員においても複数冊購入されているところ、購入することの意味がないと主張する青森県職員録【1】については、配置されている調査研究活動の補助職員が使用することも容易に推測されることから、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

イ 事務費【2～14】

- 1) 3月分コピーカウンター代【2】については、総論 で検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。
- 2) シュレッダーリース料、デジタルカラー複合機リース料、パソコンサービス料、電話料、コピーカウンター保守料金、コピー用紙及びパソコン・デジタルカラー複合機リース料【3～12】については、自由民主党会派に関係人調査を行い活動内容を確認したところ、会派では調査研究活動のみを実施しているとの回答があり、また、パソコンサービス【6、7】については、自民党控室にサーバーを設置し、各議員が議員控室や自宅、

事務所等のパソコンから当該サーバーにアクセスし、データを保存できるようにしているシステムの管理料であるが、自宅などからの個人のデータのやりとりの中に調査研究活動以外のものも含まれる可能性もあることから2分の1に按分して政務調査費を充当しているとの回答もあつたことから、総論 のアで検討したとおり、請求人の違法又は不当とする主張には理由がないと判断した。

なお、5月分パソコン・デジタルカラー複合機リース料及び6～3月分パソコン・デジタルカラー複合機リース料【13、14】については、請求人が二重に摘示したものであるため、請求人の摘示した事案から除外した。

ウ 人件費【15、16】

請求人がどのような雇用契約なのか、勤務実態も不明であると主張する委託料【15、16】については、自由民主党会派に関係人調査を行ったところ、会派が実施する政務調査事業の補助事務に従事する職員の配置について自由民主党青森支部連合会に委託したものであり、同連合会の職員5名が配置されているとの回答があつたことから、使途基準に合致しない支出とはいえないと判断した。

以上のことから、自由民主党会派について請求人が摘示した事項については請求の理由がないものと判断した。

(4) 結論

以上のことから、請求人の請求については理由がないものと認め、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

監査結果を踏まえて議会及び議会事務局に対して以下の意見を付す。

平成25年度から政務調査費が政務活動費に改正されたことに伴い、政務活動費においては、これまで以上にその用途の透明性を高めていくことが求められる。ついては、調査研究活動等の内容が、県民に対してより明らかにできるよう、各議員から提出される収支報告書等の内容の見直しなど、透明性の向上について検討されたい。

別表 1

| 議員名 | 整理番号 | 支出年月日 | 支出額 | 支出先 | 品名 | 計上金額根拠等 | 違法支出額 | 違法理由 |
|------|------|----------|----------|----------------|--------------|---------------|----------|---|
| 齊藤 爾 | 1 | 24.4.24 | ¥1,300 | 弘前市水道部 | 水道料金 (4月分) | 2,600 × 1/2 | ¥1,300 | 使用期間3月6日～4月6日に係る支出である。日また、月の間を除去、4月の6日箇分についてはその使用態に合わせ計上すべきところ、支出は本件使用基準に適合しない支出、計上した金額が本件使用基準に合致しない支出というべきである。 |
| | 2 | 24.4.24 | ¥10,713 | 東北電力 | 電気料 (4月分) | 21,427 × 1/2 | ¥3,571 | 事務所は政務調査活動の他後援会活動、その他の一般的な議員活動にも使用される。使用実態に即し、按分して計上すべきところ、少なくとも3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しない支出というべきである。 |
| | 3 | | ¥109,861 | 同上 | 電気料 5月以降分 | 1/2計上 | ¥36,620 | 同上 |
| | 4 | | ¥9,520 | 弘前市水道部 | 水道料金 5月以降分 | 同上 | ¥3,173 | 同上 |
| | 5 | 24.4.26 | ¥50,000 | 石田芳美 | 事務所賃借料 (5月分) | 100,000 × 1/2 | ¥16,667 | 同上 |
| | 6 | | ¥550,000 | 同上 | 事務所賃借料 6月以降分 | 1/2計上 | ¥183,333 | 同上 |
| | 7 | | ¥16,082 | 岩木ガ又協業組合 | ガ又代 | 同上 | ¥5,361 | 同上 |
| | 8 | 24.11.1 | ¥14,418 | (有)丸一石油商会 | 灯油代 | 28,836 × 1/2 | ¥4,806 | 同上 |
| | 9 | 24.12.26 | ¥10,590 | (有)小山輪業 | 同上 | 21,181 × 1/2 | ¥3,530 | 同上 |
| | 10 | 25.1.29 | ¥12,429 | (有)丸一石油商会 | 同上 | 24,858 × 1/2 | ¥4,143 | 同上 |
| | 11 | 25.2.25 | ¥16,500 | J A ㊦がる弘前岩木給油所 | 灯油代/2/25給油分 | 33,000 × 1/2 | ¥5,500 | 同上 |
| | 12 | 25.2.26 | ¥14,046 | (有)小山輪業 | 灯油代/1/29給油分 | 28,092 × 1/2 | ¥4,682 | 同上 |
| | 13 | 25.3.26 | ¥12,750 | 同上 | 灯油代 | 25,500 × 1/2 | ¥4,250 | 同上 |
| | 14 | 24.4.24 | ¥2,358 | N T T 東日本 | 電話代 (4月分) | 4,717 × 1/2 | ¥786 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|------|----|-----|----------|----------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------------|------------|---|
| | 15 | | | ¥27,258 | NTT東日本ノ NTTファイナ ンズ(株) | 電話代5月以降計上 分 | 1/2計上 | ¥9,086 | 同上 |
| | 16 | 11 | 24.4.24 | ¥3,190 | NTT東日本 | 電話代(FAX)(4 月分) | 6,381×1/2 | ¥1,063 | 同上 |
| | 17 | | | ¥29,453 | NTT東日本ノ NTTファイナ ンズ(株) | 電話代(FAX)5 月以降計上分 | 1/2計上 | ¥9,818 | 同上 |
| | 18 | 53 | 24.6.28 | ¥58,800 | リコーージャパン (株) | パソコン代 | 117,600×1/2 | ¥19,600 | 事務所に設置されているパソコンで使用 形態に即して按分して計上すべき 後援会活動、政務調査活動、 一般活動、その他、少なくとも 3分の1を超える支出不い支 は本件使用基準に適合しない というべきである。 |
| | 19 | 95 | 24.7.31 | ¥13,387 | 同上 | 事務用品代/コピー 機トナー | 26,775×1/2 | ¥4,462 | 同様に、事務所で使用されてい るものであれば、3分の 1を超える支出は本件使用基 準に合致しない支出である。 |
| | 20 | 171 | 24.12.18 | ¥26,775 | 同上 | 同上 | 53,550×1/2 | ¥8,925 | 同上 |
| | 21 | 193 | 25.1.22 | ¥17,423 | 同上 | 事務用品代・ルーター 購入代・プロバイダ 代 | 34,847×1/2 | ¥5,808 | 同上 |
| | 22 | 237 | 25.3.12 | ¥16,065 | 同上 | 事務用品代/コピー 機トナー | 32,130×1/2(振込手数料 含む) | ¥5,355 | 同上 |
| | 23 | | | ¥85,469 | | その他事務費 | 1/2計上 | ¥28,490 | 同上 |
| | 24 | 39 | 24.5.31 | ¥70,000 | 臨時運転手 | 運転手当(5月分) | | ¥70,000 | 債権者名が不明であり、家族へ の支出とも疑われる。また、雇 用契約や勤務実態も不明である。 |
| | 25 | | | ¥550,000 | | 運転手当5月分を除 く | | ¥550,000 | 同上 |
| | 26 | 86 | 24.7.31 | ¥52,781 | 事務職員 | 給与(7月分) | 105,563×1/2 | ¥52,781 | 同上 |
| | 27 | | | ¥619,875 | | 給与7月分を除く | | ¥619,875 | 同上 |
| | 28 | | | ¥209,500 | 臨時事務職員 | 給与年間分 | | ¥209,500 | 同上 |
| 計 | | | | | | | | ¥1,872,485 | |
| 高橋修一 | 1 | 65 | 24.5.26 | ¥24,060 | JR東日本 | JR切符代 | 24.5.26～5.28高等教育に關 する意見聴取(東京都) | ¥24,060 | 行程表は添付されているが、東 京都の何処を訪問したのかさえ |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|----------------|----------|--------------------------------------|---------|--|
| 19 | 343 | 25.2.25 | ¥760 | 東京モノレール | 地下鉄切符代 | 内外ニューズ懇談会、T P Pに関する国会議員との意 見交換 | ¥760 | 同上 |
| 20 | 344 | 25.2.25 | ¥310 | 東京メトロ | 地下鉄切符代 | 同上 | ¥310 | 同上 |
| 21 | 345 | 25.2.26 | ¥8,300 | 品川プリンスホテル | 宿泊代 | 同上 | ¥8,300 | 同上 |
| 22 | 346 | 25.2.26 | ¥310 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 | ¥310 | 同上 |
| 23 | 350 | 25.2.27 | ¥12,500 | ホテルニューオータニ | 宿泊代 | 同上 | ¥12,500 | 同上 |
| 24 | 351 | 25.2.27 | ¥760 | 東京メトロ | 地下鉄切符代 | 同上 | ¥760 | 同上 |
| 25 | 352 | 25.2.27 | ¥1,600 | 青森空港管理事務所 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,600 | 同上 |
| 26 | 367 | 25.3.13 | ¥200 | 青森県道路公社 | 通行料金 | 25.3.13～14内外情勢調査会 (東京都) | ¥200 | 行程表も示されず具体的にどの ような政務調査活動が行われた のかさえ不明である。 |
| 27 | 369 | 25.3.13 | ¥760 | 東京モノレール | 地下鉄切符代 | 同上 | ¥760 | 同上 |
| 28 | 370 | 25.3.13 | ¥310 | 東京メトロ | 地下鉄切符代 | 同上 | ¥310 | 同上 |
| 29 | 368 | 25.3.13 | ¥56,540 | J A L | 航空券代 | 同上 | ¥56,540 | 同上 |
| 30 | 371 | 25.3.14 | ¥15,100 | ザ・プリンスさくらタワー東京 | 宿泊代 | 同上 | ¥15,100 | 同上 |
| 31 | 372 | 25.3.14 | ¥400 | 京浜急行 | 地下鉄切符代 | 同上 | ¥400 | 同上 |
| 32 | 373 | 25.3.14 | ¥800 | 青森空港管理事務所 | 駐車料金 | 同上 | ¥800 | 同上 |
| 33 | 385 | 25.3.23 | ¥200 | 青森県道路公社 | 通行料金 | 25.3.23～24外国語教育に関する調査(東京都) | ¥200 | 同上 |
| 34 | 386 | 25.3.22 | ¥33,340 | 日本旅行東北 | 航空券代 | 同上 | ¥33,340 | 同上 |
| 35 | 388 | 25.3.23 | ¥6,980 | 東横 I N N | 宿泊代 | 同上 | ¥6,980 | 同上 |
| 36 | 387 | 25.3.23 | ¥400 | 京浜急行 | 地下鉄切符代 | 同上 | ¥400 | 同上 |
| 37 | 389 | 25.3.24 | ¥400 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥400 | 同上 |
| 38 | 390 | 25.3.24 | ¥800 | 青森空港管理事務所 | 駐車料金 | 同上 | ¥800 | 同上 |
| 39 | 5 | 24.4.5 | ¥592 | 青森ガス | ガス代(3月分) | 2,368円*1/4 | ¥592 | 本件政務調査費の対象期間外債務に係る支出である。 |

| | | | | | | | | |
|----|----|---------|---------|-----------|-----------------------|-------------|----------|---|
| 40 | 12 | 24.4.10 | ¥912 | 青森市企業局水道部 | 水道料金 (3月分) | 3,649円*1/4 | ¥912 | 同上 |
| 41 | | | ¥6,682 | 青森ガス | ガス代4~2月分 | 1/4計上 | ¥6,682 | 議員自宅に隣接する「たかここ 議員館」に事務所を設置して議 員が、この建物の親族の所有す るものと思料される。に係る金 の大半は、この体館に準に合致 ない支出、出というべきである。 |
| 42 | | | ¥18,300 | 青森市企業局水道部 | 水道料金4~2月分 | 同上 | ¥18,300 | 議員自宅に隣接する「たかここ 議員館」に事務所を設置して議 員が、この建物の親族の所有す るものと思料される。水道料金 の大半は、この体館に準に合致 ない支出、出というべきである。 |
| 43 | 20 | 24.4.18 | ¥8,135 | 東北電力 | 電気代 (4月分) | 32450円*1/4 | ¥8,135 | 議員自宅に隣接する「たかここ 議員館」に事務所を設置して議 員が、この建物の親族の所有す るものと思料される。に係る金 の大半は、この体館に準に合致 ない支出、出というべきである。 |
| 44 | | | ¥78,949 | 同上 | 電気代5~3月分 | 1/4計上 | ¥78,949 | 同上 |
| 45 | 11 | 24.4.10 | ¥2,400 | 青森ケーブルTV | インターネット パイダ料 (4月分) | 4800円*1/2 | ¥800 | 事務所で使用しているインター ネットに係る支出であるとする ば、政務調査活動、後援会活動 その他一般的な議員活動分と支 出は本件使用に合致しないとい うべきである。 |
| 46 | | | ¥26,400 | 同上 | インターネット パイダ料5~3月分 | 1/2計上 | ¥8,800 | 同上 |
| 47 | 82 | 24.6.1 | ¥25,195 | 青森パッケージ | 事務用品代 | 50,391円*1/2 | ¥8,398 | 事務所で使用している事務用品 に係る支出であるとするれば、 政務調査活動、後援会活動、 その他一般的な議員活動に 関する支出は、この1/2に合致 しないといふべきである。 |
| 48 | | | ¥93,483 | | その他事務用品代 | 1/2計上 | ¥31,161 | 同上 |
| 計 | | | | | | | ¥490,149 | |

| 田中順造 | | | | | | | | | |
|------|-----|---------|----------|--------------|----------|-----------------------------------|----------|---|--|
| 1 | 8 | 24.4.11 | ¥1,790 | 東京ツッキー自動車 | タクシー代 | 東京都/竹島問題の早期解決に関する意見交換外 | ¥1,790 | 県政とのかかわりが不明である。 | |
| 2 | 9 | 24.4.11 | ¥710 | 国際自動車(株) | 同上 | 東京都/同上 | ¥710 | 同上 | |
| 3 | 10 | 24.4.11 | ¥1,250 | 平安交通(株) | 同上 | 同上 | ¥1,250 | 同上 | |
| 4 | 7 | 24.5.28 | ¥36,180 | 株エコー | J R切符代 | 東京都/竹島問題の早期解決に関する意見交換外 | ¥36,180 | 「日本の領土を守るため行動する議員連盟」と「竹島・北方領土返還要求運動会」に参加した議員であるが、青森県政とのかかわりでのどのような活動が行われたのか不明である。 | |
| 5 | 15 | 24.4.19 | ¥1,520 | 山三交通(株) | タクシー代 | 東京都/県選出国会議員との県政課題について情報交換 | ¥1,520 | 具体的にどのような政務調査活動が行われたのか不明である。 | |
| 6 | 16 | 24.4.19 | ¥1,520 | 扇橋交通(株) | 同上 | 東京都/同上 | ¥1,520 | 同上 | |
| 7 | 14 | 24.5.28 | ¥36,180 | 株エコー | J R切符代 | 東京都/県選出国会議員との県政課題について情報交換 | ¥36,180 | 同上 | |
| 8 | 59 | 24.8.31 | ¥208,340 | 株近畿日本ツーリスト東北 | 旅行代金 | ニューヨークランド(オークランド)における景観保全状況に関する調査 | ¥208,340 | 行程表は示されているが県政とのかかわりが不明であるばかりでなく単なる観光旅行とも推量され、したがって私的支出というべきである。 | |
| 9 | 60 | 24.9.10 | ¥2,400 | 株サン・コーポレーション | 駐車料金 | ニューヨークランド(オークランド)/同上 30%のみ計上 | ¥2,400 | 同上 | |
| 10 | 63 | 24.9.11 | ¥5,952 | 株ふたば | 写真代 | ニューヨークランド(オークランド)/同上 1/2計上 | ¥5,952 | 同上 | |
| 11 | 95 | 25.1.17 | ¥2,600 | 株東洋交通(株) | タクシー代 | 東京/本県の農産物と観光振興等について調査 | ¥2,600 | 報告書が添付され、衆議院会館で木村代議士と会い、どのよう調査が行われたのか全く不明である。しかも、衆議院会館受付票に記載された用件は単に「挨拶」としている。 | |
| 12 | 96 | 25.1.17 | ¥1,820 | 株エコシステム(株) | 同上 | 東京/同上 | ¥1,820 | 同上 | |
| 13 | 94 | 25.1.28 | ¥36,180 | 株エコー | J R切符代 | 同上 | ¥36,180 | 同上 | |
| 14 | 113 | 25.3.22 | ¥97,330 | 株近畿日本ツーリスト東北 | 航空券代・宿泊代 | 東京・徳島/T P P交渉の現状調査・徳島市の調査 | ¥97,330 | 報告書が示されているがT P Pについてどのような調査が行われたのか、また、徳島市の調 | |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|------------------|--------|-------------------------------|---------|--|
| 5 | 40 | 24.5.17 | ¥4,200 | サンメソバース 東京新宿 | 宿泊代 | 同上 | ¥4,200 | 同上。利用明細書には3人分の記載がある。家族旅行とも疑われる。 |
| 6 | 47 | 24.5.21 | ¥31,260 | ㈱日本旅行東北 | J R切符代 | 24.5.22 鉄道整備促進調査 (東京) | ¥31,260 | 県政とのかわりで具体的にどのような政務調査活動をおこなったのか、外形上も検証できない。 |
| 7 | 49 | 24.5.22 | ¥800 | 日本交通 | タクシー代 | 同上 | ¥800 | 同上 |
| 8 | 50 | 24.5.22 | ¥1,880 | 東都無線タクシー | 同上 | 同上 | ¥1,880 | 同上 |
| 9 | 51 | 24.5.22 | ¥1,160 | 東京七福交通㈱ | 同上 | 同上 | ¥1,160 | 同上 |
| 10 | 52 | 24.5.22 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 11 | 65 | 24.6.2 | ¥28,000 | J R 東日本 | J R切符代 | 24.6.2 林業振興調査 (東京) | ¥28,000 | 同上 |
| 12 | 66 | 24.6.2 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 13 | 104 | 24.7.10 | ¥31,260 | J R 東日本 | J R切符代 | 24.7.10 県産材流通調査 (東京) | ¥31,260 | 同上 |
| 14 | 118 | 24.7.25 | ¥31,660 | ㈱日本旅行東北 | 同上 | 7/31 ~ 林業振興調査 | ¥31,660 | 同上 |
| 15 | 124 | 24.7.31 | ¥1,340 | 中京自動車㈱ | タクシー代 | 24.7.31 林業振興調査 (東京) | ¥1,340 | 同上 |
| 16 | 125 | 24.7.31 | ¥1,430 | 吉田タクシー | 同上 | 同上 | ¥1,430 | 同上 |
| 17 | 126 | 24.7.31 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 18 | 161 | 24.9.11 | ¥10,500 | 東日本旅客鉄道 (株) | 乗車券類代 | 青森・秋田 / 林業振興調査 | ¥10,500 | 同上 |
| 19 | 162 | 24.9.11 | ¥820 | 三八五観光タク シー(株) | タクシー代 | 青森・秋田 / 同上 | ¥820 | 同上 |
| 20 | 163 | 24.9.11 | ¥730 | (有)光洋タクシー | 同上 | 同上 | ¥730 | 同上 |
| 21 | 170 | 24.9.20 | ¥30,560 | J R 東日本 | J R切符代 | 東京 / 林業振興調査 | ¥30,560 | 同上 |
| 22 | 171 | 24.9.20 | ¥6,900 | ホテルリゾマツ クヌ後築園 | 宿泊代 | 東京 / 同上 | ¥6,900 | 同上 |
| 23 | 172 | 24.9.20 | ¥1,160 | 大田タクシー | タクシー代 | 同上 | ¥1,160 | 同上 |
| 24 | 173 | 24.9.20 | ¥2,240 | 国際自動車㈱ | 同上 | 同上 | ¥2,240 | 同上 |
| 25 | 178 | 24.9.30 | ¥27,780 | J R 東海 | J R切符代 | 24.9.28 ~ 30 スーツ振興調 査 (岐阜) | ¥27,780 | 第67回国民体育大会へ青森県本部役員として参加した旅費と思想料される。本件用途基準に合致 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|---------------|---------|----------------------------------|---------|-----------|
| 26 | 187 | 24.10.11 | ¥30,760 | J R 東日本 | 同上 | 24.10.11 林業振興調査 (東京) | ¥30,760 | しない支出である。 |
| 27 | 188 | 24.10.11 | ¥1,160 | 帝都自動車交通株式会社 | タクシー代 | 同上 | ¥1,160 | 同上 |
| 28 | 189 | 24.10.11 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 29 | 190 | 24.10.11 | ¥1,790 | 国際株式会社 | タクシー代 | 同上 | ¥1,790 | 同上 |
| 30 | 225 | 24.11.19 | ¥200 | 青森県道路公社 | 通行料金 | 24.11.19～20 エネルギー振興調査 (大阪・青森・弘前) | ¥200 | 同上 |
| 31 | 226 | 24.11.19 | ¥5,110 | 南大阪新城個人タクシー協会 | タクシー代 | 同上 | ¥5,110 | 同上 |
| 32 | 227 | 24.11.19 | ¥9,540 | ホテル関西 | 宿泊代 | 同上 | ¥9,540 | 同上 |
| 33 | 228 | 24.11.19 | ¥66,200 | ㈱日本旅行東北 | 航空券代 | 同上 | ¥66,200 | 同上 |
| 34 | 230 | 24.11.20 | ¥4,540 | ロンコイン堺㈱ | タクシー代 | 同上 | ¥4,540 | 同上 |
| 35 | 231 | 24.11.20 | ¥800 | 青森空港管理事務所 | 駐車料金 | 同上 | ¥800 | 同上 |
| 36 | 232 | 24.11.20 | ¥300 | アツギルパルス青森 | 同上 | 同上 | ¥300 | 同上 |
| 37 | 256 | 24.12.18 | ¥30,860 | J R 東日本 | J R 切符代 | 24.12.19 林業振興調査 (東京) | ¥30,860 | 同上 |
| 38 | 258 | 24.12.19 | ¥980 | 富士交通㈱ | タクシー代 | 同上 / 秋葉原～飯田橋 | ¥980 | 同上 |
| 39 | 259 | 24.12.19 | ¥980 | 大和自動車交通 | 同上 | 同上 / 飯田橋～秋葉原 | ¥980 | 同上 |
| 40 | 260 | 24.12.19 | ¥710 | 正和自動車㈱ | 同上 | 同上 / 秋葉原～東京駅 | ¥710 | 同上 |
| 41 | 261 | 24.12.19 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 42 | 281 | 25.1.9 | ¥39,810 | J R 東日本 | J R 切符代 | 25.1.10～11/バイオエネルギー調査 (東京) | ¥39,810 | 同上 |
| 43 | 282 | 25.1.10 | ¥1,610 | 新日本交通㈱ | タクシー代 | 同上 / 東京駅～永田町 | ¥1,610 | 同上 |
| 44 | 283 | 25.1.10 | ¥1,340 | 長谷川タクシー | 同上 | 同上 / 永田町～東京駅 | ¥1,340 | 同上 |
| 45 | 284 | 25.1.11 | ¥3,675 | サンソンパース東京新橋 | 宿泊代 | 同上 | ¥3,675 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|----------|------------------|------------------------|-----------------------------|----------|--|
| 46 | 291 | 25.1.14 | ¥25,070 | J R 東日本 | J R 切符代 | 25.1.14 ~ 15 林業振興調査 (福島) | ¥25,070 | 同上 |
| 47 | 292 | 25.1.15 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 48 | 325 | 25.2.8 | ¥35,250 | J R 東日本 | J R 切符代 | 25.2.8林業振興調査 (東京) | ¥35,250 | 同上 |
| 49 | 326 | 25.2.8 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 50 | 327 | 25.2.8 | ¥980 | ㈱織田タクシー | タクシー代 | 同上 / 東京駅 ~ 銀座 | ¥980 | 同上 |
| 51 | 328 | 25.2.8 | ¥980 | 東京タクシー自 動車(㈱) | 同上 | 同上 / 銀座 ~ 東京駅 | ¥980 | 同上 |
| 52 | 335 | 25.2.15 | ¥35,250 | J R 東日本 | J R 切符代 | 25.2.15林業振興調査 (東京) | ¥35,250 | 同上 |
| 53 | 336 | 25.2.15 | ¥1,610 | 日本交通 | タクシー代 | 同上 / 東京駅 ~ 永田町 | ¥1,610 | 同上 |
| 54 | 337 | 25.2.15 | ¥1,250 | 帝都日新交通(㈱) | 同上 | 同上 / 永田町 ~ 東京駅 | ¥1,250 | 同上 |
| 55 | 338 | 25.2.15 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 56 | 347 | 25.2.27 | ¥30,860 | J R 東日本 | J R 切符代 | 東京 / 林業振興調査 | ¥30,860 | 同上 |
| 57 | 349 | 25.2.28 | ¥1,070 | 太陽自動車(㈱) | タクシー代 | 同上 / 東京駅 ~ 水道橋 | ¥1,070 | 同上 |
| 58 | 354 | 25.3.7 | ¥16,370 | ㈱日本旅行東北 | J R 切符代 | 秋田 / 林業振興調査 | ¥16,370 | 同上 |
| 59 | 369 | 24.5.16 | ¥184,925 | ㈱専栄サービス 旅行事業部 | 旅行代金 | 台湾 / 商工業振興調査 | ¥184,925 | 行程表は示されているがどのよ うな政務調査活動が行われたの か外形上も検証できない。 |
| 60 | 28 | 24.4.30 | ¥50,000 | 前田和男 | 政務調査に関する資 料の収集の業務委託 | | ¥50,000 | 債権者の住所は「京都市伏見区 新町 8-42-104」。県政とのか かわりか不明である。 |
| 61 | 26 | 24.4.30 | ¥50,000 | ㈱成田林業土木 | 事務所賃借料 | | ¥50,000 | 債権者はかつて議員自身が代表 取締役会長を歴任していた同族 会社である。自身の会社への資 金提供とも疑われる。 |
| 62 | | | ¥550,000 | 同上 | 事務所賃借料 5 ~ 3 月分 | | ¥550,000 | 同上 |
| 63 | 27 | 24.4.30 | ¥50,000 | 事務補助員 | 資金 | | ¥50,000 | 債権者名、雇用契約、勤務実態 も不明である。親族、家族への 支出とも疑われる。 |
| 64 | | | ¥550,000 | 同上 | 同上 | | ¥550,000 | 同上 |
| 65 | | | ¥200,000 | 運転アルバイト | 運転アルバイト代17 | | ¥200,000 | 同上 |

| | | 議員持ち出し分 | | 回分 | | | | | |
|-------|----|---------|---------|---------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|---------|--|
| 計 | | | | | | ¥2,276,133 | | | |
| 森内之保留 | 1 | 4 | 24.4.3 | ¥26,030 | J R 東日本 | J R 切符代 / 青森 ~ 盛岡 ~ 仙台 ~ 青森 | 宮古・仙台・水戸・宇都宮 / 復興・振興対策調査、文化施設運営調査 | ¥26,030 | 県政とのかかわり、訪問先等が不明である。政務調査活動が行われたということが外形上も検証できない。 |
| | 2 | 5 | 24.4.3 | ¥3,750 | 同上 | J R 切符代 / 盛岡 ~ 宮古 ~ 盛岡 | 宮古・仙台・水戸・宇都宮 / 同上 | ¥3,750 | 同上 |
| | 3 | 8 | 24.4.11 | ¥1,200 | 観光物産館ばあふる | カメラ代 / 写るんです | 同上 | ¥1,200 | 同上 |
| | 4 | 9 | 24.4.11 | ¥9,400 | ホテルリッツフナー ルド仙台 | 宿泊代 | 同上 | ¥9,400 | 同上 |
| | 5 | 10 | 24.4.12 | ¥830 | ファミリアーナ ト宇都宮市峰店 | カメラ代 | 同上 | ¥830 | 同上 |
| | 6 | 11 | 24.4.12 | ¥1,900 | 東日本高速道路 (株) | 通行料金 / 宇都宮上三川 ~ 那珂 | 同上 | ¥1,900 | 同上 |
| | 7 | 12 | 24.4.12 | ¥8,800 | ダイワロイネット ホテル水戸 | 宿泊代 | 同上 | ¥8,800 | 同上 |
| | 8 | 13 | 24.4.13 | ¥4,030 | 日星石油(株) | レンタカーガソリン代 / 宇都宮市 | 同上 | ¥4,030 | 同上 |
| | 9 | 14 | 24.4.13 | ¥12,626 | (株)トヨタレンタリース栃木 / 宇都宮駅西口店 | レンタカー使用料 | 同上 | ¥12,626 | 同上 |
| | 10 | 15 | 24.4.13 | ¥8,400 | 出光リテール販売(株) / 仙台市 | レンタカーガソリン代 | 同上 | ¥8,400 | 同上 |
| | 11 | 16 | 24.4.13 | ¥1,210 | KM仙台タクシースター | タクシースター代 / 仙台駅 ~ 一番町 | 同上 | ¥1,210 | 同上 |
| | 12 | 17 | 24.4.13 | ¥9,400 | ホテルリッツフナー ルド仙台 | 宿泊代 | 同上 | ¥9,400 | 同上 |
| | 13 | 19 | 24.4.14 | ¥650 | (株)仙台タクシースター | タクシースター代 / 中央 ~ 定禅寺通 | 同上 | ¥650 | 同上 |
| | 14 | 40 | 24.5.17 | ¥10,700 | J R 東日本 | J R 切符代 | 仙台市 / 復興・振興調査、観光資源活用調査 | ¥10,700 | 同上 |
| | 15 | 41 | 24.5.17 | ¥10,700 | 同上 | J R 切符代 (運転手) | 同上 | ¥10,700 | 同上 |
| | 16 | 42 | 24.5.22 | ¥924 | ローソン仙台愛子店 | カメラ代 | 同上 | ¥924 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|----|---------|----------|--------------------------|-----------------------|-----------------------|----------|----|
| 17 | 43 | 24.5.22 | ¥1,450 | 東日本高速道路 (株) | 通行料金 / 山形蔵王 ～仙台南 | 同上 | ¥1,450 | 同上 |
| 18 | 44 | 24.5.22 | ¥16,800 | ホテルリッチフイー ル下仙台 | 宿泊代 (1泊) | 同上 | ¥16,800 | 同上 |
| 19 | 45 | 24.5.22 | ¥16,800 | 同上 | 宿泊代 (1泊 運転 手分) | 同上 | ¥16,800 | 同上 |
| 20 | 46 | 24.5.23 | ¥4,800 | パーキングゲタウ ンズキー国分町 | 駐車料金 | 同上 | ¥4,800 | 同上 |
| 21 | 47 | 24.5.23 | ¥1,350 | 宮城県道路公社 / 鳴瀬興松島本 線 | 通行料金 | 同上 | ¥1,350 | 同上 |
| 22 | 48 | 24.5.23 | ¥2,749 | 南光運輸(株) / 石 巻市双葉町 | レンタカーガソリン 代 | 同上 | ¥2,749 | 同上 |
| 23 | 49 | 24.5.23 | ¥111,130 | ㈱トヨタレンタ リース宮城 | レンタカー使用料 | 同上 | ¥111,130 | 同上 |
| 24 | 61 | 24.6.15 | ¥5,150 | 東日本高速道路 (株) / 一関 | 通行料金 | 気仙沼・仙台市 / 復興・振 興調査 | ¥5,150 | 同上 |
| 25 | 62 | 24.6.15 | ¥924 | サンクス岩手一 関イオン店 | カメラ代 | 同上 | ¥924 | 同上 |
| 26 | 63 | 24.6.15 | ¥7,084 | ㈱東日本宇佐美 気仙沼ハイパス SS | レンタカーガソリン 代 | 同上 | ¥7,084 | 同上 |
| 27 | 64 | 24.6.15 | ¥1,150 | 東日本高速道路 (株) / 仙台宮城 | 通行料金 / 鳴瀬興松 島～仙台宮城 | 同上 | ¥1,150 | 同上 |
| 28 | 65 | 24.6.16 | ¥2,000 | パーキングゲタウ ンズキー国分町 | 駐車料金 | 同上 | ¥2,000 | 同上 |
| 29 | 66 | 24.6.16 | ¥1,750 | 東日本高速道路 (株) / 亶理 | 通行料金 / 福島飯坂 ～亶理 | 同上 | ¥1,750 | 同上 |
| 30 | 67 | 24.6.16 | ¥350 | 東日本高速道路 (株) / 仙台東 | 通行料金 / 亶理～仙 台東 | 同上 | ¥350 | 同上 |
| 31 | 68 | 24.6.17 | ¥17,200 | ホテルリッチフイー ル下仙台 | 宿泊代 (2泊) | 同上 | ¥17,200 | 同上 |
| 32 | 69 | 24.6.17 | ¥2,000 | パーキングゲタウ ンズキー国分町 | 駐車料金 (宿泊) | 同上 | ¥2,000 | 同上 |
| 33 | 70 | 24.6.17 | ¥200 | 仙台駅屋上駐車 場 | 駐車料金 | 同上 | ¥200 | 同上 |
| 34 | 71 | 24.6.17 | ¥7,001 | 宝フリースト(株) / | レンタカーガソリン | 同上 | ¥7,001 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|---------------------------|--------------------|---------------------------|--|---------|----|
| | | | | 鶴巣PA下りS | 代 | | | | |
| 35 | 72 | 24.6.17 | ¥3,700 | 東日本高速道路 (株)/青森中央 | 通行料金/仙台宮城 ～青森中央 | 同上 | | ¥3,700 | 同上 |
| 36 | 73 | 24.6.17 | ¥5,597 | ㈱東北タンク商 会/青森市橋本 | レンタカーガソリン 代 | 同上 | | ¥5,597 | 同上 |
| 37 | 80 | 24.7.2 | ¥7,680 | J R 東日本 | J R 切符代 | 函館市/観光資源活用調査、 道路計画調査 | | ¥7,680 | 同上 |
| 38 | 81 | 24.7.2 | ¥7,680 | 同上 | J R 切符代(運転手) | 同上 | | ¥7,680 | 同上 |
| 39 | 87 | 24.7.18 | ¥924 | セゾンイレブン 函館宇賀浦町店 | カメラ代 | 同上 | | ¥924 | 同上 |
| 40 | 88 | 24.7.18 | ¥200 | 市民の森駐車場 | 駐車料金 | 同上 | | ¥200 | 同上 |
| 41 | 89 | 24.7.18 | ¥400 | 鍋谷 | 同上 | 同上 | | ¥400 | 同上 |
| 42 | 90 | 24.7.18 | ¥7,475 | ホテルネット函 館 | 宿泊代 | 同上 | | ¥7,475 | 同上 |
| 43 | 91 | 24.7.18 | ¥7,475 | 同上 | 宿泊代(運転手) | 同上 | | ¥7,475 | 同上 |
| 44 | 92 | 24.7.19 | ¥500 | 同上 | 駐車料金(宿泊) | 同上 | | ¥500 | 同上 |
| 45 | 93 | 24.7.19 | ¥200 | (助)函館市文化・ スポーツ振興財 団 | 駐車料金 | 同上 | | ¥200 | 同上 |
| 46 | 94 | 24.7.19 | ¥924 | セゾンイレブン 函館弁天町店 | カメラ代 | 同上 | | ¥924 | 同上 |
| 47 | 95 | 24.7.19 | ¥300 | ㈱エヌオート企 画/旧相馬邸 | 駐車料金 | 同上 | | ¥300 | 同上 |
| 48 | 96 | 24.7.19 | ¥1,160 | 函館山ロープウエ イ | ロープウェイ料金 | 同上 | | ¥1,160 | 同上 |
| 49 | 97 | 24.7.19 | ¥1,259 | 前側石油(株)/松 陰SS | レンタカーガソリン 代 | 同上 | | ¥1,259 | 同上 |
| 50 | 98 | 24.7.19 | ¥16,763 | ㈱トヨタレンタ リース函館 | レンタカー使用料 | 同上 | | ¥16,763 | 同上 |
| 51 | 107 | 24.8.28 | ¥7,880 | J R 東日本 | J R 切符代 | 函館・札幌/駅前・空港及 び文化施設利用調査 | | ¥7,880 | 同上 |
| 52 | 113 | 24.8.31 | ¥200 | (助)函館市文化・ スポーツ振興財 団 | 駐車料金 | 同上 | | ¥200 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|-------------------|----------------|--------------------------|---------|----|
| 53 | 114 | 24.9.1 | ¥12,000 | ホテルレオパレス札幌 | 宿泊代/デラックスダブル | 同上 | ¥12,000 | 同上 |
| 54 | 115 | 24.9.1 | ¥1,000 | 同上 | 駐車料金(宿泊) | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 55 | 116 | 24.9.1 | ¥924 | サンクス札幌時計台前店 | カメラ代 | 同上 | ¥924 | 同上 |
| 56 | 117 | 24.9.1 | ¥700 | 北海道観光事業(株) | さっぽろテレビ塔展望入場料 | 同上 | ¥700 | 同上 |
| 57 | 118 | 24.9.1 | ¥400 | タイムズ大通西1 | 駐車料金 | 同上 | ¥400 | 同上 |
| 58 | 119 | 24.9.1 | ¥830 | 北海道開拓の村 | 入場料 | 同上 | ¥830 | 同上 |
| 59 | 120 | 24.9.1 | ¥450 | 東日本高速道路(株)/千歳 | 通行料金/札幌南~千歳 | 同上 | ¥450 | 同上 |
| 60 | 121 | 24.9.1 | ¥450 | 空港環境整備協会/新千歳空港 | 駐車料金 | 同上 | ¥450 | 同上 |
| 61 | 122 | 24.9.1 | ¥6,034 | (株)三友石油フレンドリー千歳SS | レンタカーガソリン代 | 同上 | ¥6,034 | 同上 |
| 62 | 123 | 24.9.1 | ¥2,600 | 東日本高速道路(株) | 通行料金/千歳~森 | 同上 | ¥2,600 | 同上 |
| 63 | 124 | 24.9.1 | ¥7,150 | イマジンホテル | 宿泊代 | 同上 | ¥7,150 | 同上 |
| 64 | 125 | 24.9.2 | ¥250 | 函館朝市第1駐車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥250 | 同上 |
| 65 | 126 | 24.9.2 | ¥4,986 | 北海道エネルギー | レンタカーガソリン代 | 同上 | ¥4,986 | 同上 |
| 66 | 127 | 24.9.2 | ¥57,414 | (株)トヨタレンタリース函館 | レンタカー使用料 | 同上 | ¥57,414 | 同上 |
| 67 | 131 | 24.9.14 | ¥6,750 | 東日本高速道路(株) | 通行料金/青森中央~仙台宮城 | 仙台市・盛岡市/駅前利用及び文化施設設置運営調査 | ¥6,750 | 同上 |
| 68 | 132 | 24.9.14 | ¥7,668 | 遠藤商事(株)仙台支社 | レンタカーガソリン代 | 同上 | ¥7,668 | 同上 |
| 69 | 133 | 24.9.14 | ¥1,029 | セゾンスイレゾン | カメラ代 | 同上 | ¥1,029 | 同上 |
| 70 | 134 | 24.9.14 | ¥500 | 東日本高速道路(株) | 通行料金 | 同上 | ¥500 | 同上 |
| 71 | 135 | 24.9.14 | ¥500 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥500 | 同上 |
| 72 | 136 | 24.9.15 | ¥9,500 | ホテルリッチクォーター | 宿泊代 | 同上 | ¥9,500 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---------|--------------------|---------------------------|-------------------------------|---------|----|
| 91 | 163 | 24.10.13 | ¥800 | 東日本高速道路 株 | 通行料金 | 同上 | ¥800 | 同上 |
| 92 | 164 | 24.10.13 | ¥600 | タイムズ24 | 駐車料金 | 同上 | ¥600 | 同上 |
| 93 | 165 | 24.10.13 | ¥100 | タイムズ小樽運 河 | 同上 | 同上 | ¥100 | 同上 |
| 94 | 166 | 24.10.13 | ¥924 | サンクス小樽運 河通店 | カメラ代 | 同上 | ¥924 | 同上 |
| 95 | 167 | 24.10.13 | ¥200 | リパーク | 駐車料金 | 同上 | ¥200 | 同上 |
| 96 | 168 | 24.10.13 | ¥1,500 | 札幌むいゆ山ロー プウェイ | ロープウェイ料金 | 同上 | ¥1,500 | 同上 |
| 97 | 169 | 24.10.13 | ¥600 | 東日本高速道路 株 | 通行料金 / 札幌西本 線 | 同上 | ¥600 | 同上 |
| 98 | 170 | 24.10.13 | ¥9,850 | ホテルレオパレ ズ札幌 | 宿泊代 | 同上 | ¥9,850 | 同上 |
| 99 | 171 | 24.10.14 | ¥6,200 | 出光リテール販 売株北広島 | レンタカーガソリン 代 | 同上 | ¥6,200 | 同上 |
| 100 | 172 | 24.10.14 | ¥2,850 | 東日本高速道路 株 | 通行料金 / 札幌南～ 森 | 同上 | ¥2,850 | 同上 |
| 101 | 173 | 24.10.14 | ¥3,893 | 北海道エスビー 函館販売支店 | レンタカーガソリン 代 | 同上 | ¥3,893 | 同上 |
| 102 | 174 | 24.10.14 | ¥48,037 | ㈱トヨタレンタ リース函館 | レンタカー使用料 | 同上 | ¥48,037 | 同上 |
| 103 | 191 | 24.11.14 | ¥6,350 | 東日本高速道路 株 | 通行料金 / 青森中央 ～仙台宮城 | 仙台・福島 / 復興・振興対 策及び文化施設運営調査 | ¥6,350 | 同上 |
| 104 | 193 | 24.11.14 | ¥17,200 | ホテルグランテ ラ又仙台宮分町 | 宿泊代 (2泊) | 仙台・福島 | ¥17,200 | 同上 |
| 105 | 194 | 24.11.15 | ¥924 | セゾンスレゾン | カメラ代 | 同上 | ¥924 | 同上 |
| 106 | 195 | 24.11.15 | ¥1,350 | 東日本高速道路 株 | 通行料金 / 仙台宮城 ～福島飯坂11:03 | 同上 | ¥1,350 | 同上 |
| 107 | 196 | 24.11.15 | ¥150 | エヌパール福島駐 車場 | 駐車料金 / 11:17～11:31 | 同上 | ¥150 | 同上 |
| 108 | 197 | 24.11.15 | ¥100 | 福島県外来駐車 場 | 駐車料金 / 11:50～12:03 | 同上 | ¥100 | 同上 |
| 109 | 198 | 24.11.15 | ¥1,350 | 東日本高速道路 株 | 通行料金 / 福島飯坂 ～仙台宮城14:16 | 同上 | ¥1,350 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---------|-----------------|---------------------|--------------------------|---------|----|
| 110 | 199 | 24.11.15 | ¥2,121 | 宝フリート(株)荒巻SS | レンタカーガソリン代/15:15 | 同上 | ¥2,121 | 同上 |
| 111 | 200 | 24.11.15 | ¥7,875 | ㈱トヨタレンタリース宮城 | レンタカー使用料 | 同上 | ¥7,875 | 同上 |
| 112 | 201 | 24.11.15 | ¥650 | 永楽交通(株) | タクシード代/仙台駅～一番町 | 同上 | ¥650 | 同上 |
| 113 | 203 | 24.11.16 | ¥6,723 | 宝フリート(株) | レンタカーガソリン代 | 同上 | ¥6,723 | 同上 |
| 114 | 210 | 24.12.14 | ¥1,600 | 東日本高速道路(株) | 通行料金/仙台宮城～山形蔵王11:44 | 山形・宮城/伝統文化施設運営調査 | ¥1,600 | 同上 |
| 115 | 211 | 24.12.14 | ¥924 | サンクス山形七日町二丁目店 | カメラ代 11:56 | 山形・宮城 | ¥924 | 同上 |
| 116 | 212 | 24.12.14 | ¥100 | ＼Ｔパーク２４ | 駐車料金 12:30～12:44 | 同上 | ¥100 | 同上 |
| 117 | 213 | 24.12.14 | ¥2,000 | 東日本高速道路(株) | 通行料金/山形中央～仙台宮城15:03 | 同上 | ¥2,000 | 同上 |
| 118 | 214 | 24.12.14 | ¥1,716 | 北日本石油(株)東八番丁SS | レンタカーガソリン代15:26 | 同上 | ¥1,716 | 同上 |
| 119 | 215 | 24.12.14 | ¥7,875 | ㈱トヨタレンタリース宮城 | レンタカー使用料 | 同上 | ¥7,875 | 同上 |
| 120 | 216 | 24.12.14 | ¥720 | 仙台個人タクシース事業協同組合 | タクシード代/中央～一番町 | 同上 | ¥720 | 同上 |
| 121 | 217 | 24.12.14 | ¥9,800 | ホテルグランテラ又仙台国分町 | 宿泊代 | 同上 | ¥9,800 | 同上 |
| 122 | 218 | 24.12.15 | ¥940 | ㈱社の都交通 | タクシード代/定禅寺～仙台駅前 | 同上 | ¥940 | 同上 |
| 123 | 219 | 24.11.15 | ¥29,890 | J R 東日本 | J R 切符代 | 盛岡・仙台・松島/復興・振興対策及び駅前活用調査 | ¥29,890 | 同上 |
| 124 | 221 | 24.12.21 | ¥300 | 松島パーキング | 駐車料金 14:22～15:19 | 盛岡・仙台・松島 | ¥300 | 同上 |
| 125 | 222 | 24.12.21 | ¥924 | セゾインレゾン宮城松島店 | カメラ代 15:23 | 同上 | ¥924 | 同上 |
| 126 | 223 | 24.12.21 | ¥900 | みちのく伊達正宗歴史館 | 入場料 | 同上 | ¥900 | 同上 |
| 127 | 224 | 24.12.21 | ¥9,900 | ホテルグランテラ又仙台国分町 | 宿泊代 | 同上 | ¥9,900 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---------|--------------------|--------------------------|--------------------------------------|---------|----|
| 128 | 225 | 24,12,22 | ¥2,000 | パーキングタワー ソニー国分町 | 駐車料金 17:53~10:50 | 同上 | ¥2,000 | 同上 |
| 129 | 226 | 24,12,22 | ¥3,700 | 東日本高速道路 株 | 通行料金/仙台宮城 ~青森中央17:49 | 同上 | ¥3,700 | 同上 |
| 130 | 227 | 24,12,22 | ¥6,634 | ㈱角弘セルフ荒 川 | レンタカーガソリン 代 | 同上 | ¥6,634 | 同上 |
| 131 | 246 | 25.2.19 | ¥24,690 | J R 東日本 | J R 切符代 | 仙台・松島・山形/復興・ 振興対策及び伝統文化施設 運営調査 | ¥24,690 | 同上 |
| 132 | 247 | 25.2.25 | ¥500 | 東日本高速道路 株 | 通行料金/仙台東~ 松島海岸11:37 | 仙台・松島・山形 | ¥500 | 同上 |
| 133 | 248 | 25.2.25 | ¥300 | 松島公園第1駐 車場 | 駐車料金 13:04~13:42 | 同上 | ¥300 | 同上 |
| 134 | 249 | 25.2.25 | ¥1,000 | ㈱一の坊/藤田 喬平美術館 | 入場料 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 135 | 250 | 25.2.25 | ¥500 | 東日本高速道路 株 | 通行料金/松島海岸 ~仙台東 14:03 | 同上 | ¥500 | 同上 |
| 136 | 251 | 25.2.25 | ¥19,600 | ホテルグランテ ラ又仙台国分町 | 宿泊代 2泊 | 同上 | ¥19,600 | 同上 |
| 137 | 252 | 25.2.25 | ¥7,200 | 同上 | 宿泊代 1泊運転手 分 | 同上 | ¥7,200 | 同上 |
| 138 | 253 | 25.2.26 | ¥2,000 | 瀬戸勝PARK I N G | 駐車料金 15:23~10:34 | 同上 | ¥2,000 | 同上 |
| 139 | 254 | 25.2.26 | ¥1,250 | 東日本高速道路 株 | 通行料金/仙台宮城 ~山形北11:53 | 同上 | ¥1,250 | 同上 |
| 140 | 255 | 25.2.26 | ¥1,029 | ファミリーマ ート天童駅前店 | カメラ代 12:10 | 同上 | ¥1,029 | 同上 |
| 141 | 256 | 25.2.26 | ¥300 | 天童市将棋資料 館 | 入場料 | 同上 | ¥300 | 同上 |
| 142 | 257 | 25.2.26 | ¥300 | 東日本高速道路 株 | 通行料金/天童~山 形中央12:59 | 同上 | ¥300 | 同上 |
| 143 | 258 | 25.2.26 | ¥1,100 | 同上 | 通行料金/山形蔵王 ~仙台宮城 14:29 | 同上 | ¥1,100 | 同上 |
| 144 | 259 | 25.2.26 | ¥3,068 | 北日本石油㈱東 八番丁SS | レンタカーガソリン 代 | 同上 | ¥3,068 | 同上 |
| 145 | 260 | 25.2.26 | ¥14,700 | ㈱トヨタレンタ リース宮城 | レンタカー使用料 | 同上 | ¥14,700 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|----------|-----------------|----------------------|---------------------------|---------|--|
| 146 | 261 | 25.2.26 | ¥1,050 | 永楽交通(株) | タクシー代 / 仙台駅前~中央 | 同上 | ¥1,050 | 同上 |
| 147 | 262 | 25.2.27 | ¥730 | 東北第一交通(株) | タクシー代 / 定禅寺~中央 | 同上 | ¥730 | 同上 |
| 148 | 267 | 25.3.7 | ¥27,500 | J R 東日本 | J R 切符代 | 仙台・松島 / 復興・振興対策及び文化施設運営調査 | ¥27,500 | 同上 |
| 149 | 271 | 25.3.22 | ¥21,800 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥21,800 | 同上 |
| 150 | 278 | 25.3.25 | ¥830 | ファミリーマート松島海岸通り店 | カメラ代 11:32 | 仙台・松島 | ¥830 | 同上 |
| 151 | 279 | 25.3.25 | ¥600 | 松島パーキング | 駐車料金 12:05~13:28 | 同上 | ¥600 | 同上 |
| 152 | 280 | 25.3.25 | ¥700 | 瑞蔵寺 | 入場料 | 同上 | ¥700 | 同上 |
| 153 | 281 | 25.3.25 | ¥600 | 東日本高速道路(株) | 通行料金 / 松島海岸~仙台東13:51 | 同上 | ¥600 | 同上 |
| 154 | 282 | 25.3.26 | ¥8,300 | アークホテル仙台青葉通り | 3/25宿泊代 | 同上 | ¥8,300 | 同上 |
| 155 | 283 | 25.3.26 | ¥1,300 | 同上 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,300 | 同上 |
| 156 | 284 | 25.3.26 | ¥1,918 | 新日本石油(株)東八番丁SS | レンタカーガソリン代15:01 | 同上 | ¥1,918 | 同上 |
| 157 | 285 | 25.3.26 | ¥20,370 | ㈱トヨタレンタリース宮城 | レンタカー使用料 | 同上 | ¥20,370 | 同上 |
| 158 | 286 | 25.3.26 | ¥8,900 | ホテルグランドリア仙台台国分町 | 3/26宿泊代 | 同上 | ¥8,900 | 同上 |
| 159 | 233 | 25.1.4 | ¥675,947 | スズイル美容室 | 県政報告会はがき郵送代 | ¥675,947 | 同上 | 債権者は切手販売店ではあるが、切手販売店で1円単位の郵便代を扱つのは不自然である。目的外支出が疑われる。 |
| 160 | 237 | 25.1.16 | ¥100,000 | ホテル青森 | 会場代 | ¥50,000 | 同上 | 後援会活動が主な目的と史料される。少なくとも2分の1は本件使途基準に合致しない支出である。 |
| 161 | 238 | 25.1.16 | ¥100,898 | ㈱新印刷興業 | 県政報告会はがき作成 | ¥50,449 | 同上 | |
| 162 | 290 | 25.3.29 | ¥127,752 | ㈱ワルキ | 県政報告会ハガキ宛名印刷 | ¥63,876 | 同上 | |
| 163 | 24 | 24.4.27 | ¥50,000 | ㈱森内畜産 | 事務所賃借料 | ¥100,000 × 50% (後援会) | ¥50,000 | 議員のホームページによれば、 |

| | | | | | | | |
|-----|----|----------|-----------------------------|-------------|--------------------|----------|--|
| | | | | | (4月分) | | 事務所設置場所は、青森県内産産本社所在地住所である。青森県内産産社は、同族会社であり、これらに対する借料は、同族会社への貸付金提供基準に適合しないという使用である。 |
| 164 | | ¥550,000 | 同上 | 事務所賃借料11か月分 | 50%計上 | ¥550,000 | 同上 |
| 165 | 1 | ¥18,612 | ㈱エヌ・ティ・エム | 携帯電話料 | 3月按分 ¥37,225 × 50% | ¥18,612 | 本件政務調査対象期間外債務に係る支出である。 |
| 166 | 7 | ¥2,280 | NTT東日本㈱ | 電話代 | 3月分 全額計上 | ¥2,280 | 同上 |
| 167 | | ¥25,032 | NTT東日本㈱ NTTファイ ナンス㈱ | 同上 | 4～2月分 全額計上 | ¥16,688 | 事務所電話については、その使用態に含ませない。政務調査活動、役員活動、その他、少なくとも3分基準に含めない。支出は、用途基準である。 |
| 168 | | ¥25,540 | オプティビュー 他 | 事務用品代 | 全額計上 | ¥19,155 | 前記事務所において使用される通念上その計上は、社会人的使用分として、政務調査活動、後援活動、その他、少なくとも4分基準に適合しないという使用である。 |
| 169 | | ¥151,300 | ㈱エヌ・ティ・エム NTTファイ ナンス㈱ | 携帯電話料 | 4～1月分 50%計上 | ¥100,867 | 携帯電話の使用については、その使用態に含ませない。個人的使用分を、社会人的使用分として、政務調査活動、後援活動、その他、少なくとも6分基準に適合しないという使用である。 |
| 170 | 25 | ¥30,000 | 事務職員 | 政務調査補助人件費 | 4月分 | ¥30,000 | 債権者名、雇用契約、勤務実態も不明である。身内への資金還流とも疑われる。 |
| 171 | | ¥330,000 | 同上 | 同上 | 5～3月分 | ¥330,000 | 同上 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------|----|-----|----------|----------|----------------|------------|---|----------|--|---|--|
| 計 | | | | | | | | | | ¥2,795,850 | |
| 菊池憲太郎 | 1 | 67 | 24.7.20 | ¥36,800 | ㈱日本ツアーサー ビス | J R切符代・宿泊代 | 24.7.26～27国と風間浦防災 避難道路の整備・緊急事態 応急対策視察の設置に関し て意見交換 (東京) | ¥36,800 | | 具体的にどのような政務調査活 動をおこなったのか、外形上も 検証できない。 | |
| | 2 | 129 | 24.10.22 | ¥27,240 | 同上 | J R切符代 | 24.10.28～29東北観光政策 シンポジウムに参加 (会津 若松) | ¥13,620 | | 観光政策シンポジウムの日程も 含まれるが、丸一日は会津地方 の観光名所を巡るツアーも含 められている。2分の1を超える 支出は本件使用基準に合致しない 支出である。 | |
| | 3 | 2 | 24.4.4 | ¥15,750 | むつプレゼント テイル | 会場借上料 | 全額計上 | ¥15,750 | | 債権者は議員の父親が経営する 同族会社である。会場使用料と しては安価提供でもあるが、同族会 社への資金提供とも疑われる。 | |
| | 4 | 61 | 24.7.10 | ¥15,750 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥15,750 | | 同上 | |
| | 5 | 128 | 24.10.21 | ¥15,750 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥15,750 | | 同上 | |
| | 6 | 169 | 24.12.26 | ¥15,750 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥15,750 | | 同上 | |
| | 7 | 190 | 25.2.9 | ¥10,500 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥10,500 | | 同上 | |
| | 8 | 31 | 24.5.21 | ¥57,267 | 郵便事業㈱ | ゆうメール | 活動報告書送付909通 | ¥28,634 | | 活動報告書には大きく「菊池け んたろう後援会事務所」と記載 され、後援会リンクも2分をな し越える。支出は本件使用基準 に合致しないというべきである。 | |
| | 9 | 89 | 24.8.24 | ¥294,000 | 協同印刷工業㈱ | 印刷製本費 | 2500部 A4版 8ページ | ¥147,000 | | 同上 | |
| | 10 | 90 | 24.8.24 | ¥44,000 | 同上 | 事務用消耗品 | 活動報告書送付用封筒代 2500枚 長3版 | ¥22,000 | | 同上 | |
| | 11 | 166 | 24.12.25 | ¥360,250 | 同上 | 印刷製本費 | 2500部 A4版12ページ | ¥180,125 | | 同上 | |
| | 12 | 167 | 24.12.25 | ¥54,600 | 同上 | 事務用消耗品 | 活動報告書送付用封筒代 2500枚 A4版 | ¥27,300 | | 同上 | |
| | 13 | 19 | 24.4.25 | ¥6,504 | 東日本電信電話 ㈱ | 電話代 (4月分) | 0175-33-8544 全額計上 | ¥4,336 | | 活動報告書記載の通り、本件電 話番号は後援会の電話として兼 用状態であり、その計上後援活 動分には本件使用基準に合致し ない支出というべきである。 | |

| | | | | | | | | | |
|---------|-----|---------|----------|-------------------------|---------------|----------------------------|----------|--|--|
| 14 | | | ¥71,688 | 東日本電信電話(株)/NTTファイナンス(株) | 電話代5～3月分 | | ¥47,792 | 同上 | |
| 15 | 20 | 24.4.25 | ¥2,588 | 東日本電信電話(株) | FAX回線使用料(4月分) | 0175-23-3339 全額計上 | ¥1,725 | 同上 | |
| 16 | | | ¥28,461 | 東日本電信電話(株)/NTTファイナンス(株) | FAX回線使用料5～3月分 | | ¥18,974 | 同上 | |
| 17 | 21 | 24.4.27 | ¥77,508 | (株)東京堂 | 事務用消耗品 | 4月分コピーオーナーズ料 政務調査専用 / 全額計上 | ¥51,672 | 設置されている事務所の実態が上記のとおりであるところ、同様に3分の1を超える支出は、本件使用基準に合致しない支出である。 | |
| 18 | | | ¥246,736 | 同上 | 同上 | | ¥164,491 | 同上 | |
| 19 | | | ¥73,630 | 同上 | 同上 | コピー用紙、クリアファイル等 | ¥49,087 | 同上 | |
| 20 | 111 | 24.9.20 | ¥84,935 | (株)ノースグレー | 同上 | パソコン代他 | ¥56,623 | 同上 | |
| 21 | 12 | 24.4.23 | ¥100,000 | 事務職員 | 給与(4月分) | | ¥100,000 | 債権者名、雇用契約、勤務実態も不明である。親族、家族への支出とも疑われる。 | |
| 22 | 34 | 24.5.24 | ¥15,000 | 運転手 | 給与 臨時 | | ¥15,000 | 同上 | |
| 23 | 57 | 24.6.27 | ¥30,000 | 事務職員 | 給与(6月分) | 政務調査整理アルバイト | ¥30,000 | 同上 | |
| 議員持ち出し分 | | | | | | | | ¥ - 30,116 | |
| 計 | | | | | | | | ¥1,038,563 | |

別表2

| 議員名 | 整理番号 | 支出年月日 | 支出額 | 支出先 | 品名 | 備考 | 違法金額 | 違法理由 |
|------|------|---------|---------|-----------|-------------|------------------------|---------|--|
| 工藤義春 | 1 | 24.5.26 | ¥37,340 | ツアー観光 | 航空券代 | 東京/アソナシヨツプあおもり北彩館東京店調査 | ¥37,340 | どのような調査が行われたのか、また、目的の北彩館東京店に真実赴いたのかも不明。 |
| | 2 | 25.1.25 | ¥98,800 | 日専連旅行センター | 航空券、宿泊代、交通費 | 韓国/韓国における航空・観光需要調査 | ¥98,800 | 「韓国における航空・観光需要調査報告書」と題する書面が添付されているが、行程の概要を記載しているにすぎない。政務 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|----------|---------|--------------------|---|----------|---|-----------------------------|
| | | | | | | | | | 調査活動の実質があったと見え 目的外支出である。 |
| 3 | 162 | 25.1.30 | ¥200 | 県道路公社 | 通行料金 | 青森空港ノ韓国における航 空・観光需要調査 | ¥200 | 整理番号1561において検討した とおり。 | |
| 4 | 166 | 25.2.1 | ¥1,600 | 青森空港管理所 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,600 | 同上 | |
| 5 | 161 | 25.1.30 | ¥42,300 | ㈱日本旅行東北 | 航空券、宿泊代 | 東京ノ自民党本部にてH24 年度補正予算及びH25年度 予算に関する勉強会 | ¥42,300 | どのような勉強会が開催され たのかも検証できない。 | |
| 6 | 170 | 25.2.14 | ¥200 | 県道路公社 | 通行料金 | 青森空港ノ自民党本部にて H24年度補正予算及びH25 年度予算に関する勉強会 | ¥200 | 整理番号1611において検討した とおり。 | |
| 7 | 173 | 25.2.15 | ¥1,000 | 青森空港管理所 | 駐車料金 | 青森空港ノ同上 | ¥1,000 | 同上 | |
| 8 | 13 | 24.4.19 | ¥2,310 | 平川市 | 水道代（4月分） | 全額計上 発行日 平成24年4月16日 | ¥2,310 | 使用期間は3月分である。本件 政務調査費の充当期間外である。 | |
| 9 | | | ¥23,100 | 同上 | 水道代5～10、12～ 3月分 | 全額計上 | ¥15,400 | 事務所は政務調査活動の他、後 援会活動ノその他一般的な議員 活動が混然として行われれてい るのであるから、使用実態に即 して按分して計上すべきであり、 3分の1を超える支出は目的外 支出である。 | |
| 10 | 17 | 24.4.23 | ¥6,464 | 東北電力㈱ | 電気代（4月分） | 同上 | ¥4,309 | 同上 | |
| 11 | | | ¥64,707 | 同上 | 電気代5～3月分 | 同上 | ¥43,138 | 同上 | |
| 12 | 22 | 24.4.27 | ¥5,506 | ㈱福井商店 | 灯油代 | 同上 | ¥3,671 | 同上 | |
| 13 | | | ¥42,497 | 同上 | 同上11～3月分 | 同上 | ¥28,331 | 同上 | |
| 14 | 23 | 24.4.28 | ¥30,000 | 弘南鉄道㈱ | 事務所賃借料（4月 分） | 同上 | ¥20,000 | 同上 | |
| 15 | | | ¥330,000 | 同上 | 事務所賃借料5～3 月分 | 同上 | ¥220,000 | 同上 | |
| 16 | 3 | 24.4.5 | ¥8,096 | 日本電信電話㈱ | 電話代（3月分） | 同上 | ¥8,096 | 3月分の電話料金である。本件 政務調査費の充当期間外である。 | |
| 17 | 4 | 24.4.6 | ¥2,442 | ソフトバンク | 携帯電話料金（3月 分） | 按分 7,326円×1/3 | ¥2,442 | 同上 | |
| 18 | | | ¥172,511 | 日本電信電話㈱ | 電話代4～2月分 | 全額計上 | ¥115,007 | 事務所は政務調査活動の他、後 援会活動、その他一般的な議員 活動が混然として行われれてい るのであるから、使用実態に即 して按分して計上すべきであり、 | |

| | | | | | | | | | | |
|-------|----|-----|---------|----------|--------------------|-------------------|----------------------------|--|------------|--|
| | 8 | | | ¥44,628 | (株)NTTコム | 携帯電話料金 4～2 月分 | 同上 | | ¥22,314 | 支出である。 |
| | 9 | 22 | 24,418 | ¥5,250 | (有)大湊印刷 | 名刺代(建設委員会) 印刷代 | 10,500円×1/2 | | ¥5,250 | 携帯電話は政務調査活動の他、 後援会活動や一般的な議員活動、 私的使用が混然としている。少 なくとも4分の1に按分して計 上すべきである。 |
| | 10 | 119 | 24,719 | ¥5,250 | 同上 | 名刺代 | 同上 | | ¥5,250 | 名刺代に政務調査費を充当する ことは本件使速基準に適合しな い。 |
| | 11 | 38 | 24,430 | ¥50,000 | 臨時職員 | 政務調査補助代(4 月分) | 全額計上 | | ¥50,000 | 債権者名が不明であり、家族へ の支出とも疑われる。また、雇 用契約や勤務実態も不明である。 |
| | 12 | | | ¥550,000 | 同上 | 政務調査補助代 5～ 3月 | 同上 | | ¥550,000 | 同上 |
| | 13 | 280 | 24,1120 | ¥95,000 | 同上 | 臨時職員賃金 | 19日×5,000円 | | ¥95,000 | 同上 |
| | 14 | 281 | 24,1120 | ¥95,000 | 同上 | 同上 | 同上 | | ¥95,000 | 同上 |
| | 15 | 282 | 24,1120 | ¥95,000 | 同上 | 同上 | 同上 | | ¥95,000 | 同上 |
| | 16 | 283 | 24,1120 | ¥95,000 | 同上 | 同上 | 同上 | | ¥95,000 | 同上 |
| | 17 | 390 | 24,1120 | ¥95,000 | 同上 | 同上 | 同上 | | ¥95,000 | 同上 |
| 計 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ¥1,209,784 | |
| 小樽山吉紀 | 1 | 37 | 24,65 | ¥4,000 | ホテルきららか | 宿泊代 | 秋田県大潟村/大規模農業 の調査 | | ¥4,000 | 判読不能の領収証が示されてい るが、「大規模農業の調査」が 真実行われたということが検証 できない。 |
| | 2 | 38 | 24,65 | ¥13,100 | | ガソリン代 | 同上 | | ¥13,100 | 同上 |
| | 3 | 47 | 24,622 | ¥184,400 | (株)博栄サービス | 航空券代、宿泊費 | 台湾/台湾からのチャーター 便誘致に関する調査 | | ¥184,400 | 領収証とともに自民党県連宛て の行程表が示されているが、目 的とした調査が真実行われたと いうことが検証できない。 |
| | 4 | 84 | 24,831 | ¥208,340 | (株)近畿日本ツー リス卜東北 | 同上 | ニュージージーランド農産物市 場調査 | | ¥208,340 | 行程表が示されている。これに よれば、終日シドニー郊外の人 気観光地ブルーマウンテンやク イートモでの日程が入っているな ど、少なくとも2分である。ま た、ハンセン果樹園(りんご)や 農産物市場視察の日程も記さ れているが、実際にどのよう |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|------------------------|----------------|-------------------|----------|--|
| 5 | 112 | 24.10.19 | ¥670 | 青森県道路公社 | 通行料金 | 大分県、福岡県/街おこし事業の調査 | ¥670 | 行程表並びに報告書らしきものが示されてはいるが、県政とのかわりでも具体的などのようない調査が行われたのかは検証できない。単なる観光としが言いようがない。 |
| 6 | 113 | 24.10.19 | ¥200 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 7 | 115 | 24.10.21 | ¥670 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 8 | 116 | 24.10.21 | ¥200 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 9 | 118 | 24.10.22 | ¥160,080 | 株式会社近畿日本ツーリス卜東北 | 航空券代、宿泊費 | 同上 | ¥160,080 | 同上 |
| 10 | 126 | 24.10.29 | ¥1,200 | 青森県立美術館 | 入館料 | 青森市/奈良美智に関する調査 | ¥1,200 | 奈良美智に関する調査と県政とのかわりか不明である。客観的に政務調査活動が行われたということが検証できない。 |
| 11 | 125 | 24.10.29 | ¥3,500 | | ガソリン代 | 同上 | ¥3,500 | 同上 |
| 12 | 140 | 24.11.17 | ¥310 | 青森県立郷土館 | 入館料 | 青森市/郡場寛に関する調査 | ¥310 | 郡場寛に関する調査と県政とのかわりか不明である。客観的に政務調査活動が行われたということが検証できない。 |
| 13 | 139 | 24.11.17 | ¥3,500 | | ガソリン代 | 同上 | ¥3,500 | 同上 |
| 14 | 16 | 24.5.10 | ¥4,986 | NTTドコモ | 携帯電話料金 4月分 | 9,972円 × 1/2 | ¥4,986 | 4月分電話料に使用期間は前年度のものである。本件政務調査費の対象期間外。債務に係る支出である。 |
| 15 | | | ¥33,297 | NTTドコモ NTTファイナ ン | 携帯電話料金 5~2月分 | 1/2計上 | ¥22,198 | 携帯電話は政務調査活動の他後援会活動や一般的な議事活動個人的使用も含まれる。使用状態で個人使用分を2分の1とし、残りを各所活動分で按分とし、少なくとも全体の1を超えない。目的外支出である。 |
| 16 | 15 | 24.4.30 | ¥5,000 | 事務職員 | 政務調査補助事務 4月分 | 全額計上 | ¥5,000 | 勤務実態・雇用契約が不明で、家族への支出も疑われる。 |
| 17 | | | ¥15,000 | 同上 | 政務調査補助事務 5~7月分 | 同上 | ¥15,000 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|----|--------|----------|----|-------------------|----|------------|----|
| 18 | 95 | 24,831 | ¥50,000 | 同上 | 政務調査補助事務8 月分 | 同上 | ¥50,000 | 同上 |
| 19 | | | ¥350,000 | 同上 | 政務調査補助事務9 ～3月分 | | ¥350,000 | 同上 |
| 計 | | | | | | | ¥1,027,354 | |

| | | | | | | | | | |
|------|----|-----|----------|----------|---------|---|---------------------|----------|--|
| 工藤慎康 | 1 | 79 | 24,11.17 | ¥7,200 | 酒井商店 | 茶菓代 | 七戸町 / 報告会 | ¥7,200 | 会議費支出として茶菓代は計上 されているが、他の支出から 報告会が行われたということが 推認できない。個人的な支出が 疑われる。 |
| | 2 | 90 | 24,12.5 | ¥24,000 | 村井商店 | 同上 | 横浜町 / 報告会 | ¥24,000 | 同上 |
| | 3 | 121 | 25.3.18 | ¥12,000 | 酒井商店 | 同上 | 六戸町 / 報告会 | ¥12,000 | 同上 |
| | 4 | 5 | 24.4.20 | ¥42,000 | ㈱Jサポート | ホームページ作成料 3月分 | 全額計上 | ¥42,000 | 前年度の債務に係る支出である から、本件政務調査費の充当期 間外支出である。 |
| | 5 | | | ¥420,000 | 同上 | ホームページ作成料 4～1月分 | 同上 | ¥210,000 | ホームページは議会などで活 動報告の他、自身が所属する自 由民主党や同僚議員のホームペ ージへのリンク付けがされている。 政務調査活動と政治活動との按 分計上が必要であるところ、按 分の1を超える支出は目的外支 出である。 |
| | 6 | 14 | 24.5.11 | ¥24,570 | ㈱テックノル | bea tサービス使 用料3月分 | 同上 | ¥24,570 | 前年度の債務に係る支出である から、本件政務調査費の充当期 間外支出である。 |
| | 7 | 10 | 24.4.26 | ¥24,570 | 同上 | bea tサービス使 用料2月分 | 同上 | ¥24,570 | ホームページは議会などで活 動報告の他、自身が所属する自 由民主党や同僚議員のホームペ ージへのリンク付けがされている。 政務調査活動と政治活動との按 分計上が必要であるところ、按 分の1を超える支出は目的外支 出である。 |
| | 8 | 107 | 25.1.24 | ¥35,490 | 同上 | bea tサービス使 用料12月分、維持管 理サービス1年額 | 同上 | ¥17,745 | 同上 |
| | 9 | | | ¥247,800 | 同上 | bea tサービス使 用料4～8月分、10 ～11月分、1～2 月分 | 同上 | ¥123,900 | 同上 |
| | 10 | 11 | 24.5.2 | ¥3,982 | 東日本電信電話 | 電話代4月分 | 0176-69-1072 / 全額計上 | ¥3,982 | 何処に設置された電話に係る料 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|-----------|----------|------------|-------------|------------------|---------|---|---|
| | | | | | | | | | と会い、どのような調査が行われたのか不明であり、個人的な観光旅行とも疑われる。 |
| 6 | 10 | 24,420 | ¥5,760 | 青森県農業改良普及会 | 図書購入費 | おおもり農業誌代金(23年度分) | ¥5,760 | 請求書によれば、購読期間は前年度1年間に係るものである。本件政務調査費は充当できない。 | |
| 7 | 80 | 24,717 | ¥166,005 | (株)陸奥新報社 | 議会報告・広報誌印刷代 | 第14号 / 8500部 | ¥83,003 | 議会報告には後援会活動分も含んでいる可能性があり、少なくとも2分の1に按分して計上すべきである。 | |
| 8 | 183 | 24,122.20 | ¥166,005 | 同上 | 同上 | 第15号 | ¥83,003 | 同上 | |
| 9 | 186 | 24,122.27 | ¥141,340 | 胡桃館郵便局 | 切手代 | | ¥70,670 | 同上 | |
| 10 | 187 | 24,122.27 | ¥10,400 | 板柳郵便局 | 同上 | | ¥5,200 | 同上 | |
| 11 | 2 | 24,42 | ¥12,128 | 東北電力 | 電気料(3月分) | 按分2分の1 | ¥12,128 | 使用期間が2月22日～3月22日に係る電気料である。前年度の債務に係る支出である。り、本件政務調査費の充当できる期間外である。 | |
| 12 | 4 | 24,410 | ¥2,155 | 下山商店 | ガズ代(3月分) | 同上 | ¥2,155 | 3月使用分に係る支出である。期間のものはない。 | |
| 13 | 32 | 24,52 | ¥11,016 | 東北電力 | 電気料(4月分) | 同上 | ¥8,104 | 使用期間が3月23日～4月23日に係る電気料である。また、事務所にかかわるもの推量される。6)は本件政務調査4月分支出期間外の支出である。務所の使用実態に合わせて、残りについて2分の1とし、他、後援会活動、一般的な議員の3分の1を超える分は目的外支出である。 | |
| 14 | | | ¥118,778 | 同上 | 電気料5～2月分 | 同上 | ¥79,185 | 自宅に設置された当該事務所の使用実態に合わせて、残りについて政務調査活動の他、後援会活動、一般的な議員活動に按分し、少なくともその3分の1を超える分は目的外支出である。 | |
| 15 | | | ¥17,169 | 下山商店 | ガズ代4～2月分 | 同上 | ¥11,446 | 同上 | |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|----------------------|-----------------------------------|------|---------|--|
| 16 | 7 | 24.4.19 | ¥17,150 | 木村燃料サービ ス | 灯油代(4月分) | 同上 | ¥11,433 | 同上 |
| 17 | | | ¥105,215 | 同上 | 灯油代10~3月分 | 同上 | ¥70,143 | 同上 |
| 18 | 15 | 24.4.23 | ¥3,864 | 町水道局 | 水道料金(4月分) | 同上 | ¥3,864 | 同上 |
| 19 | | | ¥36,414 | 同上 | 水道料金5~3月分 | 同上 | ¥24,276 | 同上 |
| 20 | 1 | 24.4.2 | ¥3,701 | N T T コミュニ ケーショニス | インターネット回線 使用料(3月分) | 同上 | ¥3,701 | 3月使用分に係る支出である。期 本件政務調査費を充当できる期 間のものではない。 |
| 21 | 6 | 24.4.16 | ¥1,683 | N T T | 電話代(3月分) | 同上 | ¥1,683 | 同上 |
| 22 | 16 | 24.4.26 | ¥1,750 | ソフトバンクモ バイル | 携帯電話使用料(3 月分) | 同上 | ¥1,750 | 同上 |
| 23 | | | ¥40,711 | N T T コミュニ ケーショニス | インターネット回線 使用料4~2月分 | 同上 | ¥27,141 | 自宅に設置された当該事務所の 使用実態に合わせて、私的使用 分を2分の1とし、残りについて 政務調査活動の他、後援会活 動、一般的な議員活動に按分し 少なくともその3分の1を超え る分は目的外支出である。 |
| 24 | | | ¥21,104 | N T T | 電話代4~2月分 | 同上 | ¥14,069 | 同上 |
| 25 | 82 | 24.7.20 | ¥8,820 | ㈱しぐまリース | コピー機・P C U - ス代(7月分) | 同上 | ¥5,880 | 同上 |
| 26 | | | ¥97,020 | 同上 | コピー機・P C U - ス代4~6月分、8 ~3月分 | 同上 | ¥64,680 | 同上 |
| 27 | 83 | 24.7.20 | ¥2,200 | ㈱テカノル | コピー使用料(7月 分) | 同上 | ¥1,100 | 同上 |
| 28 | | | ¥21,007 | 同上 | コピー使用料4~6 月分、8~3月分 | 同上 | ¥14,005 | 同上 |
| 29 | | | ¥22,011 | ソフトバンクモ バイル | 携帯電話使用料4~ 2月分 | 同上 | ¥14,674 | 同上 |
| 30 | 79 | 24.7.17 | ¥19,215 | ㈱陸奥新報社 | 名刺印刷 | 同上 | ¥19,215 | 名刺代に政務調査費を充当する ことは本件使途基準に適合しな い。 |
| 31 | 182 | 24.12.20 | ¥25,200 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥25,200 | 同上 |
| 32 | 20 | 24.4.27 | ¥50,000 | 臨時雇用職員 | 賃金(4月分) | 全額計上 | ¥50,000 | 自宅事務所で勤務したという蓋 然性が高い。雇用契約状況、勤 務実態が不明な上、債権者が家 |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|----------|----------|----------------|---------------|------------|--------------|-----------------------------------|---|
| | | | | | | | | 族であるということも疑われる。 | |
| 33 | | | ¥550,000 | 同上 | 同上 | | ¥550,000 | 同上 | |
| 34 | 77 | 24.7.17 | ¥50,000 | 議会報告・広報誌配布臨時職員 | 10日間 | | ¥50,000 | 雇用条件、勤務形態も不明である。債権者が家族であることも疑われる。 | |
| 35 | 78 | 24.7.17 | ¥50,000 | 同上 | 同上 | | ¥50,000 | 同上 | |
| 36 | 193 | 24.12.28 | ¥50,000 | 同上 | 同上 | | ¥50,000 | 同上 | |
| 37 | 208 | 25.1.20 | ¥50,000 | 同上 | 同上 | | ¥50,000 | 同上 | |
| 38 | 209 | 25.1.20 | ¥50,000 | 同上 | 同上 | | ¥50,000 | 同上 | |
| 計 | | | | | | | ¥1,639,048 | | |
| 山谷清文 | 1 | 38 | 24.7.19 | ¥160,200 | ホテルクラウンパレス青森 | 県政報告会会場使用料 | ホテルクラウンパレス青森 | ¥160,200 | 山谷清文活動報告「ふるさと青森戦」のため、未来再生への挑戦に、3,000円を徴収して「県政報告会&ピアパーティ」を開催している。パーティ開催費として参加費との関係が当然のごとく考慮されなければならないが、そういう事情も疑えない。全額が目的外支出というべきである。 |
| | 2 | 109 | 25.1.28 | ¥25,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥25,000 | どのような会合が開催されたのか検証できない。 |
| | 3 | 24 | 24.6.14 | ¥2,000 | 県庁消費生活協同組合 | 県職員録（2冊） | 議会執務室用、事務所用 | ¥1,000 | 1冊を超える支出は目的外支出である。 |
| | 4 | 1 | 24.4.10 | ¥115,951 | コエクスミット事業部(株) | 議会報告送送料 | 2,454部発送 | ¥77,301 | 山谷清文活動報告「ふるさと青森戦」費用と印刷料（平成24年3月発行）の内訳を再見ると、議会の定期大会や新年祝賀会の日程、取り組むに於いては、後援会を含め、3分の1を超えている。按分して計上する分は、目的外支出というべきである。 |
| | 5 | 134 | 25.3.25 | ¥441,000 | 青森オフセット印刷(株) | 議会報告印刷代 | 20,000部印刷 | ¥294,000 | 山谷清文活動報告「ふるさと青森戦」のため、未来再生への挑戦（平成25年3月発行）の印刷代であるつか。この内容を印刷すると、議会活動の他、自民党青森 |

| | | | | | | | | |
|----|---------|----------|----------|-----------|----------------|--------------------------|----------|---|
| 2 | 95 | 24.7.15 | ¥900 | 青森県立郷土館 | 入館料 | 県立郷土館企画展に関する調査 | ¥900 | 「京都・清水三年坂美術館展」が行われた時の入館料である。県政とのかわりでのどのよう調査が行われたのか、政務調査活動の実質の存在が検証できない。 |
| 3 | 97 | 24.7.16 | ¥800 | 弘前市立博物館 | 同上 | 弘前市立博物館企画展に関する調査 | ¥800 | 「珠玉の美～近代日本絵画名品展」の入館料である。県政とのかわりでのどのよう調査が行われたのか、政務調査活動の実質の存在が検証できない。 |
| 4 | 129 | 24.8.21 | ¥17,400 | 日本旅行東北 | 宿泊代 | 東京/原発の再稼働に対する意識に関する調査 | ¥17,400 | 具体的にどのよう調査が行われたのか検証できない。 |
| 5 | 155 | 24.9.14 | ¥84,150 | 同上 | JR切符代、宿泊代、航空券代 | 愛知県、岐阜県/中部圏との観光振興に関する調査 | ¥84,150 | 同上 |
| 6 | 161 | 24.9.18 | ¥51,800 | 同上 | 航空券代、宿泊代 | 東京/雇用環境の整備に関する調査 | ¥51,800 | 同上 |
| 7 | 228 | 24.12.17 | ¥16,800 | 同上 | JR切符代 | 岩手県一関市/ユニアコラ「タイ」誘致に関する調査 | ¥16,800 | 同上 |
| 8 | 231 | 24.12.21 | ¥7,500 | ペリーノホテル一関 | 宿泊代 | 同上 | ¥7,500 | 同上 |
| 9 | 269 | 25.1.28 | ¥98,800 | 日専連旅行センター | 航空券代、宿泊代、交通費 | 韓国/韓国における航空・観光需要調査 | ¥98,800 | 「報告書」が添付されているが、それには行程表が記載されているだけで、政務調査活動の実質の存在が検証できない。 |
| 10 | 282 | 25.2.8 | ¥45,800 | 日本旅行東北 | 航空券代、宿泊代 | 東京/国の補正予算編成内容に関する調査 | ¥45,800 | 具体的にどのよう調査が行われたのか検証できない。 |
| 11 | 29 | 24.4.30 | ¥20,000 | | HP管理料 | 4月分 1/2計上 | ¥20,000 | 債権者は個人の様である。家族への支出も疑われる。 |
| 12 | | | ¥220,000 | | 同上 | | ¥220,000 | 同上 |
| 13 | 307 | 25.3.25 | ¥302,610 | 川島印刷 | 印刷製本費 | 22円×13100部 | ¥151,305 | 後援会活動分も含まれている蓋然性が高い。2分の1に按分して計上すべきである。 |
| 14 | 310～313 | 25.3.26 | ¥600,000 | | 賃金 | | ¥600,000 | 活動報告配布@3000×50日と説明するが、債権者名が不明である。家族への支出も疑われる。 |
| 15 | 323 | 24.5.22 | ¥1,385 | 東北電力 | 電気代 | 4月分 1/2計上 | ¥1,385 | 電気料金の4月分請求分は大半が3月使用分である。本件政務調査費の充当対象外である。 |
| 16 | 14 | 24.4.17 | ¥160,000 | アイセック㈱ | 事務所賃借料 | 事務所賃借料の2分の1 | ¥53,333 | 事務所は使用実態に合わせて計 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|---------------|---------|--------------------------------------|---------|--|
| 13 | 158 | 24.9.17 | ¥4,800 | 居食処 富士 | 昼食代 | 調査研究費 / 本人分含まず。日本原燃機とエネルギー政策について情報収集 | ¥4,800 | 「日本原燃幹部職員5人と午前11時30分～午後1時30分。食事代800円～1,000円」と説明しているが、昼食時間を利用しなければならなかったという必然性が窺えない。個人的支出といへぎである。 |
| 14 | 173 | 24.8.29 | ¥12,000 | リッツモントホテル前 | 宿泊代 | 仙台市 / 東北防衛局と農業施設について情報交換 | ¥12,000 | 具体的にどのような政務調査活動が行われたのか客観的に検証できない。 |
| 15 | 174 | 24.8.29 | ¥700 | ㈱みやこ交通 | タクシー代 | 仙台市 / 同上 (仙台駅～台同庁舎) | ¥700 | 同上 |
| 16 | 175 | 24.8.29 | ¥890 | 永楽交通㈱ | 同上 | 仙台市 / 同上 (合同庁舎～ホナリ) | ¥890 | 同上 |
| 17 | 178 | 24.10.1 | ¥54,300 | ㈱日本旅行東北 | 航空券・宿泊代 | 東京都中野区 / 青森人の祭典東北復興大物産展調査 | ¥54,300 | 旅行目的との関係で、赤坂に赴く必然性が疑われる。 |
| 18 | 183 | 24.10.13 | ¥1,430 | 東都中央自動車㈱ | タクシー代 | 同上 / 同上 (浜松町～赤坂) | ¥1,430 | 同上 |
| 19 | 184 | 24.10.14 | ¥3,680 | 国際自動車㈱ | 同上 | 同上 (赤坂～中野区) | ¥3,680 | 同上 |
| 20 | 210 | 24.11.8 | ¥32,490 | 上北観光バス㈱ | J R 券代 | 東京都 / 県選出国会議員と青森県の現状について情報交換 | ¥32,490 | 具体的にどのような政務調査活動が行われたのか客観的に検証できない。 |
| 21 | 211 | 24.11.13 | ¥1,610 | 東京七福交通㈱ | タクシー代 | 同上 / 東京駅～赤坂 (ホテル) | ¥1,610 | 同上 |
| 22 | 212 | 24.11.14 | ¥1,790 | 美鈴タクシー㈱ | 同上 | 同上 / 赤坂～新宿 | ¥1,790 | 「県選出国会議員と青森県の現状について情報交換」「JR東日本元部長と青森鉄道について意見交換」と説明しているが具体的にどのような政務調査活動が行われたのか客観的に検証できない。 |
| 23 | 213 | 24.11.14 | ¥2,240 | 日興タクシー㈱ | 同上 | 同上 / 新宿～議員会館 | ¥2,240 | 同上 |
| 24 | 214 | 24.11.14 | ¥1,160 | 国際自動車㈱ | 同上 | 同上 / 議員会館～東京駅 | ¥1,160 | 具体的にどのような政務調査活動が行われたのか客観的に検証できない。 |
| 25 | 215 | 24.11.13 | ¥13,000 | GRANBEL HOTEL | 宿泊代 | 同上 | ¥13,000 | 同上 |
| 26 | 230 | 24.11.27 | ¥36,580 | 上北観光バス㈱ | J R 券代 | 東京隅田川のシラウオが棲める清流再生事業調査 | ¥36,580 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|--------------------|-------|---|---------|--|
| 27 | 231 | 24.11.23 | ¥980 | 太陽自動車(株) | タクシー代 | 同上 / 上野駅～浅草 | ¥980 | 同上 |
| 28 | 232 | 24.11.23 | ¥800 | 改進黨タクシー(株) | 同上 | 同上 / 浅草～上野駅 | ¥800 | 同上 |
| 29 | 252 | 24.12.17 | ¥26,700 | 上北観光バス(株) | JR券代 | 仙台市 / 女川原発津幡所長 と情報交換 | ¥26,700 | 同上 |
| 30 | 253 | 24.12.20 | ¥7,315 | 江陽グランドホテル | 宿泊代 | 仙台市 | ¥7,315 | 同上 |
| 31 | 291 | 25.1.25 | ¥8,500 | ホテルセンチュリー静岡 | 同上 | 東京都、静岡県静岡市 / 工 コブイード関連施設調査、 日本飼料工業会等と配合飼 料需給について情報交換 | ¥8,500 | 「調査行程表」は示されている が具体的にどのような政務調査 活動が行われたのか不明である。 |
| 32 | 292 | 25.1.25 | ¥2,990 | 静岡中央タクシー (株) | タクシー代 | 同上 / 静岡駅～静岡油化工 業(株) | ¥2,990 | 同上 |
| 33 | 293 | 25.1.25 | ¥1,070 | 国際自動車(株)羽 田(営) | 同上 | 同上 / 東京駅～千代田区平 河町 | ¥1,070 | 同上 |
| 34 | 294 | 25.1.25 | ¥1,430 | 富士交通(株) | 同上 | 同上 / 千代田区永田町～港 区麻布台 | ¥1,430 | 同上 |
| 35 | 295 | 25.1.25 | ¥710 | 国際自動車(株)羽 田(営) | 同上 | 同上 / 港区麻布台～赤坂 | ¥710 | 赤坂に赴いた目的が不明である。 個人的支出が疑われる。 |
| 36 | 296 | 25.1.25 | ¥1,160 | 一越観光(株) | 同上 | 同上 / 赤坂～千代田区平河 町(ホテル) | ¥1,160 | 同上 |
| 37 | 297 | 25.1.26 | ¥11,800 | 都市センターホ テル | 宿泊代 | 同上 | ¥11,800 | 「調査行程表」は示されている が具体的にどのような政務調査 活動が行われたのか不明である。 |
| 38 | 298 | 25.1.26 | ¥1,650 | 国際自動車(株)三 鷹(営) | タクシー代 | 同上 / 千代田区平河町(ホ テル)～東京駅 | ¥1,650 | 同上 |
| 39 | 353 | 25.3.25 | ¥36,180 | 東日本旅客鉄道 (株) | 乗車券代 | 東京都 / 県選出国會議員、 関係省庁での関連事業情報 収集 | ¥36,180 | 具体的にどのような政務調査活 動が行われたのか客観的に検証 できない。 |
| 40 | 364 | 25.3.28 | ¥1,430 | 山城交通(株) | タクシー代 | 同上 / 東京駅～総理官邸 | ¥1,430 | 同上 |
| 41 | 365 | 25.3.28 | ¥1,880 | S A T O T A X I | 同上 | 同上 / 永田町～文京区後楽 (ホテル) | ¥1,880 | 同上 |
| 42 | 366 | 25.3.28 | ¥13,267 | 東京ホームホテ ル | 宿泊代 | 同上 | ¥13,267 | 同上 |
| 43 | 271 | 24.12.29 | ¥8,100 | 郷土料理 蔵 | 食事代 | 会議費 / 青年農業者と今後 の経営について意見交換 | ¥8,100 | 「農業者の都合で日中の時間に 開催したため、昼食を準備」と 説明し、開催を呼び掛ける書面 が添付されているが、実施日は 12月29日である。参加者の都合 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|--------|----------|------------------|---------------------|--------------|----------|---|
| 44 | 356 | 25,326 | ¥6,615 | 東北印刷 | 封筒印刷代 | 13,230円×1/2 | ¥6,615 | 領収証のあて先は後援会である。封筒にも後援会の印刷がある。すなわち目的外支出といふべきである。 |
| 45 | 130 | 24,810 | ¥7,350 | 同上 | 同上 | 14,700円×1/2 | ¥7,350 | 同上 |
| 46 | 27 | 24,426 | ¥60,000 | 東管工業(株) | 簡易ハウス賃借料 (4月分) | 120,000円×1/2 | ¥20,000 | 後援会事務所所在地が議員連絡先事務所として届出されている。計上すべきであり、一般的な議員活動分と合わせ3分の1を超える支出は違法といふべきである。 |
| 47 | | | ¥660,000 | 同上 | 簡易ハウス賃借料 (5~3月分) | 1/2計上 | ¥220,000 | 同上 |
| 48 | 28 | 24,426 | ¥3,027 | 東日本電信電話(株) | 電話代(4月分) | 6,054円×1/2 | ¥3,027 | 電話代4月請求分に係る使用期間には概ね3月である。本件調査費の充当期間外に係る支出である。 |
| 49 | 29 | 24,426 | ¥708 | NTTコミュニケーションズ(株) | インターネット利用料(4月分) | 1,417円×1/2 | ¥708 | 電話代同様、4月請求分に係る使用期間は概ね3月である。本件調査費の充当期間外に係る支出である。 |
| 50 | | | ¥32,658 | 東日本電信電話(株) | 電話代5~3月分 | 1/2計上 | ¥10,886 | 後援会事務所所在地が議員連絡先事務所として届出されている。計上すべきであり、一般的な議員活動分と合わせ3分の1を超える支出は違法といふべきである。 |
| 51 | | | ¥8,038 | NTTコミュニケーションズ(株) | インターネット利用料5~3月分 | 同上 | ¥2,679 | 同上 |
| 52 | 223 | 24,119 | ¥10,000 | (有)みちのく農産 | 来客用茶菓代 | 20,000円×1/2 | ¥3,333 | 同上 |
| 53 | | | ¥41,437 | | 同上 | 1/2計上 | ¥13,812 | 同上 |
| 54 | | | ¥90,000 | エム・エフ(株) | 事務機器借上げ料 (年間) | 同上 | ¥30,000 | 同上 |
| 55 | | | ¥3,699 | | 事務用品費(年間) | 同上 | ¥1,233 | 同上 |
| 56 | 44 | 24,511 | ¥5,323 | キヤノンシステム(株) | コピー機用トナー | 同上 | ¥1,774 | 同上 |
| 57 | 304 | 25,128 | ¥29,925 | (株)テクノル | 印刷機用トナー代 | 同上 | ¥9,975 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|----------|-------------------|-----------------|--------------|----------|--|--|
| 58 | 341 | 25.3.8 | ¥5,323 | キヤノンシステム(株) | コピー機用トナー | 同上 | ¥1,774 | 同上 | |
| 59 | 357 | 25.3.26 | ¥12,075 | (株)テケノル | ドラムカートリッジ 代他 | 同上 | ¥4,025 | 同上 | |
| 60 | 367 | 25.3.29 | ¥8,662 | (株)シーエーピー システム | インクジェットプリンター代 | 同上 | ¥2,887 | 同上 | |
| 61 | 129 | 24.8.10 | ¥4,000 | 東北印刷 | 名刺印刷代 | 同上 | ¥4,000 | 名刺代に政務調査費を充当すること は本件用途基準に適合しない。 | |
| 62 | 31 | 24.4.28 | ¥90,000 | 事務職員 | 給与(4月分) | 180,000円×1/2 | ¥90,000 | 債権者が不明で家族への支出も 疑われる。 | |
| 63 | | | ¥990,000 | 同上 | 給与5～3月分 | 1/2計上 | ¥990,000 | 同上 | |
| 64 | 87 | 24.7.1 | ¥5,000 | 同上 | 運転用務 謝礼 | 半日分 | ¥5,000 | 当日のカソリン代支出を見ると 横浜町に赴き、往復90kmを走行 したとされているが、運転手を 依頼しなければならぬ特別な 事情があったことについては説 明されない。家族への支出とも 疑われる。 | |
| 65 | 350 | 25.3.24 | ¥5,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥5,000 | 当日のカソリン代支出を見ると 六戸町に赴き、往復50kmを走行 したとされているが、運転手を 依頼しなければならぬ特別な 事情があったことについては説 明されない。家族への支出とも 疑われる。 | |
| 計 | | | | | | | | ¥2,015,432 | |

別表 3

| 議員名 | 整理番号 | 支出年月日 | 支出額 | 支出先 | 品名 | 備考 | 違法金額 | 違法理由 |
|------|------|---------|---------|---------|--------|---------------------------|---------|--|
| 古村一雄 | 1 | 24.5.18 | ¥24,540 | 東日本旅客鉄道 | 往復チケット | 福島市/東北地区九条の会 プロジェクト交流会 | ¥24,540 | 県政とのかわりでのような 調査が行われたのか外形上も検 証できない。 |
| | 2 | 24.4.11 | ¥30,000 | 平野清勝 | 家賃 4月分 | 政務調査浪回事務所/全額 計上 | ¥20,000 | 政務調査のためだけに利用して いると説明されているが、他に 事情を構えているという事 も検証できない。使用実態に 基づいて計上すべきであり、 政務調査活動の他、後援会活動、 その他一般的な活動とに按分し、 |

| | | | | | | | | |
|----|----|----------|-----------------|----------------|-------|----------|---|--|
| 21 | | ¥17,722 | きたえん他 | お茶、コーヒー他 | 同上 | ¥11,815 | 同上 | |
| 22 | | ¥29,816 | N T Tファイナ ンス | 携帯電話料4～1月 分 | 1/2計上 | ¥19,877 | 携帯電話は個人使用分を2分の 1後残りを政務調査活動、活動 援会、授分、その他一般のな らば、授分、授分、授分、授分 に超える支出を本件使途基準に 適合しない支出というべきである。 | |
| 23 | 28 | ¥80,000 | 事務職員 | 給料4月分 | 全額計上 | ¥80,000 | 債権者の氏名、雇用契約、勤務 実態も不明である。家族への支 出とも疑われる。 | |
| 24 | | ¥880,000 | 同上 | 給料5～3月分 | 同上 | ¥880,000 | 同上 | |
| 計 | | | | | | | ¥1,734,365 | |

| | | | | | | | | |
|------|----|---------|---------|--------------------|-----------------------------------|---------|---|--|
| 相馬鎭一 | | | | | | | | |
| 1 | 3 | ¥1,280 | ㈱さくら交通 | タクシー代 | 塩分町～蔵主町 往復 | ¥1,280 | 本件政務調査費の対象外債務に 係る支出である。 | |
| 2 | 3 | ¥640 | 同上 | 同上 | 塩分町～蔵主町 | ¥576 | 同上 | |
| 3 | 3 | ¥1,090 | 同上 | 同上 | 小人町～石渡 | ¥981 | 同上 | |
| 4 | 4 | ¥1,000 | グリーン交通㈱ | 同上 | さくら野～百石町 | ¥900 | 同上 | |
| 5 | 4 | ¥1,000 | 同上 | 同上 | 弘前駅～小人町 | ¥900 | 同上 | |
| 6 | 33 | ¥979 | ㈱さくら交通 | タクシー代/弘前駅 ～小人町 | 3/26福島市経済状況調査 | ¥979 | 同上 | |
| 7 | 33 | ¥4,110 | 同上 | タクシー代/小人町 ～青森空港 | 3/29世界遺産屋久島調査 | ¥4,110 | 同上 | |
| 8 | 33 | ¥196 | | 通行料 | 同上 | ¥196 | 同上 | |
| 9 | 33 | ¥4,110 | ㈱さくら交通 | タクシー代/青森空 港～小人町 | 同上 | ¥4,110 | 同上 | |
| 10 | 35 | ¥1,317 | グリーン交通㈱ | タクシー代/さくら 野～塩分町 | 生涯スポーツの研修会議参 加の乗車券購入 | ¥1,317 | 同上 | |
| 11 | 6 | ¥85,110 | ㈱JTB東北 | 旅費 | 世界遺産指定と観光調査/ 姫路市他 | ¥85,110 | 「赤穂年末忠臣蔵の放映と観光 客の動向調査、国宝世界遺産姫 路城(改修中)の調査」と説明 しているが具体的にどのような 調査が行われたのか外形上検証 できない。 | |
| 12 | 7 | ¥5,800 | 同上 | J R , バス料金 | 同上/岡山空港～岡山駅～ 姫路城～新大阪駅～大阪空 港 | ¥5,800 | 同上 | |
| 13 | 26 | ¥1,590 | 赤穂タクシー㈱ | タクシー代 | 同上/姫路駅前～大石神社 | ¥1,590 | 同上 | |

| | | | | | | | | | |
|----|----|---------|---------|-------------------|----------------------|---|----------------|---|----|
| 14 | 28 | 24.5.3 | ¥570 | 西日本旅客鉄道 株 | J R 切符代 | 往復 | 同上 / 播州赤穂駅～姫路駅 | ¥570 | 同上 |
| 15 | 29 | 24.5.4 | ¥830 | はとタクシー(株) | タクシー代 | 同上 / ホテル～姫路城 | ¥830 | 同上 | |
| 16 | 30 | 24.5.4 | ¥400 | 姫路城管理事務所 | 入城券代 | | ¥400 | 同上 | |
| 17 | 31 | 24.5.4 | ¥200 | 天空の白鷺運営 事務所 | 入館料 | | ¥200 | 同上 | |
| 18 | 32 | 24.5.4 | ¥790 | 葵交通(株) | タクシー代 | 姫路城～姫路駅 | ¥790 | 同上 | |
| 19 | 33 | 24.4.11 | ¥1,331 | ㈱さくら交通 | タクシー代 / さくら 野～事務所 | 世界遺産姫路城観光調査の 航空券等購入 | ¥1,331 | 県政とのかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか不明である。 | |
| 20 | 35 | 24.4.11 | ¥1,153 | グリーン交通(株) | タクシー代 / 塩分町 ～さくら野 | 世界遺産姫路城、播州赤穂 の観光調査の航空券購入 | ¥1,153 | 同上 | |
| 21 | 52 | 24.5.3 | ¥4,057 | ㈱さくら交通 | タクシー代 / 小人町 ～青森空港 | 世界遺産姫路城観光調査 | ¥4,057 | 同上 | |
| 22 | 52 | 24.5.3 | ¥193 | 同上 | 通行料 | 同上 | ¥193 | 同上 | |
| 23 | 14 | 24.4.25 | ¥6,600 | 東日本旅客鉄道 株 | J R 切符代 | 小岩井農場手づくり村等の 観光客の状況調査 | ¥6,600 | 同上 | |
| 24 | 18 | 24.4.26 | ¥10,660 | 岩姫台タクシー | タクシー代 | 同上 / 盛岡駅～小岩井農場 ～一本松～まきば園～石割 桜～盛岡駅 | ¥10,660 | 同上 | |
| 25 | 19 | 24.4.26 | ¥500 | 小岩井農場まき ば園 | 入園料 | 小岩井農場手づくり村等の 観光客の状況調査 | ¥500 | 同上 | |
| 26 | 20 | 24.4.26 | ¥2,930 | ジェイアールパ ス東北(株) | バス代 / 盛岡～弘前 | 同上 | ¥2,930 | 同上 | |
| 27 | 53 | 24.4.26 | ¥820 | グリーン交通(株) | タクシー代 / 塩分町 ～駅 | 盛岡小岩井農場、石割桜の 観光調査 | ¥820 | 同上 | |
| 28 | 41 | 24.5.12 | ¥1,300 | J R 東日本 | J R 券代 | 生涯スポーツの実態調査 / 県スポーツ連盟会合に参加 | ¥1,300 | 議員は県スポーツ連盟会長の職 にある。単にその団体の会長と しての参加旅費とも思料される。 | |
| 29 | 45 | 24.5.23 | ¥12,570 | J T B | 同上 | 大沼公園と観光の動向調査 | ¥12,570 | 県政とのかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか不明である。 | |
| 30 | 46 | 24.5.23 | ¥82,180 | 同上 | 航空・宿泊券代 | 出雲市内等の観光の調査 | ¥82,180 | 同上 | |
| 31 | 58 | 24.6.12 | ¥4,000 | 同上 | 日程変更による航空 | 石見銀山の調査、出雲大社 | ¥4,000 | 同上 | |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|-----------|----------------------------------|--|---------|----|
| 32 | 71 | 24.6.12 | ¥1,372 | (有)さくら交通 | 券代差額 | 等、出雲市内の観光の調査 | ¥1,372 | 同上 |
| 33 | 102 | 24.7.7 | ¥3,982 | 同上 | タクシー代/さくら野~事務所 タクシー代/塩分町~青森空港 | 世界遺産石見銀山調査、観光調査航空券等購入 世界遺産石見銀山等島根県の観光調査 | ¥3,982 | 同上 |
| 34 | 102 | 24.7.7 | ¥190 | | 通行料 | 同上 | ¥190 | 同上 |
| 35 | 102 | 24.7.8 | ¥3,982 | (有)さくら交通 | タクシー代/青森空港~小人町 | 同上 | ¥3,982 | 同上 |
| 36 | 71 | 24.6.12 | ¥1,069 | 同上 | タクシー代/塩分町~さくら野 | 同上 | ¥1,069 | 同上 |
| 37 | 76 | 24.7.7 | ¥700 | 松江一畑交通 | バス代/出雲空港~出雲駅前 | 同上 | ¥700 | 同上 |
| 38 | 77 | 24.7.7 | ¥2,240 | (有)湖陵タクシー | タクシー代/出雲駅前~島根ライナリー | 同上/地元産ブドウとワイソ製造の調査 | ¥2,240 | 同上 |
| 39 | 78 | 24.7.8 | ¥1,300 | J R 西日本 | J R 券代/出雲駅~大田駅 | 同上 | ¥1,300 | 同上 |
| 40 | 79 | 24.7.8 | ¥3,180 | (有)仁摩タクシー | タクシー代/大田駅前~石見銀山公園 | 同上 | ¥3,180 | 同上 |
| 41 | 80 | 24.7.8 | ¥1,800 | 石見交通(株) | 仙の山 e ビークルツ | 同上 | ¥1,800 | 同上 |
| 42 | 81 | 24.7.8 | ¥3,190 | 富士第一交通(株) | タクシー代/石見銀山公園~大田駅前 | 同上 | ¥3,190 | 同上 |
| 43 | 82 | 24.7.8 | ¥570 | J R 西日本 | J R 券代/大田駅~出雲駅 | 同上 | ¥570 | 同上 |
| 44 | 83 | 24.7.8 | ¥700 | 出雲一畑交通(株) | バス代/出雲駅~出雲空港 | 同上 | ¥700 | 同上 |
| 45 | 51 | 24.5.29 | ¥36,340 | J T B | J R 券代 | 日光東照宮の世界遺産指定の影響調査 | ¥36,340 | 同上 |
| 46 | 55 | 24.6.10 | ¥1,160 | 日光交通(株) | タクシー代/日光駅~東照宮 | 同上 | ¥1,160 | 同上 |
| 47 | 55 | 24.6.10 | ¥1,250 | 同上 | タクシー代/東照宮~日光駅 | 同上 | ¥1,250 | 同上 |
| 48 | 56 | 24.6.10 | ¥1,300 | 日光東照宮社務所 | 拝観料 | 同上 | ¥1,300 | 同上 |
| 49 | 73 | 24.5.29 | ¥1,044 | グリーン交通(株) | タクシー代/事務所~さくら野 | 世界遺産日光東照宮観光調査の乗車券の購入 | ¥1,044 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|-------------------------|----------------|------------------------------------|---------|--|
| 50 | 73 | 24.5.29 | ¥1,044 | 同上 | タクシー代/さくら野~事務所 | 同上 | ¥1,044 | 同上 |
| 51 | 52 | 24.5.12 | ¥1,227 | 俺さくら交通 | タクシー代/駅~城西 | 西地区体協総会出席/地域におけるスポーツ活動調査 | ¥1,227 | 同上 |
| 52 | 52 | 24.5.12 | ¥1,053 | 同上 | タクシー代/城西~小人町 | 同上 | ¥1,053 | 同上 |
| 53 | 52 | 24.5.23 | ¥1,487 | 同上 | タクシー代/さくら野~事務所 | 函館新幹線の進捗状況、経済調査の乗車券購入 | ¥1,487 | 同上 |
| 54 | 52 | 24.5.23 | ¥1,227 | 同上 | タクシー代/事務所~さくら野 | 同上 | ¥1,227 | 同上 |
| 55 | 73 | 24.6.9 | ¥748 | グリーン交通株 | タクシー代/駅~小人町 | 函館新幹線の進捗状況、経済調査 | ¥748 | 同上 |
| 56 | 73 | 24.6.10 | ¥748 | 同上 | タクシー代/小人町~駅 | 同上 | ¥748 | 同上 |
| 57 | 71 | 24.6.24 | ¥1,372 | 俺さくら交通 | タクシー代/事務所~運動公園 | 津軽地区グラウンドゴルフ大会/津軽地域の高齢者のスポーツ活動状況調査 | ¥1,372 | 同上 |
| 58 | 92 | 24.7.24 | ¥82,680 | J T B | 航空券代金/羽田~高知 | 高等学校定時制通信制教育の調査 | ¥82,680 | 「8/1~8/3」学校定時制通信制教育振興大会の実態調査に参加旅費に政務調査したとも受け取れる。私的支出 |
| 59 | 96 | 24.8.1 | ¥700 | 土佐電ドリームサービス株 | 八戸代/高知空港~県庁前 | 同上 | ¥700 | 同上 |
| 60 | 97 | 24.8.2 | ¥6,450 | 第63回全国高等学校定時制通信制教育振興大会他 | 宿泊代 8 / 1分 | 同上 | ¥6,450 | 同上 |
| 61 | 98 | 24.8.2 | ¥6,450 | 同上 | 宿泊代 8 / 2分 | 同上 | ¥6,450 | 同上 |
| 62 | 99 | 24.8.2 | ¥10,000 | 同上 | 参加費 | 同上 | ¥10,000 | 同上 |
| 63 | 100 | 24.8.3 | ¥4,140 | 御国ハイヤー(俺) | ハイヤー代/県庁前~高知空港 | 同上 | ¥4,140 | 同上 |
| 64 | 126 | 24.8.1 | ¥4,121 | 俺さくら交通 | タクシー代/塩分町~青森空港 | 同上 | ¥4,121 | 同上 |
| 65 | 126 | 24.8.1 | ¥196 | 同上 | 通行料 | 同上 | ¥196 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|--------------------|----------------------|--|---------|----|---|
| 66 | 126 | 24.8.3 | ¥4,121 | (有)さくら交通 | タクシー代/青森空 港~小人町 | 同上 | ¥4,121 | 同上 | |
| 67 | 129 | 24.7.24 | ¥1,140 | グリーン交通(株) | タクシー代/塩分町 ~城東 | ＪＴＢ東北にて高等学校定 時制通信制教育の調査のため 航空券購入 | ¥1,140 | 同上 | |
| 68 | 129 | 24.7.24 | ¥1,140 | 同上 | タクシー代/城東~ 塩分町 | 同上 | ¥1,140 | 同上 | |
| 69 | 102 | 24.7.1 | ¥7,756 | (有)さくら交通 | タクシー代/事務所 ~黒石~事務所 | 田んぼアート、こみせ通り、 尾上の観光調査 | ¥7,756 | 同上 | 県政とのかかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか不明である。 |
| 70 | 110 | 24.8.16 | ¥87,580 | ＪＴＢ | 航空券、宿泊代 | 原爆ドーム及び厳島神社の 大河ドラマ放映による観光 動向調査 | ¥87,580 | 同上 | |
| 71 | 155 | 24.9.15 | ¥4,022 | (有)さくら交通 | タクシー代/塩分町 ~青森空港 | 同上 | ¥4,022 | 同上 | |
| 72 | 155 | 24.9.15 | ¥192 | | 通行料 | 同上 | ¥192 | 同上 | |
| 73 | 155 | 24.9.17 | ¥4,022 | (有)さくら交通 | タクシー代/青森空 港~小人町 | 同上 | ¥4,022 | 同上 | |
| 74 | 126 | 24.8.16 | ¥1,334 | 同上 | タクシー代/事務所 ~さくら野 | 世界遺産原爆ドーム等観光 調査のための航空券購入 | ¥1,334 | 同上 | |
| 75 | 129 | 24.8.16 | ¥1,069 | グリーン交通(株) | タクシー代/さくら 野~塩分町 | 同上 | ¥1,069 | 同上 | |
| 76 | 134 | 24.9.15 | ¥1,300 | 広島空港リムジン タマ | バス代/広島空港~ 広島駅 | 同上 | ¥1,300 | 同上 | |
| 77 | 135 | 24.9.15 | ¥770 | ふるもとタクシー | タクシー代/広島駅 ~ホテル | 同上 | ¥770 | 同上 | |
| 78 | 136 | 24.9.16 | ¥800 | ＪＲ西日本 | ＪＲ券代/広島駅~ 宮島口駅往復 | 同上 | ¥800 | 同上 | |
| 79 | 138 | 24.9.16 | ¥300 | 厳島神社社務所 | 宝物館入館料 | 同上 | ¥300 | 同上 | |
| 80 | 139 | 24.9.16 | ¥170 | ＪＲ西日本宮島 フェリー(株) | 乗車券類/宮島~宮 島口 | 同上 | ¥170 | 同上 | |
| 81 | 140 | 24.9.17 | ¥1,020 | つばめ交通(株) | タクシー代/ホテル ~原爆ドーム | 同上 | ¥1,020 | 同上 | |
| 82 | 141 | 24.9.17 | ¥1,300 | 広島バスセンター | バス代/バスセンター ~広島空港 | 同上 | ¥1,300 | 同上 | |
| 83 | 143 | 24.9.18 | ¥1,380 | パール堂 | 広島調査の写真 | 同上 | ¥1,380 | 同上 | |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|-------------------|-----------------------------|---|---------|--|
| 84 | 126 | 24.8.10 | ¥2,394 | (株)さくら交通 | タクシー代/塩分町 ～一野渡 | りんごの講演会、りんご生産に係る調査 | ¥2,394 | 同上 |
| 85 | 126 | 24.8.10 | ¥2,394 | 同上 | タクシー代/一野渡 ～塩分町 | 同上 | ¥2,394 | 同上 |
| 86 | 152 | 24.9.30 | ¥650 | J R 東日本 | J R 券代/青森～弘 前 | シニアフェスティバルスポーツイベントにて高齢者の参加状況及び大会運営のあり方の調査 | ¥650 | 県政とのかかわりでどのような調査が行われたのか外形上も検証できない。 |
| 87 | 179 | 24.9.30 | ¥893 | (株)さくら交通 | タクシー代/小人町 ～弘前駅 | 青森市でシニアフェスティバルスポーツイベントにて高齢者の参加状況及び大会運営のあり方の調査 | ¥893 | 同上 |
| 88 | 179 | 24.9.30 | ¥805 | 同上 | タクシー代/弘前駅 ～小人町 | 同上 | ¥805 | 同上 |
| 89 | 155 | 24.9.2 | ¥1,130 | 同上 | タクシー代/小人町 ～西小学校 | 城西団地の運動会に対する地域住民の参加状況調査 | ¥1,130 | 同上 |
| 90 | 155 | 24.9.2 | ¥1,302 | 同上 | タクシー代/西小学 校～小人町 | 同上 | ¥1,302 | 同上 |
| 91 | 155 | 24.9.22 | ¥4,233 | 同上 | タクシー代/塩分町 ～小山往復 | 高杉、藤代地区のりんご生産状況調査 | ¥4,233 | 同上 |
| 92 | 156 | 24.9.1 | ¥2,289 | グリーン交通(株) | タクシー代/塩分町 ～大沢 | りんご園調査及びそれに基づく報告による24年産りんごの生産状況調査 | ¥2,289 | 同上 |
| 93 | 156 | 24.9.1 | ¥2,289 | 同上 | タクシー代/大沢～ 塩分町 | 同上 | ¥2,289 | 同上 |
| 94 | 156 | 24.9.9 | ¥8,661 | 同上 | タクシー代/塩分町 ～黒石～尾上～塩分 町 | 黒石こみせまつりと田んぼツアー～尾上の状況及び商売の状況調査 | ¥8,661 | 同上 |
| 95 | 159 | 24.10.5 | ¥80,620 | J T B | 航空券代、宿泊券代 | 愛媛県松山市・高知県仁淀川町へ経済状況、観光の調査 | ¥40,310 | 10/31～11/2 11/1 愛媛県知事に会う。その後松山～久高原～中津渓谷ゆめ森 11/2 仁淀川町役場に立ち寄り資料受領(仁淀ブルー)を調査 2分の1は私的観光である。 |
| 96 | 170 | 24.10.31 | ¥450 | 伊予鉄道(株) | バ又代/松山空港～ 道後温泉 | 同上 | ¥225 | 同上 |
| 97 | 171 | 24.11.1 | ¥1,380 | ジエイアールバス 四国(株) | バ又代/松山駅～久 万高原 | 同上 | ¥690 | 同上 |
| 98 | 172 | 24.11.1 | ¥8,380 | 面河タクシー(株) | タクシー代/久万高 | 同上 | ¥4,190 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|----------|------------------|---------------------------------|--|----------|---|
| | | | | | 原～中津渓谷ゆの森 | | | |
| 99 | 173 | 24.11.1 | ¥8,000 | ゆの森 | 宿泊代 | 同上 | ¥4,000 | 同上 |
| 100 | 174 | 24.11.2 | ¥1,570 | (有)吾川タクシー | タクシー代/ゆの森 ～仁淀川町役場 | 同上 | ¥785 | 同上 |
| 101 | 175 | 24.11.2 | ¥5,000 | 吾川タクシー | タクシー代/仁淀川 町役場～安居渓谷往 復 | 同上 | ¥2,500 | 同上 |
| 102 | 177 | 24.11.2 | ¥540 | J R 四国 | J R 券代/佐川駅～ 高知駅 | 同上 | ¥270 | 同上 |
| 103 | 178 | 24.11.2 | ¥700 | 土佐電トリーム サービスマ | 空港連絡バス/高知 駅～高知龍馬空港 | 同上 | ¥350 | 同上 |
| 104 | 179 | 24.10.5 | ¥1,953 | (有)さくら交通 | タクシー代/塩分町 ～JTB東北～小人 町 | 愛媛県松山市・高知県仁淀 川町へ経済状況、観光の調 査の航空券等購入のため | ¥1,953 | 県政とのかかわりでのような 調査が行われたのか外形上も検 証できない。 |
| 105 | 200 | 24.10.31 | ¥4,091 | 同上 | タクシー代/塩分町 ～青森空港 | 愛媛県仁淀川町へ経済状況、 観光の調査 | ¥4,091 | 同上 |
| 106 | 200 | 24.10.31 | ¥195 | | 通行料 | 同上 | ¥195 | 同上 |
| 107 | 200 | 24.11.2 | ¥4,091 | (有)さくら交通 | タクシー代/青森空 港～小人町 | 同上 | ¥4,091 | 同上 |
| 108 | 179 | 24.10.21 | ¥8,981 | 同上 | タクシー代/塩分町 ～藤崎～田舎館～浪 岡往復 | りんご園の調査 | ¥8,981 | 同上 |
| 109 | 181 | 24.9.23 | ¥12,320 | グリーン交通株 | タクシー代/塩分町 ～黒石往復 | 黒石伝承館、こげし館での 観光客、物産販売の実態調 査 | ¥12,320 | 同上 |
| 110 | 181 | 24.10.8 | ¥10,865 | 同上 | タクシー代/塩分町 ～国吉～岩木～嶽 往復 | スポーツ施設の利用状況調 査、水田耕作に障害となる 街路樹、りんご園の状況及 び緑温泉の出入の状況調査 | ¥10,865 | 同上 |
| 111 | 209 | 24.12.13 | ¥139,520 | J T B | 航空券、J R 切符、 宿泊代 | 佐賀、日田へ経済状況、地 場産業の状況調査 (12/22 ～24) | ¥139,520 | 同上 |
| 112 | 213 | 24.12.22 | ¥3,420 | (有)みどりタクシー | タクシー代/佐賀空 港～ホテルニューオー クニ佐賀 | 同上 | ¥3,420 | 同上 |
| 113 | 214 | 24.12.23 | ¥860 | (有)横尾タクシー | タクシー代/ホテル ～佐賀駅 | 同上 | ¥860 | 同上 |
| 114 | 215 | 24.12.23 | ¥8,000 | イサゴタクシー | タクシー代/日田駅 | 同上 | ¥8,000 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---------|-------------------|---|--|---------|----|--|
| | | | | (株) | ～ 亶山往復 (地場産 業と水害の復旧状況 調査) | | | | |
| 115 | 216 | 24.12.23 | ¥620 | 別府まほろタクシー (株) | 同上 | | ¥620 | 同上 | |
| 116 | 218 | 24.12.24 | ¥620 | 別府大分合同タ クシー(株) | 同上 | | ¥620 | 同上 | |
| 117 | 219 | 24.12.24 | ¥1,450 | 大分交通(株) | 同上 | | ¥1,450 | 同上 | |
| 118 | 231 | 24.12.13 | ¥1,593 | 俺さくら交通 | 佐賀、日田へ経済状況調査 に行くための航空券等購入 のため | | ¥1,593 | 同上 | |
| 119 | 231 | 24.12.13 | ¥1,065 | 同上 | 同上 | | ¥1,065 | 同上 | |
| 120 | 231 | 24.12.22 | ¥4,105 | 同上 | 佐賀、日田へ経済状況、地 場産業の状況調査 (12/22 ～24) | | ¥4,105 | 同上 | |
| 121 | 231 | 24.12.22 | ¥195 | | 同上 | | ¥195 | 同上 | |
| 122 | 231 | 24.12.24 | ¥4,105 | 俺さくら交通 | 同上 | | ¥4,105 | 同上 | |
| 123 | 237 | 25.1.19 | ¥25,000 | J T B | 3.11後の経済状況調査 | | ¥25,000 | 同上 | |
| 124 | 238 | 25.1.20 | ¥1,770 | 仙台第一交通(株) | 同上 | | ¥1,770 | 同上 | |
| 125 | 239 | 25.1.20 | ¥1,010 | J R 東日本 | 同上 | | ¥1,010 | 同上 | |
| 126 | 249 | 25.1.19 | ¥1,239 | 俺さくら交通 | 同上 | | ¥1,239 | 同上 | |
| 127 | 249 | 25.1.19 | ¥911 | 同上 | 同上 | | ¥911 | 同上 | |
| 128 | 249 | 25.1.20 | ¥829 | 同上 | 3.11後の経済状況調査に出 発 | | ¥829 | 同上 | |
| 129 | 250 | 25.1.20 | ¥920 | グリーン交通(株) | 同上/帰路 | | ¥920 | 同上 | |
| 130 | 249 | 25.1.14 | ¥5,911 | 俺さくら交通 | 地域消防団 (8分団) の実 態調査 | | ¥5,911 | 同上 | |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---------|---------------|------------------------------|---|---------|----------------------------------|
| 131 | 250 | 24.12.27 | ¥8,935 | グリーン交通株 | タクシー代/塩分町 | 大雪によるりんご樹上の積雪及び被害の状況調査(原ケ平、清水森、大沢、石川、乳井、薬師堂他) | ¥8,935 | 同上 |
| 132 | 250 | 25.1.13 | ¥2,245 | 同上 | タクシー代/塩分町 ～一野渡 | 24年産りんごの販売状況及び25年産花芽の状況調査 | ¥2,245 | 同上 |
| 133 | 250 | 25.1.13 | ¥2,245 | 同上 | タクシー代/一野渡 ～塩分町 | 同上 | ¥2,245 | 同上 |
| 134 | 264 | 25.1.27 | ¥3,540 | 備さくら交通 | タクシー代/小人町 ～千歳～事務所 | 公民館で幼児と高齢者(特にひとり暮らし)に対する地域の取り組みの実態調査 | ¥3,540 | 同上 |
| 135 | 266 | 25.1.26 | ¥1,347 | グリーン交通株 | タクシー代/塩分町 ～運動公園 | 高齢者スポーツの参加状況調査 | ¥1,347 | 同上 |
| 136 | 266 | 25.1.26 | ¥1,431 | 同上 | タクシー代/運動公園 ～塩分町 | 同上 | ¥1,431 | 同上 |
| 137 | 266 | 25.1.26 | ¥1,347 | 同上 | タクシー代/松森町 ～塩分町～小人町 | 郷土芸能への取り組みと活動状況調査 | ¥1,347 | 同上 |
| 138 | 273 | 25.3.24 | ¥19,450 | J R 東日本 | J R 券代/弘前～秋田、秋田～角館～盛岡～新青森～弘前 | 観光客の動向、秋田新幹線の状況調査 | ¥19,450 | 同上 |
| 139 | 278 | 25.3.30 | ¥34,770 | 同上 | J R 券代/新青森～福島～会津若松往復 | 会津若松の大河ドラマ放映による観光動向調査 | ¥34,770 | 同上 |
| 140 | 279 | 25.3.31 | ¥7,000 | 株式会社 榊十五番タクシー | 自宅～新青森駅 | 同上 | ¥7,000 | 同上 |
| 141 | 280 | 25.3.31 | ¥7,000 | 同上 | 新青森駅～自宅 | 同上 | ¥7,000 | 同上 |
| 142 | 281 | 25.3.31 | ¥1,220 | 白虎タクシー(株) | タクシー代/会津若松～鶴ヶ城 | 同上 | ¥1,220 | 同上 |
| 143 | 282 | 25.3.31 | ¥1,220 | 同上 | タクシー代/鶴ヶ城 ～会津若松駅 | 同上 | ¥1,220 | 同上 |
| 144 | 283 | 25.3.31 | ¥500 | 会津若松市観光公社 | 鶴ヶ城天守閣、茶室 隣間入場券 | 同上 | ¥500 | 同上 |
| 145 | 44 | 24.5.23 | ¥2,679 | ブックス弘前 | 図書購入費 | 世界6月号「市民の常識と原菜再稼働」840円、「月刊美術」1,839円(6月号) | ¥1,839 | 『月刊美術』の購入と県政に係る政務調査活動との関連が不明である。 |
| 146 | 122 | 24.8.26 | ¥2,818 | 同上 | 同上 | 月刊美術9月号1,839円、別冊宝島「原菜の深い闇」979円 | ¥1,839 | 同上 |
| 147 | 146 | 24.9.22 | ¥1,839 | 同上 | 同上 | 『月刊美術』10月号 | ¥1,839 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|--------|----------|----------------------|---|--------|--|
| 148 | 165 | 24,10,22 | ¥1,839 | 同上 | 同上 | 『月刊美術』11月号 | ¥1,839 | 同上 |
| 149 | 227 | 25,1,4 | ¥2,148 | 同上 | 同上 | 『和楽1・2合併号/よくわかる日本美術入門BOOK』1,399円、『漱流2月号号流通業界2013年全予判』749円 | ¥1,399 | 『和楽1・2合併号/よくわかる日本美術入門BOOK』の購入と県政に係る政務調査活動との関連が不明である。 |
| 150 | 242 | 25,1,22 | ¥3,217 | 同上 | 同上 | 『月刊美術』2月号1,839円他 | ¥1,839 | 『月刊美術』の購入と県政に係る政務調査活動との関連が不明である。 |
| 151 | 252 | 25,2,8 | ¥3,845 | 紀伊国屋書店 | 同上 | 『絶対に見ておきたい至高の美術展2013』1,260円他 | ¥1,260 | 『絶対に見ておきたい至高の美術展2013』の購入と県政に係る政務調査活動との関連が不明である。 |
| 152 | 257 | 25,2,22 | ¥1,839 | 成田本店 | 同上 | 『月刊美術』3月号 | ¥1,839 | 『月刊美術』の購入と県政に係る政務調査活動との関連が不明である。 |
| 153 | 268 | 25,3,18 | ¥6,121 | 紀伊国屋書店 | 同上 | 『TOKYO美術館』97円、『日本の伝統的織りもの、染めもの』1,890円他 | ¥2,887 | 『TOKYO美術館』、『日本の伝統的織りもの、染めもの』の購入と県政に係る政務調査活動との関連が不明である。 |
| 154 | 271 | 25,3,23 | ¥4,569 | 同上 | 同上 | 『月刊美術』4月号1,840円、『やまと絵』2,729円 | ¥4,569 | 購入した書籍と県政に係る政務調査活動との関連が不明である。 |
| 155 | 276 | 25,3,26 | ¥3,990 | 同上 | 同上 | 『美術年鑑2013』 | ¥3,990 | 同上 |
| 156 | 36 | 24,5,7 | ¥2,100 | グリーン交通㈱ | タクシー代/塩分町～ブツクス弘前～小人町 | 図書購入 | ¥2,100 | 自宅に帰るための交通手段等に政務調査費を充当するために便宜上、途中で書籍を購入するなどしているにすぎない。私的支出というべきである。 |
| 157 | 72 | 24,7,5 | ¥1,750 | (株)さくら交通 | タクシー代/紀伊国屋～塩分町往復 | 同上 | ¥1,750 | 同上 |
| 158 | 74 | 24,7,5 | ¥390 | グリーン交通㈱ | タクシー代/ブツクス弘前～塩分町 | 同上 | ¥390 | 同上 |
| 159 | 103 | 24,8,6 | ¥890 | (株)さくら交通 | タクシー代/事務所～中土手町～小人町 | 同上 | ¥890 | 同上 |
| 160 | 104 | 24,8,6 | ¥3,520 | グリーン交通㈱ | タクシー代/4回分 | 同上 | ¥3,520 | 同上 |
| 161 | 127 | 24,9,5 | ¥1,720 | (株)さくら交通 | タクシー代/2回分 | 同上 | ¥1,720 | 同上 |
| 162 | 130 | 24,9,5 | ¥5,700 | グリーン交通㈱ | タクシー代/4回分 | 同上 | ¥5,700 | 同上 |
| 163 | 157 | 24,10,5 | ¥2,490 | 同上 | タクシー代/3回分 | 同上 | ¥2,490 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|---------|---------------|------------------------------|-------------------------|---------|--|
| 164 | 180 | 24,115 | ¥1,069 | (有)さくら交通 | タクシー代 / 1 回分 | W i l l 購 入 | ¥1,069 | 同上 |
| 165 | 182 | 24,115 | ¥1,275 | グリーン交通(株) | タクシー代 / 2 回分 | 図書購入 | ¥1,275 | 同上 |
| 166 | 201 | 24,125 | ¥1,915 | (有)さくら交通 | 同上 | 同上 | ¥1,915 | 同上 |
| 167 | 203 | 24,125 | ¥1,610 | グリーン交通(株) | タクシー代 / 1 回分 | 同上 | ¥1,610 | 同上 |
| 168 | 232 | 25,18 | ¥2,735 | (有)さくら交通 | タクシー代 / 2 回分 | 同上 | ¥2,735 | 同上 |
| 169 | 251 | 25,26 | ¥8,085 | グリーン交通(株) | タクシー代 / 6 回分 | 同上 | ¥8,085 | 同上 |
| 170 | 265 | 25,3.5 | ¥1,360 | (有)さくら交通 | タクシー代 / 1 回分 | 同上 | ¥1,360 | 同上 |
| 171 | 267 | 25,3.5 | ¥1,585 | グリーン交通(株) | 同上 | 同上 | ¥1,585 | 同上 |
| 172 | | | ¥33,600 | (有)陸奥販 | 陸奥新報年間購読料 | 全額計上 | ¥33,600 | 相馬銀一税理士事務所を相馬議員は事務所として登録し、連絡先にしても本来支出であるところ、全額が使途基準に適合しない支出というべきである。 |
| 173 | | | ¥78,900 | (株)しんぶんの楽々堂 | 朝日新聞、日本経済新聞年間購読料 | 同上 | ¥78,900 | 同上 |
| 174 | | | ¥36,000 | 東奥日報販売(株) | 東奥日報年間購読料 | 同上 | ¥36,000 | 同上 |
| 175 | 17 | 24,4.26 | ¥1,323 | 弘前市上下水道部 | 水道料金 (3 月分) | 後援会事務所の1/2 | ¥1,323 | 3 月分使用分に係る支出である。本件政務調査費充当期間外支出である。 |
| 176 | | | ¥19,271 | 同上 | 水道料金 4 ~ 2 月分 | 同上 | ¥19,271 | 相馬銀一税理士事務所を相馬議員は事務所として登録し、連絡先にしても本来支出であるところ、全額が使途基準に適合しない支出というべきである。 |
| 177 | 12 | 24,4.25 | ¥1,800 | 東日本旅客鉄道(株) | J R 切符代 / 弘前 ~ 青森 (帰りのみ特急乗車) | 平成23年度政務調査費収支報告書提出旅費 | ¥1,800 | 政務調査費収支報告書の提出は一般的な議員活動である。 |
| 178 | 25 | 24,5.1 | ¥4,400 | (株)津軽企業会計センター | コピー代 | 政務調査費収支報告書の印刷作業を同社に委託した | ¥4,400 | 自身が役員を務める法人への支出である。また、活動というべきであり、本件支出は本件使用基準に適合しない。 |
| 179 | 34 | 24,5.7 | ¥1,781 | (有)さくら交通 | タクシー代 | 平成23年度政務調査費収支報告書提出旅費 | ¥1,781 | 政務調査費収支報告書の提出は一般的な議員活動であり本件支出は本件使用基準に適合しない。 |

| | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|----------|------------|----------------|------------|--|------------|---|
| | 180 | 15 | 24.4.25 | ¥55,000 | 事務職員 | 給与(4月分) | 全額計上 | ¥55,000 | 債権者名、勤務先、雇用契約、勤務実態等も不明である。親族乃至は自身が役員を務める会社の従業員への利益還元とも疑われる。 |
| | 181 | | | ¥605,000 | 同上 | 給与5~3月分 | 同上 | ¥605,000 | 同上 |
| | 182 | | | ¥92,500 | 同上 | 賞与 | 同上 | ¥92,500 | 同上 |
| | 計 | | | | | | | | |
| | | | | ¥1,957,238 | | | | ¥1,957,238 | |
| 奈良岡 央 | 1 | 14 | 24.4.23 | ¥21,400 | 青森第一旅行㈱ | JR切符代 | 仙台市/公民連携事業調査 | ¥21,400 | 具体的にどのような政務調査活動が行われたのか外形上も検証できない。 |
| | 2 | 31 | 24.6.14 | ¥21,400 | 同上 | 同上 | 仙台市/広告付きバス停留所上屋整備事業の実態調査 | ¥21,400 | 同上 |
| | 3 | 39 | 24.7.6 | ¥50,500 | 同上 | JR切符代・宿泊代 | 東京都/議員のための政策塾並びに自治体における弁護士との雇用状況等についての意見交換 | ¥50,500 | 同上 |
| | 4 | 140 | 24.12.21 | ¥55,680 | ㈱JTB東北 | 航空券代 | 香川県・愛媛県 | ¥55,680 | 松山城(重要文化財)調査が含まれているが、県政とのかかわり調査活動が行われたか外形上も検証できない。 |
| | 5 | 151 | 25.1.23 | ¥8,426 | ㈱トヨタレンタカー東四国 | レンタカー代 1/4 | 同上 | ¥8,426 | 同上 |
| | 6 | 152 | 25.1.23 | ¥150 | 香川県庁地下駐車場 | 駐車料金 1/4 | 同上 | ¥150 | 同上 |
| | 7 | 153 | 25.1.23 | ¥250 | パーキング917 | 同上 1/4 | 同上 | ¥250 | 同上 |
| | 8 | 155 | 25.1.24 | ¥5,600 | ドリーミーイン高松 | 宿泊代 | 同上 | ¥5,600 | 同上 |
| | 9 | 156 | 25.1.25 | ¥10,000 | ホテル楳館 | 同上 | 同上 | ¥10,000 | 同上 |
| | 10 | 157 | 25.1.25 | ¥100 | 松山城駐車場管理者 | 駐車料金 | 同上 | ¥100 | 同上 |
| | 11 | 158 | 25.1.25 | ¥1,000 | 松山城総合事務所 | 入場料 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| | 12 | 160 | 25.1.24 | ¥400 | 四国ビジネス又(株)愛媛支店 | 同上 | 同上 | ¥400 | 同上 |
| | 13 | 162 | 25.1.25 | ¥162 | 伊子鉄一番町駐車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥162 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|----------------------|-------------|-------------------------|----------|---|
| 14 | 163 | 25,125 | ¥906 | コヌモ石油 | レンタカーガソリン代 | 同上 | ¥906 | 同上 |
| 15 | 165 | 25,125 | ¥5,000 | NPO法人Japan Art | 会費 | 青森市 / 芸術活動に関する意見交換会 | ¥5,000 | 具体的にどのような政務調査活動が行われたのか外形上も検証できない。 |
| 16 | 81 | 24,933 | ¥12,000 | 日本税制改革協議会 | 日本税制改革協議会会費 | | ¥6,000 | 会費は会の活動全般を物質的に支える保障となるものである。2分の1は本件使途基準に適合しないといふべきである。 |
| 17 | 10 | 24,413 | ¥40,340 | 青森第一旅行㈱ | JR切符代 | 長岡市 / フロ/バスケットボールリーグ主催 | ¥40,340 | 具体的にどのような政務調査活動が行われたのか外形上も検証できない。 |
| 18 | 12 | 24,422 | ¥7,500 | ホテルメッツ長岡 | 宿泊代 | 同上 | ¥7,500 | 同上 |
| 19 | 143 | 24,12,26 | ¥5,000 | ホテルチトセ | 会場借上料 | 県政報告会 / 全額計上 | ¥2,500 | 後援会活動も含まれていると推量される。2分の1は本件使途基準に合致しないといふべきである。 |
| 20 | 27 | 24,525 | ¥2,391 | 成田本店 | 図書購入費 | 人間の基本・希望の作り方・日本を再生する思考軸 | ¥2,391 | 県政とのかかわりが不明である。 |
| 21 | 121 | 24,11.9 | ¥1,575 | 同上 | 同上 | 現実を根よ | ¥1,575 | 同上 |
| 22 | 135 | 24,12,14 | ¥15,000 | 日本郵便㈱ | 広報誌専用ハガキ代 | 広報誌専用 | ¥7,500 | 後援会活動も含まれていると推量される。2分の1は本件使途基準に合致しないといふべきである。 |
| 23 | 138 | 24,12,17 | ¥15,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥7,500 | 同上 |
| 24 | 174 | 25,2.8 | ¥54,862 | ㈱アクシヨン | 三二通信制作・印刷代 | | ¥27,431 | 同上 |
| 25 | 1 | 24,4.5 | ¥2,010 | 東日本電信電話㈱ | 電話代 (3月分) | 2分の1按分 | ¥2,010 | 本件政務調査費の支出対象期間外債務に係る支出である。 |
| 26 | 3 | 24,4.10 | ¥11,883 | ㈱テケノル | 3月分コピー代 | 同上 | ¥11,883 | 同上 |
| 27 | | | ¥22,067 | 東日本電信電話㈱ / NTTフアイナンス | 電話代4～2月分 | 同上 | ¥22,067 | 事務所住所、電話番号は奈良岡末広米数棟と同一のものである。本来は会社が負担すべき電話料の2分の1に政務調査費を充当しているとすれば、本件使途基準への適合性は無いといふべきである。 |
| 28 | 20 | 24,4,27 | ¥200,000 | 事務職員 | 給料4月分 | 全額計上 | ¥200,000 | 債権者名、勤務先、雇用契約、勤務実態も不明である。親族へ |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|----------|---------------|--|----------|----|
| 13 | 53 | 24.6.21 | ¥22,609 | 厚生労働省年金局 | 5月分社会保険料 | | ¥15,073 | 同上 |
| 14 | 67 | 24.7.9 | ¥25,303 | 青森労働局 | 会派控室事務局員労働保険料 | | ¥16,869 | 同上 |
| 15 | 70 | 24.7.20 | ¥160,340 | 会派控室事務職員 | 7月分給料及び交通費 | | ¥106,893 | 同上 |
| 16 | 73 | 24.7.24 | ¥22,609 | 厚生労働省年金局 | 6月分社会保険料 | | ¥15,073 | 同上 |
| 17 | 87 | 24.8.10 | ¥150,000 | 会派控室事務職員 | 夏季手当 | | ¥100,000 | 同上 |
| 18 | 91 | 24.8.21 | ¥161,340 | 同上 | 8月分給料及び交通費 | | ¥107,560 | 同上 |
| 19 | 95 | 24.8.22 | ¥22,609 | 厚生労働省年金局 | 7月分社会保険料 | | ¥15,073 | 同上 |
| 20 | 111 | 24.9.21 | ¥161,880 | 会派控室事務職員 | 9月分給料及び交通費 | | ¥107,920 | 同上 |
| 21 | 115 | 24.9.25 | ¥43,805 | 厚生労働省年金局 | 8月分社会保険料 | | ¥29,203 | 同上 |
| 22 | 128 | 24.10.19 | ¥160,800 | 会派控室事務職員 | 10月分給料及び交通費 | | ¥107,200 | 同上 |
| 23 | 130 | 24.10.23 | ¥22,892 | 厚生労働省年金局 | 9月分社会保険料 | | ¥15,261 | 同上 |
| 24 | 146 | 24.11.21 | ¥161,340 | 会派控室事務職員 | 11月分給料及び交通費 | | ¥107,560 | 同上 |
| 25 | 151 | 24.11.22 | ¥22,892 | 厚生労働省年金局 | 10月分社会保険料 | | ¥15,261 | 同上 |
| 26 | 162 | 24.12.5 | ¥150,000 | 会派控室事務職員 | 冬季手当 | | ¥100,000 | 同上 |
| 27 | 169 | 24.12.21 | ¥161,340 | 同上 | 12月分給料及び交通費 | | ¥107,560 | 同上 |
| 28 | 170 | 24.12.21 | ¥22,892 | 厚生労働省年金局 | 11月分社会保険料 | | ¥15,261 | 同上 |
| 29 | 187 | 25.1.21 | ¥158,100 | 会派控室事務職員 | 1月分給料及び交通費 | | ¥105,400 | 同上 |
| 30 | 188 | 25.1.23 | ¥44,354 | 厚生労働省年金局 | 12月分社会保険料 | | ¥29,569 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|----------|----------------|-----------------|--------------------|----------|--|--|
| 13 | 343 | 25.3.26 | ¥2,835 | 八重洲ブックセンター | 同上 | 地方議会の1か月 | ¥2,835 | 同上 | |
| 14 | 344 | 25.3.26 | ¥2,310 | 同上 | 同上 | 最新の教育課題50 | ¥2,310 | 同上 | |
| 15 | 162 | 24.9.21 | ¥63,630 | ㈱時事通信社 | 時事行財政情報受信 | 6ヶ月分 | ¥63,630 | 同上 | |
| 16 | 345 | 25.3.30 | ¥283,500 | ㈱中長印刷 | 印刷製本費 | 県政広報誌印刷代/4000部 | ¥141,750 | どの様な広報誌が発行されたのか検証できない。後援会活動分も含まれている蓋然性が高く、使途基準に合致しない支出である。 | |
| 17 | 20 | 24.4.19 | ¥7,585 | 大洋石油㈱ | 灯油代 | 3分の1 | ¥7,585 | 3月2日納品分の灯油代金である。充当期間外債務に係る支出である。 | |
| 18 | 23 | 24.4.27 | ¥598 | 八戸ガス㈱ | ガス代 | 同上 | ¥299 | 検針日が4月14日に係る支出である。2分の1は本件取務調査費交付対象期間外債務に係る支出である。 | |
| 19 | 29 | 24.4.25 | ¥1,621 | 八戸圏域水道企業団 | 水道料金 | 同上/使用期間H24.2.2~4.3 | ¥1,621 | 大半が充当期間外債務に係る支出である。 | |
| 20 | 30 | 24.4.25 | ¥767 | 八戸市下水道業務課 | 下水道料金 | 同上 | ¥767 | 同上 | |
| 21 | 31 | 24.4.25 | ¥5,293 | 東北電力㈱ | 電気代 | 同上 | ¥5,293 | 大半が充当期間外債務に係る支出と思料される。 | |
| 22 | 2 | 24.4.2 | ¥5,250 | セコム㈱ | 保守契約料 | 15750×1/3=5250 | ¥5,250 | 事務所のセキュリティ費用は本件使途基準に適合しない。目的外支出である。 | |
| 23 | 32 | 24.4.25 | ¥1,639 | N T T 東日本 | 電話代 | 同上 41-2800 | ¥1,639 | 大半が充当期間外債務に係る支出と思料される。 | |
| 24 | 33 | 24.4.25 | ¥1,252 | 同上 | 同上 | 同上 41-2801 | ¥1,252 | 同上 | |
| 25 | 34 | 24.4.25 | ¥2,297 | 同上 | 同上 | 同上 45-8583 | ¥2,297 | 同上 | |
| 26 | 4 | 24.4.1 | ¥1,258 | トシンドメディア 口社 | ウイルスバスター3 年版 | 按分 | ¥1,258 | ウイルスバスターは政務調査活動に必須のものではない。目的外支出である。 | |
| 27 | 36 | 24.4.27 | ¥27,833 | 事務職員 | 給与 | 同上 | ¥27,833 | 債権者名その他、雇用契約内容、勤務実態も不明である。家族への支出とも疑われる。 | |
| 28 | | | ¥305,829 | 同上 | 同上 | 5~3月分 | ¥305,829 | 同上 | |
| 計 | | | | | | | | ¥668,650 | |

| 丸井 裕 | 1 | 29 | 24.5.1 | ¥128,600 | (株)イー・ストツアー | J R 切符代、宿泊代 | 広島市 / 広島治験ネットについての調査 | ¥128,600 | 旅程表には確かに当該調査の日程が記載されているが、具体的に何処に行きどのような調査が行われたのか検証できない。 |
|------|----|-----|----------|----------|---------------------|-------------|------------------------------------|----------|--|
| | 2 | 165 | 24.10.22 | ¥167,180 | 近畿日本ツーリスト東北 | 航空券・宿泊代 | 福岡・熊本・大分 / 観光振興の宣伝効果について調査 | ¥167,180 | 行程表で菊池温泉・湯布院温泉調査との記載が確認できるが、具体的に何処を訪問しどのような調査を行ったのか検証できない。単なる観光旅行とも疑われる。 |
| | 3 | 187 | 24.11.13 | ¥34,360 | 東日本旅客鉄道(株) | J R 切符代 | 東京 / 次年度国の予算編成について調査 | ¥34,360 | 調査のため何処を訪問し、どのような調査を行ったのか検証できない。 |
| | 4 | 188 | 24.11.14 | ¥14,490 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥14,490 | 前記 J R 切符代との二重計上も疑われる。具体的な調査が行われたというところが検証できない。 |
| | 5 | 189 | 24.11.14 | ¥14,500 | ホテルニューオータニ | 宿泊代 | 同上 | ¥14,500 | 具体的な調査が行われたということが検証できない。 |
| | 6 | 235 | 25.1.8 | ¥27,250 | 三八五観光(株) | J R 切符代 | 七戸・東京 / 東北地方震災の復興事業について調査 | ¥27,250 | 同上 |
| | 7 | 249 | 25.1.21 | ¥98,000 | (株)イー・ストツアー | 航空券・宿泊代 | 東京 / 国の予算編成について調査 | ¥98,000 | 同上 |
| | 8 | 255 | 25.1.25 | ¥124,800 | 同上 | 同上 | 韓国 / 本県との航空便復活後の状況・物流について調査 | ¥124,800 | 「北東北三県・北海道ソウル事務所」「大韓航空ソウル支店」を訪問する旅程ではあるが、実際にどのような調査が行われたのか検証できない。 |
| | 9 | 309 | 25.3.22 | ¥125,070 | (株)近畿日本ツーリスト東北 | 宿泊・航空券代 | 徳島(徳島、三好) / マルシェの取り組み及び成功事例についての調査 | ¥125,070 | 具体的な調査が行われたということが検証できない。 |
| | 10 | 31 | 24.5.8 | ¥34,360 | 東日本旅客鉄道(株) | J R 切符代 | 東京 / 再生可能エネルギーの勉強会に参加 | ¥34,300 | 同上 |
| | 11 | 35 | 24.5.10 | ¥29,630 | (株)ニューオータニ | 宿泊代 | 同上 | ¥29,630 | 同上 |
| | 12 | 106 | 24.7.26 | ¥18,916 | (助)十和田市体育協会 | 会場借上げ料 | 県政報告会の開催 / 実施日：8 / 26 後援会行事と併せて実施 | ¥18,916 | 会場は十和田市萱相操場である。県政報告会が行われたという事実には推認しがたい。 |
| | 13 | 124 | 24.8.26 | ¥60,000 | N P O 十和田L ステージリゾート | 音響代 | 1/2を計上。 | ¥60,000 | 同上 |
| | 14 | 115 | 24.8.6 | ¥29,730 | 郵便事業(株) | 県政報告会開催案内 | 同上 | ¥29,730 | どのような案内が送付されたのか、 |

| | | | | | | | | | |
|------|-----|--------|----------|--------------------|------------------|-----------------------|----------|--|--------------------------------------|
| | | | | 送料 | | | | | 検証できない。後援会のイベント案内にも思料される。 |
| 15 | 14 | 24,423 | ¥3,465 | N T T コミュニケーション(株) | ホームページリンクサーバー料 | 全額計上 | ¥1,733 | 後援会活動との按分が必要。1/2は目的外支出である。 | |
| 16 | | | ¥43,260 | 同上 | 同上 5 ~ 3月分 | 同上 | ¥21,630 | 同上 | |
| 17 | 321 | 25,329 | ¥5,250 | (株)吉田システム | 3月分ホームページ保守料 | 同上 | ¥2,625 | 同上 | |
| 18 | | | ¥57,750 | 同上 | 4 ~ 2月分ホームページ保守料 | 同上 | ¥28,875 | 同上 | |
| 19 | 120 | 24,823 | ¥51,450 | 大久保印刷(有) | 県政報告誌作成料 | 102,900円 × 1/2 | ¥51,450 | 領収書但し書きには単に「印刷物品代として」とだけ記載されている。県政報告誌に係る支出であるが検証できない。 | |
| 20 | 24 | 24,427 | ¥52,500 | 丸井商事(株) | 4月分事務所賃貸料 | 105,000円 × 1/2 | ¥17,500 | 政務調査活動、後援会活動、その他一般的な議員活動の使用実態に即して計上すべきである。3分の1を超える支出分は目的外支出。 | |
| 21 | | | ¥577,500 | 同上 | 5 ~ 3月分事務所賃借料 | 105,000円 × 1/2 × 11か月 | ¥192,500 | 同上 | |
| 22 | 153 | 24,929 | ¥11,925 | 同上 | 灯油代 | 23,850円 × 1/2 | ¥3,975 | 同上 | |
| 23 | | | ¥60,361 | 同上 | 灯油代4回分 | 1/2計上 | ¥20,120 | 同上 | |
| 24 | | | ¥174,566 | | 事務費 | 同上 | ¥58,189 | 同上 | |
| 25 | 26 | 24,430 | ¥15,000 | 事務職員 | 補助職員人件費4月分 | 全額計上 | ¥15,000 | 同上 | |
| 26 | 27 | 24,430 | ¥15,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥15,000 | 同上 | |
| 27 | 28 | 24,430 | ¥15,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥15,000 | 同上 | |
| 28 | | | ¥410,000 | 同上 | 補助職員人件費5 ~ 3月分 | | ¥410,000 | 同上 | |
| 計 | | | | | | | | ¥1,760,423 | |
| 滝沢 求 | 1 | 9 | 24,419 | ¥28,820 | 東日本旅客鉄道(株) | 乗車券類代 | ¥28,820 | 東京都/復興ビジョン推進費に関する調査 | 何処を訪問したのか不明で、具体的に調査活動が行われたことが検証できない。 |
| | 2 | 28 | 24,515 | ¥28,420 | 同上 | 同上 | ¥28,420 | 同上 | 同上 |
| | 3 | 44 | 24,65 | ¥9,900 | ホームページ浅 | 宿泊代 | ¥9,900 | 東京都/エネルギースク | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|-----------------------|-------------|--------------------------------|---------|---|
| 7 | 163 | 24.10.22 | ¥26,600 | テル 近畿日本ツーリ ズト東北 | 同上 | 福岡、佐賀 / 観光事業調査 | ¥26,600 | 領収書記載金額は82,020円であるが、青森～九州間の移動経費を除いて計上しただけである。訪問地は菊池温泉、湯布院温泉、湯が添えられていることが、県政のかかわりで具体的にどのよう調査が行われたのか検証できない。 |
| 8 | 189 | 24.11.9 | ¥6,820 | J R 東日本 | J R 切符代 | 盛岡市 / 八戸港貿易支援と地域活性化に係る調査 | ¥6,820 | 具体的な調査活動があったことの検証ができない。 |
| 9 | 252 | 25.1.29 | ¥98,800 | ㈱博栄サービス | 旅行代金 | ソウル / 青森・ソウル線維持に係る調査 | ¥98,800 | 「大韓航空ソウル支店訪問」の日程も予定されていたが、具体的な調査活動があったことの検証ができない。 |
| 10 | 283 | 25.3.22 | ¥59,350 | 近畿日本ツーリ ズト東北 | J R 切符代、宿泊代 | 東京 / 商業振興対策に係る調査 | ¥59,350 | 具体的な調査活動があったことの検証ができない。 |
| 11 | 290 | 25.3.28 | ¥3,230 | 宮園自動車(株)杉 並営業所 | タクシー代 | 同上 / 東京駅～議員会館まで | ¥3,230 | 同上 |
| 12 | 14 | 24.4.17 | ¥35,140 | 日本航空(株) | 航空券代 | 東京 / 内外情勢調査会「北韓核問題と北東アジアの秩序」 | ¥35,140 | 駐日韓国特命全権大使による講演会(ホテルニユオ付されているが、具体的な調査活動があったことの検証ができない)。 |
| 13 | 15 | 24.4.18 | ¥11,600 | 岳川ブリンクスホ テル | 宿泊代 | 同上 | ¥11,600 | 同上 |
| 14 | 39 | 24.5.10 | ¥45,740 | 日本航空三沢空 港所 | 航空券代 | 東京 / 内外情勢調査会「日本経済、終焉から再生へ」 | ¥45,740 | 経営共創基盤代表取締役CEOによる講演会の案内状は添付されているが、具体的な調査活動があったことの検証ができない。 |
| 15 | 40 | 24.5.10 | ¥12,000 | 岳川ブリンクスホ テル | 宿泊代 | 同上 | ¥12,000 | 同上 |
| 16 | 94 | 24.7.10 | ¥54,300 | ㈱ジャナルパツク | 航空券代、宿泊代 | 東京 / 内外情勢調査会「山中伸弥氏「iPS細胞研究の進展」 | ¥54,300 | 山中伸弥氏を講師にした講演会の案内は添付されているが、県政のかかわりで具体的な調査活動があったことの検証ができない。 |
| 17 | 190 | 24.11.9 | ¥33,980 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 / 自治体が進む低炭素型まちづくり | ¥33,980 | 「iJAMP自治体実務セミナー」として住宅・建築業界を対象として開催した案内状は添付されているが、具体的な調査活 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|--------------|-------------|---|----------|---|
| | | | | | | | | 動があったことの検証ができない。 |
| 18 | 194 | 24.11.16 | ¥2,240 | ㈱東京自動車 | タクシー代 | 同上/新橋駅～東京ビッグサイト | ¥2,240 | 同上 |
| 19 | 195 | 24.11.17 | ¥11,500 | 品川プリンスホテル | 宿泊代 | 同上/品川プリンスホテル | ¥11,500 | 同上 |
| 20 | 258 | 25.2.13 | ¥16,460 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上/内外情勢調査会「マクドナルドの経営改革」 | ¥16,460 | 盛岡～東京間の移動交通費の計上である。案内は添付されているが、具体的な調査活動があったことへの検証ができない。 |
| 21 | 259 | 25.2.14 | ¥17,890 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥17,890 | 同上 |
| 22 | 260 | 25.2.13 | ¥11,600 | 品川プリンスホテル | 宿泊代 | 同上 | ¥11,600 | 同上 |
| 23 | 288 | 25.3.25 | ¥26,650 | ㈱ジヤルパックス | 航空券代、宿泊代 | 東京/道州制推進フォーラム調査日が2年度に及びため ¹² | ¥26,650 | 案内は添付されているが、具体的な調査活動があったことへの検証ができない。 |
| 24 | 152 | 24.9.24 | ¥32,025 | ㈱時事通信社 | 時事行財政情報モニター | 7, 8, 9 月分 | ¥16,013 | 「県議会控室、政務調査用事務所」の2か所で「使用」と説明されているが、一部については答認できたとしてもそれを購入分は目的外支出である。 |
| 25 | 36 | 24.5.9 | ¥3,784 | 八戸圏域水道企業団企業長 | 水道料金 | 上水道料金2か月分 | ¥2,854 | 使用期間H24.2.8～4.9に係る支出である。4月分は使用基準に適合しない。また、4月分については事務所賃借料で換算したとおり3分の1を超える分は使用基準に適合しない。 |
| 26 | 37 | 24.5.9 | ¥1,780 | 南部町長 | 同上 | 下水道料金2か月分 | ¥1,692 | 同上 |
| 27 | 25 | 24.4.28 | ¥50,000 | (有)芙蓉商事 | 事務所賃借料 | 4月分/全額計上 | ¥33,333 | 議員事務所においてインターネット上に公開されているのは後援番号は議会に届けられているものも番号は議会に届けられているものも調査活動の他後援会活動にかき入れられていたことは容易に更にも使用されていたことは容易に推認される。3分基準に適合しない支出といふべきである。 |
| 28 | | | ¥550,000 | 同上 | 同上 | 5～3月分計 | ¥366,667 | 同上 |

| | | | | | | | |
|------|-----|----------|--------------|--------------------|---------------------------|------------|--|
| 29 | | ¥18,764 | 八戸圏域水道企業団企業長 | 水道料金 | 上水道料金10か月分 | ¥12,509 | 事務所賃借料において検討したとおり3分の1を超える支出は使途基準に適合しない。 |
| 30 | | ¥8,900 | 南部町長 | 同上 | 下水道料金10か月分 | ¥5,933 | 同上 |
| 31 | 10 | ¥4,447 | N T T | 電話代 | 3月分 | ¥4,447 | 本件政務調査費支出不該当期間の債務に係る支出である。 |
| 32 | | ¥52,203 | 同上 | 同上 | 4～2月分 | ¥34,802 | 事務所賃借料において検討したとおり3分の1を超える支出は使途基準に適合しない。 |
| 33 | 34 | ¥2,362 | トレントマイク | ウイールヌバスター契約更新(1年間) | 按分(1/2) | ¥2,362 | 政務調査活動に必要な経費とはいえない。 |
| 34 | 22 | ¥50,000 | 事務所職員 | 賃金 | 4月分(100000×1/2) | ¥50,000 | 月々の支出金額が異なる、雇用契約、勤務実態が不明であるばかりか、債権者名も不明である。家族への生活費の還流も疑われる。 |
| 35 | | ¥671,750 | 同上 | 同上 | 5～3月分計 1/2計上 | ¥671,750 | 同上 |
| 36 | 23 | ¥26,000 | 臨時職員 | 同上 | 政務調査専属補助業務員(4月分) | ¥26,000 | 雇用契約、勤務実態が不明であるばかりか、債権者名の還流も疑われる。 |
| 37 | | ¥298,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥298,000 | 同上 |
| 計 | | | | | | ¥2,341,357 | |
| 清水悦郎 | | | | | | | |
| 1 | 140 | ¥41,000 | 八戸通運(株)八戸観光 | 宿泊代、JR切符代(八戸～東京) | 東京都、神奈川県/屋内又テニート場早期建設促進調査 | ¥41,000 | 具体的にどのような調査活動があったのか検証できない。 |
| 2 | 3 | ¥15,006 | (株)イーエスエム | 電気料金3月分 | 政務調査専用 | ¥15,006 | 本件政務調査費在当期間の債務に係る支出である。 |
| 3 | | ¥98,123 | 同上 | 電気料4～2月分 | 同上 | ¥73,592 | 債権者が真正の債権者ではない。また、政務調査活動分に限定的に使用されたというところも検証できない。事務所賃料同様、4分の1を超える分は使途基準に合致しない。 |
| 4 | 1 | ¥70,000 | 同上 | 事務所賃借料4月分 | 政務調査専用/全額計上 | ¥52,500 | 使用実態に合わせ、後援会活動分、政務調査活動分、活動分は按分し、他の一般的な議員に按分し、目的外支出である。 |
| 5 | | ¥770,000 | 同上 | 事務所賃借料11か月分 | 同上 | ¥577,500 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|-----------------------------------|-------------------|---------------------|---------|--|
| 6 | 2 | 24.4.2 | ¥5,000 | 同上 | 駐車場使用料4月分 | 政務調査来客用 | ¥3,750 | 同上 |
| 7 | | | ¥55,000 | 同上 | 駐車場使用料11か月分 | | ¥41,250 | 同上 |
| 8 | 7 | 24.4.2 | ¥3,635 | ㈱エヌアイテイ ドコモ | 携帯電話料金3月分 | 10,905円×1/3 | ¥3,635 | 本件政務調査費充当期間外の債務に係る支出である。 |
| 9 | 11 | 24.4.3 | ¥5,355 | シヤーンブア ファイ ンクス㈱ | パソコンリース料4月分 | 政務調査専用 | ¥3,570 | 事務所に設置されたパソコンであると推量される。使用実態に合わせ、3分の1を超える分は目的外支出である。 |
| 10 | 12 | 24.4.3 | ¥12,915 | 同上 | コピー複合機リース料4月分 | 同上 | ¥8,610 | 同上 |
| 11 | | | ¥76,979 | NTTファイ ンクス㈱ | 電話代4～3月分 | 政務調査専用 / 全額計上 | ¥57,734 | 議員の事務所電話番号は0178-22-2816だけが公開されている。当該電話番号に係る支出であるとするれば事務所賃借料において検討したとおり4分の1を超える支出は使途基準に合致しないというべきである。 |
| 12 | 40 | 24.4.25 | ¥1,820 | 東日本電信電話 ㈱ | インターネット回線使用料4月分 | 5,460円×1/3 | ¥455 | 政務調査活動の他、後援会、政党活動に投分したとしているが、その他一般的な議員活動分も超える分は使途基準に適合しない。 |
| 13 | | | ¥20,020 | 同上 | インターネット回線使用料5～3月分 | | ¥5,005 | 同上 |
| 14 | | | ¥47,861 | ㈱エヌアイテイ ドコモ/NTT ファイ ンクス㈱ | 携帯電話料金4～2月分 | 1/3 計上 | ¥23,931 | 携帯電話は政務調査活動にも使用されなくも思料される。個人使用を2分の1、活動を政務調査活動、後援会活動、その他一般的なものを超え、分は目的外支出の1を超えている。 |
| 15 | 144 | 24.7.11 | ¥7,875 | ㈱リズムエー ジエ ンジー | 名刺印刷代 | 15,750円×1/2後援会活動と按分 | ¥7,875 | 名刺代への政務調査費支出は本件使途基準に適合しない、目的外支出である。 |
| 16 | 19 | 24.4.17 | ¥9,000 | フオトシヨ ツブ E Y E S | 写真印刷代 | 政務調査資料製用 | ¥9,000 | 領収書但し書きには「品代として」とだけ記載され、領収書等の貼付用紙では「政務調査資料製用」とだけ説明しているが、その実質が検証できない。 |
| 17 | 42 | 24.4.25 | ¥35,000 | 事務職員 | 給与4月分 | 70,000円×1/2後援会活動 | ¥35,000 | 後援会活動用と2分の1に按分 |

| | | | | | | | | とて分 | | | | | |
|---|----|-----|---------|----------|--------------------------------------|---------------------------|------|---|--------------------------------------|----------|------------|--|--|
| | 18 | | | ¥385,000 | 同上 | | | | | ¥385,000 | 同上 | 償 債 名 の 他、 雇 用 契 約 内 容、 勤 務 実 態 も 不 明 で あ る。 家 族 へ の 支 出 も 疑 わ れ る。 | |
| | 19 | 43 | 24.4.25 | ¥50,000 | 同上 | | | 給与4月分 | 100,000円×1/2政党活動と 按分 | ¥50,000 | 同上 | | |
| | 20 | | | ¥550,000 | | | | 給与11か月分 | | ¥550,000 | 同上 | | |
| 計 | | | | | | | | | | | ¥1,944,413 | | |
| 横 | 力 | 1 | 23 | 24.5.7 | ¥35,840 | 株式会社 インターナシ ヨナルトラベル | 航空券代 | | 東京都/地元選出国会議 員とエボルキー政策に 関する意見交換 | ¥35,840 | | 具 体 的 に ど の よ う な 調 査 活 動 が あ っ た の か 検 証 で き な い。 | |
| | 2 | 26 | 24.5.10 | ¥8,400 | ホテルル ボール 翔町 | 宿泊代 | | 同上 | 同上 | ¥8,400 | 同上 | | |
| | 3 | 34 | 24.5.18 | ¥184,400 | 株式会社サ ービス | 航空券、ホ テル代等 | | 台湾/台湾県産品輸 出促進調査 | 同上 | ¥184,400 | 同上 | | |
| | 4 | 48 | 24.6.3 | ¥3,925 | | ガソリン代 | | 弘前市/ス ポーツ振興調 査(陸羯南記 念野球大会) | 同上 | ¥3,925 | 同上 | | |
| | 5 | 49 | 24.6.4 | ¥6,700 | ト ー ミ ー イ ン 弘 前 | 宿泊代 | | 同上 | 同上 | ¥6,700 | 同上 | | |
| | 6 | 50 | 24.6.4 | ¥2,750 | | ガソリン代 | | 秋田県大 湯村/大湯 村同友会と 米作に関 わる意見 交換 | 同上 | ¥2,750 | 同上 | | |
| | 7 | 51 | 24.6.5 | ¥14,000 | ホ テ ル き ら ら か | 宿泊代 | | 同上 | 同上 | ¥14,000 | 同上 | | |
| | 8 | 93 | 24.7.25 | ¥38,400 | 株式会社 日本旅行東 北 | J R切符代・ 宿泊代 | | 東京都/大 間原子力工 事再開につ いて電源開 発本社調 査 | 同上 | ¥38,400 | | 「ご旅行予 約確認書」 は示され ているが、 具体的に 公務調査活 動の実質が あったとい うことにつ いて客観 的に検証 できない。 | |
| | 9 | 94 | 24.7.26 | ¥5,200 | | ガソリン代 | | 同上 | 同上 | ¥5,200 | 同上 | | |
| | 10 | 95 | 24.7.27 | ¥5,200 | | 同上 | | 同上 | 同上 | ¥5,200 | 同上 | | |
| | 11 | 119 | 24.8.31 | ¥208,340 | 株式会社 近畿日本 ツーリス ト東北 | 航空券代・ 宿泊代 | | ニュー ジ ー ラ ン ド / ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド に お け る 景 観 保 全 状 況 に 関 する 調 査 | 同上 | ¥208,340 | | 「調査概要」 と旅行実施 予定表は 示されて いるが、 具体的に どのよう な公務調 査活動が 行われた のか検証 できない。 | |
| | 12 | 139 | 24.10.1 | ¥31,260 | 株式会社 日本旅行 東北 | J R切符代 | | 東京都/大 間原子力工 事再開につ いて電源開 発本社調 査 | 同上 | ¥31,260 | | 領収証以外 に何も示 されていない。 具体的に 公務調査活 動の実質 があった ことにつ いて客 観的に 検証 でき ない。 | |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|----------|----|--------------------|---|----------|--|
| 13 | 227 | 25.2.20 | ¥40,800 | 同上 | 航空券代・宿泊代 | 東京都/地元国会議員とT P P に関しての意見交換 | ¥40,800 | 同上 |
| 14 | 237 | 25.3.12 | ¥68,200 | 同上 | J R 切符代・宿泊代 | 静岡県、神奈川県/浜岡原 発、東京電力横浜火力発電 所安全対策調査 | ¥68,200 | 同上 |
| 15 | 245 | 25.3.26 | ¥5,150 | | ガソリン代 | 同上 | ¥5,150 | 同上 |
| 16 | 247 | 25.3.28 | ¥5,150 | | 同上 | 同上 | ¥5,150 | 同上 |
| 17 | 123 | 24.9.3 | ¥330,750 | | 印刷製本代 | 県政報告誌作成 / 30,000部 ×10.5円×1.05 | ¥165,375 | 後援会活動と評価されるべき内 容があることも推量される。2 分の1に按分して計上すべきで ある。 |
| 18 | 141 | 24.10.8 | ¥60,000 | | 資金 | 6日分 | ¥30,000 | 同上 |
| 19 | 235 | 25.3.1 | ¥138,000 | | 拡声器セット | 政務調査専用 | ¥69,000 | 「政務調査専用」と説明はされ ているが、真実使用目的が限 定されるといえない。後援会 活動等にも使用されることも 計上すべきであり、2分の1を 支出は使途に基づき、2分の1 を支出しない。 |
| 20 | 13 | 24.4.25 | ¥35,000 | | 事務所賃借料 (4月 分) | 70,000円×1/2 | ¥35,000 | 議員自身の連絡先住所、電話 番号は株式会社ニユー下風呂 一のものである。示す看板も設 置され、事務所電の親族が 経営している。ホタルの財政 的援助とも疑われる。 |
| 21 | | | ¥385,000 | | 事務所賃借料 5 ~ 3 月分 | 70,000円×1/2×11か月 | ¥385,000 | 同上 |
| 22 | 20 | 24.5.1 | ¥6,398 | | 携帯電話料金 (4月 分) | 12,796円の1/2 | ¥4,265 | 携帯電話は政務調査活動にも使 用されなくも思われる。大半が 個人的使用の1、残りその他一 般活動を2分の1、残りその他 活動、後援会活動、按分して計 上すべきであり、分は目的外支 出の1を超えている。 |
| 23 | | | ¥73,821 | | 携帯電話料金 5 ~ 3 月分 | 1/2計上 | ¥49,214 | 同上 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|----------------------|------------------|-----------------------------|--|--------|---|---|
| | | | | | | | | | 月分) | |
| 11 | | | ¥23,140 | 東北電力 | 電気料金 5 ~ 3月分 | 1/4を計上 | | ¥7,713 | 同上 | 議員の自宅分も含まれてい る。議員の個人的使用分は少 なくとも2分の1に接分し残り を政務調査活動、議員活動 その他へ支出する。基準に超 える支出は使途不明に合致し ない支出である。 |
| 12 | 6 | 24.4.10 | ¥537 | N T T 東日本 | 電話料金 (3月分) | 2,149 × 1/4 | | ¥537 | 3月分電話料は本件政務調査 費の充当期間外の債務である。 | |
| 13 | 2 | 24.4.2 | ¥2,602 | N T T d o c o m o | 携帯電話料金 (3月 分) | 5,240 × 1/2 | | ¥2,602 | 同上 | |
| 14 | | | ¥5,921 | | 電話料金 4 ~ 2月分 | 1/4を計上 | | ¥1,974 | 4分の1を計上している。しか し、議員の自宅分も含まれて いる。議員の個人的使用分は 少なくとも2分の1に接分し 残り、議員活動、議員活動 その他へ支出する。基準に超 える支出は使途不明に合致し ない支出である。 | |
| 15 | 39 | 24.5.11 | ¥3,530 | かんぶん上北店 | 事務用品 | 7,060 × 1/2、インクカー トリッジ | | ¥2,353 | 自宅事務所に設置している プリンターに係る支出である。 プリンターに係る支出は目的 支出は目的外支出である。 | |
| 16 | 97 | 24.7.9 | ¥4,427 | 同上 | 同上 | 1/2 インクカートリッジ、 コピー用紙、その他 | | ¥2,951 | 同上 | |
| 17 | 135 | 24.8.17 | ¥1,080 | 同上 | 同上 | 1/2 インクカートリッジ | | ¥720 | 同上 | |
| 18 | 188 | 24.10.1 | ¥813 | 同上 | 同上 | 1/2 インクカートリッジ 他 | | ¥542 | 同上 | |
| 19 | 192 | 24.10.9 | ¥590 | 同上 | 同上 | 1/2 インクカートリッジ | | ¥393 | 同上 | |
| 20 | 193 | 24.10.9 | ¥590 | 同上 | 同上 | 同上 | | ¥393 | 同上 | |
| 21 | 219 | 24.11.12 | ¥540 | 同上 | 同上 | 同上 | | ¥360 | 同上 | |
| 22 | 220 | 24.11.14 | ¥448 | 板垣商店 | 同上 | 1/2 シャーペン | | ¥299 | シャーペンは様々な活動 に活用される。前記事務用品 同様、6分の1を超える支出は 目的外支出である。 | |
| 23 | 234 | 24.11.28 | ¥684 | かんぶん上北店 | 同上 | 1/2 コピー用紙 | | ¥456 | 自宅事務所に設置している プリンターに係る支出である。 プリンターに係る支出は目的 支出は目的外支出である。 | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---------|----------|------|---------|----------|------------|--|----------------------------------|
| | | | | | | | | | される。使用実態に合わせ、3分の1を超える分は目的外支出である。 |
| 3 | | ¥97,020 | 同上 | 同上 | | ¥32,340 | 同上 | | |
| 4 | 5 | 24.4.30 | ¥60,000 | 事務職員 | 給与（4月分） | ¥60,000 | 政務調査専用事務職員 | 雇用契約、勤務実態が不明である。債権者名が確認できず家族への支出も疑われる。 | |
| 5 | | | ¥660,000 | 同上 | 給与5～3月分 | ¥600,000 | 同上 | | |
| 計 | | | | | | ¥787,480 | | | |

別表 4

| 議員名 | 整理番号 | 支出年月日 | 支出額 | 支出先 | 品名 | 備考 | 違法金額 | 違法理由 |
|------|------|-------|---------|---------|---------------|--------|---------|---|
| 川村 悟 | 1 | 143 | 24.12.8 | ¥4,680 | 青森センターホテル | 宿泊代 | ¥4,680 | 県政とのかわりです。具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| | 2 | 144 | 24.12.8 | ¥550 | 同上 | 駐車料金 | ¥550 | 同上 |
| | 3 | 166 | 25.1.16 | ¥59,080 | 日本航空 | 航空券代 | ¥19,693 | 調査事項、行程表などは示されていないが、3日目の日程は県政とのかわりか不明な、単なる観光とも思われる日程である。3分の1は本件用途基準に合致しない支出である。 |
| | 4 | 170 | 25.1.23 | ¥200 | 青森県道路公社 | 通行料金 | ¥67 | 同上 |
| | 5 | 171 | 25.1.23 | ¥8,426 | ㈱トヨタレンタリース東四国 | レンタカー代 | ¥2,808 | 同上 |
| | 6 | 176 | 25.1.25 | ¥10,000 | ㈱ホテル椿館 | 宿泊代 | ¥10,000 | 2泊3日の旅程の中の3日目は調査報告もない単なる観光旅行なので、それに係る経費は違法。 |
| | 7 | 177 | 25.1.25 | ¥100 | 松山城駐車場管理者 | 駐車料金 | ¥100 | 単なる観光旅行 |
| | 8 | 178 | 25.1.25 | ¥300 | 財団法人常盤同郷会 | 入場料 | ¥300 | 同上 |
| | 9 | 179 | 25.1.25 | ¥400 | 四国ビジネス(株)愛媛支店 | 同上 | ¥400 | 同上 |
| | 10 | 180 | 25.1.25 | ¥300 | 萬翠荘 | 同上 | ¥300 | 同上 |
| | 11 | 181 | 25.1.25 | ¥162 | 伊予鉄一番町駐 | 駐車料金 | ¥162 | 2泊3日の旅程の中の3日目は、 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|----------------|---------------------|------------------|----------|---|
| 29 | 156 | 24.12.28 | ¥73,500 | ㈱ホテルニューキャッスル | 会場使用料 | 同上 | ¥36,750 | 同上 |
| 30 | 194 | 25.2.1 | ¥10,000 | 郵便事業㈱ | はがき200枚購入費 | 県政意見交換会／実施日2月26日 | ¥5,000 | 同上 |
| 31 | 216 | 25.2.27 | ¥30,000 | 弘前パークホテル | 会場借上げ料 | 同上 | ¥15,000 | 同上 |
| 32 | 226 | 25.3.21 | ¥6,912 | 郵便事業㈱ | 郵送料金2 / 4 | 同上 | ¥3,456 | 同上 |
| 33 | 15 | 24.4.27 | ¥2,800 | 陸奥新報販売センター | 新聞購読料 (4月分) | | ¥1,866 | 事務所での購読は、議員活動、後援会活動、政務調査活動の按分で |
| 34 | | | ¥30,800 | 同上 | 購読料11か月分 | | ¥20,533 | 同上 |
| 35 | 16 | 24.4.27 | ¥3,000 | 東奥日報販売㈱ | 新聞購読料 (4月分) | | ¥2,000 | 自宅での購読は、個人、後援会活動、政務調査活動の按分で |
| 36 | | | ¥33,000 | 同上 | 購読料11か月分 | | ¥22,000 | 同上 |
| 37 | 52 | 24.6.13 | ¥2,000 | 青森県庁消費生活協同組合 | 青森県職員録 | | ¥1,000 | 1冊を超える購入費は本件用途基準に合致しない支出である。 |
| 38 | 195 | 25.2.1 | ¥4,615 | 土佐うまいもの100選事務局 | 図書購入費 | 高知カタログギフト結 | ¥4,615 | 県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 39 | 112 | 24.10.16 | ¥21,525 | 写真館ハセカワ | H P作成 写真撮影データCD | 1/2計上 | ¥21,525 | 議員のホームページに公開されている写真との比較で如何にも高額な支出である。個人的な支出が大半を占めている蓋然性が高い。 |
| 40 | 113 | 24.10.18 | ¥1,490 | サンデー弘前店 | コピー用紙5点 | 全額計上 | ¥745 | 後援会活動分も含まれている蓋然性が高い。2分の1は本件用途基準に合致しないといふべきである。 |
| 41 | 121 | 24.10.31 | ¥10,710 | チナクリエイト㈱ | 宛名ラベル代 | 同上 | ¥5,355 | 同上 |
| 42 | 147 | 24.12.11 | ¥279,300 | ㈱陸奥新報社 | 県政だより第23号A3版20,000部 | 同上 | ¥139,650 | 同上 |
| 43 | 149 | 24.12.11 | ¥94,500 | 企業組合リーフ印刷工房 | 県政だより 封筒印刷 | 同上 | ¥47,250 | 同上 |
| 44 | 163 | 25.1.16 | ¥450,292 | フイエヌ㈱ミッド事業部 | 県政だより配布料 | 同上 | ¥225,146 | 同上 |
| 45 | 164 | 25.1.16 | ¥210,176 | 日本郵便㈱ | 県政だより 郵送料 | 同上 | ¥105,088 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|------------|---------|-----------------|-------------|------------|---|
| 46 | 3 | 24.4.2 | ¥420 | 弘前ガ又(株) | ガ又代(3月分) | 840円×1/2 | ¥420 | 本件政務調査費充当期間外債務に係る支出である。 |
| 47 | 5 | 24.4.5 | ¥3,887 | 東北電力(株) | 電気代(3月分) | 7774円×1/2 | ¥1,295 | 同上 |
| 48 | 229 | 25.3.25 | ¥15,000 | 成田静俊 | 事務所賃借料(4月分) | 30000円×1/2 | ¥15,000 | 本件政務調査費を充当することできない次年度分債務に係る支出である。 |
| 49 | 14 | 24.4.26 | ¥1,323 | 弘前市 | 上下水道料金(3月分) | 2646円×1/2 | ¥441 | 本件政務調査費充当期間外債務に係る支出である。 |
| 50 | | | ¥4,620 | 弘前ガ又(株) | ガ又代4~2月分 | | ¥1,540 | 事務所は政務調査費の他、後援活動などが混然一体として行われている。計上すの1を超えない支出は本件使用すべきである。 |
| 51 | | | ¥46,440 | 東北電力(株) | 電気代4~2月分 | 1/2計上 | ¥15,480 | 同上 |
| 52 | 13 | 24.4.25 | ¥15,000 | 成田静俊 | 事務所賃借料(5月分) | 30000円×1/2 | ¥5,000 | 同上 |
| 53 | | | ¥150,000 | 同上 | 事務所賃借料6~3月分 | 1/2計上 | ¥50,000 | 同上 |
| 54 | | | ¥15,601 | 弘前市 | 上下水道料金4~2月分 | 同上 | ¥5,200 | 同上 |
| 55 | 2 | 24.4.2 | ¥4,098 | N T T | 電話代(3月分) | 8196円×1/2 | ¥4,098 | 本件政務調査費充当期間外債務に係る支出である。 |
| 56 | | | ¥45,861 | 同上 | 電話代4~2月分 | 1/2計上 | ¥15,287 | 議員活動、後援会活動、政務調査活動の他、個人的にも使用される個人使用分を2分の1の6分、残りを超えない支出が本件使用すべきである。 |
| 57 | 1 | 24.4.1 | ¥33,380 | ケーブデンキ | デジカメ購入費 | 66760円×1/2 | ¥22,253 | 同上 |
| 58 | | | ¥75,464 | | その他事務費 | 同上 | ¥25,155 | 同上 |
| 59 | 11 | 24.4.20 | ¥80,000 | 事務職員 | 給与(4月分) | 160000円×1/2 | ¥80,000 | 債権者名のみならず、雇用契約内容、勤務実態も不明である。家族への支出も疑われる。 |
| 60 | | | ¥1,170,000 | 同上 | 給与11か月分、期末手当2回分 | 1/2計上 | ¥1,170,000 | 同上 |

| | | 計 | | | | ¥2,286,015 | | | |
|-------|----|-----|----------|---------|--------------|--------------|---------------------|---------|--|
| 櫛引コキ子 | 1 | 26 | 24.5.19 | ¥830 | 青森県道路公社 | 通行料金 | 観光資源調査 / 七戸町 | ¥830 | 県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| | 2 | 28 | 24.5.20 | ¥4,550 | 東日本高速道路(株) | 同上 | 胆沢ダム建設状況調査 / 岩手県奥州市 | ¥4,550 | 同上 |
| | 3 | 29 | 24.5.20 | ¥1,550 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥1,550 | 同上 |
| | 4 | 44 | 24.6.15 | ¥5,100 | 同上 | 同上 | 被災地復旧状況調査 / 宮城県気仙沼市 | ¥5,100 | 同上 |
| | 5 | 45 | 24.6.15 | ¥3,700 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥3,700 | 同上 |
| | 6 | 53 | 24.7.5 | ¥3,950 | 同上 | 同上 | 地域医療対策調査 / 岩手県花巻市 | ¥3,950 | 同上 |
| | 7 | 54 | 24.7.5 | ¥3,500 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥3,500 | 同上 |
| | 8 | 117 | 24.9.17 | ¥3,250 | 同上 | 同上 | 被災地復旧状況調査 / 岩手県宮古市 | ¥3,250 | 同上 |
| | 9 | 118 | 24.9.17 | ¥3,500 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥3,500 | 同上 |
| | 10 | 133 | 24.10.11 | ¥3,700 | 同上 | 同上 | 震災復興・復旧調査 / 岩手県久慈市 | ¥3,700 | 同上 |
| | 11 | 134 | 24.10.11 | ¥2,200 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥2,200 | 同上 |
| | 12 | 141 | 24.10.20 | ¥1,200 | 同上 | 同上 | 自然観光事業調査 / 秋田県湯沢市 | ¥1,200 | 同上 |
| | 13 | 142 | 24.10.20 | ¥3,550 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥3,550 | 同上 |
| | 14 | 143 | 24.10.20 | ¥4,550 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥4,550 | 同上 |
| | 15 | 148 | 24.10.23 | ¥3,350 | 同上 | 同上 | 地産地消取り組み調査 / 岩手県雫石町 | ¥3,350 | 同上 |
| | 16 | 149 | 24.10.23 | ¥2,200 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥2,200 | 同上 |
| | 17 | 183 | 25.1.9 | ¥55,680 | 弘南観光開発(株) | 香川県・愛媛県・航空券代 | 香川県・愛媛県 / 会派県外調査 | ¥18,560 | 調査事項、行程表などは示されているが、3日目の日程は県政とのかかわりが不明な、単なる観光とも思料される日程である。3分の1は本件使途基準に合致しない支出である。 |
| | 18 | 193 | 25.1.23 | ¥200 | 青森県道路公社 | 通行料金 | 同上 | ¥67 | 同上 |
| | 19 | 195 | 25.1.23 | ¥8,426 | トヨタレンタリース大四国 | レンタカー利用代 | 33705円 × 1/4 | ¥2,808 | 2泊3日の旅程の中で3日目は、調査報告もない単なる観光旅行 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|--------------|------------|------------------------|---------|---|--------------|
| 20 | 200 | 25.1.25 | ¥100 | 松山城駐車場管理費 | 駐車料金 | 400円×1/4 | ¥100 | 単なる観光旅行 | なので、3分の1は違法。 |
| 21 | 203 | 25.1.25 | ¥400 | 坂の上の雲ミュージアム | 入館料 | 1600円×1/4 | ¥400 | 同上 | |
| 22 | 205 | 25.1.25 | ¥162 | 伊予鉄一番町駐車場 | 駐車料金 | 650円×1/4 | ¥162 | 2泊3日の旅程の中で3日目は調査報告もない単なる観光旅行なので、それに係る経費は違法。 | |
| 23 | 206 | 25.1.25 | ¥906 | コヌモ石油 | レンタカーガソリン代 | 3626円×1/4 | ¥302 | 2泊3日の旅程の中で3日目は調査報告もない単なる観光旅行なので、3分の1は違法。 | |
| 24 | 207 | 25.1.25 | ¥10,000 | ホテル椿館 | 宿泊代 | | ¥10,000 | 2泊3日の旅程の中の3日目は調査報告もない単なる観光旅行なので、それに係る経費は違法。 | |
| 25 | 208 | 25.1.25 | ¥1,600 | 青森空港駐車場 | 駐車料金 | | ¥533 | 2泊3日の旅程の中で3日目は調査報告もない単なる観光旅行なので、3分の1は違法。 | |
| 26 | 230 | 25.2.17 | ¥3,700 | 東日本高速道路(株) | 通行料金 | 伝統行事伝承活動に関する調査/花巻市・盛岡市 | ¥3,700 | 県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 | |
| 27 | 231 | 25.2.17 | ¥1,300 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥1,300 | 同上 | |
| 28 | 232 | 25.2.17 | ¥3,350 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥3,350 | 同上 | |
| 29 | 42 | 24.6.14 | ¥2,000 | 青森県庁消費生活協同組合 | 図書購入費 | 自宅、会派控室各1部 | ¥1,000 | 1冊を超える購入費は本件用途基準に合致しない支出である。 | |
| 30 | 47 | 24.6.22 | ¥2,700 | (有)三井新聞店 | 新聞購読料(6月分) | 東奥日報 | ¥2,700 | 自宅購読に係る代金と送料される。購読していただいた新聞について6月から政務調査費を充当したものと推量される。そうであれば個人的支出といふほかない。 | |
| 31 | | | ¥27,000 | 同上 | 新聞購読料7~3月分 | 同上 | ¥27,000 | 同上 | |
| 32 | 48 | 24.6.22 | ¥3,094 | 同上 | 新聞購読料(6月分) | 日本経済新聞 | ¥3,094 | 同上 | |
| 33 | | | ¥24,976 | 同上 | 新聞購読料7~1月分 | 同上 | ¥24,976 | 同上 | |
| 34 | | | ¥6,014 | 読売センター五所川原 | 新聞購読料2~3月 | 読売新聞 | ¥5,012 | 自宅での購読は、個人分が2分後の1、残りを政務調査活動、議員で援会活動、その他一般的なべき活動とに按分して計上すべき | |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|--------------------------|------------------------|-------------------------|---------|--|
| 4 | 53 | 24.5.17 | ¥6,200 | ホテルユニサイ トむつ | 宿泊料 | 介護保険に関する意識調査 | ¥6,200 | 県政とのかかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか検証できない。 |
| 5 | 57 | 24.5.24 | ¥7,130 | 国際貸切自動車 (株) | タクシー代/新城~ 宮田往復 | T P P問題に対する意識調 査 | ¥7,130 | 同上 |
| 6 | 74 | 24.5.28 | ¥2,870 | 同上 | タクシー代/新城~ 堤往復 | 電力に対する意識調査 | ¥2,870 | 同上 |
| 7 | 79 | 24.6.6 | ¥6,590 | 同上 | タクシー代/新城~ 浜館間瀬往復 | 同上 | ¥6,590 | 同上 |
| 8 | 84 | 24.6.13 | ¥3,070 | 同上 | タクシー代/新城~ 八重田 | 新エネルギーに関する調査 | ¥3,070 | 同上 |
| 9 | 85 | 24.6.13 | ¥640 | 同上 | タクシー代/八重田 ~青森県立中央病院 | 同上 | ¥640 | 同上 |
| 10 | 86 | 24.6.13 | ¥3,090 | 同上 | タクシー代/青森県 立中央病院~新城 | 同上 | ¥3,090 | 同上 |
| 11 | 99 | 24.6.20 | ¥2,270 | 同上 | タクシー代/新城~ 石江往復 | 新青森駅周辺課題現場視察 | ¥2,270 | 同上 |
| 12 | 120 | 24.7.3 | ¥6,430 | 同上 | タクシー代/新城~ 小柳往復 | 原子力に対する意識調査 | ¥6,430 | 同上 |
| 13 | 121 | 24.7.4 | ¥1,450 | 同上 | タクシー代/新城~ 勝田 | 平和公園の建設物現状及び 利用状況の調査 | ¥1,450 | 同上 |
| 14 | 126 | 24.7.13 | ¥730 | 同上 | タクシー代/勝田~ 新城 | 原子力に対する意識調査 | ¥730 | 同上 |
| 15 | 127 | 24.7.13 | ¥1,540 | 同上 | タクシー代/浜田~ 新城 | 同上 | ¥1,540 | 同上 |
| 16 | 136 | 24.8.1 | ¥10,210 | 同上 | タクシー代/新城~ 浪岡往復 | T P P問題に対する意識調 査 | ¥10,210 | 同上 |
| 17 | 137 | 24.8.2 | ¥10,460 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥10,460 | 同上 |
| 18 | 140 | 24.8.4 | ¥1,360 | 同上 | タクシー代/新城~ 鶴ヶ坂 | 同上 | ¥1,360 | 同上 |
| 19 | 141 | 24.8.4 | ¥1,090 | 同上 | タクシー代/戸門~ 新城 | 同上 | ¥1,090 | 同上 |
| 20 | 155 | 24.8.12 | ¥830 | 青森県道路公社 /みちのく有料 道路 | 通行料金/青森市~ 三沢 | 三沢商店街等現状視察 | ¥830 | 同上 |
| 21 | 158 | 24.8.13 | ¥6,590 | 国際貸切自動車 (株) | タクシー代/新城~ 幸畑往復 | 消費税増税に対する意識調 査 | ¥6,590 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|-----------------|---------------|-----------------|---------|----|
| 22 | 159 | 24.8.15 | ¥6,140 | 同上 | タクシー代/新城~高田 | 同上 | ¥6,140 | 同上 |
| 23 | 160 | 24.8.16 | ¥2,900 | 同上 | タクシー代/新城~古川往復 | 同上 | ¥2,900 | 同上 |
| 24 | 161 | 24.8.17 | ¥3,440 | 同上 | タクシー代/新城~油川往復 | 同上 | ¥3,440 | 同上 |
| 25 | 162 | 24.8.20 | ¥3,080 | 同上 | タクシー代/新城~沖館往復 | 同上 | ¥3,080 | 同上 |
| 26 | 163 | 24.8.22 | ¥2,000 | 同上 | タクシー代/新城~石江往復 | 同上 | ¥2,000 | 同上 |
| 27 | 164 | 24.8.23 | ¥4,700 | 同上 | タクシー代/新城~安方往復 | 同上 | ¥4,700 | 同上 |
| 28 | 165 | 24.8.24 | ¥2,360 | 同上 | タクシー代/新城~石江往復 | 同上 | ¥2,360 | 同上 |
| 29 | 171 | 24.8.27 | ¥2,360 | 同上 | タクシー代/新城~三内往復 | 同上 | ¥2,360 | 同上 |
| 30 | 172 | 24.8.29 | ¥3,260 | 同上 | タクシー代/新城~油川往復 | 同上 | ¥3,260 | 同上 |
| 31 | 173 | 24.8.31 | ¥200 | 宮城県公安委員会 | 駐車料金 | 仙台市の都市づくりに関する調査 | ¥200 | 同上 |
| 32 | 174 | 24.8.30 | ¥200 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥200 | 同上 |
| 33 | 175 | 24.8.30 | ¥200 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥200 | 同上 |
| 34 | 176 | 24.8.30 | ¥500 | タムズ北目町/パーキング24株 | 同上 | 同上 | ¥500 | 同上 |
| 35 | 177 | 24.8.31 | ¥1,000 | リパーク仙台二日町第2 | 同上 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 36 | 178 | 24.8.31 | ¥300 | タムズ北目町/パーキング24株 | 同上 | 同上 | ¥300 | 同上 |
| 37 | 179 | 24.8.31 | ¥300 | 副都心パーキング圏分町 17 | 同上 | 同上 | ¥300 | 同上 |
| 38 | 218 | 24.10.10 | ¥13,650 | | 高速道路通行料金 | 同上 | ¥13,650 | 同上 |
| 39 | 182 | 24.9.3 | ¥3,340 | 国際貸切自動車株 | タクシー代/新城~浜館間瀬 | 消費税増税に対する意識調査 | ¥3,340 | 同上 |
| 40 | 183 | 24.9.3 | ¥3,160 | 同上 | タクシー代/浜館間瀬~石江 | 同上 | ¥3,160 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|----|-----------------|-----------------|---------|----|
| 41 | 197 | 24.9.10 | ¥3,080 | 同上 | タクシー代/新城~古川往復 | 若年層の政治に対する意識調査 | ¥3,080 | 同上 |
| 42 | 198 | 24.9.11 | ¥2,170 | 同上 | タクシー代/石江~安方 | 同上 | ¥2,170 | 同上 |
| 43 | 199 | 24.9.11 | ¥2,350 | 同上 | タクシー代/安方~新城 | 同上 | ¥2,350 | 同上 |
| 44 | 204 | 24.9.19 | ¥14,230 | 同上 | タクシー代/新城~五所川原往復 | 同上 | ¥14,230 | 同上 |
| 45 | 205 | 24.9.24 | ¥1,090 | 同上 | タクシー代/新城~石江 | 同上 | ¥1,090 | 同上 |
| 46 | 213 | 24.10.2 | ¥4,340 | 同上 | タクシー代/新城~中央往復 | 同上 | ¥4,340 | 同上 |
| 47 | 234 | 24.10.17 | ¥4,800 | 同上 | タクシー代/新城~浜田往復 | 同上 | ¥4,800 | 同上 |
| 48 | 235 | 24.10.23 | ¥820 | 同上 | タクシー代/新城~戸門 | T P P問題に対する意識調査 | ¥820 | 同上 |
| 49 | 238 | 24.10.26 | ¥910 | 同上 | タクシー代/戸門~新城 | 同上 | ¥910 | 同上 |
| 50 | 257 | 24.11.7 | ¥2,900 | 同上 | タクシー代/新城~安田往復 | 若年層の政治に対する意識調査 | ¥2,900 | 同上 |
| 51 | 258 | 24.11.8 | ¥5,360 | 同上 | タクシー代/新城~港町往復 | 同上 | ¥5,360 | 同上 |
| 52 | 259 | 24.11.9 | ¥2,440 | 同上 | タクシー代/新城~浜田 | 同上 | ¥2,440 | 同上 |
| 53 | 260 | 24.11.9 | ¥1,090 | 同上 | タクシー代/浜田~間屋町 | 同上 | ¥1,090 | 同上 |
| 54 | 261 | 24.11.9 | ¥2,440 | 同上 | タクシー代/間屋町~新城 | 同上 | ¥2,440 | 同上 |
| 55 | 286 | 24.11.16 | ¥6,320 | 同上 | タクシー代/新城~原別往復 | 同上 | ¥6,320 | 同上 |
| 56 | 288 | 24.11.17 | ¥6,140 | 同上 | タクシー代/新城~戸山往復 | 同上 | ¥6,140 | 同上 |
| 57 | 321 | 24.12.17 | ¥8,020 | 同上 | タクシー代/新城~柏 | T P P問題に対する意識調査 | ¥8,020 | 同上 |
| 58 | 322 | 24.12.17 | ¥8,020 | 同上 | タクシー代/柏~新城 | 同上 | ¥8,020 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|--------------------|---------------|------------------------------|---------|--|
| 59 | 323 | 24.12.19 | ¥3,440 | 同上 | タクシー代/新城~油川往復 | 同上 | ¥3,440 | 同上 |
| 60 | 324 | 24.12.21 | ¥150 | 青森県道路公社 / 青森空港有料道路 | 通行料金 | 香川県・愛媛県/条例・推進事業について視察のチケット購入 | ¥50 | 調査事項、行程表などは示されているが、3日目の日程は厚故とのかかわりが不明な、単なる観光とも思料される日程である。3分の1は本件使途基準に合致しない支出である。 |
| 61 | 325 | 24.12.21 | ¥58,680 | J A L | 航空券代 | 香川県・愛媛県/条例・推進事業について | ¥19,560 | 同上 |
| 62 | 357 | 25.1.23 | ¥5,320 | 国際貸切自動車(株) | タクシー代/新城~青森空港 | 四国地方 取組・推進事業 実態調査 | ¥1,773 | 同上 |
| 63 | 358 | 25.1.23 | ¥8,426 | トヨタレンタリース 久四国 | レンタカー利用代 | 33705円×1/4 (4人で按分) | ¥2,809 | 2泊3日の旅程の中で3日目は調査報告もない単なる観光旅行なので、3分の1は違法。 |
| 64 | 362 | 25.1.25 | ¥100 | 松山城駐車場管理 者 | 駐車料金 | 400円×1/4 (4人で按分) | ¥100 | 単なる観光旅行 |
| 65 | 367 | 25.1.25 | ¥162 | 伊子鉄一番町駐車場 | 同上 | 650円×1/4 (4人で按分) | ¥162 | 2泊3日の旅程の中の3日目は、調査報告もない単なる観光旅行なので、それに係る経費は違法。 |
| 66 | 368 | 25.1.25 | ¥906 | コスモ石油 | レンタカーガソリン代 | 3626円×1/4 (4人で按分) | ¥302 | 同上 |
| 67 | 369 | 25.1.25 | ¥5,320 | 国際貸切自動車(株) | タクシー代/青森空港~新城 | 香川県・愛媛県/条例・推進事業について | ¥1,773 | 同上 |
| 68 | 370 | 25.1.25 | ¥10,000 | ホテル椿館 | 宿泊代 | | ¥10,000 | 同上 |
| 69 | 336 | 25.1.8 | ¥2,000 | 国際貸切自動車(株) | タクシー代/新城~岡町往復 | 岡町地域道路調査 | ¥2,000 | 県政とのかわり具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 70 | 338 | 25.1.10 | ¥1,270 | 成長タクシー | タクシー代/新城~石江 | 冬期交通の現状調査 | ¥1,270 | 同上 |
| 71 | 351 | 25.1.15 | ¥2,900 | 国際貸切自動車(株) | タクシー代/新城~安田往復 | 原子力に対する意識調査 | ¥2,900 | 同上 |
| 72 | 352 | 25.1.16 | ¥1,540 | 同上 | タクシー代/新城~古川 | 同上 | ¥1,540 | 同上 |
| 73 | 354 | 25.1.19 | ¥1,180 | 同上 | タクシー代/古川~石江 | 同上 | ¥1,180 | 同上 |
| 74 | 373 | 25.1.28 | ¥6,850 | 同上 | タクシー代/新城~宮田往復 | 介護保険に関する意識調査 | ¥6,850 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|--------|----|-------------------|-------------------|--------|----|
| 75 | 378 | 25.1.29 | ¥1,090 | 同上 | タクシー代/石江～ 新城 | 防災に対する意識調査 | ¥1,090 | 同上 |
| 76 | 379 | 25.1.30 | ¥3,080 | 同上 | タクシー代/新城～ 沖館往復 | 同上 | ¥3,080 | 同上 |
| 77 | 389 | 25.2.1 | ¥1,180 | 同上 | タクシー代/新城～ 三内 | 同上 | ¥1,180 | 同上 |
| 78 | 390 | 25.2.1 | ¥1,090 | 同上 | タクシー代/三内～ 新城 | 同上 | ¥1,090 | 同上 |
| 79 | 392 | 25.2.7 | ¥2,000 | 同上 | タクシー代/新城～ 岡町往復 | 同上 | ¥2,000 | 同上 |
| 80 | 398 | 25.2.15 | ¥2,900 | 同上 | タクシー代/新城～ 安田往復 | 同上 | ¥2,900 | 同上 |
| 81 | 399 | 25.2.18 | ¥3,080 | 同上 | タクシー代/新城～ 古川往復 | 同上 | ¥3,080 | 同上 |
| 82 | 400 | 25.2.19 | ¥3,080 | 同上 | タクシー代/新城～ 沖館往復 | 同上 | ¥3,080 | 同上 |
| 83 | 410 | 25.3.2 | ¥6,060 | 同上 | タクシー代/新城～ 原別往復 | 同上 | ¥6,060 | 同上 |
| 84 | 411 | 25.3.3 | ¥2,900 | 同上 | タクシー代/新城～ 安田往復 | 同上 | ¥2,900 | 同上 |
| 85 | 412 | 25.3.9 | ¥1,000 | 同上 | タクシー代/新城～ 岡町 | 高齢者介護に対する意識調 査 | ¥1,000 | 同上 |
| 86 | 413 | 25.3.9 | ¥910 | 同上 | タクシー代/岡町～ 新城 | 同上 | ¥910 | 同上 |
| 87 | 416 | 25.3.14 | ¥6,140 | 同上 | タクシー代/新城～ 高田往復 | 同上 | ¥6,140 | 同上 |
| 88 | 418 | 25.3.15 | ¥1,180 | 同上 | タクシー代/新城～ 三内 | 同上 | ¥1,180 | 同上 |
| 89 | 419 | 25.3.15 | ¥1,180 | 同上 | タクシー代/三内～ 新城 | 同上 | ¥1,180 | 同上 |
| 90 | 424 | 25.3.18 | ¥6,140 | 同上 | タクシー代/新城～ 戸山往復 | 同上 | ¥6,140 | 同上 |
| 91 | 426 | 25.3.24 | ¥1,540 | 同上 | タクシー代/新城～ 古川 | 同上 | ¥1,540 | 同上 |
| 92 | 427 | 25.3.24 | ¥1,630 | 同上 | タクシー代/古川～ 新城 | 同上 | ¥1,630 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|--------|--------------------|-------------|--|--------|---|
| 93 | 428 | 25.3.25 | ¥1,000 | 同上 | タクシー代/新城~岡町 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 94 | 429 | 25.3.25 | ¥910 | 同上 | タクシー代/岡町~新城 | 同上 | ¥910 | 同上 |
| 95 | 16 | 24.4.15 | ¥900 | 長尾優子 | 図書購入費 | 『倫風』 ¹ 5月号2冊、600円 『清流』 ² 1冊600円 | ¥900 | 『倫風』 ¹ 5月号300円×2冊、 『清流』 ² 1冊600円購入代金を控除して900円を計上している。『倫風』 ¹ 1冊分代金を控除し、これら書籍は実践倫理宏正会関連のもの、宗教活動と史料される。本件使途基準に合致しないといふべきである。なお、300円を控除して計上したからといって同じ本を2冊購入することを正当化できるものではない。 |
| 96 | 55 | 24.5.19 | ¥900 | 同上 | 同上 | 『倫風』 ¹ 2冊、600円 『清流』 ² 1冊600円 | ¥900 | 前記「16」で検討したとおり。 |
| 97 | 100 | 24.6.23 | ¥900 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥900 | 同上 |
| 98 | 128 | 24.7.14 | ¥900 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥900 | 同上 |
| 99 | 143 | 24.8.11 | ¥900 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥900 | 同上 |
| 100 | 195 | 24.9.8 | ¥900 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥900 | 同上 |
| 101 | 216 | 24.10.6 | ¥900 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥900 | 同上 |
| 102 | 287 | 24.11.17 | ¥900 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥900 | 同上 |
| 103 | 306 | 24.12.6 | ¥900 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥900 | 同上 |
| 104 | 353 | 25.1.16 | ¥900 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥900 | 同上 |
| 105 | 393 | 25.2.10 | ¥900 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥900 | 同上 |
| 106 | 256 | 24.11.2 | ¥900 | 東海キヨスク株 | 同上 | 『誰かを犠牲にする経済はもついたらない!』 | ¥900 | 県政とのかわり方が不明である。 |
| 107 | 78 | 24.6.4 | ¥160 | ファミリーツー ト銀座八丁目店 | 新聞代 | 日本経済新聞 | ¥160 | 出張したときにコンビニで購入したものと史料される。政務調査活動との関連が不明である。 |
| 108 | 255 | 24.11.1 | ¥160 | LAWSON長 野南千歳店 | 同上 | 同上 | ¥160 | 同上 |
| 109 | 32 | 24.4.27 | ¥3,000 | (有)鎌田新聞店 | 新聞購読料(3月分) | 東奥日報新聞 | ¥3,000 | 本件政務調査費の対象期間外に係る債務である。 |
| 110 | 33 | 24.4.27 | ¥3,007 | (有)長尾新聞店 | 同上 | 朝日新聞 | ¥2,004 | 自宅購読は、個人、後援会、政務調査用の3つに按分すべきで、 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|----------|------------------|-----------------|-----------------|----------|--|---------|
| 111 | | | ¥33,000 | (有)鎌田新聞店 | 新聞購読料4～2月 | 東奥日報新聞 | ¥22,000 | 同上 | 3分の2が違法 |
| 112 | | | ¥33,077 | (有)長尾新聞店 | 同上 | 朝日新聞 | ¥3,007 | 本件政務調査費の対象期間外に係る債務である。 | |
| 113 | 83 | 24.6.13 | ¥2,000 | 青森県庁消費生活協同組合 | 図書購入費 | 議会控室、事務所各1冊 | ¥1,000 | 同じものを2冊購入する費用に政務調査費を充当することは本件使用基準に合致しない。 | |
| 114 | 29 | 24.4.24 | ¥22,575 | (株)パラソネット | H P追加制作料 | | ¥11,287 | 議員活動、政務調査活動の2按分で、半額違法 | |
| 115 | 73 | 24.5.28 | ¥14,175 | (株)富士通システムズ・イーエス | 初期費用・オリジナルデザイン代 | | ¥7,087 | 同上 | |
| 116 | 115 | 24.6.27 | ¥4,725 | 同上 | オリジナルデザイン代 | | ¥2,362 | 後援会活動分も含まれている蓋然性が高い。2分の1は本件使用基準に合致しないというべきである。 | |
| 117 | | | ¥37,800 | 同上 | 同上 9か月分 | | ¥18,900 | 同上 | |
| 118 | 333 | 24.12.28 | ¥777,805 | (株)パラソネット | 議会だより制作料 | | ¥38,902 | 同上 | |
| 119 | 30 | 24.4.24 | ¥48,615 | 同上 | 同上 | | ¥24,308 | 同上 | |
| 120 | 52 | 24.5.15 | ¥287,348 | (株)こがわ | 印刷製本費 | 36200枚 | ¥143,674 | 同上 | |
| 121 | 350 | 25.1.15 | ¥729,603 | 同上 | 同上 | 印刷72400 封筒20000 | ¥364,802 | 同上 | |
| 122 | 88 | 24.6.15 | ¥56,091 | ライエスミッド(株)ミッド事業部 | 配布料 | 17807部 | ¥28,045 | 同上 | |
| 123 | 13 | 24.4.10 | ¥4,436 | 青森市水道部 | 水道料金(3月分) | 1/2按分 | ¥1,478 | 本件政務調査費を充当することができない。次年度分債務に係る支出である。 | |
| 124 | | | ¥44,757 | 同上 | 水道料金4～2月分 | 同上 | ¥44,757 | 自宅水道料金への支出と異料される。私的支出といふべきである。 | |
| 125 | 334 | 25.1.2 | ¥33,350 | さいとうガス(株) | ガス・灯油代(12月分) | 同上 | ¥11,116 | 自宅使用分とも異料される。そこであれば個人の支出である。 | |
| 126 | | | ¥135,930 | 同上 | 同上11か月分 | 同上 | ¥135,930 | 同上 | |
| 127 | 376 | 25.1.28 | ¥18,394 | 東北電力(株) | 電気代(1月分) | 同上 | ¥18,394 | 同上 | |
| 128 | | | ¥109,774 | 同上 | 電気代11か月分 | 同上 | ¥109,774 | 同上 | |
| 129 | 438 | 25.3.28 | ¥20,171 | さいとうガス(株) | ガス・灯油代(3月分) | 同上 | ¥6,723 | 同上 | |

| | | | | | | | | | |
|--------------|-----|---------|----------|-----------------------------|-----------------|------------|----|------------|--|
| 130 | 15 | 24,4.12 | ¥1,643 | 青森綜合警備保 障(株) | 警備料 | 同上 | 同上 | ¥1,643 | 自宅の警備料とも思料される。そう そうであれば個人的支出といっ べきである。 |
| 131 | | | ¥16,430 | 同上 | 警備料5～2月分 | 同上 | 同上 | ¥16,430 | 同上 |
| 132 | 1 | 24,4.5 | ¥1,811 | N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ンズ | インターネット代 | 同上 | 同上 | ¥1,811 | 利用期間3月分に係る支出であ る。本件政務調査費は充 当すべきでない。 |
| 133 | 441 | 24,4.2 | ¥8,541 | (株)エヌ・アイ・ アイ・ドコモ | 携帯電話料金3月分 | 同上 | 同上 | ¥8,541 | 同上 |
| 134 | 31 | 24,4.25 | ¥1,409 | 東日本電信電話 (株) | 電話代(4月分) | 同上 | 同上 | ¥469 | 自宅使用分とも思料される。そ うであれば個人的支出である。 |
| 135 | | | ¥15,433 | N T T フ ァ イ ナ ン ス (株) | 電話代5～3月分 | 同上 | 同上 | ¥15,433 | 同上 |
| 136 | 37 | 24,5.7 | ¥1,811 | N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ンズ | インターネット代 | 同上 | 同上 | ¥1,207 | 自宅取り付けは、個人使用分を 2分の1とし、残り2分の1に ついて、議員活動、政務調査活 動の3按分で全体の6分の1と の差額が違法 |
| 137 | 59 | 24,5.25 | ¥6,099 | K D D I (株) | 携帯電話料金(4月 分) | 同上 | 同上 | ¥4,066 | 携帯電話は個人的使用分を2分 の1とし、残り2分の1につい て、議員活動、政務調査活動 の3按分で全体の6分の1との差 額が違法 |
| 138 | | | ¥64,483 | 同上 | 携帯電話料金6～3 月分 | 同上 | 同上 | ¥42,989 | 同上 |
| 139 | 75 | 24,5.31 | ¥10,873 | (株)エヌ・アイ・ アイ・ドコモ | 携帯電話料金(5月 分) | 同上 | 同上 | ¥3,624 | 個人、議員活動、政務調査活動 の3按分で2分の1との差額が 違法 |
| 140 | 77 | 24,6.1 | ¥7,180 | (株)油川電器 | デジタルカメラ 代 | 充電器を紛失したため | 同上 | ¥7,180 | 議員自身が紛失したことにより 発生した支出であるから議員の 個人的な支出といふべきである。 |
| 141 | 422 | 25,3.15 | ¥23,884 | 社会福祉法人 幸仁会 | 印刷料 | 政務調査専用 | 同上 | ¥23,884 | どのような契約に基づいての支 出であるか推認できず、真正の 債権者に対する支出かどうか疑 われる。 |
| 142 | | | ¥710,000 | 臨時雇用職員 | 日当・賃金 | 1年分 | 同上 | ¥710,000 | 債権者名のみならず、雇用契約 内容、勤務実態も不明である。 家族への支出も疑われる。 |
| 議員持ち出し分 計 | | | | | | | | ¥ - 3,717 | |
| 計 | | | | | | | | ¥2,166,168 | |

| 吉田 親恵 | | | | | | | | |
|-------|-----|----------|----------|----------------|--------------------------------------|-------------------------------------|----------|---|
| 1 | 2 | 24.4.5 | ¥93,200 | 三八五観光(株) | 航空券、JR券代 | 新潟県・大阪府/中心市街地活性化及び介護予防の先進事例調査 | ¥93,200 | 行程表は示されているが、県政とのかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか不明である。 |
| 2 | 17 | 24.4.22 | ¥7,500 | ホテルメッツ長岡 | 宿泊代 | 同上 | ¥7,500 | 同上 |
| 3 | 18 | 24.4.22 | ¥963 | たなかタクシー | タクシー代/伊吹、1/畠山議員と同行~新潟3計上/新潟駅~新潟空港 | 同上 | ¥963 | 同上 |
| 4 | 19 | 24.4.22 | ¥1,486 | 日本交通(株) | タクシー代/伊吹、1/畠山議員と同行~3計上/ウエルストーク豊岡~城崎荘 | 同上 | ¥1,486 | 同上 |
| 5 | 20 | 24.4.22 | ¥260 | 同上 | タクシー代/伊吹、1/畠山議員と同行~3計上/豊岡駅~ウエルストーク豊岡 | 同上 | ¥260 | 同上 |
| 6 | 21 | 24.4.23 | ¥8,000 | (有)城崎荘 | 宿泊代 | 同上 | ¥8,000 | 同上 |
| 7 | 104 | 24.9.3 | ¥6,000 | JR | JR切符代/八戸駅~新青森駅 | 患者・家族向け宿泊施設「フアミリーハウスあおもり」調査 | ¥6,000 | 県政とのかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 8 | 106 | 24.9.3 | ¥1,630 | 三八五観光(株) シー(株) | 新青森駅~県庁 | 同上 | ¥1,630 | 同上 |
| 9 | 107 | 24.9.3 | ¥1,630 | (株)青森中央タクシー | 県庁~新青森駅 | 同上 | ¥1,630 | 同上 |
| 10 | 111 | 24.9.10 | ¥36,300 | 三八五観光(株) | JR切符代/八戸駅~東京駅往復 | 平成24年度東京都医師会が「胃がん検診をめぐり最近の動向」聞き取り調査 | ¥36,300 | 「東京都(医師会講堂)」1つの女性書きがあるが、県政とのかわりで具体的にどのような政務調査活動がおこなわれたのか客観的に検証できない。 |
| 11 | 117 | 24.9.22 | ¥9,800 | ホテルメッツ田端 | 宿泊代 | 同上 | ¥9,800 | 同上 |
| 12 | 118 | 24.9.22 | ¥3,790 | 大平タクシー | タクシー代/自宅~八戸駅 | 同上 | ¥3,790 | 同上 |
| 13 | 125 | 24.10.9 | ¥26,750 | JR | JR切符代/新青森駅~東京駅~中野駅~八戸駅 | 「2012東北復興祭大祭典なかの」復興活動の取組調査 | ¥26,750 | 県政とのかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 14 | 128 | 24.10.12 | ¥111,100 | (株)中野サンゾラ | 宿泊代 | 同上 | ¥111,100 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|----------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|----------|--|
| 15 | 189 | 25.1.26 | ¥67,610 | JR東日本 | JR切符代/八戸～ 富山～名古屋～八戸 | 介護予防先進地調査、高山 観光振興調査、地域防災計 画研修会 | ¥67,610 | 行程表は示されているが、県政 どのかがわりで具体的にどのよ うな調査研究が行われたのか客 観的に検証できない。 |
| 16 | 190 | 25.1.29 | ¥15,700 | 飛騨花里の湯・ 高山桜庵 | 宿泊代2泊 | 同上 | ¥15,700 | 同上 |
| 17 | 196 | 25.2.12 | ¥3,880 | 百石タクシー | タクシー代/自宅八 戸駅 | 「内閣府・子ども若者支援 対策」聞き取り調査 | ¥3,880 | 同上 |
| 18 | 197 | 25.2.12 | ¥35,800 | J R 東日本 | J R 切符代/八戸駅 ～東京駅往復 | 同上 | ¥35,800 | 同上 |
| 19 | 6 | 24.4.11 | ¥12,000 | 沼田新聞販売所 | 新聞購読料 (4 ~ 3 月分) | 36000円を公明・健政会 3 人で按分 | ¥9,000 | さらに政党活動、議員活動、後 援会活動、政務調査活動の4按 分で、4分の3が違法 |
| 20 | 7 | 24.4.11 | ¥10,400 | 毎日新聞青森販 売所 | デーリー東北 (4 ~ 3月分) | 31200円を公明・健政会 3 人で按分 | ¥7,800 | 同上 |
| 21 | 8 | 24.4.11 | ¥10,200 | 長尾新聞店 | 農業新聞 (4 ~ 3月 分) | 30600円を公明・健政会 3 人で按分 | ¥7,650 | 同上 |
| 22 | 9 | 24.4.11 | ¥11,848 | 読書センター青 森中央 | 読売新聞 (4 ~ 3月 分) | 35544円を公明・健政会 3 人で按分 | ¥8,886 | 同上 |
| 23 | 25 | 24.4.30 | ¥3,715 | 瀬川博章 | 公明新聞、聖教新聞 購読料 (4月分) | ¥3,715 | ¥3,715 | 自身が所属する政党などの機関 誌購読は個人的支出というべき である。 |
| 24 | | | ¥40,865 | 同上 | 公明新聞、聖教新聞 購読料 5 ~ 3月分 | ¥40,865 | ¥40,865 | 同上 |
| 25 | 175 | 25.1.15 | ¥580,650 | いとう企画 | 県政報告「吉田綿恵 通信」、封筒印刷代 | ¥290,325 | ¥290,325 | 後援会活動分も含まれている蓋 然性が高い。2分の1は本件使 途基準に合致しないというべき である。 |
| 26 | 177 | 25.1.15 | ¥2,400 | 百石郵便局 | 県政報告「吉田綿恵 通信」郵送 | ¥1,200 | ¥1,200 | 同上 |
| 27 | 178 | 25.1.15 | ¥8,140 | ヤマト運輸㈱ | 同上 | ¥4,070 | ¥4,070 | 同上 |
| 28 | 182 | 25.1.23 | ¥640 | 百石郵便局 | 同上 | ¥320 | ¥320 | 同上 |
| 29 | 183 | 25.1.23 | ¥740 | ヤマト運輸㈱ | 同上 | ¥370 | ¥370 | 同上 |
| 30 | 195 | 25.2.4 | ¥323,680 | (株)おいらせ広域 シルバー人材セ ンター | 県政報告通信文書配 布委託費 35*9248 通 | ¥161,840 | ¥161,840 | 後援会活動分も含まれている通 信の配布である蓋然性が高い。 2分の1は本件使用用途基準に合致 しないというべきである。 |

ず

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|-----------|------------------------|--------------------|---------|---|
| 31 | 184 | 25,123 | ¥30,000 | - | 豊政報告通信文書配布日当 6000円 × 5 | | ¥30,000 | 債権者名のみならず、雇用契約内容、勤務実態も不明である。家族への支出も疑われる。 |
| 32 | 185 | 25,123 | ¥24,000 | - | 豊政報告通信文書配布日当 6000円 × 4 | | ¥24,000 | 同上 |
| 33 | 186 | 25,123 | ¥12,000 | - | 豊政報告通信文書配布日当 6000円 × 2 | | ¥12,000 | 同上 |
| 34 | 187 | 25,123 | ¥18,000 | - | 豊政報告通信文書配布日当 6000円 × 3 | | ¥18,000 | 同上 |
| 35 | 188 | 25,123 | ¥6,000 | - | 豊政報告通信文書配布日当 6000円 × 1 | | ¥6,000 | 同上 |
| 36 | 3 | 24,46 | ¥5,984 | エヌテイナー(株) | コピー機レンタル料 (3月分) | 17954円を公明・健政会3人で按分 | ¥5,984 | 3月分は政務調査支出対象外 |
| 37 | | | ¥65,145 | 同上 | コピー機レンタル料4~2月分 | 公明・健政会3人で按分 | ¥48,859 | 会派控室に設置されている機器に係る支出と推量される。会派活動は政務調査活動の他、政党的な議員活動、使用される。本件機器使用にかかると、按分して計上すべきであるところ、4分の1を超える支出は本件用途基準に合致しない支出といふべきである。 |
| 38 | 86 | 24,720 | ¥6,131 | 同上 | コピー機レンタル料 | 18393円を公明・健政会3人で按分 | ¥4,598 | さらに政党活動、議員活動、後援会活動、政務調査活動の4按分で、4分の3が違法 |
| 39 | 94 | 24,8.3 | ¥5,907 | 同上 | 同上 | 17721円を公明・健政会3人で按分 | ¥4,430 | 同上 |
| 40 | 108 | 24,9.3 | ¥5,459 | 同上 | 同上 | 16377円を公明・健政会3人で按分 | ¥4,094 | 同上 |
| 41 | 123 | 24,10.2 | ¥7,107 | 同上 | 同上 | 21323円を公明・健政会3人で按分 | ¥5,330 | 同上 |
| 42 | 126 | 24,10.10 | ¥104 | 同上 | コピーカウンター代 | 313円を公明・健政会3人で按分 | ¥78 | 同上 |
| 43 | 159 | 24,11.22 | ¥6,169 | 同上 | コピー機レンタル料 | 18509円を公明・健政会3人で按分 | ¥4,627 | 同上 |
| 44 | 163 | 24,11.30 | ¥5,683 | 同上 | 同上 | 17049円を公明・健政会3 | ¥4,262 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|--------|-------------|-----|--------------------|--------|---|
| 45 | 174 | 25.1.15 | ¥6,474 | 同上 | 同上 | 19422円を公明・健政会3人で按分 | ¥4,856 | 同上 |
| 46 | 193 | 25.1.31 | ¥5,438 | 同上 | 同上 | 16314円を公明・健政会3人で按分 | ¥4,079 | 同上 |
| 47 | 210 | 25.3.4 | ¥5,616 | 同上 | 同上 | 16850円を公明・健政会3人で按分 | ¥4,212 | 同上 |
| 48 | 10 | 24.4.11 | ¥1,016 | ベニースト青森店 | 茶菓 | 3049円を公明・健政会3人で按分 | ¥762 | 議員控室で費消される茶菓代と推量される。政党活動、議員活動、後援会活動、政務調査活動の4按分で、4分の3が違法 |
| 49 | 37 | 24.5.15 | ¥277 | 県民生協アカシテ館 | 茶菓代 | 16535円を公明・健政会3人で按分 | ¥207 | さらに政党活動、議員活動、後援会活動、政務調査活動の4按分で、4分の3が違法 |
| 50 | 52 | 24.6.7 | ¥276 | ベニースト青森店 | 同上 | 828円を公明・健政会3人で按分 | ¥207 | 同上 |
| 51 | 68 | 24.6.18 | ¥86 | 県民生協アカシテ館 | 茶菓 | 258円を公明・健政会3人で按分 | ¥65 | 同上 |
| 52 | 70 | 24.6.20 | ¥66 | 県民生協同組合 | 茶菓代 | 200円を公明・健政会3人で按分 | ¥50 | 同上 |
| 53 | 72 | 24.6.26 | ¥580 | 県民生協アカシテ館 | 同上 | 1742円を公明・健政会3人で按分 | ¥435 | 同上 |
| 54 | 73 | 24.6.28 | ¥578 | ベニースト青森店 | 茶菓 | 1734円を公明・健政会3人で按分 | ¥434 | 同上 |
| 55 | 78 | 24.7.4 | ¥66 | 県民生協アカシテ館 | 茶菓代 | 199円を公明・健政会3人で按分 | ¥50 | 同上 |
| 56 | 79 | 24.7.4 | ¥98 | 株式会社ニバー又沖館店 | 同上 | 294円を公明・健政会3人で按分 | ¥74 | 同上 |
| 57 | 84 | 24.7.18 | ¥70 | ダイソー | 同上 | 210円を公明・健政会3人で按分 | ¥53 | 同上 |
| 58 | 85 | 24.7.18 | ¥62 | 青森駅ビルラビナ店 | 同上 | 188円を公明・健政会3人で按分 | ¥47 | 同上 |
| 59 | 93 | 24.8.1 | ¥178 | 県民生協アカシテ館 | 同上 | 534円を公明・健政会3人で按分 | ¥134 | 同上 |
| 60 | 101 | 24.8.30 | ¥920 | ベニースト青森店 | 同上 | 2762円を公明・健政会3人で按分 | ¥690 | 同上 |
| 61 | 115 | 24.9.21 | ¥1,611 | 同上 | 同上 | 4833円を公明・健政会3人で按分 | ¥1,208 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|----------------|---------------------|------------------------|---------|----|--|
| 62 | 124 | 24.10.4 | ¥987 | 県民生協アカシ ア館 | 同上 | 2963円を公明・健政会3人 で按分 | ¥740 | 同上 | 議員の事務所は自身が園長を務める保育園に設置されている。計上されている支出は当該保育園で使用されているものとも推 |
| 63 | 136 | 24.11.7 | ¥2,275 | ベニースト青 森店 | 同上 | 6825円を公明・健政会3人 で按分 | ¥1,706 | 同上 | |
| 64 | 166 | 24.12.7 | ¥779 | 同上 | 同上 | 2337円を公明・健政会3人 で按分 | ¥584 | 同上 | |
| 65 | 173 | 25.1.10 | ¥988 | 同上 | 同上 | 2964円を公明・健政会3人 で按分 | ¥741 | 同上 | |
| 66 | 181 | 25.1.22 | ¥711 | 同上 | 同上 | 2134円を公明・健政会3人 で按分 | ¥533 | 同上 | |
| 67 | 205 | 25.2.19 | ¥471 | 同上 | 同上 | 1414円を公明・健政会3人 で按分 | ¥353 | 同上 | |
| 68 | 211 | 25.3.6 | ¥443 | 県庁生協 | 同上 | 1329円を公明・健政会3人 で按分 | ¥332 | 同上 | |
| 69 | 212 | 25.3.10 | ¥1,194 | カブセンター西 青森店 | 同上 | 3583円を公明・健政会3人 で按分 | ¥896 | 同上 | |
| 70 | 216 | 25.3.18 | ¥99 | 県庁生協 | 同上 | 298円を公明・健政会3人 で按分 | ¥74 | 同上 | |
| 71 | 55 | 24.6.9 | ¥1,220 | ヤマダ電機 | コーヒーメーカー | 3660円を公明・健政会3人 で按分 | ¥915 | 同上 | |
| 72 | 119 | 24.9.22 | ¥853 | ケーズデンキ | 事務用品費 | 2569円を公明・健政会3人 で按分 | ¥640 | 同上 | |
| 73 | 66 | 24.6.13 | ¥118 | 県民生協アカシ ア館 | お茶代 | 356円を公明・健政会3人 で按分 | ¥89 | 同上 | |
| 74 | 67 | 24.6.16 | ¥698 | ケーズデンキ | DVD代 | 2094円を公明・健政会3人 で按分 | ¥524 | 同上 | |
| 75 | 69 | 24.6.20 | ¥66 | 県民生協同組 合 | アイスコピー代と して | 200円を公明・健政会3人 で按分 | ¥50 | 同上 | |
| 76 | 87 | 24.7.20 | ¥880 | エヌテイイー(株) | コピー用紙代 | 2640円を公明・健政会3人 で按分 | ¥660 | 同上 | |
| 77 | 88 | 24.7.20 | ¥15,000 | ヒゲチ(株) | ブルーレイディスク レコーダー代 | 45000円を公明・健政会3 人で按分 | ¥11,250 | 同上 | |
| 78 | 4 | 24.4.10 | ¥16,703 | ケーズデンキ三 沢店 | プリンター・ケーブ ル | | ¥16,703 | 同上 | |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|----------|---------|------------------|-------|--|----------|--|
| 97 | 130 | 24,10,19 | ¥3,726 | 同上 | 同上 | | | ¥3,726 | 同上 |
| 98 | 165 | 24,12,7 | ¥1,627 | 同上 | 同上 | | | ¥1,627 | 同上 |
| 99 | 168 | 24,12,12 | ¥210 | ダイソー | 同上 | | | ¥210 | 同上 |
| 100 | 194 | 25,2,4 | ¥420 | 同上 | 同上 | | | ¥420 | 同上 |
| 101 | 206 | 25,2,25 | ¥210 | 同上 | 同上 | | | ¥210 | 同上 |
| 102 | 213 | 25,3,11 | ¥840 | 同上 | 同上 | | | ¥840 | 同上 |
| 103 | 217 | 25,3,26 | ¥840 | 同上 | 同上 | | | ¥840 | 同上 |
| 104 | 219 | 25,3,28 | ¥818 | イオン下田店 | 同上 | | | ¥818 | 同上 |
| 105 | 54 | 24,6,8 | ¥268 | 同上 | 同上 | | | ¥268 | 上記「4」において検討したとおり。 |
| 106 | 207 | 26,2,27 | ¥235 | 同上 | 同上 | | | ¥235 | 事務所での費消分と推量される。議員の事務所は自身が園長を務める保育園に設置されている。計上されている支出は当該保育園で使用されているものども推量される。そうすると、本件用途基準に合致しない支出である。 |
| 107 | 215 | 26,3,15 | ¥248 | 同上 | 同上 | | | ¥248 | 同上 |
| 108 | 71 | 24,6,25 | ¥1,780 | 同上 | US Bメモリー | | | ¥1,780 | 同上 |
| 109 | 96 | 24,8,7 | ¥1,994 | カネイリ | 事務用品費 | | | ¥1,994 | 同上 |
| 110 | 164 | 24,12,3 | ¥286 | イオン下田店 | 茶葉代 | | | ¥286 | 同上 |
| 111 | 33 | 24,5,10 | ¥420 | ダイソー下田店 | 事務用品費 | | | ¥420 | 個人、後援会活動、政務調査活動の3按分で3分の2が違法 |
| 112 | 35 | 24,5,10 | ¥199 | 水晶堂 | 同上 | | | ¥199 | 単に「別紙」というだけのゴム印であれば汎用性が高い。個人的支出というべきである。 |
| 113 | 22 | 24,4,25 | ¥3,000 | いとう企画 | 名刺印刷代金 | 1/2計上 | | ¥3,000 | 名刺に政務調査費を充当するのは本件用途基準に合致しない支出である。 |
| 114 | 23 | 24,4,27 | ¥82,600 | 事務職員 | 給与 | | | ¥82,600 | 債権者名のみならず、雇用契約内容、勤務実態も不明である。家族への支出も疑われる。 |
| 115 | 132 | 24,10,31 | ¥101,500 | 同上 | 同上 | | | ¥101,500 | 同上 |
| 116 | | | ¥877,450 | 同上 | 給与5～9月分、11～3月分合計 | | | ¥877,450 | 同上 |

| 計 | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|------------------|------------------------|---------------------------------------|---------|---|--|
| 1 | 4 | 24.4.5 | ¥99,320 | 三八五観光(株) | 航空券、JR券代 | 新潟県・大阪府/中心市街地活性化及び介護予防の先進事例調査 | ¥99,320 | 行程表は示されているが、県政とのかわり、具体的などのような調査研究がなされたのか検証できない。 | |
| 2 | 42 | 24.4.22 | ¥7,500 | ホテルメッツ長岡 | 宿泊代 | 同上 | ¥7,500 | 同上 | |
| 3 | 43 | 24.4.22 | ¥963 | たなかタクシー | タクシー代/新潟駅~新潟空港 | 同上 | ¥963 | 同上 | |
| 4 | 46 | 24.4.22 | ¥260 | 日本交通(株) | タクシー代/豊岡駅~ウエルストーク豊岡 | 同上 | ¥260 | 同上 | |
| 5 | 47 | 24.4.22 | ¥1,486 | 同上 | タクシー代/ウエルストーク豊岡~宿所・城崎荘 | 同上 | ¥1,486 | 同上 | |
| 6 | 48 | 24.4.23 | ¥9,000 | (有)城崎荘 | 宿泊代 | 同上 | ¥9,000 | 同上 | |
| 7 | 39 | 24.4.19 | ¥830 | 青森県道路公社/みちのく有料道路 | 通行料金 | 青森市/新認定NPO法人制度の仕組みについて意見交換 | ¥830 | 訪問先も不明である。県政とのかわり、具体的などのような調査研究がなされたのか検証できない。 | |
| 8 | 40 | 24.4.19 | ¥830 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥830 | 同上 | |
| 9 | 130 | 24.6.8 | ¥16,740 | JR東日本 | JR切符代 | 仙台/原発再稼働問題と核燃料サイクル政策についての意見交換 | ¥16,740 | 同上 | |
| 10 | 176 | 24.7.10 | ¥35,390 | 同上 | 同上 | 東京都/県立屋内スケート場早期建設に向けた関係省庁との意見交換 | ¥35,390 | 同上 | |
| 11 | 178 | 24.7.13 | ¥8,500 | お茶の水ホテルシユクラク | 宿泊代 | 同上 | ¥8,500 | 同上 | |
| 12 | 183 | 24.7.17 | ¥1,630 | 鍵本ハイヤー(株) | タクシー代/下北駅~むつグランドホテル | むつ市/エネルギー・環境会議が示す原発依存度とサイクル政策について意見交換 | ¥1,630 | 県政に関わって、具体的にどのような調査活動が行われたのか検証できない。 | |
| 13 | 184 | 24.7.18 | ¥5,450 | むつグランドホテル | 宿泊代 | 同上 | ¥5,450 | 同上 | |
| 14 | 185 | 24.7.18 | ¥1,450 | 田名部タクシー(株) | タクシー代/むつグランドホテル~下北駅 | 同上 | ¥1,450 | 同上 | |
| 15 | 215 | 24.7.29 | ¥35,000 | JR東日本 | JR切符代 | 東京都・埼玉県/スポーツ | ¥35,000 | 訪問先も不明である。県政との | |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|-------------|----|--|---------|---|
| 30 | 478 | 25.1.19 | ¥69,450 | 同上 | 同上 | 富山県・岐阜県・愛知県 / 介護予防先進地調査、高山観光振興調査、地域防災計画研修会 | ¥69,450 | 行程表は示されているが、県政とのかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 31 | 480 | 25.1.29 | ¥15,700 | 宿泊代 / 2泊 | 同上 | 同上 | ¥15,700 | 同上 |
| 32 | 481 | 25.1.28 | ¥3,800 | (有)飛騨映像サービス | 同上 | 同上 | ¥3,800 | 同上 |
| 33 | 483 | 25.1.29 | ¥980 | 名鉄交通㈱ | 同上 | 同上 | ¥980 | 同上 |
| 34 | 484 | 25.1.29 | ¥6,900 | KKRホテル名古屋 | 同上 | 同上 | ¥6,900 | 同上 |
| 35 | 485 | 25.1.30 | ¥1,300 | 鯨第一交通㈱ | 同上 | 同上 | ¥1,300 | 同上 |
| 36 | 499 | 25.2.11 | ¥6,000 | JR東日本 | 同上 | 青森市 / 青森市における豪雪による農作物の被害状況について情報収集 | ¥6,000 | 訪問先も不明である。県政とのかわりで、具体的にどのような調査研究がなされたのか検証できない。 |
| 37 | 500 | 25.2.11 | ¥30,130 | 同上 | 同上 | 東京都 / 子ども・若者育成支援について内閣府にて意見交換 | ¥30,130 | 具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 38 | 531 | 25.3.3 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 / 青森市内の除排雪の状況と課題について意見交換 | ¥6,000 | 訪問先も不明である。県政とのかわりで、具体的にどのような調査研究がなされたのか検証できない。 |
| 39 | 534 | 25.3.9 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 / 県営住宅内での高齢者等の住み替えの制度について意見交換 | ¥6,000 | 同上 |
| 40 | 540 | 25.3.14 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 / 東日本大震災対策委員会との質疑内容について情報収集 | ¥6,000 | 同上 |
| 41 | 544 | 25.3.16 | ¥7,000 | 同上 | 同上 | 弘前市 / 弘前市におけるりんご園地の雪害状況について調査 | ¥7,000 | 同上 |
| 42 | 553 | 25.3.16 | ¥16,670 | 同上 | 同上 | 仙台市 / 福島第一原発事故による避難者と生活上の課題 | ¥16,670 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|--------------------|----------------|------------------------------|---------|--|
| | | | | | 題について意見交換 | | | |
| 43 | 560 | 25,3,26 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市/東日本大震災対策委員会の質疑結果について資料整理 | ¥6,000 | 同上 |
| 44 | 201 | 24.7.21 | ¥50,000 | 八戸パークホテル | 会場借上げ料 7/19 | 県政報告会会場借上料 | ¥25,000 | 後援会活動分が含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件使用基準に合致しないといふべきである。 |
| 45 | 407 | 24.12.21 | ¥50,000 | 同上 | 同上 12/20 | 同上 | ¥25,000 | 同上 |
| 46 | 32 | 24.4.11 | ¥11,848 | 読売センター青森中央 | 新聞購読料・読売新聞 | 控室 | ¥8,886 | さらに政党活動、議員活動、後援会活動、政務調査活動の4按分で、4分の3が運法 |
| 47 | 34 | 24.4.11 | ¥10,400 | 毎日新聞青森販売所 | 新聞購読料・デーリー東北 | 同上 | ¥7,800 | 同上 |
| 48 | 35 | 24.4.11 | ¥12,000 | 旬沼田新聞販売所 | 新聞購読料・東奥日報 | 同上 | ¥9,000 | 同上 |
| 49 | 57 | 24.4.24 | ¥3,007 | 読売センター八戸西部 | 新聞購読料・読売新聞 | 自宅 | ¥3,007 | 会派控室においても購読している新聞についての自宅における購読料である。家族的に購読しているものと推量され、全額が個人的支出といふべきである。 |
| 50 | | | ¥33,077 | 同上 | 同上 | 自宅11か月分 | ¥33,077 | 同上 |
| 51 | 58 | 24.4.24 | ¥3,000 | はちのへ東奥・朝日販売センター中央店 | 新聞購読料・東奥日報 | 自宅 | ¥3,000 | 同上 |
| 52 | | | ¥33,000 | 同上 | 同上 | 自宅11か月分 | ¥33,000 | 同上 |
| 53 | 65 | 24.4.26 | ¥2,600 | デーリー東北販売(株) | 新聞購読料・デーリー東北 | 自宅 | ¥2,600 | 同上 |
| 54 | | | ¥28,600 | 同上 | 同上 | 自宅11か月分 | ¥28,600 | 同上 |
| 55 | 137 | 24.6.13 | ¥3,000 | 青森県庁消費生活協同組合 | 図書購入費/青森県職員録3冊 | 自宅、事務所、控室 | ¥2,000 | 同じものを3冊購入する費用に政務調査費を充当することは本件使用基準に合致しない。 |
| 56 | 6 | 24.4.6 | ¥620 | 楽天ブックス | 図書購入費 | 「潮5月号」 | ¥620 | 県政とのかかわりでのどのような政務調査活動をおこなったのか検証できない。 |
| 57 | 175 | 24.7.12 | ¥10,000 | 週刊八戸 | 新聞購読料・週刊八戸 | 自宅 | ¥6,666 | 自宅購読は、個人、後援会、政務調査用の3つに分すべきで、3分の2が運法 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|------------------|---------------------|--------------------------|----------|--|
| 58 | 77 | 24.5.10 | ¥78,750 | (株)文展美術印刷 | はたけやま通信印刷代 | 第38号 B 4 10000枚 | ¥39,375 | 後援会活動分が含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件使用基準に合致しないというべきである。 |
| 59 | 233 | 24.8.10 | ¥88,200 | 同上 | 同上 | 第39号 B 4 4色×1色 10000枚 | ¥44,100 | 同上 |
| 60 | 370 | 24.11.12 | ¥117,600 | 同上 | 同上 | 第40号 B 4 4色×4色 10000枚 | ¥58,800 | 同上 |
| 61 | 232 | 24.8.10 | ¥51,450 | 同上 | はたけやま通信用封筒印刷代 | 5000枚 | ¥25,725 | 同上 |
| 62 | 78 | 24.5.10 | ¥96,680 | (株)ミッド八通 | 広報誌配達郵送料 | 第38号 B 4 10000枚 | ¥48,340 | 同上 |
| 63 | 234 | 24.8.10 | ¥88,076 | 同上 | 同上 | 第39号 B 4 4色×1色 10000枚 | ¥44,038 | 同上 |
| 64 | 371 | 24.11.12 | ¥98,666 | 同上 | 同上 | 第40号 B 4 4色×4色 10000枚 | ¥49,333 | 同上 |
| 65 | 72 | 24.4.11 | ¥1,820 | 東北電力(株) | 電気代 | 4月分 | ¥1,637 | 24/3/5～3/31の27日分は政務調査費支出対象外で違法 |
| 66 | 555 | 25.3.25 | ¥45,315 | コソフオートケ イ工藤雅人 | 事務所賃借料 | 同上 | ¥45,315 | 25年4月分の賃借料は政務調査費支出対象外で違法 |
| 67 | 59 | 24.4.25 | ¥45,315 | 同上 | 同上 | 事務所 | ¥30,210 | 事務所は政務調査活動の他後援会活動、その他一般的な議員活動も混然一体となつて行われている。社会通念上3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないというべきである。 |
| 68 | | | ¥453,150 | 同上 | 同上 | 10か月分 | ¥302,100 | 同上 |
| 69 | | | ¥19,737 | 東北電力(株) | 電気代 | 11か月分 | ¥13,158 | 同上 |
| 70 | 122 | 24.4.27 | ¥7,082 | 八戸圏域水道企業団 | 水道料金、下水道料 | 同上 | ¥4,721 | 同上 |
| 71 | | | ¥34,566 | 同上 | 同上 | 10か月分 | ¥23,044 | 同上 |
| 72 | 14 | 24.4.6 | ¥5,984 | エヌテイエー(株) | コピー機リース料・ カウンタール | 控室 | ¥5,984 | 24年3月分は政務調査支出対象外 |
| 73 | 10 | 24.4.9 | ¥2,835 | 八戸事務機販売(株) | コピーカウンター料 | 事務所 | ¥1,890 | 24年3月末請求分は支出対象外で違法 |
| 74 | 19 | 24.4.10 | ¥1,625 | D C M X | 携帯電話料 | 2月請求分 | ¥1,625 | 24年2月分は政務調査支出対象外 |
| 75 | 79 | 24.5.10 | ¥1,696 | 同上 | 同上 | 3月請求分 | ¥1,696 | 24年3月分は政務調査支出対象外 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|----------|---------------|---------------------|-------------|----------|----------------|--|
| 76 | 82 | 24.4.26 | ¥2,365 | ソフトバンクモバイル(株) | i Pad通信料 | 3月分 | ¥2,365 | 同上 | 外 |
| 77 | 62 | 24.4.5 | ¥1,979 | NTTコミュニケーションズ | 事務所OCNプロバイダー料 | 事務所/全額計上 | ¥1,979 | 同上 | |
| 78 | 36 | 24.4.11 | ¥1,016 | ペニーサーポート青森店 | 控室茶菓代 | 控室来客用 | ¥762 | 同上 | さらに政党活動、議員活動、後援会活動、政務調査活動の4按分で、4分の3が違法 |
| 79 | | | ¥66,061 | エヌテイエー(株) | コピー機リース料・カウンター料 | 11か月分 | ¥49,546 | 同上 | |
| 80 | 7 | 24.4.7 | ¥3,498 | (株)中合三春屋 | 事務所茶菓代 | 事務所来客用 | ¥2,332 | 同上 | 事務所は政務調査活動の他後援会活動、その他一般的な議員活動も混然一体となつて行われている。社会通念上3分の1を超え、支出は本件使用基準に適合しないと見做される。 |
| 81 | | | ¥56,923 | 八戸事務機販売(株) | コピーカウンター料 | 11か月分 | ¥37,949 | 同上 | |
| 82 | 15 | 24.4.3 | ¥35,070 | シヤーンブライチンス(株) | 事務機器リース料(パソコン、コピー機) | 事務所 | ¥23,380 | 同上 | |
| 83 | | | ¥280,560 | 同上 | 同上 | 8か月分 | ¥187,040 | 同上 | |
| 84 | 60 | 24.4.25 | ¥5,145 | NTT東日本 | 事務所電話使用料 | 事務所/全額計上 | ¥3,430 | 同上 | |
| 85 | | | ¥56,927 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥37,951 | 同上 | |
| 86 | 61 | 24.4.25 | ¥5,460 | 同上 | 事務所インターネット使用料 | 同上 | ¥3,640 | 同上 | |
| 87 | | | ¥60,060 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥40,040 | 同上 | |
| 88 | | | ¥19,782 | NTTコミュニケーションズ | 同上 | 同上 | ¥13,188 | 同上 | |
| 89 | 133 | 24.6.11 | ¥1,696 | DCMX | 携帯電話料 | 4月請求分 1/3按分 | ¥848 | 同上 | 携帯電話は個人使用分を2分の1とし、残り政務調査活動、後援会活動、その他一般的な議員の1を超えない支出という基準に合致しない支出といふべきである。 |
| 90 | | | ¥16,764 | 同上 | 同上 | 5月以降分 | ¥8,382 | 同上 | |
| 91 | 138 | 24.5.28 | ¥2,365 | ソフトバンクモ | i Pad通信料 | 4月分 1/2按分 | ¥788 | 個人、後援会、政務調査の3つ | |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|-------------------------|------------------------------|---------------------------|---|---------|---|
| 15 | 52 | 24.5.2 | ¥830 | 青森道路公社/ みちのく有料道 路 | 通行料金 | | 消費増税に関する意見聴 取会 | ¥830 | 訪問先も不明である。県政との かわり、具体的などのよう な調査研究がなされたのか検証 できない。 |
| 16 | 53 | 24.5.2 | ¥830 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥830 | 同上 |
| 17 | 55 | 24.5.9 | ¥6,200 | ホテルルートイ ソ弘前駅前 | 宿泊代 | | 市町村の健康寿命延伸対策 費を取り/黒石市・藤崎町・ 西目屋村・鶴田町・中泊町 | ¥6,200 | 具体的にどのような政務調査活 動が行われたのか検証できない。 |
| 18 | 59 | 24.5.13 | ¥820 | ㈱都タクシー | タクシー代/富田5 丁目～青森駅 | | 消費税問題に関する意見聴 取会 | ¥820 | 訪問先も不明である。県政との かわり、具体的などのよう な調査研究がなされたのか検証 できない。 |
| 19 | 60 | 24.5.13 | ¥1,300 | J R 東日本 | J R 切符代/青森駅 ～弘前駅 | 同上 | 同上 | ¥1,300 | 同上 |
| 20 | 61 | 24.5.13 | ¥820 | ㈱都タクシー | タクシー代/青森駅 ～富田5丁目 | 同上 | 同上 | ¥820 | 同上 |
| 21 | 63 | 24.5.15 | ¥1,180 | 成長タクシー | タクシー代/青森県 庁～富田5丁目 | 副知事聞き取り | | ¥1,180 | 具体的にどのような政務調査活 動が行われたのか検証できない。 |
| 22 | 65 | 24.5.19 | ¥29,200 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森 駅～東京都区内 | スマートフォン先進技術調 査/東京国際展示場 | | ¥29,200 | 同上 |
| 23 | 66 | 24.5.19 | ¥370 | ㈱ゆりかもめ | 新橋駅～有明駅 | 同上 | 同上 | ¥370 | 同上 |
| 24 | 67 | 24.5.19 | ¥10,870 | 有明ワシントン ホテル | 宿泊代 | 同上 | 同上 | ¥10,870 | 同上 |
| 25 | 68 | 24.5.20 | ¥370 | ㈱ゆりかもめ | 有明駅～新橋駅 | 同上 | 同上 | ¥370 | 同上 |
| 26 | 69 | 24.5.20 | ¥2,400 | 青森県物産振興 協会東京店 | お品代 | 調査先手土産茶菓代 | | ¥2,400 | 土産は不当な支出。官接待 の恐れもある。 |
| 27 | 83 | 24.5.30 | ¥5,000 | ゾラザホテルむ つ | 宿泊代 | 原子力中間貯蔵施設調査 | | ¥5,000 | 県政に関わって、具体的にどの ような政務調査活動が行われた のか検証できない。 |
| 28 | 87 | 24.6.4 | ¥1,270 | ㈱都タクシー | タクシー代/富田5 丁目～アツルハレ ス青森 | 中小企業者意見交換会 | | ¥1,270 | 同上 |
| 29 | 112 | 24.6.9 | ¥7,875 | 弘前ゾラザホテ ル | 宿泊代 | 年金制度についての意見聴 取会 | | ¥7,875 | 同上 |
| 30 | 113 | 24.6.10 | ¥1,160 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 | 同上 | ¥1,160 | 同上 |
| 31 | 114 | 24.6.10 | ¥820 | 成長タクシー | タクシー代/青森駅 ～富田5丁目 | 同上 | 同上 | ¥820 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|-----------------------------|-------------------------------|------------------------|---------|---|
| 32 | 115 | 24.6.12 | ¥30,860 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森県人会活動状況調査 | ¥30,860 | 同上 |
| 33 | 116 | 24.6.12 | ¥8,500 | HOTEL Y RACER Y GINZA | 宿泊代 | 同上 | ¥8,500 | 同上 |
| 34 | 117 | 24.6.13 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 35 | 119 | 24.6.13 | ¥1,540 | ㈱青森中央タク シー | タクシー代/アツブ ルバリス青森～富田 5丁目 | アセットマネジメント意見 聴取会 | ¥1,540 | 同上 |
| 36 | 126 | 24.6.18 | ¥30,360 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森 駅～東京都区内在復 | 東北復興祭計画状況調査 | ¥30,360 | 同上 |
| 37 | 127 | 24.6.18 | ¥1,260 | 美味山海新青森 駅店 | 青森りんご酢 | 調査先手土産茶菓代 | ¥1,260 | 土産は不当な支出。官官接待 の恐れもある。 |
| 38 | 128 | 24.6.18 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 東北復興祭計画状況調査 | ¥1,000 | 県政とのかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか検証できない。 |
| 39 | 133 | 24.6.30 | ¥1,810 | ㈱都タクシー | タクシー代/富田5 丁目～ホテル青森 | I T 産業海外貿易市場調査 | ¥1,810 | 同上 |
| 40 | 134 | 24.6.30 | ¥1,630 | 成長タクシー | タクシー代/ホテル 青森～富田5丁目 | 同上 | ¥1,630 | 同上 |
| 41 | 139 | 24.7.7 | ¥1,180 | 同上 | タクシー代/青森駅 ～富田5丁目 | 地域見守りネットワーク構 築意見聴取会 | ¥1,180 | 同上 |
| 42 | 142 | 24.7.10 | ¥30,760 | J R 東日本 | J R 切符代 | ロシア公費助成拡充ほか 調査 | ¥30,760 | 同上 |
| 43 | 143 | 24.7.10 | ¥160 | 東京メトロ | 乗車券代/有楽町～ 永田町駅 | 同上 | ¥160 | 同上 |
| 44 | 144 | 24.7.10 | ¥160 | 同上 | 乗車券代/永田町駅 ～有楽町 | 同上 | ¥160 | 同上 |
| 45 | 145 | 24.7.10 | ¥13,400 | HOTEL Y RACER Y GINZA | 宿泊代 | 同上 | ¥13,400 | 同上 |
| 46 | 146 | 24.7.11 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 47 | 156 | 24.7.24 | ¥29,580 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青函トンネル貨物共用走行 課題改善調査 | ¥29,580 | 同上 |
| 48 | 157 | 24.7.24 | ¥11,000 | 東急E X イノ品 川駅前 | 宿泊代 | 同上 | ¥11,000 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|--------------------|--------------------------|--|----|---------|---|
| 49 | 160 | 24.7.25 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 50 | 163 | 24.7.28 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 中小企業経営者との二重ロー ン問題に関する意見交換 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 51 | 164 | 24.7.28 | ¥820 | 三八五交通 | タクシー代/八戸駅 ~長苗代前田 | 同上 | 同上 | ¥820 | 同上 |
| 52 | 165 | 24.7.28 | ¥730 | 同上 | タクシー代/長苗代 前田~八戸駅 | 同上 | 同上 | ¥730 | 同上 |
| 53 | 166 | 24.7.28 | ¥910 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | 同上 | ¥910 | 同上 |
| 54 | 168 | 24.7.30 | ¥32,040 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森 駅~東京都区内往復 | 被災者生活再建支援法改正 検討状況及びさいたまスポー ツコミッション調査 | 同上 | ¥32,040 | 同上 |
| 55 | 169 | 24.7.30 | ¥2,775 | 株式会社 | お菓子代 | 同上/調査先手土産茶菓代 | 同上 | ¥2,775 | 手土産は不当な支出。 官接待 の恐れもある。 |
| 56 | 170 | 24.7.31 | ¥210 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 | 同上 | ¥210 | 県政とのかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか検証できない。 |
| 57 | 172 | 24.7.31 | ¥1,160 | 帝都自動車交通 株式会社 | タクシー代/永田町 ~東京駅 | 同上 | 同上 | ¥1,160 | 同上 |
| 58 | 173 | 24.7.31 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 59 | 175 | 24.8.1 | ¥7,700 | ホテルメッツ高 円寺 | 宿泊代 | 同上 | 同上 | ¥7,700 | 同上 |
| 60 | 181 | 24.8.5 | ¥77,700 | 株式会社 | 航空券代・宿泊代 | スポーツコミッション調査 | 同上 | ¥77,700 | 同上 |
| 61 | 182 | 24.8.6 | ¥200 | 青森空港有料道 路 | 通行料金 | 同上 | 同上 | ¥200 | 同上 |
| 62 | 183 | 24.8.6 | ¥2,360 | 青森県ぎょつれ ん販売株式会社 | 調査先への手土産代 | 同上 | 同上 | ¥2,360 | 同上 |
| 63 | 184 | 24.8.6 | ¥1,020 | 大阪空港交通株式会社 | 空港連絡バス/伊丹 空港~神戸三宮 | 同上 | 同上 | ¥1,020 | 同上 |
| 64 | 185 | 24.8.7 | ¥1,380 | 株式会社 | タクシー代/三宮~ ポートアイランド | 同上 | 同上 | ¥1,380 | 同上 |
| 65 | 188 | 24.8.7 | ¥1,000 | 青森空港駐車場 | 駐車料金 | 同上 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 66 | 191 | 24.8.11 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森 駅~本八戸駅往復 | 会派打合せ | 同上 | ¥6,000 | 県政に関わって、具体的にどの ような政務調査活動が行われた のか検証できない。 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|----------------|-------------------------------|---------------------------------------|---------|---|
| 67 | 192 | 24.8.13 | ¥5,000 | JTB | 宿泊代 | 同上 | ¥5,000 | 同上 |
| 68 | 195 | 24.8.14 | ¥2,400 | JR東日本 | JR切符代/青森駅 ~陸奥横浜駅往復 | 横浜町/国道279号線安全 対策をはじめとする地域住 民懇談会 | ¥2,400 | 同上 |
| 69 | 197 | 24.8.18 | ¥1,450 | 成長タクシー | タクシー代/アツゾ ルバレス青森~富田 5丁目 | スボーツクラブ指導者との 意見交換 | ¥1,450 | 同上 |
| 70 | 200 | 24.8.22 | ¥1,540 | 日乃出タクシー (株) | タクシー代/ホテル 青森~富田5丁目 | 中小企業経営者と二重ロー ン問題に関する意見交換 | ¥1,540 | 同上 |
| 71 | 212 | 24.8.24 | ¥600 | (株)八甲田観光 | タクシー代/青森県 庁~アツゾルバレス | 管工事業者との管路延命策 に関する意見交換 | ¥600 | 同上 |
| 72 | 213 | 24.8.24 | ¥1,450 | 成長タクシー | タクシー代/アツゾ ルバレス~富田5丁 目 | 同上 | ¥1,450 | 同上 |
| 73 | 229 | 24.8.25 | ¥32,340 | JR東日本 | JR切符代/新青森 駅~東京都区内往復 | 千葉市稲毛区/腸内環境と 精神症状の関連調査 | ¥32,340 | 訪問先も不明で、県政に関わっ て具体的にどのような政務調査 活動が行われたのか検証できな い。 |
| 74 | 242 | 24.9.15 | ¥1,850 | (株)宝タクシー | タクシー代/仙台駅 ~苦竹2丁目 | 仙台市/革新的エネルギー・ 環境戦略の概要調査 | ¥1,850 | 同上 |
| 75 | 243 | 24.9.15 | ¥3,490 | JR東日本 | JR切符代/仙台駅 ~新青森駅片道指定 席券 | 同上 | ¥3,490 | 同上 |
| 76 | 244 | 24.9.16 | ¥600 | パーキングタイ エイ | 駐車料金 | ねぶたの家ウ・ラッセ/地 域住民との県政に関する意 見交換 | ¥600 | 県政に関わって、具体的にどの ような政務調査活動が行われた のか検証できない。 |
| 77 | 245 | 24.9.17 | ¥6,000 | JR東日本 | JR切符代/新青森 駅~八戸駅往復 | 八戸市/革新的エネルギー・ 環境戦略に関する意見交換 | ¥6,000 | 行程表は示されているが、県政 とのかわりて具体的にどのよ うな政務調査活動が行われたの か検証できない。 |
| 78 | 246 | 24.9.17 | ¥1,810 | ホストタクシー (株) | タクシー代/八戸駅 ~石堂 | 同上 | ¥1,810 | 同上 |
| 79 | 247 | 24.9.17 | ¥1,180 | 青森タクシー(株) | タクシー代/新青森 駅~富田5丁目 | 同上 | ¥1,180 | 同上 |
| 80 | 248 | 24.9.21 | ¥1,090 | (有)光洋タクシー | タクシー代/富田5 丁目~新青森駅 | 東京都/A B C検査による 胃がん対策調査ほか | ¥1,090 | 同上 |
| 81 | 249 | 24.9.21 | ¥16,020 | JR東日本 | JR切符代/新青森 駅~東京都区内片道 | 同上 | ¥16,020 | 同上 |
| 82 | 250 | 24.9.21 | ¥2,153 | NEWDAYS | あんずのしそ巻き/ 手土産は不当な支出。 官宮接待 | NPO法人胃がん予防・診 | ¥2,153 | 手土産は不当な支出。 官宮接待 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|--------------------------|------------------------------------|---|---------|--|
| 83 | 253 | 24.9.21 | ¥160 | J R 東日本 | 調査先手土産茶菓代 J R 切符代 / 東京駅 ～品川駅 | 断・治療・研究機構 東京都 / A B C 検査による 胃がん対策調査ほか | ¥160 | 行程表は示されているが、県政 とのかがわりで具体的にどのよ うな政務調査活動が行われたの か検証できない。 |
| 84 | 254 | 24.9.21 | ¥800 | 森永タクシー(株) | タクシー代 / 品川駅 ～東品川2丁目 | | ¥800 | 同上 |
| 85 | 255 | 24.9.21 | ¥6,980 | 東横 I N N 品川 駅 港南口 天王洲 | 宿泊代 | | ¥6,980 | 同上 |
| 86 | 256 | 24.9.21 | ¥210 | J R 東日本 | J R 切符代 / 品川駅 ～中野駅 | | ¥210 | 同上 |
| 87 | 257 | 24.9.21 | ¥210 | 同上 | J R 切符代 / 中野駅 ～品川駅 | | ¥210 | 同上 |
| 88 | 258 | 24.9.21 | ¥630 | 落合文具店 | 政務調査資料用手提 げ袋 | | ¥630 | 同上 |
| 89 | 259 | 24.9.22 | ¥18,770 | J R 東日本 | J R 切符代 / 品川駅 ～新青森駅 | | ¥18,770 | 同上 |
| 90 | 260 | 24.10.5 | ¥1,900 | 成長タクシー | タクシー代 / 富田 5 丁目～栄町1丁目 | 栄町1丁目 / 原子力政策に 関する住民懇談会 | ¥1,900 | 訪問先も不明で、県政に関わっ て具体的にどのような政務調査 活動が行われたのか検証できな い。 |
| 91 | 262 | 24.10.5 | ¥1,000 | 同上 | タクシー代 / 古川～ 富田5丁目 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 92 | 263 | 24.10.8 | ¥3,240 | J R 東日本 | J R 切符代 / 新青森 駅～八戸駅 | 六ヶ所村・東通村・むつ市 ／原子力政策に関する住民 懇談会 | ¥3,240 | 同上 |
| 93 | 264 | 24.10.8 | ¥2,120 | 同上 | J R 切符代 / 下北駅 ～青森駅 | 同上 | ¥2,120 | 同上 |
| 94 | 266 | 24.10.12 | ¥14,730 | 同上 | J R 切符代 / 新青森 駅～東京都区内 | 首都圏での総合販売戦略調 査 | ¥14,730 | 同上 |
| 95 | 269 | 24.10.13 | ¥11,500 | ホテルメッツ浜 谷 | 宿泊代 | 同上 | ¥11,500 | 同上 |
| 96 | 270 | 24.10.13 | ¥160 | J R 東日本 | J R 切符代 / 浜谷駅 ～中野駅 | 同上 | ¥160 | 同上 |
| 97 | 273 | 24.10.13 | ¥20,170 | J A L | 航空券代 / 羽田空港 ～青森空港 | 同上 | ¥20,170 | 同上 |
| 98 | 275 | 24.10.13 | ¥1,720 | 成長タクシー | タクシー代 / 柳町通 り～富田5丁目 | 同上 | ¥1,720 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---------|-------------|----------------------|-------------------|-----------------------|---------|--|
| 99 | 279 | 24.10.16 | ¥1,090 | 同上 | タクシー代/富田5丁目~青森駅 | タクシー代/青森駅~富田5丁目 | ワ・ラッセ/健康寿命対策に関する意見交換 | ¥1,090 | 県政に関わって、具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 100 | 280 | 24.10.16 | ¥1,050 | (株)八甲田観光 | タクシー代/青森駅~富田5丁目 | 同上 | 同上 | ¥1,050 | 同上 |
| 101 | 286 | 24.10.25 | ¥10,000 | - | 政務調査補助業務(運転手) | 同上 | りんご園地調査および住民懇談会 | ¥10,000 | 同上 |
| 102 | 288 | 24.10.26 | ¥5,000 | - | 同上 | 同上 | 産業廃棄物処理施設調査 | ¥5,000 | 同上 |
| 103 | 289 | 24.10.26 | ¥640 | 成長タクシー | タクシー代/青森県庁~ホテル青森 | 建設業経営者意見交換 | 同上 | ¥640 | 同上 |
| 104 | 290 | 24.10.26 | ¥1,450 | 同上 | タクシー代/ホテル青森~富田5丁目 | 同上 | 同上 | ¥1,450 | 同上 |
| 105 | 294 | 24.11.3 | ¥200 | 新町二丁目駐車場 | 駐車料金 | 同上 | 県原子力防災訓練視察/青森県庁、東陽小学校 | ¥200 | 同上 |
| 106 | 326 | 24.11.23 | ¥820 | (株)都タクシー | タクシー代/富田5丁目~青森駅 | 弘前市/除排雪体制に関する情報収集 | 同上 | ¥820 | 訪問先も不明である。同日中に青森~弘前~八戸~青森という移動も不自然で、県政に関わって具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 107 | 327 | 24.11.23 | ¥650 | J R 東日本 | J R 切符代/青森駅~弘前駅 | 同上 | 同上 | ¥650 | 同上 |
| 108 | 328 | 24.11.23 | ¥730 | (株)弘前駅前タクシー | タクシー代/弘前駅~境関 | 同上 | 同上 | ¥730 | 同上 |
| 109 | 330 | 24.11.23 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森駅~八戸駅往復 | 八戸市/除排雪体制に関する情報収集 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 110 | 332 | 24.11.23 | ¥820 | 高橋タクシー | タクシー代/青森駅~富田5丁目 | 同上 | 同上 | ¥820 | 同上 |
| 111 | 333 | 24.12.1 | ¥1,450 | (有)合同交通 | タクシー代/アツルバレス青森~富田5丁目 | 除排雪体制に関する情報収集 | 同上 | ¥1,450 | 県政に関わって、具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 112 | 334 | 24.12.8 | ¥1,450 | (株)青森中央タクシー | 同上 | 同上 | 同上 | ¥1,450 | 同上 |
| 113 | 335 | 24.12.12 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森駅~本八戸駅 | 会派打合せ | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 114 | 336 | 24.12.12 | ¥1,000 | 青森市大和タクシー | タクシー代/新青森駅~富田5丁目 | 同上 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 115 | 339 | 24.12.17 | ¥1,270 | 成長タクシー | タクシー代/柳町通 | クロスタワー・ア・ベイ/ | 同上 | ¥1,270 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---------|--------------|----------------------|----------------------|---------|--|
| | | | | | り～富田5丁目 | 県民が期待する新年度事業に関する情報収集 | | |
| 116 | 340 | 24.12.19 | ¥1,540 | 同上 | タクシー代/問屋町～橋本2丁目 | 県民が期待する新年度事業に関する情報収集 | ¥1,540 | 同上 |
| 117 | 341 | 24.12.20 | ¥1,630 | 同上 | タクシー代/ホテル青森～富田5丁目 | 同上 | ¥1,630 | 同上 |
| 118 | 342 | 24.12.25 | ¥1,140 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森駅～弘前駅往復 | 同上 | ¥1,140 | 同上 |
| 119 | 343 | 24.12.25 | ¥640 | グリーン交通㈱ | タクシー代/弘前駅～弘前パークホテル | 同上 | ¥640 | 同上 |
| 120 | 344 | 24.12.25 | ¥1,000 | ㈱弘前駅前タクシースィー | タクシー代/弘前パークホテル～弘前市役所 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 121 | 345 | 24.12.25 | ¥1,180 | 北星交通㈱ | タクシー代/弘前市役所～弘前駅 | 同上 | ¥1,180 | 同上 |
| 122 | 347 | 24.12.29 | ¥1,720 | 松竹タクシースィー㈱ | タクシー代/ホテル青森～富田5丁目 | 同上 | ¥1,720 | 同上 |
| 123 | 348 | 25.1.8 | ¥1,000 | ㈱都タクシースィー | タクシー代/青森駅西口～富田5丁目 | 秘書課聞き取り | ¥1,000 | 同上 |
| 124 | 349 | 25.1.9 | ¥29,580 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森駅～東京都区内往復 | 霞が関・永田町/豪雪対策概要調査 | ¥29,580 | 同上 |
| 125 | 350 | 25.1.10 | ¥1,270 | ㈱都タクシースィー | タクシー代/富田5丁目～新青森駅 | 同上 | ¥1,270 | 同上 |
| 126 | 351 | 25.1.10 | ¥1,610 | 富士自動車㈱ | タクシー代/東京駅～都道府県会館 | 同上 | ¥1,610 | 同上 |
| 127 | 352 | 25.1.10 | ¥710 | 親和交通㈱ | タクシー代/都道府県会館～国土交通省 | 同上 | ¥710 | 同上 |
| 128 | 353 | 25.1.10 | ¥1,160 | 日本交通 | タクシー代/永田町～東京駅 | 同上 | ¥1,160 | 同上 |
| 129 | 354 | 25.1.10 | ¥1,090 | 成長タクシースィー | タクシー代/新青森駅～富田5丁目 | 同上 | ¥1,090 | 同上 |
| 130 | 359 | 25.1.16 | ¥1,900 | 同上 | タクシー代/青柳～富田5丁目 | 県民が期待する新年度事業に関する情報収集 | ¥1,900 | 訪問先も不明である。県政とのかわりで、具体的にどのような調査研究がなされたのか検証できない。 |
| 131 | 373 | 25.1.13 | ¥15,000 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森駅～東京都区内往復 | 24年度補正予算案概要調査 | ¥15,000 | 県政とのかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|---------|---------------------|--------------------------|--------------------------|---------|--|
| 132 | 374 | 25.1.24 | ¥1,090 | 成長タクシー | タクシー代/富田5丁目~新青森駅 | 同上 | ¥1,090 | 同上 |
| 133 | 376 | 25.1.24 | ¥160 | 東京メトロ | 交通費/国会議事堂~東京駅 | 同上 | ¥160 | 同上 |
| 134 | 377 | 25.1.24 | ¥1,360 | 三八五観光タクシー(株) | タクシー代/新青森駅~富田5丁目 | 同上 | ¥1,360 | 同上 |
| 135 | 378 | 25.1.23 | ¥150 | 青森空港有料道路 | 通行料 | 青森市平新田/6次産業化先進事例調査 | ¥150 | 訪問先も不明である。県政とのかわり、具体的などのような調査研究がなされたのか検証できない。 |
| 136 | 379 | 25.1.23 | ¥350 | 東日本高速道路 | 同上 | 同上 | ¥350 | 同上 |
| 137 | 383 | 25.1.13 | ¥8,450 | J R 東日本 | J R 切符代 | 盛岡市/日本経済再生に向けた緊急経済対策概要調査 | ¥8,450 | 同上 |
| 138 | 385 | 25.1.25 | ¥1,810 | 三八五観光タクシー(株) | タクシー代/青森県庁~新青森駅 | 同上 | ¥1,810 | 同上 |
| 139 | 386 | 25.1.26 | ¥6,600 | ホテルルートイン盛岡駅前 | 宿泊代 | 同上 | ¥6,600 | 同上 |
| 140 | 387 | 25.1.26 | ¥2,870 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上/盛岡駅~新青森駅片道指定席券代 | ¥2,870 | 同上 |
| 141 | 388 | 25.1.26 | ¥1,190 | 向中野タクシー | タクシー代/新青森駅~富田5丁目 | 同上 | ¥1,190 | 同上 |
| 142 | 355 | 25.1.13 | ¥42,850 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森駅~富山市~高山市~名古屋 | 富山市介護予防センターほか調査 | ¥42,850 | 行程表等は示されているが、観光旅行分と混同され私的支出も含まれている。2分の1は本件使途基準に合致しない支出がある。 |
| 143 | 389 | 25.1.27 | ¥1,180 | (株)都タクシー | タクシー代/富田5丁目~新青森駅 | 同上 | ¥590 | 同上 |
| 144 | 390 | 25.1.27 | ¥1,100 | 富山個人タクシー協会組合/渡辺タクシー | タクシー代/富山駅~富山市介護予防センター | 同上 | ¥550 | 同上 |
| 145 | 391 | 25.1.27 | ¥2,300 | 富山市角川介護予防センター | 入館料、水着レンタル料 | 同上 | ¥1,150 | 同上 |
| 146 | 392 | 25.1.27 | ¥4,230 | 同上 | ハラヘコムDVD代金同上 | 同上 | ¥2,115 | 同上 |
| 147 | 393 | 25.1.27 | ¥1,270 | 富山交通(株) | タクシー代/富山市介護予防センター~富山駅 | 同上 | ¥635 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|---------|--------------------------|-----------------------|--|---------|---|
| 148 | 394 | 25.1.28 | ¥3,800 | (有)飛騨映像サー ビス | 八又代金/高山市~ 白川村往復 | 同上 | ¥1,900 | 同上 |
| 149 | 395 | 25.1.29 | ¥15,700 | 飛騨花里の湯 高山桜庵 | 宿泊代/2泊 | 同上 | ¥7,850 | 同上 |
| 150 | 402 | 25.1.31 | ¥1,270 | ㈱都タクシー | タクシー代/富田5 丁目~県庁 | 青山副知事聞き取り | ¥1,270 | 具体的にどのような政務調査活 動が行われたのか検証できない。 |
| 151 | 403 | 25.1.31 | ¥1,720 | 成長タクシー | タクシー代/ホテル 青森~富田5丁目 | 24年度補正予算に関する中 小企業者との意見交換 | ¥1,720 | 同上 |
| 152 | 405 | 25.2.2 | ¥27,500 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森 ~ 関内往復 | 横浜メディアビジネスセン ター/小学校での大豆100 粒運動を通じた食育活動調 査 | ¥27,500 | 県政とのかかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか検証できない。 |
| 153 | 406 | 25.2.2 | ¥2,750 | おおもり路新青 森駅店 | お菓子代 | 調査先土産茶菓代 | ¥2,750 | 土産は不当な支出。官接待 の恐れもある。 |
| 154 | 407 | 25.2.3 | ¥8,850 | ダイワロイネッ トホテル川崎 | 宿泊代 | 横浜メディアビジネスセン ター/小学校での大豆100 粒運動を通じた食育活動調 査 | ¥8,850 | 県政とのかかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか検証できない。 |
| 155 | 408 | 25.2.3 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 156 | 416 | 25.2.11 | ¥37,740 | J R 東日本 | J R 切符代 | 内閣府子ども・若者支援施 策調査 | ¥37,740 | 同上 |
| 157 | 417 | 25.2.12 | ¥1,450 | ㈱都タクシー | タクシー代/富田5 丁目~新青森駅 | 同上 | ¥1,450 | 同上 |
| 158 | 418 | 25.2.12 | ¥890 | I T O Z A W A T A X I | タクシー代/東京駅 ~ 霞が関3丁目 | 同上 | ¥890 | 同上 |
| 159 | 419 | 25.2.12 | ¥1,000 | 藤林タクシー | タクシー代/新青森 駅~富田5丁目 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 160 | 423 | 25.2.18 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代/新青森 駅~本八戸駅 | 就労支援事業ほか調査 | ¥6,000 | 訪問先も不明である。県政と のかかわりで、具体的にどのよ うな調査研究がなされたのか検証 できない。 |
| 161 | 427 | 25.2.19 | ¥5,500 | 八戸第1・第2 マンションホ テル | 宿泊代 | | ¥5,500 | 同上 |
| 162 | 428 | 25.2.19 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | | ¥1,000 | 同上 |
| 163 | 479 | 25.3.2 | ¥1,720 | 成長タクシー | タクシー代/ホテル 青森~富田5丁目 | 新年度県予算に関する意見 交換 | ¥1,720 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|---------|------------|-----------------------|--------------------------|---------|---|
| 164 | 480 | 25.3.9 | ¥ 820 | ㈱都タクシー | タクシー代/富田5丁目~新青森駅 | 同上 | ¥ 820 | 同上 |
| 165 | 481 | 25.3.9 | ¥ 1,140 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 | ¥ 1,140 | 県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 166 | 482 | 25.3.9 | ¥ 820 | 三ツ矢交通㈱ | タクシー代/弘前駅~弘前キヤッスルホテル | 同上 | ¥ 820 | 同上 |
| 167 | 483 | 25.3.16 | ¥ 820 | ㈱都タクシー | タクシー代/富田5丁目~青森駅 | りんご枝折れ被害現地調査 | ¥ 820 | 訪問先も不明である。県政とのかかわりで、具体的にどのような調査研究がなされたのか検証できない。 |
| 168 | 484 | 25.3.16 | ¥ 650 | J R 東日本 | J R 切符代/青森駅~弘前駅 | 同上 | ¥ 650 | 同上 |
| 169 | 486 | 25.3.18 | ¥ 1,270 | 都タクシー | タクシー代 | 会派うちあわせ | ¥ 1,270 | 会派打ち合わせは不当支出 |
| 170 | 487 | 25.3.18 | ¥ 1,000 | 青森タクシー㈱ | タクシー代/新町1丁目~中央1丁目 | ラ・プラエ青い森/新年度県予算に関する意見交換 | ¥ 1,000 | 県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 171 | 488 | 25.3.18 | ¥ 1,360 | 成長タクシー | タクシー代/中央1丁目~富田5丁目 | 同上 | ¥ 1,360 | 同上 |
| 172 | 489 | 25.3.23 | ¥ 1,180 | ㈱都タクシー | タクシー代/富田5丁目~新町2丁目 | 同上 | ¥ 1,180 | 同上 |
| 173 | 490 | 25.3.23 | ¥ 640 | 成長タクシー | タクシー代/新町2丁目~中央1丁目 | 同上 | ¥ 640 | 同上 |
| 174 | 491 | 25.3.23 | ¥ 1,270 | 同上 | タクシー代/中央1丁目~富田5丁目 | 同上 | ¥ 1,270 | 同上 |
| 175 | 492 | 25.3.30 | ¥ 1,450 | 同上 | タクシー代/富田5丁目~ホテル青森 | 同上 | ¥ 1,450 | 同上 |
| 176 | 493 | 25.3.30 | ¥ 1,270 | 三八五観光タクシー㈱ | タクシー代/アツゾルバリエ青森~富田5丁目 | 同上 | ¥ 1,270 | 同上 |
| 177 | 20 | 24.4.7 | ¥ 1,270 | ㈱都タクシー | タクシー代/富田5丁目~青森駅前 | ねぶたの家ワ・ラッセ/生活習慣病予防対策セミナー | ¥ 1,270 | 同上 |
| 178 | 21 | 24.4.7 | ¥ 1,090 | ㈱青森中央タクシー | タクシー代/青森駅西口~富田5丁目 | 同上 | ¥ 1,090 | 同上 |
| 179 | 25 | 24.4.19 | ¥ 1,450 | 成長タクシー | タクシー代/富田5丁目~ラ・プラエ青い森 | 改正NPO法人研修会参加 | ¥ 1,450 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|----|---------|---------|-----------------|---------------------------|---|---------|---|
| 180 | 50 | 24.4.28 | ¥1,180 | (株)合同交通 | タクシー代/新町通り~富田5丁目 | アラスカ会館/東日本震災復旧における米軍支援についての研究会 | ¥1,180 | 同上 |
| 181 | 62 | 24.5.14 | ¥1,720 | 成長タクシー | タクシー代/ホテル青森~富田5丁目 | 青森港振興協会事業計画研修 | ¥1,720 | 同上 |
| 182 | 71 | 24.5.24 | ¥93,980 | 日本航空(株) | 運賃 | 日本医学会総会学術講演会/かごしま県民交流センター 24.5.24~25 | ¥93,980 | 日本医学会総会学術講演会はこの日程で鹿児島で行われておらず虚偽記載 |
| 183 | 72 | 24.5.24 | ¥200 | 青森空港有料道路 | 通行料金 | 同上 | ¥200 | 同上 |
| 184 | 74 | 24.5.25 | ¥6,500 | トーマーイン鹿島 | 宿泊代 | 同上 | ¥6,500 | 同上 |
| 185 | 75 | 24.5.25 | ¥660 | (株)南州タクシー | タクシー代/西千石町~かごしま県民交流センター | 同上 | ¥660 | 同上 |
| 186 | 76 | 24.5.25 | ¥1,000 | (株)山元交通 | タクシー代/かごしま県民交流センター~鹿島島中央駅 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 187 | 78 | 24.5.25 | ¥800 | 青森空港管理事務所 | 駐車料金 | 同上 | ¥800 | 同上 |
| 188 | 84 | 24.6.2 | ¥1,090 | (株)都タクシー | タクシー代/富田5丁目~新青森駅 | 東京都文京区/中小企業支援制度研修会 | ¥1,090 | 同上 |
| 189 | 85 | 24.6.2 | ¥27,500 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 | ¥27,500 | 同上 |
| 190 | 86 | 24.6.2 | ¥1,180 | 蓬田観光タクシー | タクシー代/新青森駅~富田5丁目 | 同上 | ¥1,180 | 同上 |
| 191 | 92 | 24.6.7 | ¥30,630 | J R 東日本 | J R 切符代/福島県いわき市 | 温泉資源利活用講習会 | ¥30,630 | 行程表も示されず、県政とのかかわりで具体的にどのような研修が行われたのか検証できない。 |
| 192 | 93 | 24.6.7 | ¥500 | 常磐温泉タクシー | タクシー代/湯本駅~吹の湯 | 同上 | ¥500 | 同上 |
| 193 | 94 | 24.6.8 | ¥7,500 | いわき湯本温泉吹の湯 | 宿泊代 | 同上 | ¥7,500 | 同上 |
| 194 | 95 | 24.6.8 | ¥1,490 | エルイチ小名浜タクシーセンター | タクシー代/吹の湯~常磐下湯長谷町 | 同上 | ¥1,490 | 同上 |
| 195 | 96 | 24.6.8 | ¥15,000 | 日本温泉保養士協会 | 講習会受講料 | 同上 | ¥15,000 | 同上 |
| 196 | 97 | 24.6.8 | ¥1,580 | エルイチ小名浜タクシーセンター | タクシー代/常磐下湯長谷町~湯本駅 | 同上 | ¥1,580 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---------|-------------------------|-----------------------|-------------------------------------|---|--|
| 197 | 98 | 24.6.8 | ¥1,180 | 相互交通㈱ | タクシー代/新青森駅～富田5丁目 | 同上 | ¥1,180 | 同上 |
| 198 | 121 | 24.6.15 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 八戸ターミナルミュージアムはっち/地域活性化セミナー | ¥6,000 | 同上 |
| 199 | 122 | 24.6.16 | ¥5,200 | 八戸第1・第2 グランドツボナ ル | 宿泊代 | 同上 | ¥5,200 | 同上 |
| 200 | 123 | 24.6.16 | ¥1,000 | 新青森駅西口駐 車場 | 駐車料金 | 同上 | ¥1,000 | 同上 |
| 201 | 281 | 24.10.20 | ¥1,360 | 成長タクシー | タクシー代/富田5丁目～新青森駅 | 弘前市駅前二丁目/森田実 弘前市駅前二丁目/森田実 講演会 | ¥1,360 | 県政とのかかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか検証できない。 |
| 202 | 284 | 24.10.20 | ¥820 | きくちタクシー | タクシー代/青森駅 西口～富田5丁目 | 同上 | ¥820 | 同上 |
| 203 | 358 | 25.1.15 | ¥6,000 | 青森スポーツ クリエーション ㈱ | 講演会会費/アツツ ルハリス青森 | プロバスケットボールにお ける地域振興について 講 演会 | ¥6,000 | 同上 |
| 204 | 5 | 24.4.11 | ¥12,000 | 沼田新聞販売所 | 東奥日報 (4～3月 分) | 36000円を公明・健政会3 人で按分 | ¥9,000 | 会派控室の使用実態に合わせて 按分して計上すべきである。政 党活動、議員活動、後援会活動、 政務調査活動の4按分で、4分 の3が違法 |
| 205 | 6 | 24.4.11 | ¥10,400 | 毎日新聞青森販 売所 | デーリー東北 (4～ 3月分) | 31200円を公明・健政会3 人で按分 | ¥7,800 | 同上 |
| 206 | 7 | 24.4.12 | ¥11,200 | 升川新聞店 | 陸奥新報 (4～3月 分) | 33600円を公明・健政会3 人で按分 | ¥8,400 | 同上 |
| 207 | 8 | 24.4.11 | ¥10,200 | 長尾新聞店 | 農業新聞 (4～3月 分) | 30600円を公明・健政会3 人で按分 | ¥7,650 | 同上 |
| 208 | 9 | 24.4.11 | ¥11,848 | 讀賣センター青 森中央 | 読売新聞 (4～3月 分) | 35544円を公明・健政会3 人で按分 | ¥8,886 | 同上 |
| 209 | 12 | 24.4.27 | ¥36,000 | 鎌田新聞店 | 東奥日報 (4～3月 分) | ¥27,000 | 会派控室で購読している、新聞 を自宅でも購読している、自宅 では家族的に購読しているもの と混同され、全額が個人的支 出というべきである。 | |
| 210 | 120 | 24.6.14 | ¥2,000 | 青森県庁消費生 活協同組合 | 青森県職員録2冊分 | ¥1,000 | 同じものを2冊購入することに 政務調査費を充当するべきでな い。 | |
| 211 | 15 | 24.5.2 | ¥5,355 | 柴田広告デザイ ン製作所 | 4月分ホームページ 管理費 | ¥2,678 | ホームページには所属政党への リンクが貼り付けてあるなど、 | |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----------|----------|------------|----------------------------|--------------------|----------|---|--|
| | | | | | | | | | 政務調査費を全額充当すべきではない。2分の1を超える支出は本件使用基準に合致しないといふべきである。 |
| 212 | 436 | 25,314 | ¥35,910 | 同上 | 1月・2月ホームページ更新管理料・ドメインサーバー代 | 送金手数料210円含む | ¥17,955 | 同上 | |
| 213 | 304 | 24,111.13 | ¥210,315 | 株式会社フジ・エイト | 印刷製本費 | 県議会ニュース1号 | ¥105,158 | 後援会活動乃至は政党活動が含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件使用基準に合致しないといふべきである。 | |
| 214 | 318 | 24,111.19 | ¥1,000 | 日本郵便株式会社 | 郵送料 | 200円×5通 | ¥500 | 同上 | |
| 215 | 368 | 25,121 | ¥9,450 | 株式会社成田本店 | エーワンラベルシール | 100シート×2冊 | ¥4,725 | 同上 | |
| 216 | 469 | 25,322 | ¥1,000 | 日本郵便株式会社 | 切手代 | 全額計上 | ¥500 | 同上 | |
| 217 | 470 | 25,326 | ¥800 | 同上 | 同上 | | ¥400 | 同上 | |
| 218 | 14 | 24,416 | ¥5,903 | 東北電力株式会社 | 電気使用料4月分 | 11807円×1/2 | ¥5,268 | 使用期間24年3/8～3/31分は違法。また、4/1～4/5分は、個人、後援会、政務調査の3按分でありその差額が違法 | |
| 219 | 411 | 25,121 | ¥7,927 | 同上 | 電気使用料1月分 | 15855円×1/2 | ¥3,964 | 自宅住所地に設置された事務所に係る経費である。個人使用分、政務調査活動分、後援会活動分、その他一般的な活動分に按分して計上すべきところ、4分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないといふべきである。 | |
| 220 | | | ¥58,019 | 同上 | 電気使用料10か月分 | | ¥29,010 | 同上 | |
| 221 | 11 | 24,42 | ¥2,277 | N T T 東日本 | 電話料金 | 4554円×1/2 | ¥2,277 | 3月分は政務調査支出対象外 | |
| 222 | 3 | 24,46 | ¥5,984 | エヌイーイー株式会社 | コピー機レンタル料(3月分) | 17954円を公明・健政会3人で按分 | ¥5,984 | 同上 | |
| 223 | 209 | 24,8,3 | ¥5,907 | 同上 | コピー機リース・カ ンピューター料 | 17,721円×1/3 | ¥4,430 | 県議会控室に設置されている機器に係る支出である。控室の使用実態に合わせ按分して計上すべきところ、社会通念上、後援会活動、政務調査活動の他に、議員活動として按分し、4分の1を超える支出は本件使用基準に合致しないといふべきである。 | |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|--------|----------|------------|-----------------|-------------------|---------|---|
| 224 | | | ¥60,118 | 同上 | 同上ノ4月、8月支出分を除く計 | | ¥45,089 | 同上 |
| 225 | 4 | 24,411 | ¥1,016 | ベニースト青森店 | 茶葉代 | 3049円を公明・健政会3人で按分 | ¥762 | 県議会控室での活動に係る支出である。控室の使用実態に合わせ按分して計上すべし。政務調査活動、後援会活動、その他一般の1を合致しない支出とし、使途基準である。 |
| 226 | | | ¥12,933 | ベニースト青森店他 | 同上 | 1/3計上 | ¥9,700 | 同上 |
| 227 | 103 | 24,619 | ¥1,220 | ㈱ヤマダ電機 | コーヒーメーカー代 | 3,660円×1/3 | ¥915 | 同上 |
| 228 | 105 | 24,616 | ¥698 | ケーズデンキ青森本店 | DVDプレイヤー代 | 2,094円×1/3 | ¥524 | 同上 |
| 229 | 207 | 24,720 | ¥15,000 | ㈱ヒゲチ | フルーティデスクリコーダー | 45000円×1/3 | ¥11,250 | 同上 |
| 230 | 2 | 24,413 | ¥10,000 | シヤーンブライツ | コピー機リース料4月分 | 20000円×1/2 | ¥5,000 | 自宅事務所に設置されている機器に係る支出である。政務調査活動分の他、後援会活動分、その他一般的な活動分とに按分し、使途基準に合致しない支出件は使途基準に合致しない。 |
| 231 | | | ¥42,000 | 同上 | コピー機リース料5～8月分 | 1/2計上 | ¥21,000 | 同上 |
| 232 | | | ¥79,692 | エステイター(株) | コピー機カウンター料ノ年間分 | 同上 | ¥39,846 | 同上 |
| 233 | | | ¥598 | 同上 | シール/バツク代 | 全額計上 | ¥449 | 同上 |
| 234 | 10 | 24,426 | ¥9,538 | ソフトバンク | 携帯電話料金 | 19076円×1/2 | ¥7,154 | 携帯電話使用料は使用実態に応じて按分して計上すべきである。社会通念上、個人使用分を2分の1、後援会活動、その他一般的な活動に按分し、使途基準に合致しない支出とし、使途基準である。 |
| 235 | | | ¥131,325 | 同上 | 携帯電話、携帯端末利用料 | 1/2計上 | ¥98,494 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|---------|---------|--------------|-------------|--|------------|-----------------------------------|
| 236 | 91 | 24.6.2 | ¥5,960 | ㈱ビツカメラ | U S Bメモリー | | | ¥3,973 | 個人、後援会活動、政務調査活動の3按分で3分の2が違法 |
| 237 | 309 | 24.11.21 | ¥6,096 | ㈱エヒト | 名刺作成代 (500枚) | 送金手数料315円含む | | ¥6,096 | 名刺に政務調査費を充当するのは本件用途基準に合致しない支出である。 |
| 238 | 371 | 25.1.23 | ¥15,157 | アド・クラフト | 名刺代 | 30,315円×1/2 | | ¥15,157 | 同上 |
| | | | | 計 | | | | ¥1,689,101 | |

別表5

| 議員名 | 整理番号 | 支出年月日 | 支出額 | 支出先 | 品名 | 備考 | 違法金額 | 違法理由 | |
|------|------|-------|----------|---------|---|---------|-----------------|---------|--|
| 渋谷哲一 | 1 | 28 | 24.8.27 | ¥35,000 | ㈱ジヤルパック | 航空券・宿泊代 | 東京都 | ¥35,000 | 旅行目的は「東北地方の復旧・復興に係る調査」で、訪問地は「東京都」としているが、旅行目的と訪問地の関連が明らかでないという実費が確認できない。 |
| | 2 | 29 | 24.9.11 | ¥14,226 | ホテルズドットコムジヤパット | 宿泊代 | ルクセンブルク、ブリュッセル | ¥14,226 | 旅行目的は「原子力発電所に係る調査」とされているが、訪問した場所や接見した人物も不明で政務調査活動が行われたという実費を検証することができない。 |
| | 3 | 41 | 24.10.9 | ¥33,300 | 青森第一旅行㈱ | 列車チケット代 | 同上 | ¥33,300 | 同上 |
| | 4 | 30 | 24.9.11 | ¥48,940 | 日本航空㈱ | 航空チケット代 | 東京都 | ¥48,940 | 旅行目的と訪問先はそれぞれ「核燃サイクルに係る調査」「東京都」とされているにすぎず、政務調査活動の実質を検証することができない。 |
| | 5 | 31 | 24.9.13 | ¥9,700 | A K A S A K A G R A N B E L L H O T E L | 宿泊代 | 同上 | ¥9,700 | 同上 |
| | 6 | 45 | 24.11.7 | ¥16,170 | 日本航空㈱ | 航空チケット代 | 国土交通省 | ¥16,170 | 旅行目的は「下北縦貫道に係る調査」で、訪問先は国土交通省(東京都)とされているにすぎず、政務調査活動の実質が検証できない。 |
| | 7 | 46 | 24.11.7 | ¥16,170 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥16,170 | 同上 |
| | 8 | 61 | 24.12.26 | ¥42,000 | ㈱アート企画 | 封筒印刷費 | 単価約4.6円、部数9000部 | ¥21,000 | 後援会活動分の含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件用途基準に合致しない。 |

| | | | | | | | | |
|----|----|----------|----------|-------------------|-----------|--------------|------------|---------------------------------------|
| 26 | 63 | 25.1.3 | ¥3,054 | 同上 | 同上 | 6,108 × 1/2 | ¥1,018 | 同上 |
| 27 | 64 | 25.1.3 | ¥1,930 | 同上 | 同上 | 3,860 × 1/2 | ¥643 | 同上 |
| 28 | 32 | 24.9.17 | ¥15,660 | e c c u r r e n t | A3カラープリンタ | 31,321 × 1/2 | ¥5,220 | 同上 |
| 29 | 48 | 24.11.13 | ¥5,250 | ケーズデンキ青森本店 | ドラムユニット | 10500 × 1/2 | ¥1,750 | 同上 |
| 30 | 2 | 24.4.17 | ¥40,000 | 事務職員 | 給与 | 80,000 × 1/2 | ¥40,000 | 債権者名その他雇用契約内容、勤務実態も不明である。家族への支出も疑われる。 |
| 31 | | | ¥400,000 | 同上 | 同上10か月分 | 1/2計上 | ¥400,000 | 同上 |
| 32 | 3 | 24.4.17 | ¥75,000 | 同上 | 同上 | 全額計上 | ¥75,000 | 同上 |
| 33 | | | ¥825,000 | 同上 | 同上11か月分 | 同上 | ¥825,000 | 同上 |
| 34 | 19 | 24.7.26 | ¥30,000 | 同上 | 同上 | 60,000 × 1/2 | ¥30,000 | 同上 |
| | | 議員持ち出し分 | | | | | ¥ - 83,071 | |
| | | 計 | | | | | ¥2,383,367 | |

| | | | | | | | | | |
|------|---|-----|---------|--------|-----------|-------|---------------------------|--------|---|
| 中村寿文 | 1 | 64 | 24.7.18 | ¥5,300 | 休暇村陸中宮古 | 宿泊代 | 岩手県宮古市 | ¥5,300 | 旅行目的は「岩手県復興実施計画の取り組みに對する現地調査」で、夕食・朝食代4000円を除いた金額を計上しているが、調査目的と県政との関係が定かでないため、しかも政務調査活動の実費が検証できない。 |
| | 2 | 8 | 24.4.25 | ¥1,300 | (有)高瀬新聞店 | 新聞購読料 | デーリー東北4月分の2分の1 | ¥867 | 領収証宛名は個人名で、販売店は八戸市内。 |
| | 3 | 9 | 24.4.25 | ¥3,003 | 八戸新聞販売(株) | 同上 | 東奥日報・朝日新聞4月分の2分の1 | ¥2,002 | 事務所での購読である。事務所は後援会事務所として設置されていることから使用実態に合わせ、按分して計上すべきである。3分の1を超える支出は目的外支出である。 |
| | 4 | 100 | 24.9.18 | ¥819 | (株)成田本店 | 図書購入費 | 失われた30年 | ¥819 | 県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| | 5 | 194 | 25.2.25 | ¥1,890 | 同上 | 同上 | 「日本でいちばんいい県都道府県別幸福度ランキング」 | ¥1,890 | 同上 |
| | 6 | 7 | 24.4.24 | ¥7,365 | 東北電力(株) | 電気代 | 4月分 | ¥4,910 | この事務所は後援会事務所とし |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|-----------|---------|---------|---------|----------------|
| 24 | 160 | 24,12.25 | ¥11,802 | 同上 | 同上 | 11月分 | ¥3,934 | 同上 |
| 25 | 177 | 25.1.24 | ¥29,938 | 同上 | 同上 | 12月分 | ¥9,979 | 同上 |
| 26 | 198 | 25.2.26 | ¥48,143 | 同上 | 同上 | 1月分 | ¥16,048 | 同上 |
| 27 | 216 | 25.3.25 | ¥39,221 | 同上 | 同上 | 2月分 | ¥13,074 | 同上 |
| 28 | 48 | 24.6.25 | ¥2,077 | 八戸圏域水道企業団 | 水道料金 | 5・6月分 | ¥692 | 同上 |
| 29 | 84 | 24.8.24 | ¥1,944 | 同上 | 同上 | 7・8月分 | ¥648 | 同上 |
| 30 | 119 | 24.10.25 | ¥1,934 | 同上 | 同上 | 9・10月分 | ¥645 | 同上 |
| 31 | 161 | 24.12.25 | ¥1,919 | 同上 | 同上 | 11・12月分 | ¥640 | 同上 |
| 32 | 199 | 25.2.26 | ¥1,908 | 同上 | 同上 | 1・2月分 | ¥636 | 同上 |
| 33 | 49 | 24.6.25 | ¥1,353 | 八戸市 | 下水道料金 | 5・6月分 | ¥451 | 同上 |
| 34 | 85 | 24.8.24 | ¥1,255 | 同上 | 同上 | 7・8月分 | ¥418 | 同上 |
| 35 | 120 | 24.10.25 | ¥1,232 | 同上 | 同上 | 9・10月分 | ¥411 | 同上 |
| 36 | 162 | 24.12.25 | ¥1,209 | 同上 | 同上 | 11・12月分 | ¥403 | 同上 |
| 37 | 200 | 25.2.26 | ¥1,197 | 同上 | 同上 | 1・2月分 | ¥399 | 同上 |
| 38 | 16 | 24.4.27 | ¥3,190 | 八戸ガス㈱ | ガス代 1/2 | 4月分 | ¥1,063 | 同上 |
| 39 | 34 | 24.5.28 | ¥2,022 | 同上 | 同上 | 5月分 | ¥674 | |
| 40 | 54 | 24.6.27 | ¥1,353 | 同上 | 同上 | 6月分 | ¥451 | 同上 |
| 41 | 71 | 24.7.27 | ¥1,131 | 同上 | 同上 | 7月分 | ¥377 | 同上 |
| 42 | 89 | 24.8.27 | ¥1,250 | 同上 | 同上 | 8月分 | ¥417 | 同上 |
| 43 | 108 | 24.9.27 | ¥1,019 | 同上 | 同上 | 9月分 | ¥340 | 同上 |
| 44 | 126 | 24.10.29 | ¥1,363 | 同上 | 同上 | 10月分 | ¥454 | 同上 |
| 45 | 143 | 24.11.27 | ¥1,937 | 同上 | 同上 | 11月分 | ¥646 | 同上 |
| 46 | 166 | 24.12.27 | ¥2,164 | 同上 | 同上 | 12月分 | ¥721 | 同上 |
| 47 | 183 | 25.1.28 | ¥2,373 | 同上 | 同上 | 1月分 | ¥791 | 同上 |
| 48 | 204 | 25.2.27 | ¥2,133 | 同上 | 同上 | 2月分 | ¥711 | 同上 |
| 49 | 220 | 25.3.27 | ¥2,774 | 同上 | 同上 | 3月分 | ¥925 | 同上 |
| 50 | 13 | 24.4.25 | ¥7,758 | リコージャパン | コピー機使用料 | 同上 | ¥6,034 | 3分の2は前年度分の債務に係 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|---------|-----|-------|----------|--|--|
| 69 | 121 | 24,10.25 | ¥2,730 | 同上 | 同上 | 10月分 | ¥910 | 同上 | |
| 70 | 146 | 24,11.27 | ¥2,730 | 同上 | 同上 | 11月分 | ¥910 | 同上 | |
| 71 | 164 | 24,12.25 | ¥2,730 | 同上 | 同上 | 12月分 | ¥910 | 同上 | |
| 72 | 181 | 25,1.25 | ¥2,730 | 同上 | 同上 | 1月分 | ¥910 | 同上 | |
| 73 | 203 | 25,2.26 | ¥2,730 | 同上 | 同上 | 2月分 | ¥910 | 同上 | |
| 74 | 217 | 25,3.25 | ¥2,730 | 同上 | 同上 | 3月分 | ¥910 | 同上 | |
| 75 | 35 | 24,5.31 | ¥7,294 | KDDI(株) | 電話代 | 4月分 | ¥2,431 | 領収証は後援会事務所宛てである。使用実態に合わせ、後援会分、一般的な議分、政府調査活動分の3分の1を超える分は目的外支出である。 | |
| 76 | 59 | 24,7.2 | ¥7,441 | 同上 | 同上 | 5月分 | ¥2,480 | 同上 | |
| 77 | 72 | 24,7.31 | ¥7,040 | 同上 | 同上 | 6月分 | ¥2,347 | 同上 | |
| 78 | 91 | 24,8.31 | ¥7,281 | 同上 | 同上 | 7月分 | ¥2,427 | 同上 | |
| 79 | 112 | 24,10.1 | ¥7,622 | 同上 | 同上 | 8月分 | ¥2,541 | 同上 | |
| 80 | 128 | 24,10.31 | ¥7,139 | 同上 | 同上 | 9月分 | ¥2,380 | 同上 | |
| 81 | 147 | 24,11.30 | ¥7,058 | 同上 | 同上 | 10月分 | ¥2,353 | 同上 | |
| 82 | 170 | 25,1.4 | ¥7,085 | 同上 | 同上 | 11月分 | ¥2,362 | 同上 | |
| 83 | 187 | 25,1.31 | ¥4,889 | 同上 | 同上 | 12月分 | ¥1,630 | 同上 | |
| 84 | 208 | 25,2.28 | ¥4,721 | 同上 | 同上 | 1月分 | ¥1,574 | 同上 | |
| 85 | 17 | 24,4.28 | ¥60,000 | 事務職員 | 給与 | 4月分 | ¥60,000 | 債権者名の他雇用契約内容、勤務実態も不明である。家族への支出も疑われる。 | |
| 86 | | | ¥660,000 | 同上 | 同上 | 5～3月分 | ¥660,000 | 同上 | |
| 87 | 18 | 24,4.28 | ¥70,000 | 同上 | 同上 | 4月分 | ¥70,000 | 同上 | |
| 88 | | | ¥770,000 | 同上 | 同上 | 5～3月分 | ¥770,000 | 同上 | |
| 89 | 19 | 24,4.28 | ¥70,000 | 同上 | 同上 | 4月分 | ¥70,000 | 同上 | |
| 90 | | | ¥770,000 | 同上 | 同上 | 5～3月分 | ¥770,000 | 同上 | |
| 計 | | | | | | | | ¥2,617,143 | |

北 紀一 1 2 24,4.7 ¥20,510 東日本旅客鉄道 JR切符代 東京 ¥20,510 実施日/4.7 旅行目的は「風力発電事業に関する日本風力発

| | | | | | | | | | |
|----|----|---------|---------|--------------|--------|--|---------|----|---|
| | | | | | | | | | 電機との意見交換」としている か、同社の東北支社は六ヶ所村 にあり、具体的に何処を訪問し たのかわからない。調査活動の実質 存在も疑われる。 |
| 2 | 8 | 24.4.27 | ¥20,160 | 同上 | 同上 | 同上(風力発電環境調査) ノ「太陽光発電及び風力発 電環境について情報収集」 | ¥20,160 | | 「実施日/4.27～28 日本環境 機」と説明されているが、付随 するタクシー代支出については その移動先が不明で個人的な支 出が疑われる。 |
| 3 | 13 | 24.5.8 | ¥1,970 | 大丸交通機 | タクシー代 | 東京(新橋～白金台) | ¥1,970 | 同上 | 同上 |
| 4 | 14 | 24.5.8 | ¥1,160 | 機グリーンキヤ ラ | 同上 | 東京(白金台～芝浦) | ¥1,160 | 同上 | 同上 |
| 5 | 15 | 24.5.8 | ¥2,150 | ANZEN板橋 機 | 同上 | 東京(浜松町～代官山) | ¥2,150 | 同上 | 同上 |
| 6 | 16 | 24.5.8 | ¥9,000 | チエックイン新 橋 | 宿泊代 | 東京 | ¥9,000 | 同上 | 同上 |
| 7 | 17 | 24.5.9 | ¥1,700 | 機日の丸交通深 川 | タクシー代 | 東京(秋葉原～入谷) | ¥1,700 | 同上 | 同上 |
| 8 | 18 | 24.5.9 | ¥1,520 | 豊和自動車機 | 同上 | 東京(入谷～兜町) | ¥1,520 | 同上 | 同上 |
| 9 | 21 | 24.5.13 | ¥20,160 | 東日本旅客鉄道 | J R切符代 | 東京(風力発電建設誘致に ついて情報収集) | ¥20,160 | | 具体的な訪問先も不明であり、 職務調査活動が行われたという ことが外形上も検証できない。 |
| 10 | 22 | 24.5.14 | ¥1,700 | 国際自動車機 | タクシー代 | 東京(上野～新橋) | ¥1,700 | 同上 | 同上 |
| 11 | 29 | 24.5.22 | ¥16,000 | - | 車両借上 | 東京(上野・深浦ノ運転手、燃 料共) | ¥16,000 | | 「風力発電事業調査視察」と説 明されているが、具体的な訪問 先も不明であり、職務調査活動 が行われたということが外形上 も検証できない。 |
| 12 | 56 | 24.8.11 | ¥29,220 | 東日本旅客鉄道 | J R切符代 | 東京 | ¥29,220 | | 「葉草栽培室内農業技術・販路 研究に関する情報収集」と説明 されているが、具体的な訪問先 も不明であり、県政とのかわり で職務調査活動が行われたと いうことが外形上も検証できな い。 |
| 13 | 65 | 24.9.4 | ¥13,640 | 同上 | 同上 | 仙台 | ¥13,640 | | 「みやぎ生協事業等に関する調 査」と説明されているが、県政 とのかわりか不明で、職務調 査活動が行われたということが 外形上も検証できない。 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|----------|------------|--------------------------------|---------|---|
| 14 | 86 | 24.10.17 | ¥28,820 | 同上 | 同上 | 東京 | ¥28,820 | 「実施日/10.18 三陸の復旧状況に関する情報収集」と説明されているが、県政との関わりも不明で、政務調査活動が行われたということが外形上も検証できない。 |
| 15 | 90 | 24.10.11 | ¥15,000 | - | 車両借上 | 南三陸町/運転手、燃料共 | ¥15,000 | 「三陸復旧・復興状況調査」と説明されているが、県政との関わりも不明で、政務調査活動が行われたということが外形上も検証できない。 |
| 16 | 106 | 24.11.8 | ¥20,510 | 東日本旅客鉄道 | J R 切符代 | 東京 | ¥20,510 | 「三陸復興に関する資料調達及びコンサルタント兼、主業務調査」と説明されているが、県政との関わりも不明で、政務調査活動が行われたということが外形上も検証できない。 |
| 17 | 108 | 24.12.1 | ¥16,000 | - | 車両借上 | むつ市・横浜町/運転手、燃料共 | ¥16,000 | 「下北地区の土砂産出現地調査及び資源調査 むつ市・横濱町」と説明されているが、具体的などのようにに政務調査活動が行われたかということについて外形上も検証できない。 |
| 18 | 126 | 25.2.3 | ¥20,020 | 東日本旅客鉄道 | J R 切符代 | 東京/㈱瑞峰と県産ミネラルオーナーター販売についての意見交換 | ¥20,020 | 県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 19 | 141 | 25.3.26 | ¥9,000 | 子エツクイン新橋 | 宿泊代 | 東京/企業誘致について情報収集 | ¥9,000 | 交通費が計上されていない。何処を訪問したのか等不明で、政務調査活動が行われたということが外形上も検証できない。 |
| 20 | 148 | 24.5.31 | ¥85,000 | スタジオエムデー | 政務調査費資料作成費 | 平成23年度政務調査費収支報告書等作成委託業務 | ¥85,000 | 事務職員の雇用もありながら収支報告書作成について外部委託しているのは二重の支出が疑われる。 |
| 21 | 6 | 24.4.23 | ¥21,500 | 米沼たけ子 | 切手代/会議費 | 80円 × 100,270円 × 50 | ¥10,750 | 後援会活動分の含まれている蓋然性が高い。使途基準に合致しない支出とすべきである。 |
| 22 | 81 | 24.10.2 | ¥4,000 | 柏村商店 | 同上 | 80円 × 50 | ¥2,000 | 同上 |
| 23 | 10 | 24.4.30 | ¥2,600 | 三和新聞部 | 新聞購読料 | | ¥1,300 | 領収証は個人宛である。自宅での購読とも思料されるところ、2分の1は本件使途基準に合致しない。 |
| 24 | 36 | 24.6.29 | ¥180,000 | 河野郁雄 | 会報(四季報)の編 | 60,000 × 3 / | ¥90,000 | 後援会活動分の含まれている蓋 |

| | | | | | | | | |
|---------|-----|----------|------------|----------------------|---------------------|------------|--|--|
| | | | | 集・印刷・発行 | 4～6月分 500部 | | 然性が高い。2分の1を超える支出は本件使途基準に合致しない支出といふべきである。 | |
| 25 | 78 | 24.9.28 | ¥180,000 | 同上 | 7～9月分 500部 | ¥90,000 | 同上 | |
| 26 | 114 | 24.12.28 | ¥180,000 | 会報(四季報)の編集・印刷・発送 | 10～12月分 500部 | ¥90,000 | 同上 | |
| 27 | 144 | 25.3.29 | ¥180,000 | 会報(四季報)の編集・印刷・発行 | 1～3月分 500部 | ¥90,000 | 同上 | |
| 28 | 102 | 24.11.29 | ¥6,700 | 五戸郵便局 切手代 | 県政報告書郵送 | ¥3,350 | 同上 | |
| 29 | 12 | 24.5.1 | ¥14,477 | 東北電力 電気代(3月分) | 政務調査専用事務所電力 | ¥14,477 | 本件政務調査費とは関係のない時期の債務に係る支出である。 | |
| 30 | 11 | 24.4.27 | ¥27,030 | 鳥谷部商店 灯油代 | | ¥18,020 | 事務所は後援会事務所として設置されている。後援会、政務調査活動、その他議員活動と使用実態に合わせて按分して計上すべきである。3分の2は違法。 | |
| 31 | 107 | 24.11.26 | ¥13,600 | 同上 | | ¥9,067 | 同上 | |
| 32 | 124 | 25.1.31 | ¥29,760 | 同上 | | ¥19,840 | 同上 | |
| 33 | 147 | 25.3.26 | ¥28,880 | 同上 | | ¥19,253 | 同上 | |
| 34 | 27 | 24.5.30 | ¥4,840 | N T T コモ 携帯電話料金(3月分) | 9,684円×1/2按分(延滞含まず) | ¥4,840 | 本件政務調査費とは関係のない時期の債務に係る支出である。 | |
| 35 | 23 | 24.5.15 | ¥11,622 | 東日本電信電話(株) 電話代(4月分) | | ¥3,874 | 事務所は後援会事務所として設置されている。後援会、政務調査活動、その他議員活動と使用実態に合わせて按分して計上すべきである。3分の2は違法。 | |
| 36 | 9 | 24.4.27 | ¥150,000 | 事務職員 賞金 | 政務調査補助業務のみの職員である | ¥150,000 | 債権者名の他雇用契約内容、勤務実態も不明である。家族への支出も疑われる。 | |
| 37 | | | ¥1,650,000 | 同上 | 同上 | ¥1,650,000 | 同上 | |
| 議員持ち出し分 | | | | | | | ¥ - 9,235 | |
| 計 | | | | | | | ¥2,590,776 | |
| 田名部定男 | 1 | 5 | 24.4.13 | ¥6,000 | J R 東日本 J R 切符代 | ¥6,000 | 訪問先等が不明で具体的にどのような政務調査活動が行われたのか外形上も検証できない。 | |
| | 2 | 6 | 24.4.14 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| | | | | 同上 | 同上 / 天間林道路予算配分 | ¥6,000 | 同上 | |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|---------|--------|--|---------|--|
| 3 | 24 | 24.5.12 | ¥7,400 | ホテル青森 | 宿泊代 | 概要の調査 連合青森と正規、非正規労働者状況について意見交換 宿泊代 | ¥7,400 | 同上 |
| 4 | 26 | 24.5.16 | ¥6,000 | J R東日本 | J R切符代 | 青森市 / 自然エネルギー発 電建設計画の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 5 | 37 | 24.5.28 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 (県庁) 県土地開発 公社累積債務の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 6 | 46 | 24.6.24 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 / 県産肉牛損害賠償 請求内容の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 7 | 60 | 24.7.3 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 / 貸工場アノヴァへ の補助金調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 8 | 62 | 24.7.3 | ¥36,300 | ㈱日本旅行東北 | 同上 | 東京都 / 関係省庁と下北8 市町村の開発・整備について 意見交換 | ¥36,300 | 同上 |
| 9 | 65 | 24.7.14 | ¥6,000 | J R東日本 | 同上 | 青森市 / 県内求人倍率と離 職状況の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 10 | 76 | 24.7.30 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 青い森鉄道中期経営 計画の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 11 | 80 | 24.8.1 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 県庁 / 県立高校改革後期計 画案の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 12 | 83 | 24.8.9 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 青い森農林振興公社 の債務状況調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 13 | 86 | 24.8.19 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 / 県内の雇用拡大・ 促進方策の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 14 | 93 | 24.8.26 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 大卒・高卒者の求人 状況調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 15 | 97 | 24.8.27 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 (県庁) / 県内の水 稲出穂率等の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 16 | 105 | 24.9.18 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 議員総会 (予算説明) | ¥6,000 | 同上 |
| 17 | 122 | 24.10.5 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 / 原子力・エネルギー 問題等の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 18 | 125 | 24.10.18 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 (県庁) / 県肉用牛 開発公社の債務状況調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 19 | 138 | 24.11.1 | ¥17,440 | 同上 | 同上 | 仙台市 / 東通原発運転再開 への課題調査 | ¥17,440 | 訪問先等も不明で、具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか外形上も検証できない。 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|--------------------|--------------------|---------------------------------|---------|--|
| 20 | 161 | 24.12.8 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 / 非正規労働者の就労状況調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 21 | 164 | 24.12.19 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 雇用創出企業立地補助事業の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 22 | 177 | 24.12.28 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 東通原発の活断層断定内容の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 23 | 181 | 25.1.8 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 県内ガソリン給油所の稼働状態調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 24 | 183 | 25.1.19 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 新卒者の就職内定状況の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 25 | 186 | 25.1.24 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 (県庁) / 県と屋内スケート場の設備について意見交換 | ¥6,000 | 同上 |
| 26 | 201 | 25.2.13 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 県内における再生可能エネルギー一起業状況の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 27 | 208 | 25.2.23 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 (県庁) / 下北地区の原子力防災計画について情報収集 | ¥6,000 | 同上 |
| 28 | 224 | 25.3.3 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 / 障害者雇用状況の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 29 | 226 | 25.3.18 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森市 (県庁) / 県原子力防災計画の修正内容の調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 30 | 216 | 25.2.26 | ¥48,230 | 新光印刷㈱ | 県政報告会開催案内 葉書印刷代 | | ¥24,115 | 後援会活動分も含まれている蓋然性が高い。2分の1は目的外支出である。 |
| 31 | 236 | 25.3.28 | ¥152,000 | きざん八戸 | 会場使用料 | 八戸市 / 県政報告会 | ¥76,000 | 同上 |
| 32 | 237 | 25.3.29 | ¥66,150 | 新光印刷㈱ | 県政報告資料印刷 | 3000枚 × @21 × 1.05 | ¥33,075 | 同上 |
| 33 | 10 | 24.4.24 | ¥2,600 | デリーー東北川 口販売センター | 新聞購読料 | デリーー東北4月分 | ¥1,300 | 領収書宛名は個人名で、販売店は八戸地区である。自宅での購読であれば家族的な利用でも受け取れる。少なくとも2分の1は使途基準に適合しない。 |
| 34 | 11 | 24.4.24 | ¥3,007 | 読売センター八 戸北部 | 同上 | 読売新聞 4月分 | ¥1,504 | 同上 |
| 35 | 12 | 24.4.24 | ¥800 | 共産党三八地区 委員会 | 同上 | しんぶん赤旗 4月分 | ¥400 | 同上 |
| 36 | 13 | 24.4.24 | ¥5,950 | はちのへ東興・ | 同上 | 東興日報・産経新聞4月分 | ¥2,975 | 同上 |

| | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|---|-----------------|---------------------------------|--|
| | | | | | 青年就農給付金について情報収集 | | 同日に東京に出張したというところが窺えない。個人的な目的外支出である。 |
| 2 | 97 | 24.6.4 | ¥7,500 | J R 東日本 | J R 切符代 | 二戸市 - 仙台市 / 鉾山資源についての調査 | 調査目的を達成するための具体的な訪問先等が不明で、政務調査活動の実質が検証できない。 |
| 3 | 98 | 24.6.4 | ¥7,500 | 同上 | 同上 | 仙台市 - 二戸市 / 鉾山資源についての調査 | 同上 |
| 4 | 129 | 24.7.1 | ¥13,600 | 同上 | 同上 | 東京都 / 青年就農給付金と凍上炎について情報収集 | 同上 |
| 5 | 130 | 24.7.3 | ¥13,600 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 6 | 215 | 24.8.30 | ¥17,600 | 同上 | 同上 | 東京都 / エネルギーに関する実態調査 | 同上 |
| 7 | 216 | 24.8.30 | ¥17,600 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上。乗車は翌31日であるが、宿泊先も不明である。 |
| 8 | 218 | 24.8.31 | ¥1,070 | 丸井自動車㈱ | タクシー代 | 同上 | 同上 |
| 9 | 235 | 24.9.11 | ¥13,600 | J R 東日本 | J R 切符代 | 東京都 / 経済産業省にてエネルギー環境政策についての意見交換 | 県政とのかわり方で具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 10 | 236 | 24.9.12 | ¥1,700 | 日本交通 | タクシー代 | 同上 / 東京駅 ~ 永田町タクシー代 | 同上 |
| 11 | 237 | 24.9.13 | ¥1,520 | 尾関タクシー | 同上 | 同上 / 赤坂 ~ 東京駅タクシー代 | 同上 |
| 12 | 238 | 24.9.13 | ¥13,600 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 | 同上 |
| 13 | 239 | 24.9.12 | ¥9,500 | A K A S A K A G R A N B E L L H O T E L | 宿泊代 | 同上 | 同上 |
| 14 | 303 | 24.11.16 | ¥8,907 | トヨタレンタカー | レンタカー料金 | 長崎県、熊本県、鹿児島県 | 渋谷哲一名による料金（免責保証料を除く）の1/3を計上しているか、民主党派員外調査上との兼ねあり。訪問先も不明である。個人的な旅行に係る支出が疑われる。 |
| 15 | 304 | 24.11.16 | ¥1,710 | 熊本フェリー | 乗車料金 | 同上 / 重要伝統的建造物部調査 | 同上 |
| 16 | 305 | 24.11.17 | ¥5,470 | 鹿児島サンロイヤルホテル | 宿泊代 | 同上 | 同上 |
| 17 | 306 | 24.11.17 | ¥906 | ㈱岩元石油 | レンタカーガソリン | 同上 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|-----------------|---------------|-----------------------------|--|---------|---|
| 18 | 307 | 24.11.17 | ¥103 | 鹿児島県道路公社 | 代 通行料金 | 同上 | | ¥103 | 同上 |
| 19 | 308 | 24.11.17 | ¥136 | 鹿児島県道路公社指宿又カイイン | 同上 | 同上 | | ¥136 | 同上 |
| 20 | 309 | 24.11.17 | ¥800 | 青森空港駐車場 | 駐車料金 | 同上 | | ¥800 | 同上 |
| 21 | 67 | 24.5.17 | ¥15,200 | リッツモントホテル東京目白 | 宿泊代 / 2泊分 | 下北半島防災避難道路について国土交通省から情報収集 | | ¥15,200 | 県政とのかわりでは具体的にどのような調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 22 | 68 | 24.5.18 | ¥13,400 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 | | ¥13,400 | 同上 |
| 23 | 375 | 25.1.10 | ¥6,600 | ホテル青森 | 宿泊代 | 青森市 | | ¥6,600 | 同上 |
| 24 | 380 | 25.1.11 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 / 産業・雇用問題について調査 | | ¥6,000 | 同上 |
| 25 | 386 | 25.1.15 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 県内課題について県議及び市町村議員と意見交換 | | ¥6,000 | 具体的な調査活動の実質が検証できない。 |
| 26 | 387 | 25.1.15 | ¥1,810 | 大栄タクシー | タクシー代 | 同上 / 石江～長島 | | ¥1,810 | 同上 |
| 27 | 388 | 25.1.16 | ¥5,000 | 青森グランドホテル | 宿泊代 | 同上 | | ¥5,000 | 同上 |
| 28 | 395 | 25.1.19 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 / 県政課題について国会議員と意見交換 | | ¥6,000 | 同上 |
| 29 | 474 | 25.3.18 | ¥4,900 | アルファホテル青森 | 宿泊代 | 同上 / 高齢者運転免許制度について調査 | | ¥4,900 | 宿泊の必要性の存在が検証できない。個人的支出といふべきである。 |
| 30 | 34 | 24.4.25 | ¥2,600 | 三戸専売所 江渡新聞店 | 新聞購読料 4月分全額計上 | | | ¥2,600 | 領収証のあて先が個人名である。親族会社での購読料に政務調査費を充当していることが疑われる。 |
| 31 | 35 | 24.4.25 | ¥3,007 | 読売新聞三戸セブン | 同上 | 三戸町大字八日町 | | ¥3,007 | 同上 |
| 32 | 36 | 24.4.25 | ¥3,000 | 東奥日報松原新聞店 | 同上 | 三戸町大字八日町12 | | ¥3,000 | 同上 |
| 33 | 3 | 24.4.4 | ¥15,520 | 東北電力 | 電気代 (3月分) | 31040 × 1/2 | | ¥15,520 | 本件政務調査費を充当できる対象外の期間の債務に対する支出である。また、事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者を務めていた親族会社である。 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|----------|-----------|---------------|--------------|----------|---|
| | | | | | | | | 会社社屋の一部を議員事務所に充てていたことであるが不明か。事務所として事務所賃料反関係にあり、目的外支出とすべきである。 |
| 34 | | | ¥141,074 | 同上 | | ¥141,074 | | 事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者会社社屋の一部をこの事務所に出しているが、事務所として実所賃料反関係にあり、目的外支出とすべきである。 |
| 35 | 11 | 24.4.10 | ¥80,000 | 金五合資会社 | 事務所賃借料4月分 | 160000 × 1/2 | ¥80,000 | 同上 |
| 36 | | | ¥880,000 | 同上 | 同上 | | ¥880,000 | 同上 |
| 37 | 7 | 24.4.10 | ¥1,846 | サンガス | ガス代 (3月分) | 3692 × 1/2 | ¥1,846 | 本件政務調査費を充当できる対象外の期間。事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者会社社屋の一部をこの事務所に出しているが、事務所として実所賃料反関係にあり、目的外支出とすべきである。 |
| 38 | | | ¥23,438 | 同上 | ガス代 (4~2月分) | | ¥23,438 | 事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者会社社屋の一部をこの事務所に出しているが、事務所として実所賃料反関係にあり、目的外支出とすべきである。 |
| 39 | 113 | 24.6.13 | ¥3,653 | 八戸圏域水道企業団 | 水道料金 (4.5月分) | 7307 × 1/2 | ¥3,653 | 同上 |
| 40 | | | ¥15,729 | 同上 | 水道料金 (6~3月分) | | ¥15,729 | 同上 |
| 41 | | | ¥14,065 | 同上 | 下水道料金 (4~3月分) | | ¥14,065 | 同上 |

| | | | | | | | | | |
|---------|----|---------|------------|-----------|-----------------|--------------|-------------------------------|--|---------------------------------------|
| 42 | 1 | 24.4.2 | ¥30,000 | (有)鎌倉石油店 | 灯油代 | 60000 × 1/2 | ¥30,000 | 事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者を務めていた親族会社である。会社社屋の一部を議員事務所に充てていたということである。このうち、会社の灯油代の一部に政務調査費を充てていたことが疑われる。 | |
| 43 | | | ¥96,146 | 同上 | 同上 | | ¥96,146 | 同上。夏場の灯油代支出も意味不明である。 | |
| 44 | 33 | 24.4.25 | ¥4,056 | K D D I | 携帯電話料 3月分 | 8113 × 1/2 | ¥4,056 | 3月分利用分の支出で、本件政務調査費の対象期間外に係る支出である。 | |
| 45 | 54 | 24.5.10 | ¥3,447 | 東日本電信電話会社 | F A X 電話代 3月分 | 6895 × 1/2 | ¥3,447 | 同上 | |
| 46 | 55 | 24.5.10 | ¥2,123 | 同上 | 電話代 3月分 | 4246 × 1/2 | ¥2,123 | 同上 | |
| 47 | 6 | 24.4.9 | ¥7,297 | ヒタチキャピタル | コピー機リース料 4月分 | 14595 × 1/2 | ¥7,297 | 事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者を務めていた親族会社である。会社社屋の一部を議員事務所に充てていたというこの実態が不明である。あるいは事務所賃料支出先にか、議員本人との利益相反関係にあり、目的外支出というべきである。 | |
| 48 | | | ¥80,530 | 同上 | コピー機リース料 5～3月分 | | ¥80,530 | 同上 | |
| 49 | 45 | 24.5.2 | ¥2,675 | 文海堂 | コピー機メンテナンス料 4月分 | 5350 × 1/2 | ¥2,675 | 同上 | |
| 50 | 24 | 24.4.20 | ¥100,000 | 事務職員 | 給与 / 政務調査業務 | 50000 × 2 人分 | ¥100,000 | 勤務していたであろう事務所はかつて参議院議員を務めた父親が代表者を務めていた親族会社である。単にその会社の従業員との給与を補完する形で支出したとも疑われる。 | |
| 51 | | | ¥1,100,000 | 同上 | 同上 | 11か月分 | ¥1,100,000 | 同上 | |
| 議員持ち出し分 | | | | | | | | ¥ - 347,669 | |
| 計 | | | | | | | | ¥2,464,541 | |
| 山田 知 | 1 | 5 | 24.4.5 | ¥200 | J R 東日本 | J R 切符代 | 高森県庁 / むつ濤 ~ 八戸 / 高校教育改革に係る調査 | ¥200 | 県政とのかわりて具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|-----------------|-------------|---|---------|--|
| 2 | 6 | 24.4.5 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 3 | 146 | 24.4.5 | ¥1,630 | K. コココーハ イヤー | タクシー代 | 同上 / 新青森～県庁 調査 | ¥1,630 | 同上 |
| 4 | 13 | 24.4.14 | ¥200 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森市 / 新幹線建設に係る 調査 | ¥200 | 同上 |
| 5 | 14 | 24.4.14 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 6 | 15 | 24.4.14 | ¥180 | 同上 | 同上 | 同上 / 新幹線建設に係る調 査 | ¥180 | 同上 |
| 7 | 17 | 24.4.16 | ¥35,800 | 同上 | 同上 | 東京都 / 地域主権に係る調 査 往復 | ¥35,800 | 県政とのかかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか検証できない。個人的支 出というべきである。 |
| 8 | 29 | 24.4.22 | ¥200 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥200 | 同上 |
| 9 | 30 | 24.4.22 | ¥160 | 東京地下鉄(株) | 地下鉄切符代 | 同上 / 東京～赤坂 | ¥160 | 同上 |
| 10 | 31 | 24.4.23 | ¥160 | 同上 | 同上 | 同上 / 赤坂～東京 | ¥160 | 同上 |
| 11 | 32 | 24.4.23 | ¥200 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 / 八戸～むつ湊 | ¥200 | 同上 |
| 12 | 21 | 24.4.16 | ¥41,800 | 北日本トラベル (株) | J R 切符代・宿泊代 | 同上 / デフレ社会の経済・ インフレーション運営/歴史 認識に係る調査 | ¥41,800 | 同上 |
| 13 | 57 | 24.5.8 | 180 | J R 東日本 | J R 切符代 | 東京都 / デフレ社会の経済・ インフレーション運営、歴 史認識についての調査 | 180 | 同上 |
| 14 | 58 | 24.5.8 | 160 | 東京メトロ | 乗車券 | 同上 / 東京～赤坂 | 160 | 同上 |
| 15 | 59 | 24.5.9 | 160 | 同上 | 同上 | 同上 / 赤坂～表参道 | 160 | 同上 |
| 16 | 60 | 24.5.9 | 160 | 同上 | 同上 | 同上 / 表参道～九段下 | 160 | 同上 |
| 17 | 61 | 24.5.9 | 160 | 同上 | 同上 | 同上 / 九段下～永田町 | 160 | 同上 |
| 18 | 62 | 24.5.9 | 160 | 同上 | 同上 | 同上 / 赤坂見附～東京 | 160 | 同上 |
| 19 | 63 | 24.5.9 | 800 | 靖国神遊就館 | 拝観料 | 同上 | 800 | 同上 |
| 20 | 36 | 24.4.25 | ¥200 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森県庁 / 高校教育改革に 係る調査 | ¥200 | 同上 |
| 21 | 37 | 24.4.25 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 22 | 38 | 24.4.25 | ¥1,540 | K. コココーハ イヤー | タクシー代 | 同上 / 新青森～県庁 | ¥1,540 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|-----------------|---------|--|---------|---|
| 23 | 39 | 24,4,25 | ¥180 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 / 本八戸 ~ むつ湊 | ¥180 | 同上 |
| 24 | 104 | 24,7,5 | ¥2,300 | N E X C O 東日本 | 通行料金 | 盛岡市 / 体験型観光施設に係る調査 | ¥2,300 | 同上 |
| 25 | 105 | 24,7,5 | ¥2,150 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥2,150 | 同上 |
| 26 | 137 | 24,6,9 | ¥200 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森市内 / 原子力規制に係る調査 | ¥200 | 同上 |
| 27 | 138 | 24,6,9 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 28 | 140 | 24,6,11 | ¥600 | スリーシヨソパー クハル | 駐車料金 | 青森県庁 / 震災復興に係る調査 | ¥600 | 同上 |
| 29 | 141 | 24,6,11 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 / 往路 : 八戸 ~ 新青森、 復路 : 青森 ~ 本八戸 | ¥6,000 | 訪問先が不明で政務調査活動に 実質の存在を検証できない。 |
| 30 | 142 | 24,6,11 | ¥1,540 | 相互交通㈱ | タクシー代 | 同上 / 新青森 ~ 県庁 | ¥1,540 | 同上 |
| 31 | 147 | 24,8,26 | ¥200 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森市 / 産業・生業づくり に係る調査 | ¥200 | 同上 |
| 32 | 148 | 24,8,26 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 33 | 149 | 24,8,27 | ¥180 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥180 | 同上 |
| 34 | 150 | 24,6,24 | ¥200 | 同上 | 同上 | 同上 / 本県の情報発信に係 る調査 | ¥200 | 同上 |
| 35 | 151 | 24,6,24 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 36 | 152 | 24,6,24 | ¥180 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥180 | 同上 |
| 37 | 162 | 24,7,2 | ¥28,820 | 同上 | 同上 | 東京都 / 復興支援に係る調 査 | ¥28,820 | 同上 |
| 38 | 170 | 24,7,9 | ¥1,430 | 矢野タクシー | タクシー代 | 東京都 / 東京 ~ 平河町 | ¥1,430 | 同上 |
| 39 | 171 | 24,7,9 | ¥1,250 | 三和交通㈱ | 同上 | 同上 / 平河町 ~ 東京 | ¥1,250 | 同上 |
| 40 | 172 | 24,7,11 | ¥31,520 | J R 東日本 | J R 切符代 | 横手市・東京都 / 文化財保 存・屋内スケート場整備に 係る調査 | ¥31,520 | 7 / 13横手 ~ 東京、7 / 15東京 ~ 八戸 訪問先が具体的に 政務調査活動に実質の存在を 検証できない。 |
| 41 | 173 | 24,7,13 | ¥5,700 | 横手セントラル ホテル | 宿泊代 | 同上 | ¥5,700 | 同上 |
| 42 | 174 | 24,7,13 | ¥690 | つばめ自動車㈱ | タクシー代 | 同上 (横手市) / ホテル ~ 横手駅 | ¥690 | 同上 |
| 43 | 175 | 24,7,13 | ¥710 | 鳩タクシー(株) | 同上 | 同上 / 東京 ~ 永田町国会議 事堂前 | ¥710 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|---------------|---------|---------------------------------|---------|--|
| 44 | 176 | 24.7.13 | ¥710 | 東都城北タクシー | 同上 | 同上 / 永田町～ホテル | ¥710 | 同上 |
| 45 | 179 | 24.7.17 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森県庁 / 生活就労支援に係る調査 | ¥6,000 | 県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 46 | 180 | 24.7.17 | ¥1,630 | 松竹タクシー | タクシー代 | 同上 / 新青森～県庁 | ¥1,630 | 同上 |
| 47 | 181 | 24.7.17 | ¥1,320 | 幸福タクシー | 同上 | 同上 / 県庁～新青森 | ¥1,320 | 同上 |
| 48 | 182 | 24.7.18 | ¥9,300 | 休暇村陸中宮古 | 宿泊代 | 三陸復興国立公園に係る調査 | ¥9,300 | 同上 |
| 49 | 184 | 24.7.19 | ¥18,840 | J R 東日本 | J R 切符代 | 東京都 / 原子力規制に係る調査 7 / 20～21 | ¥18,840 | 訪問先が不明で政務調査活動の実質の存在が検証できない。 |
| 50 | 401 | 24.7.20 | ¥7,400 | コソフオートホテル東京神田 | 宿泊代 | 東京都内 / 原子力規制・核燃料政策に係る調査 (公務終了後) | ¥7,400 | 県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 51 | 198 | 24.8.19 | ¥700 | スターシヨソバーク八戸 | 駐車料金 | 青森市 / 原巻・核燃サイクルに係る調査 | ¥700 | 訪問先が不明で政務調査活動の実質の存在が検証できない。 |
| 52 | 199 | 24.8.19 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 53 | 200 | 24.8.19 | ¥1,630 | 成長タクシー(株) | タクシー代 | 同上 / 新青森～県庁 | ¥1,630 | 同上 |
| 54 | 201 | 24.8.20 | ¥200 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 / 青森県庁 | ¥200 | 同上 |
| 55 | 202 | 24.8.20 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 56 | 216 | 24.8.20 | ¥1,540 | ㈱一番タクシー | タクシー代 | 同上 / 県庁～新青森 | ¥1,540 | 同上 |
| 57 | 217 | 24.8.20 | ¥180 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 | ¥180 | 同上 |
| 58 | 229 | 24.8.28 | ¥36,990 | 同上 | 同上 | 福島市・仙台市・東京都 | ¥36,990 | 「大規模災害対策・原子力規制・震災時の広域連繫に係る調査」とされるが東京での訪問先が衆議院第一議員会館とされているだけで政務調査活動の実質の存在が検証できない。 |
| 59 | 232 | 24.8.31 | ¥9,100 | トニーイン仙台駅前 | 宿泊代 | 同上 | ¥9,100 | 同上 |
| 60 | 233 | 24.8.31 | ¥2,870 | 八千代自動車(株) | タクシー代 | 同上 / 東京～永田町 | ¥2,870 | 同上 |
| 61 | 234 | 24.8.31 | ¥9,200 | 秋葉原ワシントンホテル | 宿泊代 | 同上 | ¥9,200 | 同上 |
| 62 | 237 | 24.8.31 | ¥9,490 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 / グリーン車へ変更 | ¥9,490 | 同上 |
| 63 | 294 | 24.10.29 | ¥37,310 | 同上 | 同上 | 東京都 / 核燃料政策に係る調査 | ¥37,310 | 訪問先が不明で政務調査活動の実質の存在が検証できない。 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|-------------|---------|-----------------------|---------|--|
| 64 | 298 | 24,11.1 | ¥160 | 東京地下鉄(株) | 地下鉄切符代 | 同上 / 東京～赤坂見附 | ¥160 | 同上 |
| 65 | 299 | 24,11.2 | ¥160 | 同上 | 同上 | 同上 / 赤坂見附～東京 | ¥160 | 同上 |
| 66 | 300 | 24,11.3 | ¥200 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森県庁 / 戦略的企業誘致に係る調査 | ¥200 | 県政とのかわりでは具体的などのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 67 | 301 | 24,11.3 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 68 | 302 | 24,11.3 | ¥180 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥180 | 同上 |
| 69 | 305 | 24,11.6 | ¥200 | 同上 | 同上 | 同上 / 雇用対策に係る調査 | ¥200 | 同上 |
| 70 | 306 | 24,11.6 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥6,000 | 同上 |
| 71 | 307 | 24,11.6 | ¥180 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥180 | 同上 |
| 72 | 310 | 24,11.7 | ¥10,390 | 同上 | 同上 | 福島県内 / 原発事故からの復興に係る調査 | ¥10,390 | 同上 |
| 73 | 314 | 24,11.11 | ¥2,980 | 県南タクシー(株) | タクシー代 | 同上 / 八戸～自宅 | ¥2,980 | 同上 |
| 74 | 334 | 25,1.11 | ¥150 | グイアノヴァパーキング | 駐車料金 | 八戸市 / 企業誘致に係る調査 | ¥150 | 訪問先が不明で政務調査活動の実質の存在が検証できない。 |
| 75 | 336 | 25,1.15 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森県庁 / 自動車関連産業に係る調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 76 | 337 | 25,1.15 | ¥1,630 | 白取タクシー | タクシー代 | 同上 / 新青森～県庁 | ¥1,630 | 同上 |
| 77 | 345 | 25,1.19 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森市内 / 中小企業振興に係る調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 78 | 358 | 25,2.1 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 青森県庁 / 創業・起業支援に係る調査 | ¥6,000 | 県政とのかわりでは具体的などのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 79 | 364 | 25,2.13 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 離職者再就職に係る調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 80 | 365 | 25,2.13 | ¥1,540 | 大栄タクシー | タクシー代 | 同上 / 新青森～県庁 | ¥1,540 | 同上 |
| 81 | 366 | 25,2.13 | ¥180 | J R 東日本 | J R 切符代 | 同上 | ¥180 | 同上 |
| 82 | 369 | 25,2.15 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 港湾の減災に係る調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 83 | 370 | 25,2.15 | ¥1,540 | 大栄タクシー | タクシー代 | 同上 / 新青森～県庁 | ¥1,540 | 同上 |
| 84 | 384 | 25,2.8 | ¥35,800 | J R 東日本 | J R 切符代 | 東京都 / 道路・橋梁の耐震化に係る調査 | ¥35,800 | 2 / 23～24実施。県政とのかわりでは具体的などのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----------|----------|----------------|-----------|--------------------------------|----------|--|
| 85 | 376 | 25.2.23 | ¥180 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥180 | 同上 |
| 86 | 377 | 25.2.23 | ¥1,790 | 大和自動車㈱ | タクシー代 | 同上 / 東京駅～永田町 | ¥1,790 | 同上 |
| 87 | 378 | 25.2.24 | ¥160 | 東京地下鉄㈱ | 地下鉄切符代 | 同上 / 永田町～東京駅 | ¥160 | 同上 |
| 88 | 389 | 24.12.20 | ¥6,820 | J R 東日本 | J R 切符代 | 一関市 / リニア コライダーに 係る調査 | ¥6,820 | 県政とのかかわりで具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか検証できない。 |
| 89 | 390 | 24.12.21 | ¥8,500 | ペリーノホテル 一関 | 宿泊代 | 同上 | ¥8,500 | 同上 |
| 90 | 394 | 24.12.28 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森県庁 / 冬季観光推進に 係る調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 91 | 398 | 25.2.19 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 物流戦略に係る調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 92 | 476 | 25.2.19 | ¥1,540 | (株)合同交通 | タクシー代 | 同上 / 新青森～県庁 | ¥1,540 | 同上 |
| 93 | 403 | 25.3.9 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森県庁 / 津波防護ライン に係る調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 94 | 407 | 25.3.18 | ¥3,160 | 三八五交通 | タクシー代 | 三沢市 / キヤリア教育に係 る調査 八戸駅～自宅 | ¥3,160 | 同上 |
| 95 | 429 | 25.3.23 | ¥6,000 | J R 東日本 | J R 切符代 | 青森県庁 / 海外からの誘客 促進に係る調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 96 | 461 | 24.12.19 | ¥6,000 | 同上 | 同上 | 同上 / 環境公共に係る調査 | ¥6,000 | 同上 |
| 97 | 2 | 24.4.3 | ¥6,450 | むつブランドホ テル | 宿泊代 | むつ市 / 大間原発及び地域 づくりに係る調査 | ¥6,450 | 同上 |
| 98 | 88 | 24.5.19 | ¥1,000 | 家庭倫理の会 | 聴講料 1/2計上 | 八戸市内 / 家庭教育に係る 講演 地球倫理フォーラム | ¥1,000 | 同上 |
| 99 | 8 | 24.4.10 | ¥830 | 三八五ふれあい ネット | 会場借上げ料 | 福祉公民館 / 県政報告会 | ¥415 | 後援会活動分が含まれている蓋 然性が高い。2分の1を超える 支出は本件用途基準に合致しな い支出といふべきである。 |
| 100 | 9 | 24.4.10 | ¥590 | 八戸市 | 同上 | 白山台公民館 | ¥295 | 同上 |
| 101 | 131 | 24.6.4 | ¥378,000 | 八戸パークホテ ル | 同上 | 八戸パークホテル / 県政報 告会 | ¥189,000 | 同上 |
| 102 | 50 | 24.4.28 | ¥26,000 | (株)アドブリンター | ボード作成料 | 福祉公民館 | ¥13,000 | 同上 |
| 103 | 73 | 24.5.12 | ¥31,500 | オレシジボック ス | 同上 | 白山台公民館 / 県政報告 会 | ¥15,750 | 同上 |
| 104 | 136 | 24.6.8 | ¥10,000 | 郵便事業㈱ | 八カキ代 | 小中野公民館 / 県政報告 会 | ¥5,000 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|----------|--------------------|------------------------|---------------------|----------|--|
| 105 | 144 | 24,6,12 | ¥20,000 | 同上 | 同上 | 白銀公民館 / 県政報告会 | ¥10,000 | 同上 |
| 106 | 145 | 24,6,13 | ¥5,000 | 同上 | 同上 | 小中野公民館 / 県政報告会 用 | ¥2,500 | 同上 |
| 107 | 33 | 24,4,24 | ¥3,000 | 八戸新聞販売(株) | 新聞購読料 | 東奥日報 4月分 | ¥1,500 | 領収証のあて先は議員個人名 であり、配達先住所は「新井田 西 1-1-16」になっている。議 員の自宅に配達されているもの であれば家族的に購読している ものである。2分の1を超える 支出は目的外支出である。 |
| 108 | | | ¥33,000 | 同上 | 同上 | 東奥日報 5 ~ 3月分 | ¥16,500 | 同上 |
| 109 | 45 | 24,4,27 | ¥3,007 | 読売センター八 戸東部 | 同上 | 読売新聞 4月分 | ¥1,504 | 同上 |
| 110 | | | ¥33,077 | 同上 | 同上 | 読売新聞 5 ~ 3月分 | ¥16,539 | 同上 |
| 111 | 46 | 24,4,27 | ¥3,007 | 八戸新聞販売(株) | 同上 | 毎日新聞 4月分 | ¥1,504 | 同上 |
| 112 | | | ¥33,077 | 同上 | 同上 | 毎日新聞 5 ~ 3月分 | ¥16,539 | 同上 |
| 113 | 48 | 24,4,27 | ¥2,600 | 旬ジャーナー東北 新井田専売所 | 同上 | ジャーナー東北 4月分 | ¥1,300 | 同上 |
| 114 | | | ¥28,600 | 同上 | 同上 | ジャーナー東北 5 ~ 3月分 | ¥14,300 | 同上 |
| 115 | 79 | 24,5,15 | ¥100 | K I O S K | 同上 | 産経新聞 | ¥100 | 個人的支出である |
| 116 | 239 | 24,9,1 | ¥150 | 同上 | 同上 | 朝日新聞 | ¥150 | 同上 |
| 117 | 197 | 24,8,17 | ¥377,843 | オレンジボックス | 県政プレス番号制作 及び配送料 9万部 | | ¥188,922 | 後援会活動分が含まれている蓋 然性が高い。2分の1を超える 支出は本件用途基準に合致しな い支出といふべきである。 |
| 118 | 34 | 24,4,24 | ¥17,875 | 郵便事業(株) | 郵送料 | 県政報告誌郵送用 | ¥8,938 | 同上 |
| 119 | 318 | 24,12,5 | ¥18,070 | 日本郵便(株) | 同上 | 同上 | ¥9,035 | 同上 |
| 120 | 329 | 25,1,7 | ¥4,000 | 同上 | 切手代 (@80) | 同上 | ¥2,000 | 同上 |
| 121 | 371 | 25,2,18 | ¥4,060 | ㈱ニッポン八通 | 配送料 (DM代) | 県政報告誌配送 | ¥2,030 | 同上 |
| 122 | 472 | 25,2,28 | ¥4,000 | 日本郵便(株) | 切手代 (@80) | 県政報告誌郵送用 | ¥2,000 | 同上 |
| 123 | 18 | 24,4,16 | ¥14,000 | レアークス | 宛名ラベル用紙代 | 県政報告誌送用 | ¥7,000 | 同上 |
| 124 | 19 | 24,4,16 | ¥8,000 | 同上 | レンタルサーバ利用 料金 | | ¥4,000 | 同上 |
| 125 | 40 | 24,4,25 | ¥1,160 | ㈲大塚燃料 | ガズ代 | 4月分 1/2計上 | ¥387 | 事務所使用分ということであれ |

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|---------|------------|------------------------|--------------------------|---------|---|--|---|
| | | | | | | | | | 当該事務所は政務調査活動の他、議員活動やその他の一般的な活動にも使用されたものを認めないというべきである。 |
| 126 | | ¥10,450 | 同上 | 同上 | 4月、11月、3月分を除く 1/2計上分計 | ¥3,483 | 同上 | | |
| 127 | 437 | ¥16,700 | 同上 | 灯油代・ガス代 | 1/2計上 | ¥5,567 | 同上 | | |
| 128 | 454 | ¥14,250 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥4,750 | 同上 | | |
| 129 | 66 | ¥3,009 | 東北電力 | 電気代 4月分 | 4月分 1/2計上 | ¥1,003 | 同上 | | |
| 130 | | ¥33,582 | 同上 | 同上 | 4月分を除く 1/2計上分計 | ¥11,194 | 同上 | | |
| 131 | 477 | ¥2,401 | 八戸広域水道企業団 | 水道料金 | 1/2計上 | ¥800 | 同上 | | |
| 132 | 478 | ¥2,401 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥800 | 同上 | | |
| 133 | | ¥9,071 | 同上 | 同上 | 8～3月計上分 | ¥3,024 | 同上 | | |
| 134 | 74 | ¥8,498 | 東日本電信電話(株) | 電話代・インターネット利用料・電話機リース代 | 4月分 | ¥8,498 | 本件政務調査費の充当期間外に係る前年度に発生した債務に関する支出である(2/11～2/29)。 | | |
| 135 | 101 | ¥8,500 | 同上 | 同上 | 5月分 | ¥8,500 | 同上(3/1～31) | | |
| 136 | 484 | ¥9,118 | (株)KDDI | 携帯電話料金 | 24年1月分 | ¥9,118 | 本件政務調査費の充当期間外に係る前年度に発生した債務に関する支出である。 | | |
| 137 | 485 | ¥3,425 | 同上 | 同上 | 24年2月分 | ¥3,425 | 同上 | | |
| 138 | | ¥68,393 | 東日本電信電話(株) | 電話代・インターネット利用料・電話機リース代 | 4～5月分を除いた分 | ¥22,798 | 事務所は政務調査活動の他、後援会活動やその他の一般的な活動にも使用されている。使用実態に即して計上すべきであるが、3分の1を超える支出は用途基準に合致しない支出である。 | | |
| 139 | 89 | ¥1,375 | サンデー八戸新井田店 | コピー用紙代 | 政務調査専用 | ¥917 | 使用された事務所は前記のとおりであり、そこで使用された消耗品に係る支出である。政務調査活動にだけ限定して使用されたものを認めるべきである。3分の1を超える支出は用途基準に合致しないというべきである。 | | |
| 140 | | ¥8,578 | | 事務用品 | | ¥5,719 | 同上 | | |

| | | | | | | | | | | |
|-------|-----|----------|----------|-------------|------------------------|-------------------|----------|------------|---|--|
| 141 | 483 | 24,7.27 | ¥2,835 | (株)テケル | コピー機カウソト料 | | ¥1,890 | 同上 | 事務所来訪者への茶菓代と思料される3分の1を超える支出である。基準に合致しない支出である。 | |
| 142 | | | ¥41,332 | | 茶菓代 | | ¥27,555 | | | |
| 143 | 463 | 24.12.24 | ¥14,000 | レアークス | インクジェットプリンタ代及び取付設定代として | 1/2計上 | ¥4,667 | | 事務所に設置されているものと想定される。当該後援活動にも使用されたが、3分の1を超過する支出は本件使途基準に合致しない支出と見做される。 | |
| 144 | 132 | 24.8.6 | ¥2,985 | KDDI(株) | 携帯電話料金 / 1/2計上 | 5月使用分 | ¥1,990 | | 携帯電話は政務調査活動、後援活動、その他一般的な私生活での使用にも供される。残りを3分の1を超過する支出と見做される。使用分を2分の1とし、残りを3分の1を超過する支出と見做される。 | |
| 145 | | | ¥31,100 | 同上 | 同上 | 1～2月、5月、10月分を除いた分 | ¥20,733 | 同上 | 同上 | |
| 146 | 408 | 24.11.5 | ¥1,001 | イーモバイル | モバイル通信料 | 8月分 / 1/2計上 | ¥834 | | イー・モバイルは携帯電話同様、全支出のうち、6分の1を超える支出は使途基準に合致しない支出と見做される。 | |
| 147 | | | ¥7,012 | 同上 | 同上 | 8月分を除いた分 | ¥5,843 | 同上 | 同上 | |
| 148 | 303 | 25.1.7 | ¥205,770 | KDDI(株) | 携帯電話料金 / 1/2計上 | 10月分 | ¥205,770 | | 「海外調査時に、県立高校再編及び県立高校入試制度改革、リニア教育など政務調査に係る通信を行った」と説明しているが、海外旅行時にわざわざその必要性があったのか極めて疑問である。 | |
| 149 | 41 | 24.4.26 | ¥40,000 | 事務職員 | 政務調査補助業務賃金 | 4月分 | ¥40,000 | | 賃権者名その他雇用契約内容、勤務実態も不明である。家族への支出も疑われる。 | |
| 150 | | | ¥440,000 | 同上 | 同上 | 11か月分 | ¥440,000 | 同上 | 同上 | |
| 計 | | | | | | | | ¥1,896,282 | | |
| 民主党会派 | 1 | 3 | 24.4.20 | ¥126 (株) | エヌテイエー (使用枚数分) | 3月使用枚数分代 | ¥126 | | 本件政務調査費期間外債務に係る支出である。 | |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|-------------------------------|----------|--------------------------------|----------|---|
| 6 | 205 | 24.10.22 | ¥157,080 | ㈱近畿日本ツー リズト東北 森支店 | 視察指導旅行代金 | 同上 | ¥157,080 | 同上 |
| 7 | 266 | 24.12.19 | ¥35,300 | フワフワ観光㈱ 弘前店 | 視察旅行代金 | 東京 / 来年度予算に関する 調査 | ¥35,300 | 訪問先等も不明で、具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか外形上も検証できない。 |
| 8 | 295 | 25.1.17 | ¥800 | ㈱サン・コーポ レーション | 有料駐車場料金 | 同上 | ¥800 | 同上 |
| 9 | 306 | 25.1.24 | ¥98,800 | 日専連旅行セン ター(株専栄サ ービス) | 視察旅行代金 | 大韓民国 | ¥98,800 | 県政とのかわりでは具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか検証できない。 |
| 10 | 319 | 25.2.1 | ¥1,600 | ㈱サン・コーポ レーション | 有料駐車場料金 | 同上 | ¥1,600 | 同上 |
| 11 | 324 | 25.2.5 | ¥51,140 | フワフワ観光㈱ 弘前店 | 視察旅行代金 | 東京都 / 来年度予算等に関 する調査 | ¥51,140 | 訪問先等も不明で、具体的にど のような政務調査活動が行われ たのか外形上も検証できない。 |
| 12 | 333 | 25.2.14 | ¥1,520 | 政和自動車㈱ | タクシー料金 | 同上 | ¥1,520 | 同上 |
| 13 | 352 | 25.2.27 | ¥28,380 | 東日本旅客鉄道 ㈱ | JR切符代 | 宮城県仙台市 / 東日本大震 災の復興状況に関する調査 | ¥28,380 | 県政との関わりが不明である。 訪問先も不明で政務調査活動の 実質的存在が疑われる。 |
| 14 | 375 | 25.3.22 | ¥119,750 | ㈱近畿日本ツー リズト東北 森支店 | 視察指導旅行代金 | 東京都・徳島県 | ¥59,875 | 「T P P」に関する情報収集なら びに徳島県における街づくり活 動に関する調査」と説明され、 行程表によれば訪問先も徳島県 庁などが示されている。程が半分 以上の時間にかかる日程が不明 である。2分のは個人支 出というべきである。 |
| 15 | 386 | 25.3.31 | ¥2,400 | ㈱サン・コーポ レーション | 有料駐車場料金 | 同上 | ¥1,200 | 同上 |
| 16 | 37 | 24.5.11 | ¥26,700 | 第18回国際交流 会議「アジアの 未来」事務局 | 会費 | 東京都 | ¥26,700 | 県政との関わりが不明である。 訪問先も不明で政務調査活動の 実質的存在が疑われる。 |
| 17 | 55 | 24.5.26 | ¥28,000 | 八重洲富士屋ホ テル | 宿泊代 | 同上 | ¥28,000 | 同上 |
| 18 | 190 | 24.10.10 | ¥60,600 | 日経フォーラム 世界経営者会議 事務局 | 会費 | 東京都 / 世界経営者会議 | ¥60,600 | 同上 |
| 19 | 192 | 24.10.10 | ¥59,400 | フワフワ観光㈱ 弘前店 | 研修旅行代金 | 東京都 / 同上 | ¥59,400 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|----|---------|---------|-----------------|-------------|---------|---------|--|
| 20 | 15 | 24,4,20 | ¥3,007 | 朝日新聞 A S A黒石 | 朝日新聞 4月分 | | ¥2,005 | 事務所での購読料と送料される。その他、政務調査活動の他、後援会活動、その他の一般的な活動に按分して計上するべきであり、使途基準に合致しないといふべきである。 |
| 21 | | | ¥33,077 | 同上 | | | ¥22,051 | 同上 |
| 22 | 16 | 24,4,20 | ¥2,800 | 陸奥新報販売センター | 陸奥新報 4月分 | | ¥1,867 | 同上 |
| 23 | | | ¥30,800 | 同上 | 陸奥新報11か月分 | | ¥20,533 | 同上 |
| 24 | 17 | 24,4,20 | ¥1,300 | ㈱津軽新報社 | 津軽新報 4月分 | | ¥867 | 同上 |
| 25 | | | ¥14,300 | 同上 | 津軽新報11か月分 | | ¥9,533 | 同上 |
| 26 | 18 | 24,4,20 | ¥1,835 | 山形芳弘 | 公明新聞 | | ¥1,223 | 同上 |
| 27 | | | ¥20,185 | 同上 | 公明新聞11か月分 | | ¥13,457 | 同上 |
| 28 | 19 | 24,4,21 | ¥3,000 | 東奥日報黒石中央専売所 | 東奥日報 | | ¥2,000 | 同上 |
| 29 | | | ¥33,000 | 同上 | 東奥日報11か月分 | | ¥22,000 | 同上 |
| 30 | 21 | 24,4,23 | ¥3,007 | 読売センター黒石 | 読売新聞 | | ¥2,005 | 同上 |
| 31 | | | ¥33,077 | 同上 | 読売新聞11か月分 | | ¥22,051 | 同上 |
| 32 | 25 | 24,4,30 | ¥3,400 | 日本共産党津軽地区委員会 | しんぶん赤旗 | | ¥2,267 | 同上 |
| 33 | | | ¥37,400 | 同上 | しんぶん赤旗11か月分 | | ¥24,933 | 同上 |
| 34 | 18 | 24,4,20 | ¥1,880 | 山形芳弘 | 聖教新聞 | | ¥1,880 | 宗教活動に係る支出である。 |
| 35 | | | ¥20,680 | 同上 | 聖教新聞11か月分 | | ¥20,680 | 同上 |
| 36 | 71 | 24,6,14 | ¥3,000 | 青森県庁消費生活協同組合 | 専門図書購入費 | 県職員録 3冊 | ¥2,000 | 同じものを複数購入する費用に政務調査費を充当しない。2冊分は目的外支出である。 |
| 37 | 7 | 24,4,9 | ¥6,300 | 日立キャピタル(株) | リース料 / 全額計上 | | ¥4,200 | 設置されている事務所の使用実態に即して計上すべきである。政務調査活動の他、後援会活動、その他の一般的な議会の支出は目的外支出である。 |

| | | | | | | | | | |
|-------|-----|----------|----------|---------------------------------|---------------------|--|----------|--|--|
| 38 | | | ¥69,300 | 同上 | 11か月分リース料 | | ¥46,200 | 同上 | |
| 39 | 129 | 24,8,6 | ¥3,380 | ㈱ヤマダ電機 ツツクラランド黒 石 | 事務用品費 / エゾソ ンイソク | | ¥2,253 | 同上 | |
| 40 | 166 | 24,9,13 | ¥4,370 | 同上 | 同上 | 政務調査専用 | ¥2,913 | 同上 | |
| 41 | 264 | 24,12,18 | ¥4,620 | 同上 | 事務用品費 | | ¥3,080 | 同上 | |
| 42 | 322 | 25,2,4 | ¥3,380 | 同上 | 同上 | | ¥2,253 | 同上 | |
| 43 | 245 | 24,11,27 | ¥9,975 | トレントメディアク ロノウイタルスバ スタークラブ | 同上 | | ¥9,975 | 当該パソコンソフトと政務調査 活動との関連性が不明である。 | |
| 44 | 24 | 24,4,27 | ¥80,000 | 事務職員 | 政務調査補助職員給 与4月分 | 職員1名×80,000円 | ¥80,000 | 債権者名その他雇用契約内容、勤 務実態も不明である。家族への 支出も疑われる。 | |
| 45 | | | ¥880,000 | 同上 | 5～3月分 | | ¥880,000 | 同上 | |
| 計 | | | | | | | | ¥2,080,702 | |
| 寺田 達也 | 1 | 8 | ¥71,200 | 北日本ツーリス ト | 航空券 | 北海道斜里町・紋別市・札 幌市/水産物のブランド化 と流通状況調査 | ¥71,200 | 日程表によれば、復路宿所(網 走市内)から札幌市内までレゾ ンタカー移動となっているが、領 収証には女満別空港から札幌ま で飛行機での移動と思われる記 載がされている。宿所も明確で ない。県政とのかわりなどでど のような政務調査活動が実際 に行われたのか検証できない。 | |
| | 2 | 175 | ¥80,660 | 同上 | JALパック代 | 東京都/アンテナシヨツ ツの現状と今後の課題・ふる さと祭り東京の首都圏での PRについて調査 | ¥80,660 | 日程表は示されているが、県政 とのかわりですぐ具体的などのよ うな政務調査活動が行われたの か検証できない。また、補助職 員を同行しているが、その必要 性が疑われる。 | |
| | 3 | 14 | ¥3,000 | 中川新聞販売店 | 新聞購読料 | 東奥日報 自宅 | ¥1,500 | 自宅での購読に係る支出である。 家族的な購読も容易に推認され るところ、少なくとも2分の1 は使途基準に適合しない。 | |
| | 4 | 22 | ¥3,715 | 山形芳弘 | 同上 | 聖教新聞・公明新聞 自宅 | ¥3,715 | 聖教新聞は宗教団体が発行する 新聞であるところ、本件使途基 準に合致しないというべきであ る。また、公明新聞については 家族による購読料に政務調査費 を充当するものとも疑われる。 | |
| | 5 | 60 | ¥3,000 | 青森県庁消費生 | 図書購入 | 県職員録3冊(事務所用、 | ¥2,000 | 携行用として1冊購入している | |

| | | | 活協同組合 | | 議員控室用、携行用) | | |
|----|-----|--------|-----------------------------|-------------------|---------------------|----------|--|
| 6 | 222 | 25,328 | 成田 治 | ホームページ編集業務委託料 | 4月分 | ¥20,105 | 翌年度4月分についての支出であるところ、年度が必要なる債務についての支出である。 |
| 7 | 20 | 24,427 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥13,403 | ホームページには議員の選挙関係の写真を掲載されているところ、全額を充当すべきでない。外3分の1を超える支出は目的外である。 |
| 8 | | | 同上 | 同上 | 5～3月分 | ¥147,437 | 同上 |
| 9 | 1 | 24,45 | 東北電力 | 電気代3月分 | 4,734×1/2 | ¥2,367 | 本件政務調査費が対応する期間外の債務に係る支出である。 |
| 10 | 7 | 24,420 | 五所川原市 | 上下水道料金3月分 | 2,494×1/2 | ¥1,247 | 同上 |
| 11 | 221 | 25,328 | 東興宅建 | 事務所賃借料(4月分) 駐車料含む | 42,000×1/2 来客者駐車料含む | ¥21,000 | 翌年度分債務に係る支出である。 |
| 12 | | | 東北電力 | 電気代4～2月分 | 1/2計上 | ¥8,236 | 事務所は政務調査活動のみならず後援会活動やその他の一般的な議員活動にも使用されている。使用実態に即して計上すべきであるが、少なくとも3分の1を超える支出は本件使用基準に適合しないといふべきである。 |
| 13 | | | 五所川原市 | 上下水道料金4～2月分 | 同上 | ¥4,215 | 同上 |
| 14 | | | 東興宅建 | 事務所賃借料(5～3月分) | 同上 | ¥77,000 | 同上 |
| 15 | 2 | 24,410 | N T T コモ | 携帯電話料金3月分 | 13,392×1/2 | ¥6,696 | 本件政務調査費が対応する期間外の債務に係る支出である。 |
| 16 | | | N T T コモ N T T フォイ クス | 携帯電話料金4～2月分 | 1/2計上 | ¥54,642 | 携帯電話は政務調査活動、後援会活動、その他の一般的な議員活動の私的使用にも併される。残りを3分の1とし、その3分の1を3分の1を超えない支出といふべきである。 |
| 17 | 18 | 24,427 | 東日本電信電話 | 電話代4月分 | 10,994×1/2 | ¥1,832 | 事務所は政務調査活動のみならず後援会活動やその他の一般的な議員活動にも使用されるべきであるが、支出は本件使用基準に適合しないといふべきである。 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|-----------|----------------|---|----------|---|
| 4 | 125 | 24.8.10 | ¥87,750 | クラウー観光 | 航空券・宿泊代・レンタカー代 | 青森～新千歳往復2泊（8月23日～25日）/省エネルキー施設、北方四島に関する調査 | ¥87,750 | 行程表が示されているが、具体的に県政とのかかわりで政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| 5 | 137 | 24.8.23 | ¥3,900 | NEXC O東日本 | 通行料金 | 千歳～音更帯広 | ¥3,900 | 同上 |
| 6 | 138 | 24.8.25 | ¥2,400 | 同上 | 同上 | 本別・足寄～トヌム | ¥2,400 | 同上 |
| 7 | 139 | 24.8.25 | ¥2,940 | 横川興産 | レンタカーガソリン代 | 456km | ¥2,940 | 同上 |
| 8 | 140 | 24.8.25 | ¥2,900 | NEXC O東日本 | 通行料金 | トヌム～千歳 | ¥2,900 | 同上 |
| 9 | 141 | 24.8.25 | ¥2,474 | オリックス自動車 | レンタカーガソリン代 | 383km | ¥2,474 | 同上 |
| 10 | 149 | 24.8.31 | ¥208,340 | 近畿日本ツーリスト | 航空券・宿泊代 | メルボルン～オークランド、オークランド～シドニー、3泊（9月6日～9日） | ¥208,340 | 行程表の一部が示され、本件旅行目的は「農業、農産物市場、自然景観保存状況現地調査」として自然景観保存状況現地調査とのかかわりでどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。個人的旅行が含まれているとも疑われる。 |
| 11 | 165 | 24.9.25 | ¥54,200 | JALパック | 同上 | 青森～羽田往復、1泊（10月6日～7日） | ¥54,200 | 旅行目的は「農林水産省の農林担当ツアーとT P Pに関する意見交換」と説明されているが1泊額をバツク旅行にしては極めて高額な支出である。政務調査活動が具体的に「行われた」ということが検証できない。 |
| 12 | 179 | 24.10.20 | ¥2,800 | NEXC O西日本 | 通行料金 | 観光需要等に関する調査 / 大宰府～湯布院 | 2,800 | 旅行目的は「観光需要等に関する調査」と説明され、行程表は示されているが、具体的に県政とのかかわりでどのような政務調査活動が行われたか検証できない。単に個人的な観光旅行目的とも疑われる。 |
| 13 | 180 | 24.10.21 | ¥750 | 同上 | 同上 | 同上 / 湯布院～別府 | 750 | 同上 |
| 14 | 181 | 24.10.21 | ¥3,900 | 同上 | 同上 | 同上 / 院内本線～大宰府本線 | 3,900 | 同上 |
| 15 | 182 | 24.10.21 | ¥600 | 同上 | 同上 | 同上 / 大宰府本線～半道橋 | 600 | 同上 |
| 16 | 184 | 24.10.22 | ¥148,730 | 近畿日本ツーリスト | 航空券・宿泊代・レンタカー代 | 青森～羽田～福岡往復、2泊10月19日～21日 | 148,730 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|----------|-------------------|-----------------|------------------------------|----------|--|
| 17 | 260 | 25.1.30 | ¥99,000 | 日専連旅行セン ター | 航空券・宿泊代・交 通費 | 青森～仁川往復、2泊（1 月30日～2月1日） | 99,000 | 旅行目的は「航空・観光需要等 に関する調査」と説明され、旅行 行程表は示されているが、具体的に に県政とのかわりで行われたか、観 光旅行目的とも疑われる。 |
| 18 | 270 | 25.2.7 | ¥41,800 | フラーワー観光 | 航空券・宿泊代 | 青森～羽田往復、1泊（2 月14日～15日） | 41,800 | 旅行目的は「農林水産省、国土 交通省25年予算調査」と説明さ れているが、具体的に県政との かわりで行われたか、どのような 活動が行われたか検証できない。 |
| 19 | 303 | 25.3.21 | ¥122,400 | 近畿日本ツーリ スト | 同上 | 青森～羽田～徳島往復、3 泊（3月28日～31日） | 122,400 | 旅行目的は「過疎化対策、原 等に関する調査」と説明され、 行程表は示されているが、具体 的に県政とのかわりで行われたか 、どのような活動が行われたか 検証できない。単に個人的な観 光旅行目的とも疑われる。 |
| 20 | 321 | 25.3.29 | ¥5,050 | N E X C O 西日 本 | 通行料金 | 鳴門～松山 | 5,050 | 同上 |
| 21 | 322 | 25.3.30 | ¥5,850 | 本州四国連絡高 速道路 | 同上 | 大洲～鳴門 | 5,850 | 同上 |
| 22 | 323 | 25.3.30 | ¥3,552 | 徳島石油 | レンタカーガソリン 代 | 563km | 3,552 | 同上 |
| 23 | 324 | 25.3.31 | ¥3,500 | こびきタクシー | タクシー代 | 徳島市～松茂町 | 3,500 | 同上 |
| 24 | 325 | 25.3.31 | ¥2,400 | 空港管理事務所 | 駐車料金 | | 2,400 | 同上 |
| 25 | 22 | 24.4.27 | ¥25,000 | 藤崎ガス | 事務委託料 | 50000×1/2 | ¥25,000 | 議員自身が役員を務める会社に 事務委託料として政務調査費を 充当するのは会社への利益供与 とも疑われる。どのような業 務を委託しているのかわりかど うか不明である。 |
| 26 | | | ¥275,000 | 同上 | 事務委託料11か月分 | 1/2計上 | ¥275,000 | 同上 |
| 27 | 16 | 24.4.23 | ¥73,800 | フラーワー観光 | 航空券・宿泊代 | 青森～羽田往復、1泊（4 月28日～29日） | 73,800 | 旅行目的は「拉致国民大集出 席」と説明しているが、県政と のかわりで行われたか、どのよ うな政務調査活動が行われたか 、外形上も検証できない。1泊旅 行の旅費支出も高額である。 |
| 28 | 26 | 24.4.28 | ¥980 | 坂本自動車 | タクシー代 | 浜松町～日比谷 | 980 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|----------|----------|-----------------------|---------|---|
| 29 | 27 | 24.4.29 | ¥980 | グリーンキャブ | 同上 | 日比谷～浜松町 | 980 | 同上 |
| 30 | 77 | 24.6.27 | ¥68,600 | トラワー観光 | 航空券・宿泊代 | 青森～羽田往復、1泊（7月9日～10日） | 68,600 | 「第12回日本をリードする議員のための政策塾」と説明されているが具体的に県政とのかかわりや具体的な活動などのような政務調査活動が行われたか、外形上も検証できない。1泊旅行の旅費支出も高額である。 |
| 31 | 93 | 24.7.9 | ¥3,000 | 日本生態系協会 | 参加費 | 第12回日本をリードする議員のための政策塾 | 3,000 | 同上 |
| 32 | 202 | 24.11.12 | ¥111,065 | 日本郵便 | 案内状郵送代 | 県政報告会 / 164通 | ¥5,533 | 後援会活動分の含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件使用基準に合致しないというべきである。 |
| 33 | 206 | 24.11.16 | ¥3,040 | 同上 | 同上 | 同上 / 38通 | ¥1,520 | 同上 |
| 34 | 219 | 24.12.11 | ¥76,335 | 同上 | 同上 | 1036通 | ¥38,168 | 同上 |
| 35 | 276 | 25.2.13 | ¥21,645 | 同上 | 同上 | 291通 | ¥10,823 | 同上 |
| 36 | 277 | 25.2.14 | ¥25,550 | 同上 | 同上 | 358通 | ¥12,775 | 同上 |
| 37 | 220 | 24.12.11 | ¥15,750 | アート印刷 | 入場整理券印刷代 | 1,000枚 | ¥7,875 | 同上 |
| 38 | 221 | 24.12.12 | ¥25,200 | 佐野印刷 | 同上 | 同上 | ¥12,600 | 同上 |
| 39 | 307 | 25.3.25 | ¥106,000 | 弘前パークホテル | 会場借上げ料 | | ¥53,000 | 同上 |
| 40 | 7 | 24.4.13 | ¥1,880 | 為我井悟 | 新聞購読料 | 聖教新聞 4月分 | ¥1,880 | 宗教団体が発行する新聞の購読料である。宗教団体の活動を支えるものでも合致しないというべきである。 |
| 41 | 24 | 24.4.27 | ¥5,807 | 佐藤新聞店 | 同上 | 陸奥新報、朝日新聞 | ¥2,904 | 領収証の宛名は議員個人名である。自宅での家族的な購読料を超える支出は目的外支出である。 |
| 42 | 25 | 24.4.27 | ¥3,568 | 中村新聞店 | 同上 | 日経新聞 | ¥1,784 | 同上 |
| 43 | 70 | 24.6.14 | ¥3,000 | 奥庁生協 | 冊子代 | 県職員録 | ¥2,000 | 携帯用としての購入があるとするれば、それで足りるというべきであり、他の2冊分は用途基準に適合しない。 |
| 44 | 23 | 24.4.27 | ¥25,000 | 藤崎ガス | 事務所賃貸料 | 50,000 × 1/2 | ¥25,000 | 自身が役員を務める会社に家賃を支払うというのは利益供与とも疑われる。 |

| | | | | | | | | |
|------|-----|----------|----------------|-----------|------------------------------|----------|--|--|
| 45 | | ¥275,000 | 同上 | 同11か月分 | 1/2計上 | ¥275,000 | 同上 | |
| 46 | 294 | ¥167,140 | ヤマダ電機 | 事務用機器購入代 | パソコン、接続ケーブル/ 全額計上 | ¥167,140 | 自身が役員を務める会社に設置した事務所に置くパソコン購入費と思料される。会社の使用も想定される。本件使用も基準に合致しない支出である。 | |
| 47 | 21 | ¥10,000 | 事務所職員 | 職員日当 | 運転手代/秋田港調査 | ¥10,000 | 債権者が不明であるばかりでなく、本件支出と県政に関する政務調査活動との関連性が不明である。 | |
| 48 | | ¥20,000 | 同上 | 同上 | 運転手代2回分 | ¥20,000 | 同上 | |
| 49 | 61 | ¥20,000 | 同上 | アルバイト代 | 調査資料整理 | ¥20,000 | 藤崎ガスに対し事務委託をおこなっているとして、本件支出は二重の支出とも疑われる。 | |
| 50 | 233 | ¥30,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥30,000 | 同上 | |
| 51 | 234 | ¥30,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥30,000 | 同上 | |
| 52 | | ¥420,000 | 同上 | 残りアルバイト代 | 同上 | ¥420,000 | 同上 | |
| 計 | | | | | | | ¥2,460,286 | |
| 工藤兼光 | 1 | ¥39,365 | 西海観光(株) | 航空券代 | 神奈川県藤沢市/鰻雑魚入荷状況調査 | ¥39,365 | 県政とのかかわりで、具体的にどのような調査が行われたのか検証できない。 | |
| | 2 | ¥43,885 | 同上 | 航空券代及び宿泊代 | 東京/国の補正予算に関する意見交換 | ¥43,885 | 具体的にどのような政務調査活動が行われたか客観的に検証できない。 | |
| | 3 | ¥94,890 | (株)近畿日本ツーリス卜東北 | 同上 | 徳島県/とくしま集落再生プロジェクト古民家再生集落等調査 | ¥94,890 | 行程表、政務調査報告書が示されているが、県政とのかかわりが不明である。 | |
| | 4 | ¥12,000 | 内町タクシー | タクシー借上げ料 | 同上 | ¥12,000 | 同上 | |
| | 5 | ¥300,000 | つがる西地域振興研究委 | 農業研究委託費 | 平成24年度分 | ¥300,000 | 領収証には「平成24年度委託料」と記載されている。県政とのかかわりで具体的にどのような業務を委託したのか検証できない。組織を支えるための寄付とも思料される。 | |
| | 6 | ¥300,000 | 同上 | 同上 | 後期分委託料 | ¥300,000 | 後期分の委託料として、上記委託料に「前期分」との説明はなく、年度分の委託料と受け取れる記載である。支出である業務委託に対する支出である。 | |

| | | | | | | | | |
|----|----|----------|------------|--------------|--------------------|--------------------|------------|---|
| 7 | 27 | 24.12.20 | ¥22,040 | 深浦町会計管理者 | 会場使用料 | 深浦町町民総合センター | ¥11,020 | 不明であるばかりか二重の支出も疑われる。 |
| 8 | 34 | 25.1.22 | ¥34,080 | 鯉ヶ沢町会計管理者 | 同上 | 鯉ヶ沢町舞戸公民館 | ¥17,040 | 後援会活動分が含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件使用基準に合致しないというべきである。 |
| 9 | 28 | 24.12.27 | ¥70,000 | (有)光陽印刷 | 議会報告会開催案内のための広報印刷代 | 深浦町町民総合センター | ¥35,000 | 同上 |
| 10 | 33 | 25.1.22 | ¥85,680 | 同上 | 同上 | 鯉ヶ沢町舞戸公民館 | ¥42,840 | 同上 |
| 11 | 11 | 24.6.14 | ¥3,000 | 青森県庁消費生活協同組合 | 青森県職員録 | 3冊(議会執務室用、自宅用、携帯用) | ¥2,000 | 携帯用にも1冊購入しているところ、あとの2冊分は目的外支出である。 |
| 12 | 15 | 24.9.24 | ¥157,500 | (株)陸奥新報社 | 印刷製本代 | 内消費税7500円 | ¥78,750 | 後援会活動分が含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件使用基準に合致しないというべきである。 |
| 13 | 38 | 25.2.13 | ¥154,350 | 同上 | 同上 | 内消費税7350円 | ¥77,175 | 同上 |
| 14 | | | ¥1,339,000 | 臨時職員 | 4～9月分、12～2月分 | | ¥1,339,000 | 債権者名の他雇用契約内容、勤務実態も不明である。家族への支出も疑われる。 |
| 15 | 23 | 24.10.25 | ¥126,000 | 同上 | 10月分給料 | 6000円×21日間 | ¥126,000 | 「議会広報活動及び地域の要望課題など情報収集」と但し書きの関連も不明であり、債権者名も不明であるところ、本件使用基準に合致しない支出というべきである。 |
| 16 | 24 | 24.10.25 | ¥126,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥126,000 | 同上 |
| 17 | 50 | 25.3.25 | ¥42,000 | 同上 | 3月分給料 | | ¥42,000 | 年度末に集中して人件費を支出している。債権者も不明で、単に政務調化しているものと思料される。 |
| 18 | 51 | 25.3.25 | ¥84,000 | 同上 | 同上 | | ¥84,000 | 同上 |
| 19 | 52 | 25.3.25 | ¥84,000 | 同上 | 同上 | | ¥84,000 | 同上 |
| 20 | 53 | 25.3.25 | ¥72,000 | 同上 | 同上 | | ¥72,000 | 同上 |
| 21 | 54 | 25.3.25 | ¥90,000 | 同上 | 同上 | | ¥90,000 | 同上 |

| | | 22 | 55 | 25.3.25 | ¥120,000 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥120,000 | 同上 |
|----|----|---------|-----|---------|----------|--------------|--------------|--------------------------------|----------|---|
| | | 議員持ち出し分 | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | |
| 同元 | 行人 | 1 | 28 | 24.3.28 | ¥36,840 | 日本航空 | 航空券代 | 東京都 / 教育行政に関する調査 | ¥36,840 | 訪問先の明らかでなく、県政に關わつて具体的にどのような政務調査活動がなされたのが検証できない。 |
| | | 2 | 332 | 25.2.10 | ¥35,340 | 同上 | 同上 | 同上 / 商工行政に関する調査 | ¥34,350 | 同上 |
| | | 3 | 2 | 24.4.30 | ¥2,800 | 田沢新聞販売店 | 陸奥新報 | 事務所に配達されている新聞 | ¥1,867 | 事務所での購読料である。政務調査活動の他後援会活動、その他一般的な議員活動と按分し、計上すべきであり、使途基準に合致する支出は本件に過ぎない。 |
| | | 4 | | | ¥30,800 | 同上 | 同上 | 11か月分 | ¥20,533 | 同上 |
| | | 5 | 59 | 24.6.4 | ¥1,449 | メディアアイン城東店 | 書籍代 | 「あの小さなお店が儲かり続ける理由」 | ¥1,449 | 県政とのかわり不明である。 |
| | | 6 | 62 | 24.6.14 | ¥2,000 | 青森県庁消費生活協同組合 | 同上 | 青森県職員録 会派控室用、事務所用 | ¥1,000 | 1冊を超える購入費支出は目的外支出である。 |
| | | 7 | 121 | 24.8.7 | ¥3,570 | レインゴウ事務機 | 事務用品代 | 封筒代 県政報告送付用封筒 267通 | ¥1,785 | 後援会活動分が含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件使用基準に合致しない支出といふべきである。 |
| | | 8 | 158 | 24.9.19 | ¥19,780 | 弘前浜の町郵便局 | 送付料 / 県政報告送付 | 236通 × @65、53通 × @80、1通 × @200 | ¥9,890 | 同上 |
| | | 9 | 160 | 24.9.19 | ¥8,000 | 同上 | 切手代 / 県政報告送付 | @80 × 100 | ¥4,000 | 同上 |
| | | 10 | 36 | 24.5.8 | ¥3,100 | 東日本電信電話 | 電話代 | | ¥3,100 | 3月分電話代である。本件政務調査費の充当期間外に係る支出である。 |
| | | 11 | 3 | 24.4.30 | ¥14,000 | 松田 大吾 | 事務所賃借料 | 42,000円 × 1/3 | ¥3,500 | 「政務調査、政党支部、後援会による按分しと説明している。員活動にも使用され、一般的なものと混同され、4分の1を超える支出は使途である。 |
| | | 12 | | | ¥154,000 | 同上 | 同上 | 11か月分 | ¥38,500 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|----------|---------------|---------|---------------------|----------|----------------------|
| 13 | 33 | 24,531 | ¥1,136 | 東北電力 | 電気代 | | ¥284 | 同上 |
| 14 | | | ¥16,453 | 同上 | 同上 | 10か月分 | ¥4,113 | 同上 |
| 15 | | | ¥37,764 | 東日本電信電話 | 電話代 | 10か月分 | ¥9,441 | 同上 |
| 16 | | | ¥25,628 | サンデー他 | 事務用品代 | 1/3計上分の計 | ¥6,407 | 同上 |
| 17 | 123 | 24,812 | ¥25,006 | ケーズデンキ | 同上 | プリンタ購入/全額計上 | ¥6,252 | 同上 |
| 18 | 244 | 24,12,23 | ¥25,360 | サンデー | 同上 | ハードディスク、CD R / 全額計上 | ¥6,340 | 同上 |
| 19 | | | ¥913 | 弘前事務機器商会、成田本店 | 同上 | 全額計上分 | ¥685 | 同上 |
| 20 | 4 | 24,430 | ¥80,000 | 事務職員 | 給与 | 240,000円×1/3 | ¥80,000 | 権限者が不明で、家族への支出も疑われる。 |
| 21 | | | ¥880,000 | 同上 | 給与11か月分 | | ¥880,000 | 同上 |
| 22 | 5 | 24,430 | ¥50,000 | 同上 | 給与 | | ¥50,000 | 同上 |
| 23 | | | ¥550,000 | 同上 | 給与11か月分 | | ¥550,000 | 同上 |
| 24 | 9 | 24,44 | ¥10,000 | 政務調査運転手 | 運転手人件費 | 商工行政に関する調査 | ¥10,000 | 同上 |
| 25 | | | ¥910,000 | 同上 | 同上 | 91回分 | ¥910,000 | 同上 |

議員持ち出し分

計

¥ - 12,462
¥2,657,874

| | | | | | | | | | |
|------|---|----|--------|----------|---------------------|-----------|------------------------------|----------|---|
| 西谷 洌 | 1 | 8 | 24,419 | ¥55,140 | J T S みちのく (株) | 航空券代 | 日比谷公会堂 / 拉致被害問題調査 | ¥55,140 | 県政とのかかわりでのどのような政務調査活動が行われたのかが不明である。 |
| | 2 | 24 | 24,517 | ¥184,400 | 機専栄サービス日専連旅行センター | 航空券代・宿泊費 | 台湾における青森プロモーション | ¥184,400 | 行程表などが示されている。ミツシヨン団と同行した旅行であるが、具体的に独自にどのような政務調査活動が行われたのかが検証できない。個人的支出といへきである。 |
| | 3 | 34 | 24,61 | ¥40,800 | J T S みちのく (株) | 同上 | 横浜 中華街 / 中国及び台湾観光客への対応のための調査 | ¥40,800 | 県政とのかかわりでのどのような政務調査活動が行われたのかが不明である。 |
| | 4 | 84 | 24,713 | ¥28,965 | 株式会社アール・エス・ティ・エス事業部 | J R 及び宿泊代 | 東京都墨田区 / 墨田区 I T 事業調査 | ¥28,965 | 同上 |
| | 5 | 85 | 24,726 | ¥5,625 | 一般社団法人墨田区観光協会 | 視察費 | 東京都墨田区 / 視察費 | ¥5,625 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|----|----------|---------|------------------------------|---------------|--------------------------------|---------|--|
| 6 | 96 | 24,11.10 | ¥23,100 | (株)沖東交通 | タクシー代 (チャーター) | 沖繩 / 観光地におけるアウゼン (道路) 並びに施設の調査 | ¥23,100 | 「沖繩産プラザH～美ら海水族館」の移動手段と説明されているが、県政とのかわりりが不明である。個人的支出といふべきである。 |
| 7 | 97 | 24,11.10 | ¥1,620 | 沖繩美ら海水族館 | 入館料 | 同上 | ¥1,620 | 県政とのかわりりが不明である。個人的支出といふべきである。 |
| 8 | 9 | 24,4.23 | ¥2,800 | 陸奥新報中央専売所 | 新聞購読料 | 口座引き落とし | ¥1,400 | 自宅での購読に係る支出と思料される。家族的な購読も容易に推認されるどころ、少ないと推定される。2分の1は使途基準に適合しない。 |
| 9 | 10 | 24,4.25 | ¥3,007 | 朝日新聞弘前 | 同上 | 同上 | ¥1,504 | 同上 |
| 10 | 11 | 24,4.26 | ¥2,950 | 東奥日報販売 | 産経新聞 | 同上 | ¥1,475 | 同上 |
| 11 | 12 | 24,4.26 | ¥3,000 | 同上 | 東奥日報 | 同上 | ¥1,500 | 同上 |
| 12 | | | ¥22,560 | | 聖教新聞購読料 | @1880 x 12 | ¥22,560 | 宗教団体が発行する新聞の購読料である。宗教団体の活動を支援するものでもあつたところ、使途基準に適合しないといふべきである。 |
| 13 | 42 | 24,6.20 | ¥2,000 | 青森県消費生活協同組合 | 図書購入費 | 「青森県職員録」持ち運び用、卓上用 (保管用) の2冊 | ¥1,000 | 持ち運び用として1冊購入しているから他の1冊は不要な購入である。 |
| 14 | 99 | 24,11.18 | ¥462 | 成田本店 | システム手帳リーフ | 1/2計上 | ¥277 | 手帳は政務調査活動の他に、後援活動、その他一般的な使用にも供されていると認められる。5分の1を超える支出は本件使用基準への適合性に欠けるといふべきである。 |
| 15 | 18 | 24,5.1 | ¥1,525 | (株)エヌ・ティ・エー・ドコモ | 携帯電話料 | 1/2のみ計上 | ¥1,017 | 携帯電話は政務調査活動、後援活動、その他一般的な使用にも供される。私的使用分を2分の1とし、残り3分の1を6分の1を超えない支出として使途基準に適合しない支出といふべきである。 |
| 16 | | | ¥15,243 | (株)エヌ・ティ・エー・ドコモ・インターネット・サービス | 同上10か月分 | 同上 | ¥10,162 | 同上 |
| 17 | 60 | 24,8.9 | ¥4,290 | オプティムビュー | プリンターインク代 | | ¥4,290 | 他の支出から、プリンターを使 |

| | | | | | | | | | |
|-------|----|-----|----------|----------|-----------------------|-------------|---------------------------|----------|--|
| | 18 | 107 | 24.12.12 | ¥2,000 | 弘前郵便局 | 八ガキ代 | 政務調査での視察、調査先への御礼挨拶用 | ¥2,000 | 「政務調査での視察、訪問先への御礼挨拶用」と説明されているが、だからといって一度に40枚もの葉書を購入する必然性を説明するには理由に欠ける。個人的な支出といふべきである。 |
| | 19 | 119 | 25.1.24 | ¥8,470 | S. K. K情報 ビジネス専門学校 | F A Xリボン代 | 政務調査専用 F A X | ¥6,353 | 政務調査専用 F A X リボン10本分に係る支出であると説明する。しかし、F A X 電話料に係る支出も計上され、F A X でおおの賃先による領収証では、真正の宛先も個人である。利益供与に先当されたと思料される。 |
| | 20 | 14 | 24.4.27 | ¥50,000 | 事務職員 | 賃金 | | ¥50,000 | 勤務場所、勤務実態、雇用契約の他、債権者が不明である。家族への支出とも疑われる。 |
| | 21 | | | ¥550,000 | 同上 | 賃金11か月分 | | ¥550,000 | 同上 |
| | | | | | 計 | | | ¥993,187 | |
| 花田 栄介 | 1 | 1 | 24.4.3 | ¥5,500 | むつブランドホテル | 宿泊代 | むつ市 / 大間原子力発電所に係る調査 素泊まり代 | ¥5,500 | 具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。個人的支出といふべきである。 |
| | 2 | 2 | 24.4.4 | ¥8,200 | ルポール麹町 | 同上 | 東京都 / 県産品販売促進に係る調査 | ¥8,200 | 同上 |
| | 3 | 3 | 24.4.5 | ¥6,700 | 東日本旅客鉄道 株 | J R 切符代 | 同上 | ¥6,700 | 同上 |
| | 4 | 61 | 24.9.15 | ¥14,730 | 同上 | 同上 | 横浜市 / 地方分権改革に係る調査 | ¥14,730 | 同上 |
| | 5 | 72 | 24.10.11 | ¥28,500 | J T B 東北 | 同上 | 東京都 / 青森県人会に係る調査 | ¥28,500 | 同上 |
| | 6 | 73 | 24.10.13 | ¥5,600 | ニューセントラルホテル | 宿泊代 | 東京都 / 同上 | ¥5,600 | 同上 |
| | 7 | 104 | 25.1.21 | ¥99,150 | ㈱日本旅行東北 | 航空券・J R 切符代 | 広島県尾道市・福井県おおい町 | ¥99,150 | 「津軽海峡フェリー新造船大函丸及び原子力発電行政に係る調査」と説明し、行程表も示しているが、具体的にどのような調査が行われたのか検証できない。 |
| | 8 | 106 | 25.1.24 | ¥6,615 | ホテルアルスタ | 宿泊代 | 同上 | ¥6,615 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|----|---------|----------|------------------|--------------|---------------|----------|---|
| 9 | 23 | 24.6.1 | ¥300,000 | 山本商店 | 切手代 | 青森市 | ¥150,000 | 後援会活動分が含まれている蓋然性が高い。2分の1を超える支出は本件使用基準に合致しない支出といふべきである。 |
| 10 | 27 | 24.6.20 | ¥163,800 | 長尾印刷(株) | 県政報告会討議資料印刷 | 同上 | ¥81,900 | 同上 |
| 11 | 28 | 24.6.20 | ¥109,200 | 同上 | 県政報告会封筒印刷 | 同上 | ¥54,600 | 同上 |
| 12 | 29 | 24.6.20 | ¥54,600 | 同上 | 県政報告会出欠はがき印刷 | 同上 | ¥27,300 | 同上 |
| 13 | 44 | 24.7.27 | ¥250,000 | ホテル青森 | 会場借上料 | 同上 | ¥125,000 | 同上 |
| 14 | 9 | 24.4.27 | ¥3,000 | 東奥日報販売 | 新聞購読料 | 東奥日報 | ¥2,000 | 事務所での購読料である。政務調査活動の他後援会活動、その他一般的な議員あり、使用基準に合致しないといふべきである。 |
| 15 | | | ¥33,000 | 同上 | 同上11か月分 | 同上 | ¥22,000 | 同上 |
| 16 | 10 | 24.4.27 | ¥2,600 | 毎日新聞青森販売所 | 新聞購読料 | デーリー東北 | ¥1,733 | 同上 |
| 17 | | | ¥28,600 | 同上 | 同上11か月分 | 同上 | ¥19,067 | 同上 |
| 18 | 25 | 24.6.14 | ¥2,000 | 青森県庁生協 | 図書購入費 | 議員控室と事務所用 | ¥1,000 | 1冊を超える購入費に政務調査費を充当するのは本件使用基準に合致しない。 |
| 19 | 4 | 24.4.10 | ¥912 | 青森市 | 水道料金 3月分 | 3,649 × 1/4 | ¥912 | 本件政務調査費の充当期間外債務に係る支出である。 |
| 20 | 22 | 24.5.31 | ¥7,792 | ㈱エヌ・ティ・エム・ティ・ドコモ | 携帯電話料金 5月分 | 15585 × 1/2 | ¥5,195 | 携帯電話は政務調査活動、後援会活動、その他一般的な私的私的使用にも供され、残り3分の1、その3分の1支出は(全体の6分の1)を超える支出といふべきである。 |
| 21 | | | ¥11,088 | ㈱エヌ・ティ・エム・ティ・ドコモ | 6月分、11月分 | 1/2計上 | ¥7,392 | 同上 |
| 22 | 37 | 24.7.3 | ¥57,750 | 長尾印刷(株) | 名刺印刷 | 115,500 × 1/2 | ¥57,750 | 名刺印刷代支出に政務調査費を充当するのは本件使用基準に適 |

| | | | | | | | | | |
|-------|---------|-----|--------|------------|----------------|------------|--|------------|--|
| | 23 | 11 | 24,427 | ¥75,000 | 事務職員 | 給与 | 150,000 × 1/2 | ¥75,000 | 雇用契約、勤務実態の他債権者名も不明である。家族への生活費還基に適合しない支出である。 |
| | 24 | | | ¥825,000 | 同上 | 同上 | 150,000 × 1/2 × 11か月 | ¥825,000 | 同上 |
| | 25 | 12 | 24,427 | ¥65,000 | 同上 | 同上 | 13,0000 × 1/2 | ¥65,000 | 同上 |
| | 26 | | | ¥715,000 | 同上 | 同上 | 13,0000 × 1/2 × 11か月 | ¥715,000 | 同上 |
| | 議員持ち出し分 | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | |
| | | | | ¥2,394,964 | | | | ¥2,394,964 | |
| 長尾 忠行 | 1 | 67 | 24,518 | ¥184,400 | 専栄サービス | 台湾調査・旅行代金 | 台湾 / 台湾航空ミツシヨン他調査 | ¥184,400 | 行程表などが示されている。ミツシヨン団と同行した旅行であるが、具体的に独自にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。個人的支出である。 |
| | 2 | 143 | 24,725 | ¥36,700 | 日本旅行東北 | J R 券、ホテル代 | 東京都 / スポーツ振興意見交換 | ¥36,700 | 県政とのかかわりで、具体的にどのような政務調査活動が行われたのか、外形上も検証できない。 |
| | 3 | 321 | 25,115 | ¥6,000 | 青森スポーツツクリエイション | 講演会会費 | 青森市 / B J リーグ講演会会費 | ¥6,000 | 同上 |
| | 4 | 339 | 25,126 | ¥7,500 | ホテル青森 | 宿泊費 | 青森市 / 循環型社会形成意見交換 | ¥7,500 | 同上 |
| | 5 | 359 | 25,228 | ¥54,140 | 日本旅行東北 | 航空券代 | 東京都 / 平成24年度補正予算及び平成25年度予算案について総務省、農水省、国交省と研修会及び意見交換 | ¥54,140 | 同上 |
| | 6 | 368 | 25,214 | ¥1,970 | 朝日自交 | タクシー利用料金 | 同上 | ¥1,970 | 同上 |
| | 7 | 369 | 25,215 | ¥12,500 | ホテルニューオータニ | 宿泊費 | 同上 | ¥12,500 | 同上 |
| | 8 | 29 | 24,427 | ¥54,140 | 日本旅行東北 | 航空券代往復 | 東京都 / 再生可能エネルギーフォーラム参加 | ¥54,140 | 「スぺイン・再生可能エネルギーフォーラム」に係るプログラムは示されているが、県政とのかかわりで具体的にどのような政務調査活動が行われたのか検証できない。 |
| | 9 | 46 | 24,518 | ¥1,070 | 松川タクシー | タクシー代 | 同上 | ¥1,070 | 同上 |
| | 10 | 48 | 24,518 | ¥9,009 | 都市センターホ | 宿泊費 | 同上 | ¥9,009 | 同上 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|----------|---------|--------------|-------------------|--------------------------|---------|---|
| 11 | 49 | 24.5.9 | ¥980 | テル 細木タクシー | タクシー代 | 同上/都市センターホテル ~ホテルオークラ | ¥980 | 同上 |
| 12 | 50 | 24.5.9 | ¥1,070 | 弥生交通(株) | 同上 | 同上/ホテルオークラ~浜 松町 | ¥1,070 | 同上 |
| 13 | 108 | 24.6.20 | ¥3,968 | 写真のかさい | 写真プリント | 平川市/県政報告資料写真 代 | ¥3,968 | 120円×35枚=4200円、値引き 後3968円と説明されている。大 きい版のプリント代金である ところ、目的外の支出が疑われる。 |
| 14 | 194 | 24.9.18 | ¥7,870 | 同上 | 同上 | 同上 | ¥7,870 | 37円×246枚=9102円、値引き 後7870円と説明されている。が 246枚という数字から個人的支 出が含まれているというべきで ある。 |
| 15 | 260 | 24.11.27 | ¥17,350 | 日本郵便 | 県政報告会案内/八ガ キ | @50×347枚 | ¥8,675 | 後援会活動分が含まれている蓋 然性が高い。2分の1を超える 支出は本件用途基準に合致しな い支出といふべきである。 |
| 16 | 265 | 24.11.28 | ¥6,550 | 同上 | 同上 | @50×131枚 | ¥3,275 | 同上 |
| 17 | 303 | 25.1.7 | ¥2,560 | 同上 | 県政報告会案内 | @80×32枚 | ¥1,280 | 同上 |
| 18 | 313 | 25.1.12 | ¥21,400 | 津軽新報社 | 県政報告会案内/八ガ キ印刷 | 官製はがき300枚代金含む | ¥10,700 | 同上 |
| 19 | 324 | 25.1.15 | ¥5,000 | 日本郵便(株) | 県政報告会案内/八ガ キ | 官製はがき100枚 | ¥2,500 | 同上 |
| 20 | 314 | 25.1.12 | ¥24,150 | 津軽新報社 | 県政報告会ポスター 印刷 | A1版ポスター 50枚 | ¥12,075 | 同上 |
| 21 | 315 | 25.1.12 | ¥6,615 | 同上 | 県政報告会封筒印刷 | 長3封筒1000枚 1/2計上 | ¥3,308 | 同上 |
| 22 | 325 | 25.1.15 | ¥16,295 | 日本郵便(株) | 県政報告会案内切手 郵送料 | @80×42通、@65×199通 | ¥8,148 | 同上 |
| 23 | 364 | 25.2.12 | ¥40,600 | 津軽みらい(農協) | 農協会館使用料 | 平川市 | ¥20,300 | 同上 |
| 24 | 26 | 24.4.26 | ¥2,800 | 陸奥新報社 | 新聞購読料 4月分 | | ¥1,400 | 領収書には扱いきり印も無く、真 正のものであるかどうか疑われ る。自宅での購読に政務調査費 を充当したとも思料されるところ、 2分の1は個人的支出である。 |
| 25 | | | ¥30,800 | 同上 | 新聞購読料 5~3月 分 | | ¥15,400 | 自宅での購読に政務調査費を充 当したとも思料されるところ、 2分の1は個人的支出である。 |

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|---------|----------|-------------|------------|---------|---|
| 26 | 28 | 24.4.27 | ¥6,007 | 松本新聞店 | 新聞購読料 4月分 | 東奥日報、読売新聞 | ¥3,004 | 同上 |
| 27 | | | ¥66,077 | 同上 | 新聞購読料 5～3月分 | 同上 | ¥33,039 | 同上 |
| 28 | 30 | 24.4.28 | ¥1,835 | 山形芳弘 | 新聞購読料 4月分 | 公明新聞 | ¥918 | 同上 |
| 29 | | | ¥20,185 | 同上 | 新聞購読料 5～3月分 | 同上 | ¥10,093 | 同上 |
| 30 | 102 | 24.6.14 | ¥2,000 | 県庁生協 | 青森県職員録 2冊 | | ¥1,000 | 1冊を超える購入は違法法である。 |
| 31 | 356 | 25.2.7 | ¥79,800 | 津軽新報社(株) | 県議会報告書印刷代 | 1000枚 | ¥39,900 | 後援会活動分が含まれている蓋然性が高い。使用基準に合致しない支出といふべきである。 |
| 32 | 343 | 25.1.28 | ¥8,600 | 写真のかさい | 写真プリント | @120円×72枚 | ¥8,600 | 議会活動報告書資料写真と説明プリントの必要性が不明であるところ、個人的支出といふべきである。 |
| 33 | 21 | 24.4.25 | ¥1,472 | 平川市 | 上、下水道 4月分 | 5889円×1/4 | ¥1,092 | 使用期間 3 / 3～4 / 2のものであるところ、31分の29は本件政務調査費充当期間外に係る支出である。 |
| 34 | 22 | 24.4.25 | ¥3,436 | 東北電力 | 電気料 4月分 | 13745円×1/4 | ¥3,436 | 使用期間 3 / 19～4 / 16のものであるところ、29分の13は本件政務調査費充当期間外に係る支出である。 |
| 35 | | | ¥15,903 | 平川市 | 上、下水道 5～3月分 | | ¥5,301 | 事務所は自宅に設置されていると想定される。自宅での水道料の4分の1を計上しているが、残り3分の3を2分の1とし、残り1分を政務調査活動、後援会活動、その他一般的な議員活動分に按分し、全体の6分基準に適合しないといふべきである。 |
| 36 | | | ¥41,514 | 東北電力 | 電気料 5～3月分 | | ¥13,838 | 事務所は自宅に設置されていると想定される。自宅での電気料の4分の1を計上しているが、残り3分の3を2分の1とし、残り1分を政務調査活動、後援会活動、その他一般的な議員活動分に按分し、全体の6分基準に適合しないといふべきである。 |
| 37 | 2 | 24.4.2 | ¥1,787 | N T T コモ | 携帯電話料 3月分 | 3575円×1/2 | ¥1,787 | 使用期間 3月分に係る支出である。 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----|---------|----------|----------|-----------------|--------------|----------|----|--|
| | | | | | | | | | るところ、本件政務調査費充当期間外に係る支出である。 |
| 38 | 15 | 24,4,16 | ¥1,616 | N T T | 電話代 3 月分 | 6465 円 × 1/4 | ¥1,616 | 同上 | 携帯電話は個人的な使用にも供される。携帯電話料の 2 分の 1 を計上しているが、個人の政務調査活動、議員の 1 を超えるし、全体の使途基準に適合しないといふべきである。 |
| 39 | | | ¥19,718 | N T T コモ | 携帯電話料 5 ~ 3 月分 | | ¥13,145 | 同上 | 事務所は自宅に設置されているが、残りを政務調査活動、後援会活動に按分し、は本件使途基準に適合しないといふべきである。 |
| 40 | | | ¥22,012 | N T T | 電話代 5 ~ 3 月分 | | ¥7,337 | 同上 | 事務所は自宅に設置されているが、残りを政務調査活動、後援会活動に按分し、は本件使途基準に適合しないといふべきである。 |
| 41 | 106 | 24,6,17 | ¥25,000 | 弘伸電気 | パソコンプリンター | 50000 × 1/2 | ¥16,667 | 同上 | 自宅事務所の設置されているプリンターである。2 分の 1 を計上しているが家族の使用を 2 分の 1 とし、残りを政務調査活動、後援会活動に按分し、は本件使途基準に適合しないといふべきである。 |
| 42 | 399 | 25,3,3 | ¥695 | ホームツク | コピー用紙代 | 1390 円 × 1/2 | ¥463 | 同上 | 前記プリンターで使用されるコピー用紙である。家族の使用を 2 分の 1 とし、残りを政務調査活動、後援会活動に按分し、は本件使途基準に適合しないといふべきである。 |
| 43 | 112 | 24,6,26 | ¥1,312 | 津軽新報社 | 名刺代 1 箱 | 2625 円 × 1/2 | ¥1,312 | 同上 | 名刺代支出は本件使途基準に適合しない支出である。 |
| 44 | 33 | 24,4,30 | ¥40,000 | 事務職員 | 事務整理手当 (4 月分) | 全額計上 | ¥40,000 | 同上 | 債権者名、雇用契約、勤務実態が不明であるところ、個人的な支出も疑われる。 |
| 45 | | | ¥440,000 | 同上 | 事務整理手当 5 ~ 3 月分 | 同上 | ¥440,000 | 同上 | 同上 |

| | | | | | | | | | | |
|-------|----|----|--------|------------|------------------------|-------------|--------------|----|----------|---|
| | 46 | 34 | 24,430 | ¥90,000 | 運転手 | 調査運転手当(4月分) | 同上 | 同上 | ¥90,000 | 9日分の運転手賃金を計上しているが債権者名、雇用契約、勤務実態が不明であるところ、個人的な支出も疑われる。 |
| | 47 | | | ¥870,000 | 同上 | 調査運転手当5~3月分 | 同上 | 同上 | ¥870,000 | 同上 |
| 計 | | | | | | | | | | |
| | | | | ¥2,070,924 | | | | | | |
| 神山 久志 | 1 | 8 | 24,416 | ¥6,007 | (有)村石商店 | 新聞購読料4月分 | 東奥日報、毎日新聞 | | ¥3,004 | 自宅での購読と思料される。家庭での購読にも充てられているものと思料される。2分のみは個人的購読料というべきである。 |
| | 2 | | | ¥66,077 | 同上 | 新聞購読料11か月分 | 同上 | | ¥33,039 | 同上 |
| | 3 | 13 | 24,426 | ¥29,137 | (株)森内畜産 | 青森事務所賃借料 | 4月分 按分率1/2 | | ¥9,712 | 事務所は政務調査活動の他後援活動やその他の一般的な議員に就いて按分計上すべきであるところ、政務調査活動、後援会活動、その他一般的な議員活動に按分して3分の1を超えないという使用基準に適合しないというべきである。 |
| | 4 | | | ¥320,507 | 同上 | 同上 | 5~3月分 1/2 | | ¥106,836 | 同上 |
| | 5 | 16 | 24,429 | ¥698 | 青森ガス(株) | ガス料 | 同上 | | ¥233 | 同上 |
| | 6 | | | ¥7,324 | 同上 | 同上 | 5~3月分 1/2 | | ¥2,441 | 同上 |
| | 7 | 18 | 24,429 | ¥838 | 東北電力(株) | 電気料 | 同上 | | ¥279 | 同上 |
| | 8 | | | ¥11,624 | 同上 | 同上 | 5~3月分 1/2 | | ¥3,875 | 同上 |
| | 9 | 1 | 24,442 | ¥2,149 | N T T トコモ | 携帯電話料 | 3月分 按分率1/4 | | ¥2,149 | 使用期間3月分に係る支出であるところ、本件政務調査費充当期間外に係る支出である。 |
| | 10 | | | ¥14,309 | N T T トコモ / N T T フォイナ | 同上 | 4~2月分 按分率1/4 | | ¥4,770 | 携帯電話は個人的な使用にも供される。携帯電話料の4分の1を計上しているが、残りを政務調査活動、後援活動に按分し、全体の6分を超過しないという使用基準に適合しないというべきである。 |
| | 11 | 17 | 24,429 | ¥3,161 | N T T | 電話料 | 4月分 按分率1/2 | | ¥1,054 | 事務所は政務調査活動の他後援会活動やその他の一般的な議員活 |

| | | | | | | | | | |
|---------|---|---------|------------|---------------|--------------------------|------------|------------|---------------------------------------|--|
| 14 | | | ¥330,240 | 同上 | 6～3月分パソコン・デジタルカメラ複合機リース料 | | ¥247,680 | 同上 | |
| 15 | 2 | 24.4.17 | ¥840,000 | 自由民主党青森県支部連合会 | 委託料 4月分 | 28000円×30名 | ¥840,000 | 人件費としての支出である。どのような雇用契約なのか、勤務実態も不明である。 | |
| 16 | | | ¥9,240,000 | 同上 | 委託料 5～3月分 | 人件費支出 | ¥9,240,000 | 同上 | |
| 会派持ち出し分 | | | | | | | | ¥ - 13 | |
| 計 | | | | | | | | ¥11,046,663 | |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭